

1950年代の中国における農業生産合作化と
家族経営に関する研究 〔II〕

—東北、黒竜江省を対象して—

菅沼圭輔

3-54

1950s

1950年代の中国における農業生産合作化と家族経営に関する研究
—東北・黒竜江省を対象として—

(A Study of The Agricultural Collectivization and
Family-farm in Heilongjiang, China, 1950s)

(Ⅱ)

菅沼 主輔

1. 關於本會之宗旨及目的
 2. 關於本會之組織及職權
 3. 關於本會之經費及財產
 4. 關於本會之會員及名譽
 5. 關於本會之附屬機關
 6. 關於本會之解散及清算
 7. 關於本會之修訂及廢止
 8. 關於本會之其他事項

本會之宗旨在於研究學術，促進教育，普及知識，服務社會。凡我僑胞，如有志於此者，請踴躍參加。本會之組織由理事會及監事會組成，理事會為最高權力機關，監事會為監督機關。本會之經費由會員會費及社會捐助組成。本會之財產由理事會管理，不得挪作他用。本會之會員分為正式會員、名譽會員及贊助會員。凡我僑胞，如有志於此者，請踴躍參加。本會之附屬機關包括圖書館、演講廳、展覽室等。本會之解散及清算由理事會提出，經會員大會通過後，由清算委員會負責。本會之修訂及廢止由理事會提出，經會員大會通過後，由全體會員簽名生效。本會之其他事項，均依本會章程之規定辦理。

第9章 初級社における作業、経営管理—労働組織と生産手段の利用を中心に—

本章では初級社における作業、経営管理の実態を、まず労働組織、労務管理状況とそこにおける出役労働の評価と作業の質の保証問題との関連の考察、続いて、耕地、役畜の利用状況とこれらの出資高配当の問題の考察を通じて検討する（*）。

これらの実態は、労働力編成及び生産手段利用を巡る初級社と家族経営の差異から評価される。例えば出役労働評価は農家にとっては旧来の農業労働力雇用との比較で考慮されるであろうし、生産手段利用は個別的な利用との比較で評価されようと考えられる。

ただ、以下の考察の中で次の2点を注意せねばならない。第1に、出役労働の評価にしても、役畜、耕地の利用、管理および出資高配当にしても、初級社でそうした制度が整備される過程は上からの政治的圧力の下で進展した場合があり、実際の問題としてはむしろそれが最も主要な問題であったことが想定できる点である。

第2に制度的には社員と一律に述べられているのが、実際には家族労働力（出役労働力）、出資する耕地、役畜などの保有状況において階層差を持った農家であったこと。従って、この階層差を無視しては実態を論ずることが出来ない点である。

*：1955年の「全面的合作化」期の突入する時期に黒竜江省の農村工作会議では、既存の初級社の経営問題として経営管理の混乱、出役した社員の仕事待ちによる労働力の浪費、耕地や役畜の出資高配当の設定が低すぎる点、貧困農家の排斥、国家食糧買付けの忌避などが挙げられていた（『黒竜江農業合作史』、pp183-184、参照）。本章で取り上げる諸問題は合作化のプロセスで無届の課題となっていた組織の強化・安定化に直接関連するものでもあった。

そして、最後に初級社の収益分配問題が労働力、生産手段利用問

題の総括部分として考察される。と言うのも、初級社の作業管理の成否は—例えば出役労働評価や作業の質の保証の成否は—、収穫後の収益分配で社員の世帯所得の増大を実現できたか否かによって決定されると考えるからである。

食糧増産を主とする初級社の経営方針と社員の所得とに関する問題も同様に重要だが、それは食糧買付政策の考察と併せて次章で考察することになる。

第1節 初級社の労働組織と出役労働の評価問題

本節では、適期作業を保証するための労働組織と出役労働の評価問題を考察する。ここでは、初級社実験期に設立されていた海倫県第17区 禄生村の王永珍初級社の事例から、初級社の労働組織と出役労働評価の改善を通じた作業の質の問題を考察する（註1）。

A) 初級社の労働組織、出役労働評価制度の変遷—作業割当のノルマ請負化と出来高分配制度の整備—

この事例では、1年の内に季節をおって改善されていった。その過程は4つの段階に分けられるので、まず概況を段階を追って整理する。

まず第1段階は、制度上の改善がなされる以前の1952年春の状況である。

当時は、毎日の作業計画を決定する制度がなく、すべて初級社主任が決定していた。また、労働点数制度が採用されていたが、「死分」（出役したことについて定められた点数を記帳する方法—普沼）なので、点数分しか作業をしない風潮が蔓延していた。

例えば、春季播種作業準備期の厩肥を圃場に搬入する作業では、10人近くの社員が1台の荷車を囲んでおり、仕事をやるものもいるが談笑するものもいるとか、小屋建設作業は本来2・3人で充分なのに10人が派遣されたと言う。

ここで生じた問題は、第1に、労働評価が出役事実でのみ行われ、

実労働時間で計測されていないことによる作業意欲低下の問題であった。第2は、初級社に作業と労働力配置の能力が欠如しているという労働評価以前の問題である。

第2段階は、同年の播種作業期である。当時は、上記にみられた労働力の浪費を解消するために、社員の労働能力に応じた生産組織と、労働力・畜力の「固定管理制度」を確立した。

これは、初級社の労働力を4つの生産組に技能や体力によって編成した役畜もその作業能力によって調整するものであった。また、生産組毎に労働力と役畜が固定され、各組で責任を持って管理することとした。

その結果、仕事待ちや欠勤がなくなり、役畜など「公共財産」の管理にも責任を持つようになったという。

ここでは、前段階と比べて何が改善されたか内容が定かでないが、恐らく、作業割り当てがうまくいくようになったことが示されているようである。

第3段階は、同年の夏季作業期である。春季に労働力と役畜、農具が特定の生産組に配置されたものの、しかし、労働の評価方法は依然として「死分」だったため、労働意欲を刺激できず、夏季作業で社員は量の達成のみを追求し、作業の質に注意しなかった。

そこで、初級社の管理委員会では、社員相互間で毎日作業が終わった後に、毎日に作業の質を検査させた。さらに、体力が劣り技術の低い社員を体力が強く技術の優れた社員の「徒弟」として、優秀な労働力に劣った労働力に作業の中で技術指導を行わせた。そして、中耕・除草の第1回目終了した時点で、労働点数を評価しあい、成績のよい社員を奨励した。

しかし、この方法も社員の相互監視を強化して、作業の質や技術水準の保証を確保できたが、労働意欲を引き出すことはできなかった、と言う。

この段階では、前段階で解決できなかった作業の量のみを追求し、質を軽視する傾向を、作業後の相互チェックで是正したが、それは労働意欲の刺激にはつながらなかったのである。

第4段階は、晩夏的小麦収穫期であるが、この時期には、「包工制」(作業請負制)が採用された。まず、生産組毎に異なる作業が割り当てられた。4つの生産組のうち、二つは小麦の刈り取り、一つは各農家の家仕事を、残りの婦人組は中耕作物の草抜きなどを担当した。

だが、収穫機を使用する小麦収穫作業では、1台の収穫機(新式農具一管沼)の後に14人がついて麦を束ねたが、縛り方が不均一で、落穂が多かった。

そこで、管理委員会は、麦30束に相当する耕地を1人に割り当て、結果が均等で、落穂が無い場合には、労働点数を12点与えると言う「出来高に応じて評価する、作業の質、量、完成期日を定めた短期的作業請負制」を行うことにした。

その結果、労働意欲の発揮に成功した。

この最後の段階には、労働点数そのものに作業の質の評価を取り込んだことで、作業の質と労働意欲の刺激とが実現できたのである。

総じて、春季以来の労働組織と労働評価の問題はここに一応の解決を見たのであるが、その問題点は3点に渡りそれぞれ次のように解決されたと整理できる。

第1は作業割当の問題であるが、生産組への「固定管理制度」の採用により、管理委員会が各組毎に季節作業を割り当てる方式で解決された。

第2は作業の質を保証する問題であるが、作業中に優秀な労働力が未熟な労働力を個別に指導する方法と、作業後の生産組織成員同士で作業を評価する方法とによって解決された。

しかし、作業の質の保証が必ずしも労働意欲の高揚に裏付けられ

ないと言う第3の問題が存在し、それは労働点数に作業の質を盛り込んだ内実をもたせることによって解決された。つまり、作業後の評価の中で質の目標を達成できないものに対しては点数が減点される制度であったと考えられる。

この小麦収穫作業の割当、評価方法は秋季収穫作業にも応用された。

収穫作業に先立って社員大会で作業請負計画が次の4つの事柄に渡って討議、決定された。

まず、第1は、収穫作業の特徴に応じて作業請負計画一作業割り当て計画である。第2は、作物毎の収穫面積と必要な労働日数の計画、つまり作業完成の期日が決定された。第3に、全労働力を5つの生産組一3つの男子組、1つの婦人組、1つの雑役組一に分割し、第4に、上記の作業完成計画を含んだ作業割当を各生産組に対して行い、各組には、また各組員にも作業分担場所を区分けた。

各生産組への作業配分状況は表9-1a)の通りである。その内容を若干補足すると、まず、農作物の収穫作業は、1壘毎に点数計算され(12点)、超過達成(早期完成)の場合には元々の労働日数の余剰分は労働点数に換算して奨励分として計上し、遅れた場合には、労働日数の超過分は点数を増やさない。そして、作業の達成程度や質については組内で壘毎に評価することとされた。

そのため、「社員は早起きして食事をして作業をやり、1日当り以前より3時間多く作業をやるようになった。本来15日で完成する計画だったのが、「13日で完成した」というように作業進度がアップした。言い換えれば、この方法は限られた通期に作業を完成するのに効果を表したと言って良いであろう。

ただ、規定の労働日数以前に作業を完成して計画通りの点数を取得できるというのは、早く終わった後にただ遊んでいるだけでは社員にとって所得が増大することを意味しない。従って、作業が早く終わったら、それに対応してすぐに別の作業が割り当てられる必要

表9-1 初級社における作業割当と労働評価方法
(海倫県 王永珍初級社、1952年)

a) 刈り取り、作物搬出作業および雑役

生産組	作業名	作目(作業面積)	労働日数	労働点数評価基準
第1組 (7人)	刈り取り 作物搬出	粟 (5畝) 大豆(10畝) コウリ(3畝) 麻(1畝) トクゴウ(4.6畝)	計67労働日	1壘の作業が12点。 これは全作業共通。
第2組 (8人)	刈り取り	粟(5畝) 大豆(10畝) コウリ(3畝)	計56.5労働日	
第3組 (7人)	刈り取り 作物搬出	粟(5畝) 大豆(10畝) *飯豆(0.6畝) トクゴウ(4.5畝)	計66.5労働日	
婦人組 (8人)	全収穫作業 圃場掃除	トクゴウ(9.1畝) トクゴウ(0.4畝)	計76労働日	
雑役組	炊事員 水汲み 薪運び 糞豚 飼育員	昼食給仕 馬の世話、小屋修理、 脱穀場の掃除、馬草切り 粉挽き、食事運び応援		定刻に給食すること 衛生的であること 給食数: 35食以上=12点 25食以下=10点 20食以下=8点 10食以下=6点 開工(8点) 開工(8点) 忙工(12点) 各8点 11点

b) 作物搬出作業と乾燥・脱穀作業

作業名	作物名	作業請負方法	労働評価基準
作物搬出		荷車1台 +御者(1人) +補助(2人) ①収穫面積1畝当りの 荷車台数の決定 ②距離によって1台 当りの点数決定 ③1台当り積載量決定	御者=12点/人 補助=11点/人
脱穀作業	粟	①脱穀場1カ所当り7人+馬7頭 ②1日当り処理量800束	粟脱穀+ 茎幹結束=12点 0-7-掛け+ かくはん=10点 茎幹運搬=11点
	大豆	①7人1組で1日処理量14石 *脱穀機を使用	1石当り5点 積上げ=14点 袋詰め=12点
農業税 運搬		*ゴミ、虫喰い穀物の除去を含む	100斤当=4点
厩肥運搬			かくはん=12点 荷積み=8点 御者=10点

資料：「工作研究—海倫王永珍農業生産合作社の短期包工制紹介」、黒竜江日報
1953年2月26日。

があったであろう。

雑役組の作業は、作業毎に人員が固定されているのか、組内の労働力が人手の必要な作業に臨機応変に配置されるのかは定かではない。ただ、飼育員については役畜の飼育に関わる一切を任されており、場合によっては他の作業を補助するというように、かなり柔軟に就業できるように、労働評価の方も定められている。

刈り取り後の作物搬出、脱穀作業なども作業請負計画に基づいて、別途割り当てられた(表9-1b)。

収穫物の搬出作業は、その技術的特性を反映して、役畜+荷車を中心とする組作業が必要とされるため、御者+同補助(荷の積み卸し労働力)の3人一組で編成された。そして各組は作業地を割り当てられる。作業地の割当は、1畝当りに必要な荷車の台数が基準となるが、それは作目と作付方法(密植をするか否か)によって、1畝当りの収穫量が異なるからである。表に示した基準で作業を行った結果、例えば「北圃子にある耕地の粟は、1台当り100束で3往復で完成する。

しかし、1台当りにノルマより多く160束積載して運搬すれば、御者とその手伝い2人で13点多く得ることができ、作業意欲が高まる」と言う効果もたらされた。

また表に示さなかったが「大豆の運搬は、住居から3-5里離れているところでは、3人で1台運ぶ毎に5点もらえる。計画では1日6往復であったが、実際には7-8往復して超過達成した。また、御者は決まった荷車と馬を受け持つのでその管理に熱心である」と報告されている。

これらの資料に報告されている記述からはノルマの設定がどのような意味を持つかは明確でないが、実際に作業の質を含んだ労働点数制や作業後の評価を前提として労働意欲の向上が作業ノルマの超過達成という形で現れてきたのである。

B) 労務管理、出役作業評価の問題点—集団作業・労務管理と能

力別出来高分配方式の矛盾—

だが、同時にこのような季節毎の「短期作業請負制」の採用に帰着した改良の過程は、「農民の平均主義思想との闘争過程であった。導入過程で労働能力の劣った社員の抵抗があり、数人の理事が（その問題の処理を一貫沼）面倒がった」とも言われており、むしろこれが作業意欲の向上を巡る事態の真相を解明するカギとなるように思われる。

作業意欲の問題が表面化したのは、第3段階つまり優秀な労働力に劣った労働力を「徒弟」として付けて技術指導をやらせるとか、作業後に構成員相互に作業評価をしあうなどの方法が採用された時点であった。

そして、この問題が解決されたのは、第4段階で、作業ノルマに作業の質が組み込まれ、それが作業後にチェックされるようになったことであった。

この場合の「農民の平均主義思想」の抵抗を「労働能力の劣った社員の抵抗」と同義であると読み取れば、逆に作業ノルマと労働点数の評価の改良は劣った社員が劣っていることを再確認する、とりわけ生産組の構成員の人間関係の中で毎日のように暴露することであり、また彼らが優秀な労働力の「徒弟」とされることは、他の構成員より一段下の労働力として差別化することであった。

この問題を、以下ではやや立ち入って、労働点数制度と組内の労務管理の二つの側面から考察する。ここでは、土地改革前の農作業組織を典型的に示す「大農」の雇用経営とそこでの雇農の雇用慣行、労務管理慣行などとの比較として考察する。

まず、労働点数単価であるが、作業によって単価当りの内容と数量が異なるので直接比較することに難があるが、表9-1で示したものを相対価額の高低順に組替えて考察する（表9-2参照）。

そこで基準となるのは、「忙工」と「閑工」との基準である。これは土地改革前から使用されていた用語で、一般に平常の時期の作業を「閑工」、農繁期の作業を「忙工」と呼ぶ。例えば、夏季の除

表9-2 作業別労働点数単価比較

作業の性格	点数	作業区分	作業内容
忙工	14点	脱穀作業	脱穀済み大豆の山積み作業 (最も疲れる作業)
	12点	収穫作業 収穫期雑役 運搬作業 脱穀作業 積肥作業	小麦収穫、秋収穫 養豚・食事運び 収穫物運搬御者(老板子) 粟の脱穀+茎幹結束、大豆袋詰め 脱穀作業期後の厩肥の掘り起こし
半忙・ 半閑工	11点	収穫期補助 収穫期雑役 運搬作業	粟茎幹運び 飼育員仕事+粉挽き・食事運び 収穫物運搬御者助手
	10点	収穫期雑役 脱穀作業 積肥作業	食事運び20-25食 粟ローラー掛け+かくはん 厩肥運搬御者
閑工	8点	収穫期雑役 収穫期飼育 積肥作業	食事運び10-20食、水汲み+薪運び 飼育員の馬の世話と小屋修理 厩肥荷積み作業
	6点	収穫期雑役	食事運び10食以下
	5点	脱穀後作物運搬	脱穀済み大豆、トウモロコシ運搬
	4点	農業税運搬	

資料：「工作研究—海倫王永珍農業生産合作社の短期包工制紹介」、黒竜江日報 1953年2月26日。

註：作業の性格は、「忙工」12点以上、「半忙・半閑工」9-11点、「閑工」8点以下である。

草期と収穫期の作業が「忙工」で、その他（播種・脱穀など）が「閑工」となる。ただし、この区別は労働の厳しさ、年間の農作業中の重要度によって異なる。屯によっては「半忙半閑工」という中間の呼び方もある（註2）。この表では御者など特殊技能者も含んでいる。

初級社の各作業も、この基準によって労働点数で序列が付けられており、大方は、労働強度の強い主要な園場作業などや御者など技能労働の点数が高く「忙工」に区分され、補助的な作業は「閑工」に分類されており、土地改革前の考え方と共通するのであるが、各々の作業にどのような労働力が配置されるかが大きく異なっていた。

つまり、土地改革前には、男子労働力は年齢・体力・健康状態・経験から「成工」（1人前労働力）と「大半拉子」、「半拉子」、「小拉子」（1人前に満たない労働力で、前から順に0.6人前、0.5人前、0.4人前となる）に分かれている。そして、「大半拉子」以下は、穀物を袋詰めして担ぐことができず、「成工」のみができる、刈り取り作業は、「大半拉子」は「成工」より20%能率が落ちる、「半拉子」は同じく50%の能率。「大半拉子」は除草を含めたその他の仕事は「成工」と大差ないが、「半拉子」は若干能率が劣るとされていた（註3）。このように同じ「忙工」に従事する場合でも、各人の労働能力によって作業効率が異なるのである。

この点は、初級社の社員をして作業間の格差を一定合理的なものとして理解、承伏させる意味を持ち得たと思われる。

だが、土地改革前の雇用関係では、雇用契約（口頭）の際に上記のような労働能力に応じて前もって賃金が決定されるのである。つまり、彼らは、年間・季節・日にちごとの雇用契約の際に、「成工」「大半拉子」「半拉子」などの格差を持った価格が事前につけられ、そこには同じ仕事が割り当てられる労働力の間にも能力差による賃金差がすでに盛り込まれているのである。

それに対して、初級社では、各作業のノルマやそれに照応した労働点数は（このノルマはどのような労働力の能力を基準としたのか

不明だが）、すべての男子労働力に当てはめられることになっている。実際に社内の全労働力が同じノルマで同じ労働点数を取得できるとは限らないのにも関わらず、せいぜい生産組を男女別に区切っただけで（常識的に考えれば、雑役組には劣ったものや児童が多いと推測される）、基本的には能力差を無視して同じ生産組に配置していたのである。

つまり、能力差がある男子労働力を、統一の作業ノルマと労働点数で困ろうとすると、必然的に優秀な労働力はいつもノルマを達成でき、劣った労働力はノルマを達成できないのであり、それは作業過程で歴然とせざるを得ないのである。

このことをより進んで見ると、初級社の労働点数制と「雇用経営」の賃金支払制の相違が根底にある。つまり、従来の雇用慣行では、当然ながら労働力に事前に値段が付けられるのに対して、初級社では事前に値段が付けられるのは作業であり、労働力については事後的に値段が付けられるのである。

従って、前章の克山県の模範事例の考察でも見たように、季節毎の点数水準が以前の雇用賃金水準を参考に設定され、またこの事例のように、一つの季節の中でも作業毎の点数評価の基準が従来の慣行を踏襲していたとしても、雇用の場合には作業従事者の受け取る報酬は事前に決定していた。しかし、労働点数制の場合には、従事する作業の点数は分かっても個々の作業従事者本人がいくら取得できるかは、作業にならないと分からないといった、作業中は非常に不安定な心理状態に置かれるのである。そのために、作業後の点数評価と言う方法は労働能力の劣った社員の不満を必然的に醸成する制度的前提となっていたのである。

初級社の作業ノルマの割当、点数評価が労働意欲の発揚をもたらさないのは、このように労働力を「優等生」と「落第生」に分けざるを得なくした制度の問題でもあるが、それはあくまでも一つの側面に過ぎない。実際には、生産組での労務管理——特に作業後の点数評価の場——でこの制度が生産組内の人間関係を壊さずどの様

に適用されるのかという労務管理の問題がもう一方で存在している。

雇用経営の場合には時間（年・季節・日）あたりの賃金額の取得を取り決めた後に、雇農は雇用主の支配下に入ることになる。そこでは、雇主家長→打頭的（人夫頭）→老板子（御者・特殊技能者）→随当（技能労働者、雇農の先頭で農作業に従事する）→雇農という労働管理体制が採用された。もし雇農が“手抜き”をしたと“随当”が判断したら、直接雇農に注意するのではなく、一旦家長かその代理人（番頭）に報告し、その判断と命令を受けて、はじめて雇農に注意を与える（註4）。また、雇用契約期間に契約日数出勤せずに欠勤した場合には、一般的に言って、別の日に出勤するか、あるいは、1日分の給与を決算時に差し引かれる。つまり、雇主が補充労働力を雇用しなくても、補充しただけの損失を与えたと評価される（註5）。

しかし、雇主の雇用労働力に対する対応もそれほど過酷なものではなかったようである。作業の質に関する材料はないが「例えば、誤工（欠勤・普沼）の日数を（雇主が一普沼）詳細に記録してあっても、親戚であるとか、特に同情すべき理由によって雇主が軽減してやった場合のごとき、……しかも特別の場合というのが、実際には甚だ多いのであって……」（註6）との記述がある。このように、「大農」の雇用経営の労務管理は、厳格であれ融通が効く場合であれ雇用主の“胸先三寸”で決まるのであるが、これは雇農の多少の契約違反をも目こぼしされる可能性を秘めたものだったのである。

これに対して、初級社の生産組では組員が横並びで作業に当たることになった上に、作業後に組員の面前でその作業能率の低さや質の低さを査定されるのである。

それは、上記の優劣のある労働力を同一の作業ノルマに押し込み実際の個々人の作業の量と質が事後的に評価される「短期包工制」の必然の産物ではあった。

とは言え、さきに本資料の筆者のコメントを引用したように、労働意欲を発揮するはずの「短期包工制」の導入過程が「農民の平均

主義思想」との闘争過程であったという根底には、一見“民主的”に見えたノルマ基準をもって労働の量と質の査定を行われる方法の厳しさを個々の労働力に強制的に味あわせ、その厳しさを緩和しようとする農民との摩擦が発生していたことを想像させるのである。

確かに、ノルマ制度は適期作業を完成するために必要であるし、技術的に正しく作業を確実に進めるためには、質のチェックは必要であろう。だが、土地改革前においては作業の質のチェックを作業従事者の外側にいる雇用主が主観的裁量で決めたのに対して、後者は他方で作業従事者の中で隊員の作業（能力・意欲）を徹底的に差別化したのであるから、作業の質のチェックが直接作業グループの“戦意”にも影響してしまう可能性があったのである。

総じて、この労働評価と労働意欲の問題は、一面では作業ノルマ・労働点数制自体の欠陥とも言い得るが、他方では、作業割当の方法や労務管理に関わる初級社管理委員会の幹部と言うリーダーが、作業の質と労働意欲の問題を、如何にして生産隊の人間関係の中に持ち込まないかと言う問題であったのである。その意味で、実態としては、雇用経営の上下関係の下での、雇用主の主観による一定の曖昧さを持った労働評価に代わる人間関係を未だ創出できていなかったのである。

第2節 初級社における労働力編成の問題点

前節では、食糧増産技術の採用が試みられたり、また適期作業を保証しつつ作業の質の向上と労働意欲の発揚を目標とした労働組織の整備が進められた初級社での労働力編成と出役労働の評価問題を考察してきた。

そこでは、婦人労働力の動員や労働能力の劣った社員の労働評価問題が現れたが、本節ではより一般的な事例における労働力編成上の問題が扱われる。そこでは、単なる制度の整備の問題ではなく、農業生産の内容さらには初級社の経営内容の問題に関わる労働力利用の問題＝労働力の“過剰”問題が考察される。

A) 労働力“過剰”とその解決策の経済的意味

ここでは、二つの事例から労働力“過剰”の実態とその解決過程が示される。つまり、1955年春の明水県の状況と(註7)、鞆州県第14区 太吉初級社の状況から考察する(註8)。

まず、明水県では、1955年の春季播種作業期には、「老人労働力が遊んでいる」ばかりか、「仔牛や仔馬をはじめ役畜が放置されている」と言う状況が県内に発生し、特に「合作化の進んだ村ほどこのような状況が甚だしい」と報告されている。「県全体としては、1954年に合作社が79社から342社に増加し、県下の30%の農家、労働力、役畜、耕地が組織されて、このような減少が発生した」とも言う。そして、春の時点で、「342社の内で、半労働力793人と小牛、小馬を含む牛馬1,353頭が社外に放置されていた」。

例えば、同県 第1区 自興村では初級社内には馬が16頭いたが、外には22頭の牛馬が放置されている。さらに、半労働力や牛馬が放置されているばかりか社内の労働力も過剰になっている。そこで、初級社の中には、「八時間労働制」を採用して1日8時間以上労働しないようにしていたり、「三交代制」で男子労働力を3つの生産隊に組分けして3日に1日作業して残りの2日は遊んでいたり、ましてや女子労働力は何もしていない、などの事態に至っていた。また作業が無いので役畜の(特に放置されている役畜の)飼料代も給付できなくなっていた。

また、第4区 関家店村の二つの合作社では、16頭の小牛や小馬が社外に放置される。「初級社に入れたくても、拒否されるし、家に置いておいても、誰も面倒を見ず、売りたいくても誰も買わず、つぶして肉を食うしかない」と言う状況であった。さらに、第3区 毛家溝村では、家に残された役畜は誰も管理しないので、やせ細り、野獣に食われたり、逃げたりしている。

このように、明水県では、初級社設立の「高潮」期を経過してから、老若男女を問わず労働力が、さらに馬を含む役畜までも、やる

べき作業がなくて遊んでいる状況が、普遍的に存在するようになっていたのである。そして、同資料では“過剰”の発生した原因として「合作化によって労働効率が向上し、生産内容が増えないと必然的に過剰問題が発生する」と指摘していた。

* * *

他方、鞆州県の太吉初級社では、1954年に23戸の社員が加入して設立されたが、1955年春には所有耕地面積の小さい農家が追加加入して30戸になり、そのため、労働力“過剰”問題が発生したと言う(*)。

* * *

*: 同初級社は、1955年春時点で、男子労働力が31人、女子労働力が27人おり、当地では女子5人で男子1人に相当すると考えられていたので、実質的な労働力数36人であった。また耕地面積は101haで、1実質労働力当り耕地面積は2.7haであった。

従って、太吉初級社の労働力“過剰”問題は、明水県の場合とやや異なり、耕地面積の過小が生み出したものであった。

つまり、まず社員は低収入を心配しなかに投機(商業活動)によって増収を図ろうと考える社員が出現した。また、社員の新規加入に反対し、例えば、ある土地の少ない農家(所有地1.1畝)は、牛を売却して馬の濃厚飼料を購入して加入の準備したが、土地が少ないので入社拒否された。さらに、同初級社は、争って土地を借り入れようとした。1955年に転出した農家の所有地18畝を1955年に新しく設立された初級社が借り入れることになったが、太吉初級社を含む屯内で54年に設立した初級社はそれを不満とした。そのため、屯内での初級社間の関係が悪化してしまった。耕地面積の過小の影響は、初級社内部にも反映し、男子労働力はやるに値する作業が充分に無い、婦人労働力はやる仕事が無い、と考えた。そして播種準備作業期の厩肥搬入作業も早く終わってしまい、あとは家にいるだけであった。

* * *

このような、労働力“過剰”問題を解決するために、各地では対策が立てられ始めていた。この状況を整理したのが表9-3a)b)c)である。

明水県における労働力“過剰”の解決策には、自発的に行われた場合と(回表a)、中共明水県委員会に指導された場合とがある(回表b)。

明水県で県委員会によって指導された内容と、肇州県の太吉初級社の中では、初級社の経営内容の豊富化によって、社員の就業場面を拡大し労働力“過剰”問題の解決が図られた。

その共通した特徴は、まず第1に、各季節毎に通年の「積肥」(厩肥作り)を含む食糧増産技術を採用したことである。つまり、単収の増大に通じる就業場面の拡大を図ろうとしたのである。

第2は、開墾により農業部門の就業場面を外延的に拡大したことである。ただ、太吉初級社における開墾はこの記事の編者である黒竜江日報編集者によって「この方法は積極的に提唱できない。我が省では耕作が粗放であるため、まず農業技術の改良によって単収の向上を図るべきで、余力があれば畜産業や副業を行うべきである」と批判されている。

第3は、畜産(大型家畜の放牧)と養豚である。これは、従来、初級社内部で顧みられなかった牛などの役畜も含めて、その飼育を行い、同時に厩肥の供給源としても利用することを目指したものであった。また養豚は、肥育豚の販売による社員の現金所得の増大に寄与しようと言うものであった。

第4は、季節性副業と呼ばれるものである。これは、農閑期のアイドル・レーパーの解消を狙ったものであり、それが提唱された太吉初級社では、当地の資源を利用したものであった。

総じて、労働力“過剰”問題の解決策は、食糧増産技術の採用と畜産・養豚を含んだその地域の資源を利用した副業の二本を柱として、初級社の経営内容を豊富化することに求められたのである。そ

表9-3 初級社における労働力“過剰”の解決事例

a)自発的解決事例

地名	内容
明水県	ゴム輪車を利用し運輸業を始める
明水県	瓦売りや駄菓子の製造・販売を始める
第3区 四大戸村 第二初級社	社員20名を動員して兎狩りを行う

b)明水県委員会の指導による解決事例

地名	内容
第9区 第二村	①3つの初級社で、計32畝の耕作可能地を捜して耕作させる ②その他、全村9社から労働力と馬の一部を動員して、開墾させそこに「分社」を設立させた
第1区 自興村 第二初級社	“過剰”労働力=労働点数3500点分(半労働力を含む) ①通年の積肥(年間60畝分の厩肥製造)を組織する。牛小屋1カ所、羊囲い3カ所、わだち12カ所の獣糞と灰を集め、町から糞尿を搬入させる ②水田4畝を開墾して食糧を80石増産させる ③植林=6畝の柳葉子を植えた。
第1区 八井子村 第二初級社	半労働力10名と婦人労働力30名を動員して、播種面積36畝と厩肥投入面積を10畝増やした
第7区 新立村 第一初級社	60歳以上の老人5名を加入させる ①通年積肥作業(2名) ②社内で利用されなかった役畜の放牧(2名) ③初級社の養豚の請負(1名)

資料:「找到出路了—明水県各農業生産合作社拡大経営前後」, 黒竜江日報1955年3月10日。

c) 釧路県 第14区 太吉初級社の解決事例

①増産技術の普及	耕地面積の50%で新技術採用を計画 1) 春季播種準備期：元肥の投入=男子の厩肥供給源の開拓+婦人の放牧牛の糞拾い 2) 播種作業期：小麦の厩肥投入、トゲロツの穴蒔き施肥 3) 夏季作業：中耕・除草回数の増加+間引き+追肥 4) 夏季作業後：男子の厩肥作り+婦人の草取りと病気作物の淘汰 5) 秋収穫作業：婦人のトゲロツ収穫、茎集め+落穂拾い
②開墾	荒地を開墾(15ha)：トゲロツ5ha+麻10ha作付け 男子が開墾+婦人は住居付近の圃場作業従事
③畜産業	集落付近の草地で放牧 4人を配置=共有の羊100頭(1人)+牛1群れ(1人)+馬1群れ(2人)
④養豚業	1) 各家に新たに2頭づつ肥猪を肥育させる(貧困農家に資金援助)→計35頭を販売し、1戸平均50万円の収入
⑤季節性副業	1) 播種準備期：男子によるアルカリ土の運搬、薪取り+女子によるアルカリを煮出す作業 2) 夏季作業期：農業に専念し、副業はやらせない 3) 夏季作業終了後：草刈り(燃料、屋根葺き用) 4) 秋季収穫終了後：2台のゴム輪車で運輸業+草刈り

資料：「釧路太吉農業生産合作社運用剰余労働力拡大経営」、黒竜江日報1954年4月25日。

して、これを労働力や役畜の利用からみれば、男子や東北農村で最も有用な役畜とされていた馬はもとより、婦人、半労働力(=老人)および牛を活用しようとするものであった。

そして、明水県では「県委員会が2ヶ月指導して、342社の中で228社が経営内容を増加し、700haの耕作放棄地を回復し、5社で開墾によって分社を設立した」と報告されている。

* * *

これらの、社員の就業場面の拡大が、どの様な経済的成果を取めたのかは不明であるが、ここでは、この“過剰”問題の発生から解決策の提起までの一連の過程から労働力“過剰”問題の実態的性格を検討することとする。

それぞれの事例の問題状況は異なっており、労働力“過剰”の原因は、明水県では「合作化による作業の効率化」とされ、太吉初級社では耕地面積の過小によるものとされている。

まず指摘できるのは、明水県の状況からは「作業の効率化」なるものが労働力“過剰”であるばかりか、耕作放棄地をもたらしていた、と言う事実である。つまり、初級社では優秀あるいは優良な労働力や役畜のみで、それなりの面積を耕作していただいで、それ以外の労働力や生産手段は利用されていなかったと推測されるのである。この点は、次項でより具体的に示すことになる。

太吉初級社の場合は、このような問題が発生する状況にはなく、(恐らく男子労働力や役畜の作業能力に対して)耕地面積が過小であることが問題となっていた。

しかし、明水県では、自発的に行われた解決策が、社内の農業や畜産部門とは無縁な、副業部門への経営拡大を共通した特徴としていたにも関わらず、県委員会が指導したのは耕作放棄地への作付けや食糧増産技術の採用であった。

また、太吉初級社では、耕地面積が過小であるにも関わらず、まず、既存の耕地で食糧増産技術の採用が推進されたし、また開墾についても、同資料の編者から「まず農業技術の改良によって単収の

向上を図るべきで、余力があれば畜産業や副業を行うべきである」と批判的に捉えられている。

このような、農家や初級社が農外へのまたは農業の外延的な就業場面の拡大を追求する努力に対して、党・政府が、まず既存の作付地へのより集約的な労働投入を指導することは、如何なる意味を持つのであろうか。

この点は、技術の経済的効果の紹介が無いので分析不能だが、明水県では、まず既存耕地での労働の追加投入→単収の増大＝社員の増収の路線より、農外の副業部門への労働投入→社員の増収の方が有利なのか否か、つまり食糧増産と副業部門との比較収益性が問題となる。

また、耕地面積が過小である太吉初級社の場合には、既存耕地での労働力の追加投入→単収の増大＝社員の増収の路線より、既存耕地への労働力の追加投入＋開墾→単収不変・収穫面積の拡大による増産＝社員の増収の方が有利なのか否かが、問題となっている。

事実からみれば、恐らく当時が冬季であったこともあって、食糧増産の準備のための厩肥作りなどより、副業を行うとか、開墾による方が、より有利な方向として自覚されており、それが自然な選択であったのであろう。

食糧増産自体の社員の増収への効果については、次章で別途考察せねばならないが、政策的に提唱された初級社での労働力の利用は、まず食糧生産への労働力の利用を第1の目標としていたのである。

B) 婦人と“底辺世帯”の就業場面保証問題

前項では、まず労働力の“過剰”状況を取り上げ、そこからその解決策が如何なる経済的意味を持っていたのかを考察した。そこで、本項では、労働力“過剰”の起点にある、一般的な(つまり模範事例でない)初級社における経営内容と労働力利用の状況を、内在的に考察することとする。

まず、婦人の圃場作業への参加が拒否される事態が、黒竜江省各

県で発生していた(註9)。

婦人労働力の圃場作業からの排斥の問題が注目されたのは、1955年の春季播種準備期以降、黒竜江日報読者からの投書が相繼いだことが端緒となっていた。

同記事に引用されたものを見ると、まず拝泉県 第2区 栄躍村の第8初級社と第2初級社では、「男だけでも仕事が十分でない」とか「女が仕事をしたら、男はやることがなくなる」として婦人の労働参加希望が却下された事例があり、海林県 第1区 馬西村の第1初級社の指導者の「元々仕事が少ないのに、その上婦人が労働日を稼いだら、秋になって男子社員の食糧配分が少なくなる」と言う発言、さらに桦南县 第9区 三興村では、上記と同様の理由で婦人の労働参加を制限する状況が深刻で、7つの初級社で婦人が作業に従事できないでいる、と言う事例が挙げられている。

これらに共通するのは、婦人が出役するほどの仕事がなく、婦人が参加することで作業と所得(労働点数の取得)で両者が競合してしまうことが婦人出役拒否の原因となっていた点である。

この状況を、やや細かくみると次のような状況が存在していたことが分かる。

第1の例としては、綏化県 第2区 興占山初級社では、播種作業時期に、前作の根株を掘り取らずに播種する「環種」方式で粟を播種した。しかし、覆土が十分でなく、多くの種子が露出していた。そこで、あるものが婦人を動員して前作の掘り取りと覆土作業をやらせようと提案した。だが、前年もこの方法で減産することはなかった、と一蹴された。

第2の事例は、明水県 第7区 新民村の初級社のもので、婦人を動員してトウモロコシの穴蒔き(「按種」→播種穴を掘った後に、厩肥と共に種子を落とす)を行おうとしたが、そのように多くの労働を投下しても、収穫にたいして差はないとされた。

第3の事例は、青岡県 第4区 和平村 第3初級社で、1954年の播種作業期に多くの理事や社員は婦人を動員してのトウモロコシ

の穴蒔きをすべきだと提案し、3日間で15haの播種作業を終わった。だが、当時、初級社主任は1畧当り5人も使用したため、労働力を多く投入しても秋に増産できないことを恐れた。そこで、「婦人が圃場でワイワイやっているが、播種が下手である」と難癖をつけて、作業を15haで止めさせ、残った37haのトウモロコシは従来通りの「扣種」をやらせた。

だが、その後、秋になって単収を比較すると「扣種」は、穴蒔きより2石単収が低く、合計74石の減収となった。これは、社員の不満を引き起こすところとなり、1955年にはトウモロコシ63ha全てを穴蒔きすることに変更した。

これらの事情から、次の二つのことが考えられる。

第1は、当時の初級社に加入していた社員やまた幹部になったものも含めて、増産技術の増産・増収効果と婦人の作業能力について、不信感が極めて普遍的に存在していた点である。つまり、増産技術の採用が順調であっても、さらに婦人参加による労働日数の増加を上回る増収効果が得られないと男子労働力の労働日の価値（＝年末収穫物の取り分）が減少してしまうことになるから、男子の危惧も当然のことであったであろう。もちろん、一般的に各農家では男女両方の労働力があると思われるから、女子労働力もそれなりに出役する時間があれば、農家としての年収は必ずしも減少しない。ただし、男子のみならず婦人も出役すると農家間の収入バランスも変化して来るであろう。

また、婦人の作業能力に対する不信感も、従来から婦人労働力が男子と同様の仕事をして同等の報酬を得ること（原語は「同工同酬」）などなかったし、基幹的作業——春季播種作業などの役畜・農具を使用する組作業——に参加する慣習はなかったことに基づいているようである。例えば、「普通婦女子は農業に関与しない慣習なれど、大・中農等の内では間引きや亜麻、苳等の軽い脱穀作業に従事して其の労賃を蓄積して小遣いとして居るものもある」（註10）、
「元来満州の婦女子は農業労働に服せず嘗ては幼少にして露足し現

に中老婦人中には歩くことすら不十分な者が多い。然れども近年農村の経済的逼迫は遂に婦女子をして農業の手助けとして間引き及脱穀調整等の軽役に服せしむる様になって来た」（註11）。

言い換えれば、婦人が圃場作業の参加は、家族内の関係のみ存在したのであり、さらに婦人の出役は農家が貧しいことの象徴でもあった訳である。しかも、断わるまでもなく、婦人が参加する作業は、圃場作業では間引き、あとは収穫後の脱穀・調整作業であったから、初級社のように播種作業のような畜力組作業に参加することなどもなかったのである。

婦人の圃場作業への参加は互助組でも提唱されたことであり、それは確認されてきたが、ここでは農繁期の基幹的作業への婦人の出役が、増産技術への不信と婦人の作業能力に対する不信と二つの要因が絡み合って、男子の抵抗に遭ったことが示された。

第2に、考えられるのは、このような増産技術の導入と婦人の動員が提起されても、慣習によってそれが却下された初級社では婦人が必然的に“過剰”になる可能性があったことである。と言うのも、そのような初級社は、ただ耕地と役畜をまとめ男子労働力を組織するだけであつたのでありそこでは制度的に婦人を社員として位置づけても（定款 第6条）、必然的に排除される。言い換えれば、初級社の設立＝合作化は、従来男が中心になっていた食糧生産を組織したものであり、そこには主として家事に従事してきた婦人を基幹的作業に動員する内的必然性は全く存在しなかったのである。言わば、これが労働力“過剰”問題の根本である。その意味で、“過剰”労働力たる婦人を利用するために、食糧増産技術の導入が並行することが必要となつたのである。

ただ、前項の明水泉の事例のように耕作放棄地まで出してしまう状況を考慮すると、初級社には男子と馬などの優良な労働力や役畜のみを社内で利用し、それで耕作できる範囲に経営規模を抑えてしまう傾向もあつたと考えられる。つまり、初級社に組織されるまでの家族経営では、労働力や役畜の面で不十分ながらも、雇用労賃支

出や役畜の賃賃料を節約するためにも、自分が保有する牛や婦人労働力を利用して所有地を耕作せざるを得なかったのに対して、初級社になると一応は男子労働力や馬が組作業を編成できる程度は揃うので、それが経営面積を決定するようになり、余った部分が耕作放棄地となったものと考えられるのである。

* * *

初級社では、婦人労働力を農繁期作業への参加させようとして抵抗に遭ったばかりか、小論の第1編で「底辺世帯」と呼んだ部分も動員されようとしており、他の社員の抵抗に遭遇していた。ここでは、克山県の一般的状況から、「底辺世帯」の排斥問題を考察する(註12)。

克山県では、1954年下半年期の「高潮」期に初級社が大量に設立されたが、老人、体力の弱いもの、独り者、寡婦の多くが加入できずに社外に放置される。つまり、労働力あるいは家族が労働能力を欠いた「底辺世帯」が初級社から排斥されていたのである。例えば、1955年夏には、社外に放置されていた「底辺世帯」は1,386戸で、「底辺世帯」全体の78.7%に達していた。

その原因とされたのは、第1に、県の指導者も区委員会に対してこの点の注意が不足していること、実際に幹部の中には「労働力の劣った農民は何も仕事ができないので、初級社に参加しても役に立たない」と考えるものがいた。第2は、彼らは貧困で初級社加入時に出資する生産投資資金の分担を負担できない、ことであった。

その後、1955年秋の全面的合作化期になって、1,761戸の「底辺世帯」の中で、初級社への加入が決定したものは904戸(51.3%)、互助組に吸収することが決定しているものは302戸(17.1%)、残りの240戸(31.6%)は現在考慮中と言う状況になった。

これら「底辺世帯」は、第1編で見たように、土地改革前の農村では、所有地を小作に出したり、または売却するか、さらに借金で生活したり「乞食」で食って行くかを強いられていた階層であったから、通常の農作業に参加できないとか、初級社への資金出資が分

担できないなどの、不満が出て来るのは当然であった。

だが、初級社はこのような階層を含めて組織されることが提唱されたのである。

この過程で、「底辺世帯」を初級社に参加させるために次のような対策が考えられた。まず「末端の幹部や初級社社員を教育して、合作化の意義や社会主義的自覚の高揚を図り、労働能力の劣った農家を吸収することの重要性を納得させる」と言う、政治思想教育が提唱された。

政治教育以外の現実的な方法としては、次のようなものがあった。

第1に、「底辺世帯」の多い合作社では、彼らだけを集めて生産隊を編成し、体力的に負担できる任務を割り当てる。割り当てた任務については作業の量と質についてノルマを定め(原語は「定質・定量」)、年間を通じた生産請負や経営請負(原語は「包産・包乾」)制度を採用し、季節毎あるいは年間の固定した収入を保証する。その上で、作業成果がよい場合には報償を与える。一般に彼らには、厩肥作りや瓜類、麻、ヒマワリの栽培、さらに養豚、放牧を受け持たせる。

この方法の長所は、労働能力の劣った社員の作業上の困難を解決し、彼らの労働能力を発揮できる。同時に、初級社の労働力が増えるため、経営部門が拡大し、初級社全体の収入増加にも結び付くこととされた。

第2は、「底辺世帯」の少ない合作社では、彼らを一般の生産隊に編入させ、各生産隊毎に青年と労働能力の劣ったものとのバランスをとる。

その場合の、労働計算方法については2通り考えられた。一つは、作業請負出来高払い、もう一つは、均等点数制(他の社員と同様に点数計算をする)である。前者は、体力の強い老人はあまり不満が出ないが、そうでない場合には、彼らの作業が体力に相応していないため、彼らの体力上のハンディも解決しないので、不満が出る。後者も、不合理である。

第3に、「底辺世帯」を初級社で臨時雇用する形態もある。そこでは、「底辺世帯」を雑役、脱穀場の監視、水汲みなどに必要に応じて招請し、労働点数計算を行う。だが、この方法の欠点として指摘されたのは、この方法では労働能力の劣ったものの労働意欲を奮揚できず、さらに彼らの生活も保証できない点であった。

このように、初級社に「底辺世帯」を加入させる場合に問題となったのは、社内でのどの様に作業に従事させるかと言う点であった。

まず、三つの方法に共通するのは、「底辺世帯」を吸収するためにも、初級社の経営内容を一定豊富化することが求められており、しかもいずれも補助的な労働強度の低い雑役に彼らに従事させようとした点である。その意味で、この「底辺世帯」の排斥問題の解決の性格は、婦人の場合と異なる。つまり、婦人は従来男子のみが従事していた基幹的農作業に参加させようとしていたのに対して、「底辺世帯」については、上記の内一つを除けば、はじめから圃場作業に配置することは考慮されていなかったのである。

ただ、彼らへの所得分配の方法については、上記の三つはかなり違いがある。第1の方法は、「底辺世帯」を一つの生産隊に集めて、新たに増やした経営部門を分担させると言うものである。その場合には、彼らの所得は、他の社員とは一応別枠で切り離されて計算されることになっているため、他の社員と所得分配の上で鋭く競合する可能性が回避されていると見て良いであろう。しかし、「底辺世帯」の生産隊の成績が良くない場合に、彼らの所得をどの様に保証し、他の社員との摩擦を避けるのかが具体的ではない。

第2の方法は、二つの計算方法が示されているものの、いずれも一般社員と同様の作業に横並びで従事し、同じ基準で図ろうとするものであり、「底辺世帯」の労働能力の低さを顕在化させる恐れがあり、これは前節で考察したような問題が発生することは不可避であろう。

第3の方法は、指摘されるように、「底辺世帯」を社員として待遇せず、初級社の必要に応じて臨時的に雇用する訳であるから、

彼らに安定した就業場面と所得を保証できない欠陥がある。しかし、この臨時雇用形態は、最も自然で大多数の社員の了解を得られ易い方法であったと思われる。

と言うのも、土地改革前の雇用関係で、50歳以上の老人や病弱者は便役の激しい年雇市場には参入できず、農繁期の日雇いとしてのみ雇用されていたからである(註13)

いずれにしても、「底辺世帯」のようにハンディを負い、従来も屯内での農作業や雇用場面から放置されていたものを救済して、初級社の収入の増大に貢献する労働力として積極的に社内に配置することは、かなりの難題であったと考えられる。

なお、この「底辺世帯」を含む貧困農家の初級社への組織化問題は、この時期の農家の階層変動とそれへの初級社の設立が及ぼした影響に関わるものであり、後段で改めて論ずることとする。

* * *

ここで、前A)項と本項で取り上げた事象をやや角度を変えて検討しよう。前編で考察したように互助組の場合には、畜力組作業を行う春季播種作業や夏季中耕作業には互助組が編成されるが、除草作業の場合には手作業が中心になるため、農家が独自に行って互助組が解散してしまったり、春作業と夏作業では組作業の規模が異なること、また冬季副業では如何なる共同も行われず、互助組が解散してしまう状況があったことを示した。

この問題を以上で考察した初級社の場合に当てはめて考えてみると、労働力の“過剰”問題を解決した初級社は、単なる畜力作業や農繁期作業の共同組織に留まらず、つまり、季節毎、作業毎の協業規模とは無関係に、社員として加入した全ての労働力を初級社の副業部門などに動員して就業させることを主眼としていた。

言い換えれば、初級社の労働力の編成は、「定款」上の社員規定をもとに16歳以上の男女をすべて組織内に「丸抱え」することが前提となっており、圃場作業が必要としない労働力や、協業単位の性格(畜力作業か手作業か)や規模の季節的变化に対応して、“過剰

”になる労働力を、圃場作業での技術改良や副業部門の創設により、初級社の経営部門につなぎ止めようとしていたのである。

ここに、互助組とは異なる初級社特有の労働力編成原理を見ることができよう。

第3節 初級社の耕地利用問題—交換分合と耕地出資高配当—
第8章の模範事例の考察では、初級社における耕地・役畜・農具の統一利用に関しては不明な点が多く、土地の面的な集中利用、「地租」などの特徴といくつかの問題を指摘したに留まっていたが、本節ではまず耕地の面的利用と社員に対して支払われる「地租」水準の問題を中心に考察することとする。

A) 初級社における耕地の交換分合と未加入農家の排斥問題

本項では、初級社の設立による屯内耕地の面的利用の変化について、巴彦県 第11区 業業村の八三初級社の事例から考察する(註14)。

この八三初級社では、初級社で利用する耕地を集中するために未加入農家に対して耕地の交換分合を強制していた。その前後の状況は以下の通りであった。

まず、「八三初級社の耕地は、非常に零細・分散しており、全部で37地片に分かれ、屯の四方に分布しているためつなげて耕作することができない」状況にあった。

1954年末に八三初級社は社外の農家に対して、耕地の交換分合を強制したが、それは「区委員会の幹部が1名派遣されて、交換分合の必要性を宣伝した」ことを発端とした。副村長(初級社主任を兼務)の高漢書は「社外の農民の土地が合作社の耕地と入り組んでいるので、すべて交換分合せねばならない。さもなければ合作社の経営に不便で、合作社が生産を発展させるのに影響する」と主張し、社外の農民はそれに従わざるを得なかった。

それとは対照的に、他方で社員の優越感が助長された。社員の中には「初級社は互助組よりも上位に立っているから、初級社が耕地が欲しいと言ったらそれに応じるべきだ」、「社外の農民が耕地を提供しないと云いならば、それは初級社を妨害する行為である」「初級社が耕地の交換を要求しても、社外の農民がそれに応じないのであれば、自分は合作社に加入しないで、自分で耕作している方が

ました」などの発言をするものがおり、また初級社に元々いた農民は様々な便宜が得られることを期待して加入していたと言う。

このような状況の下で、短期間のうちに19戸の未加入農家の耕地16地片が交換分合された。その際に、強制的な交換分合を行ったばかりか、初級社が編入した耕地はすべてよい土地で住居から近い土地であり、等級の低い屯から遠い土地は対象にならなかった。

例えば、陳鳳林、王福生（土地改革前は貧農で、土地改革後に中農となった）、王福貴、王恒志の4戸の6haの耕地は連続していて、いづれも耕地の手入れをよくやっていた（土地等級29級）。だが、今回の合作社の耕地交換で等級の低い（24級）屯の南外れの耕地に交換させられた。

この耕地の交換分合に初級社社員は大変満足していたが、社外農民は「自分の耕地は合作社の耕地の連片化と関係無いのに、なぜ自分のよい土地が取られるのか？」と憤慨していた。

未加入農家は直ちに初級社に対して耕地の返還を要求した。中共楽業村党支部は、合作社管理委員を招請して会議を開催して強制的な交換分合を批判した。そして、副村長の高漢書が自己批判をすることとなった。彼の自己批判の中で強制的な交換分合の原因は次のように示されていた。「元来、他の実験合作社を参観して、土地が団地化しているのを見て、現地でもどのように交換分合したのかを聞かずに、帰ってきてから自分の合作社でそれをやってしまった」と。

その後、初級社は陳鳳林ら4戸の農家には耕地を返還した。その他については、農家と協議して双方が損をしないように未加入の農家に厩肥を給付したり多めに耕地を分けたりして処理した。

結局、合計で13戸、32ha、12地片がこのような方法で交換分合され、交換分合を拒否した8.44haについては返還した。

この一連の過程をまとめると、初級社において耕地を面的に集積して利用することは初級社間の先進事例の参観方式（第3編 第5章 第4節 B）C）項参照）による指導の中で宣伝された。そして、そこでは耕地の面的集積を行う方法が示されていなかったため、

八三初級社では強制的な交換分合の方法がとられるに至ったのである。

そして、それが未加入農家の反発を受けるや、村党支部が調整に介入したが、その結果を見ても大勢では交換分合を進める方向で処理されたのである。

この過程を押さえた上で、この八三初級社における耕地の面的集積が実際にどの様な意味を持っていたのかを考察する。

耕地の分散問題と初級社における面的集積については、これまででは、第1編 第1章 補論の土地改革前の屯内の耕地利用状況に関する考察と、本編 第8章 第2節の克山県の楊頭亭初級社での耕地の面的集積に関する考察で触れてきた。

この八三初級社の事例を紹介した資料では不明確な点をこれらの考察から補足しつつ検討する。耕地分散が実際の農作業にマイナスの影響を与えるとすれば、それは各地片が例えば1日なり半日の作業面積にも満たないほど小さければ、そのため1日の作業時間が人や役畜、農具の移動・運搬のために中断されるという不便が生じる場合である。また、耕地片の分散度合が大きいと移動の時間が長くなる。これらの点は、第1編で土地改革前の屯内の耕地利用図を使って考察、検討したところである。さらに、克山県の楊頭亭初級社の場合には、畦畔の撤去による耕地面積が増大するメリットも挙げられていた（第4編 第8章 第2節）。

確かに、初級社は一つの屯の全農家が加入するものばかりではないし、また初級社への組織対象農家を耕地の面的集積を前提に選定することは試行定款からも小論で扱ってきた資料でも見いだせない。従って、初級社を組織しただけでは耕地分散の問題は解決されないのである。さらに楽業村でも八三初級社が居住地から近い耕地を集積しようとした訳であるから、当初はやはり耕地分散の問題が存在していたと考えられる。

従って、初級社の段階では屯内すべての農家を組織するか、この事例のように未組織農家を無視して交換分合を強行する以外に、耕

地の分散問題を解決する手ではなかったと考えられる。

だが、この事例では単純な面的分散の克服だけでなく、交換分合を通じて、未加入農家の所有地であっても屯内の良質の耕地を初級社に取り込んでしまおうという社員の目論見も濃厚に存在していた。言い換えれば交換分合は屯内の優良地を初級社にまとめて囲い込むものであり、初級社に加入した農家はそれをかなりあてにして加入したと言えるのである。

そして、党支部の批判があった後の調整過程でも、初級社の37地片のうち12地片が交換されて集積されたのである。そこでは、既肥の給付や、耕地の質（等級）を考慮した調整がなされたとされているが、結局は社員は加入以前よりよい耕地を入手し、他方で交換分合に応じた未加入農家の耕地条件は相対的に悪化したと考えることができる。

B) 耕地の出資高配当の恣意的引き下げ

前項の事例は、初級社における耕地の統一利用が、屯内の耕地利用に与えた影響に関するものであったが、次に初級社内部の耕地の統一利用の問題点を、耕地の出資高配当（原語は「地租」あるいは「土地報酬」で、以下原語を使用する）の問題から考察する。

本項で取り上げる事例は、鶏西県と依蘭県のものであるが、いづれも「地租」を最終的に廃止してしまった事例である。

まず、鶏西県 第9区 興華村 第1、2、3初級社の例から考察する（註15）。

興華村の三つの初級社における、1955年時点の「地租」の分配方式は次のように決められていた。

まず、第1初級社では「地租」分配を廃止していた。第2初級社では「地租」水準が極度に低く設定されていた。第3初級社では「地租」を分配するか、分配しないか未決定の状態にあった。

このような状況について、興華村の党支部書記は「第1初級社では社員が地租は入らないと主張している。第2初級社では土地を3

等級に区分し、1等地の地租は食糧100斤（1ha当り）、2等地は80斤、3等地は60斤と言う基準で、社員も満足している」と発言していた。

だが、実際の状況はかなり違っていたことが報告されている。

まず、「耕地面積が相対的に多かったり、労働力の少ない社員や、労働力が弱い、よい耕地を所有している社員は、不満を抱いているが、公然と主張できない」と言うのが実情であった。そして、そのため、社員の中に耕地の売却や初級社からの脱退が発生している。当村では2戸の農家が3ha売却し、ある社員は「自留地」を多く留保して個人で経営している。

第2初級社の26戸の社員の中で、7戸はこの「地租」問題で動揺しており、4戸が脱退を要求している。

また、互助組に参加している農家は、初級社では耕地がこのように処理されるのを見て、土地投入に消極的になっている。その結果、村全体で既肥元肥投入面積率は20%にしか上がっていない。

従って、村指導幹部が農民は地租の切下げに同意していると言うのは、幹部自身が「土地は幾らにもならない」とか「北大荒では耕地が多いので、農民はどうなっても気に留めない」と主観的に思っており、地租の切下げ・廃止を行っても、農家の意見が出ないと思いつているからであると考えた。実際には、当地では「現在、労働力1人当り耕地面積は2.8haしかなく、余っているところか、小さすぎる」というのが実情であった。

もちろん、1951年に農民の都市や鉱工業地区への「盲流」（*）が発生したときには、耕地を他人に無償譲渡して転出してゆく農家がいたことも事実であった。

だが、党支部書記は「耕地は早晚共有化される」と公言しているが、そう言う彼自身すでに耕地や馬をすべて売却してしまっていたのである。

*：「盲流」（盲目的流動）とは、一般に地方や農村部の住民

が、国家の法律や政策の許容範囲外で、都市部に向かってよりよい生活、就業条件を求めて殺到する状況を指している。

このように、初級社における「地租」水準の引き下げや廃止は、かなり政治的・強制的に行われており、それが社員や未加入農家の加入忌避や「地租」取得の放棄、耕地への投入意欲の減退に結果していた。

その「地租」引き下げ、廃止の過程をやや立ち入って考察する。

まず、1954年には、党支部書記は第1初級社を指導した。彼はまず「地租」の切下げを行ったが、1954年は不作だったので、一律に収穫100斤当り3斤の「地租」を決定した。そのため、最も優良な耕地でも1畝当りの地租は75斤にしかならなかった。そこで、社員は嫌気がさして「地租」を辞退したため、「地租」を廃止することになった。

1954年秋の「高潮」期に、第2・3初級社が設立され、党支部書記は第2初級社を指導することになった。彼は同じ方法で地租の切下げを行った。第3初級社では、社員の意見が分かれているので、「地租」の実施・廃止や地租額も未だ未決定の状況にある。

このように、初級社における「地租」廃止は、党支部（書記）の指導が強化される過程で進んだのであり、その前段階には、「地租」を耕地の質に構わず社内一律で設定し、社員がそれに嫌気がさしてしまう、と言う過程を含んでいたのである。

* * *

同資料では「現在、一部の県で強制的に地租を切り下げたり廃止する現象が発生している」としているが、次に依蘭県の状況から、「地租」引き下げ、廃止の政治的過程を考察しよう（註16）。

まず、同県では1952年に県委員会が、揚倫初級社を実験的に設立した際には、一律に1畝当り食糧100斤の「地租」を与えることにした。その後、1953年には25の初級社が設立されたが、いずれも揚倫初級社を参考にして独自に「地租」を設定した。

1954年に初級社は85社に増えたが、「地租」を決定するときに、揚倫初級社にしたがって地租を決定したのでは、少なすぎ、「1畝当り100斤程度もらえるだけなら、もらわない方がまし」と言う意見が出て、社員は「地租」水準が低すぎるのに不満を申し立てた。

当時、県・区委員会では、農民のこの発言を、「農民の自覚はもはや地租を必要としないレベルに達した」と認識した。そして、「地租」水準を合理的に設定することを要求する社員に対して、逆に「落後分子」や「利己主義者」のレッテルを張った。そのあおりを受けて、結局、各社とも「地租」を廃止するに至った。

1954年秋に初級社が大量に設立されたが、274社すべてで「地租」は与えられなかった。

このことは社員の混乱を生み出した。例えば、社員は初級社で「地租」が無いことを知るや、初級社に出資する耕地をできるだけ減らし、自留地を多くした。当時、自留地は農家の間で「救命地」と呼ばれた。

同県 第4区では社員20数戸が120haの耕地の返還を要求した。第4区 共勝村 第4初級社の社員 鄒雲廷は、1954年に1.5haの耕地を120万円で購入したが、初級社に加入後「地租」を買えなかったので村長に「地租」給付を直訴した。だが村長に却下されたので、退社を要求するに至った。

また、同じく第4区 永勝村の呉夫人は1haの耕地を返還して別の農家に小作させようとしたが、初級社から返還を拒否された。

さらに、共勝村 第6初級社の孟兆祥は、息子だけを初級社に加入させ、自分は2.2haの優良地を手元に残してそれを経営した。

他方、県委員会は上級の政策文献を検討して従来の誤りを改め、区委員会書記会議を開催し、さらに県・区・村幹部会議を開催して「地租」給付を検討、復活させるように指導した。

そして、すべての初級社で土地の肥沃土、利用状況に応じて、社員の討議を経て合理的な「地租」を決定するようになり、耕地返還要求や開墾停滞問題が解決されたという。また、第6区 道台橋村

勇躍初級社の独り者の社員は、2haの耕地の「地租」収入を得ることになって地租収入で生活を維持することができるようになった。

依蘭県の場合には「地租」廃止が県委員会の指導として強制された。その論理は鶏西県と同じであるが、まず県委員会が指導して設立した場倫初級社で「地租」が低く設定され、その普及の結果として各初級社の社員が「地租」取得を放棄する事態が発生した。実際の社員の言動そのものは「地租」廃止に対する不満の表現であったが、「地租」の放棄＝農民の自覚向上と言うことのみが、県委員会にフィードバックしたのである。またその是正も上からの指導（政策文献の下達）によって始めて行われた。

最終的には、「地租」が合理的に設定されるようになったとされたがその内容は不明である。従って、「地租」の引き下げ、廃止が初級社にどの様な経済的意味を持っていたのか、つまり各社員の所有地を評価せずに一律に設定、廃止する必要性がどこから生じたのかを考察することは断念せざるを得ない。ただ、「地租」廃止、つまり耕地のなし崩し的な共有化は、論理的にはその後の初級社の経営にとって「地租」を支払うコストが節約される意義を持つと思われる。

ともあれ、ここでは「地租」の設定が政治的・主観的に行われたと言う事実を前提として、それに対する社員の対応を考察するにとどめる。

すでに紹介した、農家の対応などを改めてまとめたのが表9-4である。

ここに表現されている初級社に対する社員農家の反発は、主要なものとしては、まず脱退であり、次に初級社に出資する耕地を削減し「自留地」を拡大しようとする傾向であった。前者は元より、後者についても、これらは初級社との関わりを縮小し家族経営に“撤退”しようとする動きであった。

だが、個別に考察すると、農家の状況に応じてその意味が違っている。

表9-4 初級社における「地租」廃止の影響

地名	農家の状況	農家の対応および農家が受ける影響
鶏西県	耕地が多い 労働力が少ない 優良地所有農家	耕地売却 「自留地」拡大＝出資する耕地の削減 初級社からの脱退要求
	互助組参加農家	肥料土地投入に消極的 →全村の厩肥投入面積率は20%
依蘭県		出資する耕地の削減＝「救命地」拡大
阿東 第4区	社員(20戸)	耕地120畝の返還を要求
第4区 共勝村	第4初級社社員 郎雲廷	54年に耕地購入(1.5畝、80万円/畝) →「地租」給付要求→脱退要求
第4区 共勝村	第6初級社社員 孟兆祥	労働力(息子)だけを加入させる 本人は優良地2.2畝を残して、経営する
第4区 水勝村	呉夫人(寡婦)	耕地1畝を別の農家に小作させる →返還要求は初級社から返還を拒否された
第6区 道台橋村	勇躍初級社社員 (独り者)	「地租」給付決定後、「地租」所得で生計 維持が可能になった

資料：①「“北大荒農民不看重土地”嗎?」, 黒竜江日報1955年6月19日。

②「依蘭二百多個社的土地確定了合理的租額」, 黒竜江日報1955年5月25日。

例えば、鶏西県の耕地が多く労働力の少ない農家にとっては、自らが耕作できない耕地の貸付先として、初級社が不利である、と言う考慮が働いたと考えられる。これは、依蘭県の第4区の寡婦と第6区の独り者の社員、つまり「底辺世帯」にとっては、「地租」所得の多寡が直接、生計の維持に関わるため、もし「地租」を支払われない初級社に耕地を貸し付けたとすれば、自らの生死に関わる窮地に追い込まれることになるのである。

それ以外の状況は、一般的に初級社との関わりを小さくしようとする家族経営の行動として一括できる。つまり、農家にとって耕地の出資は、制度解釈としては、共同で耕地を利用し、統一経営によってそこから出役労働所得を得るためのものであると言う側面を持っていたが、「地租」を取得する権利として言えば、出資は所有地を半ば強制的に小作に出すことを意味するのである。そして、その上で「地租」が計算されないのであれば、むしろ個別で耕作した方が有利なのである。具体的には、依蘭県第4区共勝村の孟兆祥の場合は、家族労働力1人（息子）を“犠牲”にするとしても、耕地だけは取り戻して戸主を中心に経営する行動に出ている。また、同村の鄭雲廷の場合は、自ら行った耕地購入投資の回収方法として、家族経営を選択している。

* * *

さらに、初級社での耕地の出資高配当水準の問題は、いま見たようにそれが政治的に決定されることから農家独自の意志決定による耕地利用との衝突が起きたのが実態であった。この衝突の根底には、農家における耕地利用が、その家族労働力利用同様に小作料収入も含めた多面的な利用を図り、農家所得を多角的に確保、増大させてゆく家族経営自体の特性が存在していたと総括できよう。

最後に付言しておくならば、事例からは明かではないが、「定款」に定められたように、初級社に加入する際に一旦「地租」を評価するとその後は再評価されない——豊度などの増加分は初級社の集団労働の成果と見なされる——という制度そのものに対する、農家の

反発と言う要素も勘案されるべきであろう。

第4節 初級社における役畜の利用・管理と出資高配当問題

本節では、初級社における役畜の利用問題を扱う。役畜は第1編で明らかにしたように、土地改革前から黒竜江省の食糧生産において、非常に重要な地位を占めていた。それは、初級社でも同様であり、そこでは農家が所有していた役畜は社内に出資される。従って、ここでは役畜の出資高配当、役畜の飼料問題および繁殖問題などに渡って考察する。

A) 役畜の売却ブーム問題

初級社における役畜の利用問題を概観するために、初級社設立の「高潮」期に生じた役畜の売却問題について、呼蘭県の状況からまず考察する（註17）。

まず、役畜の売却現象については……

1954年末以来、呼蘭県の役畜交易市场では、販売が多く、購入が少ないため、役畜価格が下落しつつある。数十万円で大人の馬が購入でき、5万円で2歳の小牛1頭が購入できる。このような状況はかつて無かった。

半年では年末に1日の取引頭数は10-20頭程度で、その日に売り出された役畜は、その日のうちに売り切れる。しかし、現在では1日に40頭が売り出されるが、1日にせいぜい1-2頭しか買い手がつかない。価格も下落し、1953年末の最低価格で150-160万円の耕馬が、1954年末には60-70万に下落した。場合によっては、役畜の販売は肉の販売より収入が少ないので、各地で馬の屠殺が発生しており、第9区だけで20頭余りの馬が屠殺された。

1954年末から55年2月初めまでに、1,000頭以上の馬と耕牛が売却された。

などと報告されている。この原因については、「一部の区・村幹部は、初級社が従来の169社から、1954年末までに588社が新設されたため、役畜が以前ほど必要なくなり、売却されるのは必然的現象である、と考えている」と言うものが紹介された後に、役畜売却の特徴から本当の原因が次のように指摘されている。

役畜売却の特徴は、売却理由の中で、体力の衰えた馬をよい馬と買い換えるという合理的なものごく僅かで、大部分は幼い馬、老いた馬、よい馬、使う必要の無い馬が販売される、点であった。

そのうち、「幼い馬の売却は、初級社では成馬のみが必要であるし、初級社に入れたくても、幼い馬は入れられない。さらに、農家は飼料が留保できないし、また飼育する家族人員も不足しているの、幼い馬は売却するしかない」と言う理由であった。

また、老いた馬や弱った馬の売却の理由は、「初級社が新規に社員を加入させても、生産部門を増やさないので、旧社員は新しく入ってきた馬が飼料だけ食べて遊んでいて、飼料負担や馬租だけが増えることを忌避する。そこで、新規入社社員には土地と労働力の入社だけを認めて、馬の入社は許可しない」と言うものであった。そのため、例えば第11区 菅上村の朱文財は耕地4畝と馬1頭を所有していたが、初級社は耕地だけの出資を彼に認め、馬の入社は拒否された。冬風祥は馬3頭を所有していたが、1頭しか入社を許可されなかった。

さらに、馬を所有しているのは多くが富裕農家や馬の多い中農であったことから、「彼らは、加入を希望しているが、よい馬を出資して損をするのを嫌って、余分のよい馬を売却する。あるいは、入社の前に、よい馬を悪い馬と買い換えてから加入する」傾向が生じていた。

例えば、第10区 双発村の富裕農家 朱山は馬4頭を所有していたが、初級社に加入する前に1頭を売却した。だが、「社内では馬が不足しており、このような事例は少なくない」のであった。

このように、使う必要の無い馬が売却される傾向は、合作化の進

行する村で普遍的に発生している。例えば、第10区 箱家村では1954年に4つの初級社を設立し、55年初頭にさらに3社設立した。しかし、労働組織はうまくできたが、役畜を有効に使うことができないため、村全体で馬12頭が売却された、と言う。

このように、1954年の「高潮」期になって、初級社の設立が進むに連れて馬の売却が増大する傾向が普遍的に発生していた。

その理由として挙げられたことは、初級社の実際の馬の利用問題を反映していると見られる。それを整理するならば、その第1は、初級社では成馬のみが必要とされ、それ以外の役畜の利用が減少するなどの利用問題。第2は、初級社内部での役畜飼料も不足しているし、個人で幼い馬などを繁殖・飼育するにしても飼料が不足すると言う飼料問題と繁殖問題。第3は、富裕農家にとっての馬出資の利害問題である。

これらが総じて、初級社における役畜の利用問題（繁殖、飼育、使役の問題）を形作っているのであるが、具体的には、以下に別の事例から考察することとする。

B) 役畜の「共有化」問題

初級社が設立される過程では、前節で見たような「地租」の廃止問題と同様に、役畜の強制的な買収・共有化問題が発生していた。

役畜の共有化は、初級社「定款」において必ずしも禁止されていたわけではないが、役畜の利用・管理を含めて問題の多いものであった。

ここで扱う緩化県 第6区 腰房村の事例では、区委員会からの指導により馬の買収・共有化が強行され、最終的には相応の「馬租」を出資社員に支払うように是正された。そこで、以下では、馬の共有化に特有な問題と併せて、「馬租」が政治的に廃止された場合の農家の対応について考察する（註18）。

腰房村では1955年初頭に6つの初級社が新設された。そして、「どれも組織的・経済的基盤が弱く、既存の挿根組では、耕耘・播種

作業を共同でやるが、中耕、除草、収穫は個別でやっており、井戸灌漑も問題がなかったので相互に協同していなかった。このような関係を基礎として初級社が設立された」と言う。

そして、設立後間もなく、区委員会幹部が来村し、馬の買取・共有化を主張した。社員に対しては、最高形態＝無償共有化、中等形態＝共有化するが、合作社が元所有者に利子付きで代金を支払う、低級形態＝馬の等級区分に応じた賃貸料（馬租）給付、の三つの形態を示した。

そこで、社員は、無償共有化に反対し、所有者への利子支払形態を採用することを主張した。しかし、利子水準や、利子支払によって何時までに元利を返済し完全な共有化を行うかが討議もされず、結局無償共有化に等しくなった。区委員会幹部の独断先行に、村党支部も、馬の共有化は「貧農」に有利だから、と言う理由で反対しなかった。

このような、なし崩し的な馬の共有化の強行に対して、初級社社員の李徳浦など兄弟3人の中で、長男は加入することを主張したが、次男・三男は馬と耕地が共有化されるのを恐れて反対して、兄弟で意見が対立した。

また、同村の王学本初級社では、初級社設立会議の時に、出席者の半数が中途退席し、残った20数戸には馬3頭しかなかった。

馬の共有化は、このような混乱の中で進行し、従って強制的共有化の影響は初級社設立後も引き続いて存在した。

馬の共有化に伴って生じた問題は大きく二つに類別される。

第1は、共有化に際して、馬を持つ農家はその馬を提供し、馬を持たない農家は共有化資金（つまり買取資金）を負担することになったが、この共有化資金の負担問題が発生した。第2は、共有化後の馬の利用管理状況の問題である。

まず、第1の馬共有化資金の負担問題であるが、1労働力当り350円の出資が割り当てられた（*）。馬を持たない農家には「貧農」が多く、そこに割り当てられた出資金の負担は、「貧農にとっては

食うや食わずの状態を秋まで続けても返済できない額」であった。同様に、同村第3初級社の貧農社員 李雲和は1労働力、5人家族、耕地1.8頃と言う扶養人口の多い世帯であったが、秋に収穫があっても、出資金負担を控除すると食べるものがなくなってしまう、状態であった。

このように、馬の共有化は、馬所有農家に影響を及ぼすばかりでなく、買取・共有化資金の負担として貧困農家にも重い経済的負担としてはねかえて来るものであった。だが、資料では明示的ではないが、初級社の経営から見れば、社員の負担によって、将来の「馬租」支払負担が解消された訳であるから、この部分のコストが節約されるメリットが存在すると考えられる。

他方で、馬が共有化されると、初級社の中で「役畜を誰も管理しない状況と、役畜の売却が進行し」、「元々馬の無かった農家も購入を断念する」と言う状況が発生した。その具体例は表9-15に整理した通りである。

このような混乱の中で、雲祿初級社では耕地100頃に対して馬11頭しかいなくなり、しかもその内2頭は使役に耐えないため、2頭の犁も利用できなくなってしまった。

また、農家の中には、村政府に「馬売却許可証」（原語は「賣馬介紹信」）の発行を要求するものが後を断たなかった。1954年末から55年初頭にかけて、従来307頭いた馬も、死亡26頭（うち社内7頭）、売却24頭で、残った馬257頭のうち70%以上がやせ細った馬、10%が使役に耐えない馬。使役できる馬は26頭となってしまった。

このような事態に対して、村幹部（村長、村党支部書記、村人民委員など）は、馬売却、馬屠殺は「資本主義思想」であると断定し、馬売却証明書発行を停止し、村人民委員会はよい馬の悪い馬への買い換えを一律禁止した。しかし、農民の馬売却、馬屠殺は秘かに進行していった。

この混乱を收拾するため、県委員会は工作組を派遣し、村党支部

表9-5 初級社における馬共有化の影響
(総化県 第6区 腰房村、1955年)

農家概況	農家の対応及び農家が受けた影響
村公安委員 楊榮 馬3頭 荷車1台	①1954年秋の初級社設立前に2頭を売却した ②初級社設立後は馬1頭と荷車1台を自分で利用 ③区委員会幹部に見送られて説得されたので、馬を初級社に出資した ④出資以後は、自ら馬の面倒を見ようとしな
第3合作社社員 候源富	①従来は馬の面倒を良く見ていた ②共有化以後は、馬が病気になるまで無関心
互費互助組組員 高臣	①馬を買う計画でいたがそれを放棄した ②1955年は牛を借りて耕作し、秋に加入予定
未加入農家 高有 馬3頭	①馬を有償共有化するのを聞いて、馬の世話を見なくなり瞬く間にやせ細ってしまった
社員農家 武徳臣 馬1頭 (作業能力の劣った馬)	①馬租450斤+1人の労働200労働日+地租で年所得6000斤(食糧換算) ②副産物と副業収入を合わせ、年収は倍増する
富裕農家 張永財 馬1.5頭 (張は最も優秀な働き手)	①馬租1450斤+耕地1.7畝の地租918斤+年労働日250労働日6600斤=合計所得8900斤(計画)

資料:「正確地対待入社農民私有財産」、黒竜江日報1955年5月10日。

委員、村人民委員、合作社主任、互助組組長聯席会議を召集して、馬共有化を批判し、第3初級社を中心に是正工作を行った。そして、馬を等級に分けて「馬租」を支払う方法に改めた。新たに1等級の馬租を年1頭コウリヤン1,200斤、2等級1,100斤、3等級900斤などと区分し「馬租」を給付することとし、馬を所有する「中農」の不満が解消され、村内の馬売却現象も、馬購入、よい馬への買い換えと言う正常な売買状況に転じたという。

混乱の発生とその是正過程は、区委員会による共有化強制→村党支部・初級社の服従→農家レベルの混乱(売却・屠殺)→県委員会工作組の派遣→区委員会・村党支部への批判→初級社での「馬租」水準策定、として進展した。この区・村レベルの指導の混乱が県委員会への権限集中により是正されるというプロセスは、まさに合作化運動の典型的な図式と照応して展開していたのである。

* * *

だが、共有化は正後の「馬租」水準が実際にどの様な利用・管理状況の改善を結果したかと言う点については不明である。

従って、ここでは共有化を巡る農家の対応について考察することとする。再び表9-5に戻ると、ここで見られた初級社と農家の厳しい対抗関係は、富裕農家の家族経営と初級社の対抗として現れている。同表の上から4つ目までの例は、家族経営の場合に馬を荷車などと併せて利用しており(恐らく農作業ばかりでなく農閑期副業としての運輸業なども行っていたと推測される)、当地の農業などにとっての馬の重要性を反映して、その飼育管理もかなり徹底して行われていた。また、自ら資金蓄積を行って馬を購入する傾向も存在していた。

そして、共有化が決定して以降は、農家は馬購入計画の放棄や、管理の放棄、さらに売却と言う対応に出ることになるのであるが、これは単に「馬租」所得がゼロになることから免すと言うだけでなく、共有化がこのような富裕農家の経営展開の柱である馬を初級社に囲い込んだことにも起因するものと考えられる。

無論、「馬租」が計算され、支払われる場合には、農家は自分の馬の価値を下げないために、つまり「馬租」所得を下げないためにも、初級社での自分の馬の飼育状態に気を配ることも有り得る。その状況を示したのが、同表の共有化が是正され「馬租」評価が復活した後の下二つの例である。それぞれの「馬租」の評価額や年所得の額がどの様な意味を持つのかは不明であるが、武徳区では初級社からの「馬租」所得が全体の7.5%、張永財の場合には「馬租」が18.3%の比重を占めるとされた。しかし、「馬租」所得が保証されたと言っても、家族経営の場合に馬を自ら利用して労働所得や地代所得を含めた混合所得としての農業所得を得る場合とは、当然意味が異なってくると思われる。

C) 初級社における繁殖用役畜の管理軽視問題

前項では成馬の初級社への出資の問題を扱ったが、A)項でも触れたように成馬でない母馬や幼い馬が初級社から排斥される状況も存在した。ここでは、樺川県 第2区の事例から考察する(註19)。

1955年になって樺川県 第2区では、区内の148村、65初級社を対象に、母馬と仔馬の初級社への出資、利用問題に関する調査が行われた。そこで、明らかになった状況は、次に見るように、繁殖用の母馬や出生後の仔馬が「馬租」評価や飼料配分の面で不当に差別されており、結果的にこれらの馬が初級社から排斥される傾向が存在していたことである。

まず、母馬や仔馬が初級社に受け入れられない原因として挙げられたのは、第1に、行える仕事量が少ない、第2に、飼料が多く必要、第3に、体力が無い、第4に、作業に出られない時間が多い、第5に、仔馬は人に害を及ぼす、第6に、初級社では仔馬の面倒を見るまで人手が回らない、などであった。

つまり、初級社では作業に通年で使役できる成馬の飼育・管理が優先され、馬の繁殖のために、「馬租」や飼料を配分することが負担とされていたのである。

従って、初級社では母馬の「馬租」は仔馬よりも約30%低く抑えられていた。例えば、第2区 文化村 紅旗初級社では、10頭の小馬の「馬租」は1頭当り2,430斤(穀物換算)であるが、6頭の母馬は1頭当り1,816斤であった。

また、1954年の「高潮」期以前からある初級社では、1955年になって母馬の「馬租」が1954年より130-300斤引き下げられた。例えば、楊家崗村 中興初級社の母馬5頭の内、1頭の「馬租」が54年より100斤、1頭が300斤、2頭が400斤それぞれ引き下げられ、無償使用が1頭であった。

だが、初級社では、馬の繁殖を社内で行うために、「馬租」と飼料の配分について、調整の試行錯誤がなされていた。

例えば、出資された後に初級社で生まれた仔馬と、母馬に伴って出資された仔馬の飼料配分や、その「所有権」の帰属を巡って次のような調整がなされていた。

まず、馬の年齢別の飼料の配分についてであるが、一般に、生後6ヶ月以上の仔馬は成馬の粗飼料の半分の基準で初級社が提供し、初級社が飼育する。二歳馬は成馬と同量の粗飼料を給付する。三歳馬は無償使役されるが、その馬の「所有権」は出資した社員に帰属するとされている。

つまり、仔馬が初級社で飼育される場合に、仔馬の成長に伴って、出資した社員に対して支払われた「馬租」は次第に引き下げられるが、「所有権」そのものは元の所有者に残るように処理されていたのである。従って、社員が初級社から脱退しようとする場合には、成長した馬の価値増加分を初級社に支払うことなく、100%の「所有権」を主張できるのである。

また、この仔馬の「所有権」について、一部の初級社では、新規に出資された仔馬も、初級社で生まれた仔馬も「所有権」も共に、初級社6割、社員4割あるいは初級社7割、馬主3割の比率にするように決められていた。この場合には、仔馬を出資した社員、あるいは仔馬を出産した母馬を出資した社員は、定率だが年々増額され

る「馬租」を受け取れるが、彼が初級社から脱退する場合には、馬の評価額の80%あるいは70%を支払わねばならないのである。

しかし、初級社の一部には、このような処置をとらずに、ただ「共有財産増やすために」、仔馬を最低の価格で買収し共有化するものもあったと言う。

だが、現実には、この三つの処理方法のいずれに対しても社員は不満を持っていた、と言う。

例えば、隆興初級社の社員 李福才は、成馬1頭と仔馬1頭を所有していたが、その馬に配分される飼料は、彼自身の計算によるとの次のようになる。成馬1頭の「馬租」は、1954年に合作社から現物支給で、粗飼料1,500斤（=35元/1,000斤で87元となる）+濃厚飼料200斤（=55.2元）=合計142.2元であった。だが、生後6ヶ月の仔馬は成馬の半分と規定されているから、71.1元。成馬と併せて2頭の「馬租」は213.3元分になる。だが、実際には、それは2頭の馬が必要とする飼料代にも及ばなかった、と言う。

そのため、同初級社では社員による仔馬の売却の進行していた。同様の状況は、第2区で普遍的に発生していたようで、当時、区内の母馬395頭のうち、274頭が繁殖期になっても妊娠していなかった（不妊率69%）。

さらに、公勝村の紅星初級社と西馬架村の東興初級社では1953-1954年に、飼育不良により母馬・仔馬が15頭死亡したと言うし、第2区の4つの初級社では母馬21頭のうち、4頭がすでに売却処分され、7頭の売却が計画されていると言う有様であった。

この母馬と仔馬の「馬租」の問題は、初級社における馬の利用・管理の問題点を集中的に表現していると思われることができる。

初級社で、母馬や仔馬について「馬租」の引き下げや、所有者の「所有権」を低く評価することや飼料が節約されるのは、これらの馬が実際の作業に使役できないことから生じたのであるが、それは、使役可能な雄の成馬の確保のために必要な、所有者への「馬租」の支払や、成馬を使役可能な状態に飼育するための飼料配分の上で競

合するからであると考えられる。

そして、結果的に初級社内部では、母馬や仔馬の管理や、繁殖が軽視され、また売却を進行したのである。

他方で、社員の方でも、仔馬の出資を忌避し、売却する傾向が存在していた。社員の判断としては、例えば、興隆初級社の社員 李福才の例が挙げられる。彼は、「馬租」が飼料代にもならないと不満を呈したが、それは、彼自身が「馬租」水準の評価を、主観的・経験的に飼料代との比較において行ったからであり、事実上、仔馬の価値とそれを飼育してきた費用が評価されず、「馬租」にも反映しない初級社への出資と、それなりに評価される売却（あるいは個人飼育）との比較を行ったのである。

D) 初級社における馬の利用状況

これまで、初級社の設立に伴う役畜（馬）の利用問題を、主として初級社への出資の局面で発生した問題点を考察してきた。そこで、本項では本節の考察の締めくくりとして、初級社内部での役畜の利用・管理体制の状況と関わらせて考察を加える。本項では、1950年代の初頭から馬の繁殖・飼育が盛んであった克山県 仁里村の紅光初級社と華光初級社の事例から、これまで考察してきた「馬租」問題や飼料配分問題を、初級社の設立に伴う馬の利用・管理状況の変化と関係付けて検討する（註20）。

仁里村の解放後の馬生産の沿革を振り返るならば、それは1951年にソ連優良品種ドンスク（中国語表記は「頓斯克」）を導入したことから始まる。当時、同村では、母馬生産を発展させる、ドンスク品種の交配・仔取りを行う、つまりドンスク品種の繁殖・飼育の一貫生産を行う計画が策定された。同時に馬の死亡率を引き下げを達成し、1953年には黒竜江省の「特等畜産模範村」に選出された。

だが、1954年春に同村に2つの初級社が設立され、1954年秋に村全体で合作化が完成すると事態は一変した。農家は馬購入から馬売却指向に転じ、よい馬を育てていた「中農」の生産意欲が急速に減

退ってしまった。

このような激変の契機となったのは初級社設立によって馬の利用・飼育環境が変化したこと、つまり従来の「馬の私有・私用から私有・有償共用へ、また個人飼育から集団飼育へと変化した」ことであつたと言う。

ここでは、本節でこれまで推測に留まっていた初級社における馬の利用状況がほぼ完全に示されている。

その第1は、初級社の設立によって馬の利用率は高まったが、馬の利用場が拡大されなかつたので、馬“過剰”現象が発生した。「初級社としては仕事を割り当てられない馬が発生することを恐れ、また使役されない馬が無駄に飼料を食べて飼料コストを負担しきれなくなることを恐れた」。そこで、余った馬を所有者に戻し社外に排斥する措置を取った。例えば、この二つの合作社では、8頭の老いた馬と体力の弱った馬がいたが、それらには作業能力があるのに作業が割り当てられず排斥された。これが、社員の馬生産意欲が減退した要因の第1である。

第2は、「馬租」の水準設定が不合理で、よい馬の「馬租」が低く、劣った馬の「馬租」が相対的に高いことであつた。

例えば、紅光初級社の規定では、1等1級の馬の「馬租」は4石、3等6級の馬は3石であり、劣った馬の1年の「馬租」で同様の馬が1頭購入できるが、よい馬の馬租では3年分でも同様のよい馬が購入できない、と言う水準であつた。

第3は、仔馬の飼育費用が高く、飼育コストが過大になつたことである。紅光初級社では2歳の仔馬を出資した場合には、所有者は合作社に対して馬草200束と濃厚飼料1石（コウリヤン700斤）を支払わねばならず、社内での飼育では実際に年間で50元相当の飼育コストがかかる。

つまり、社員にとって、仔馬を出資すると飼料負担がかさむんでしまい、とは言っても、家庭では面倒を見る労働力が残っていないので、2・3歳の若馬を売却し、まだ売れ出せない小馬は仕方なく

社内に残さざるを得なかつた。

また、華光初級社の馬所有農家 張永生は、新品種の種成馬を出資せず個人で繁殖を行うことにした。

第4は、社員個人の役畜飼育と初級社の集団労働との矛盾が存在することである。社員は自分の畜産部門を管理できず、畜産部門をもつ一部の社員は、自分の家畜を管理できないのを気にしながら初級社の作業に出役していた。

第5は、初級社内の家畜の使役・管理体制の混乱していることである。個体毎の使用状況、その繁殖差、給餌量、がまちまちで、餌や水の供給が忘れられたり、母馬の交配がされなかつたり、集団の飼育状態が悪化し役畜の等級が下がって来る現象が生じた。

これらの問題点をまとめると、まず、初級社において馬の利用率の向上に反して、使役頭数が減つたことが指摘できる。これは、特定の馬——母馬、仔馬、老いた馬、体力の弱った馬を除く健康な成馬——に作業の割当が集中し、他の馬は有効に利用する場が提供されなかつたので“過剰”状態におかれたことを示している。

そして、初級社内部の飼料配分問題としては、成馬の利用率が高まり、（それに連れて成馬の飼料配分が増えたと思われ）、成馬以外の飼料配分が削減されたのである。従つて、仔馬の飼育については、出資した社員に飼料提供が義務づけられ、社内の飼料負担を軽減することになつたのである。

さらに、初級社で利用されず、また飼料負担の重さから社員の判断によって実質的に初級社から排除された馬は、個人で飼育することになるが、自らは初級社の作業への出役義務があり、事実上、個人での馬の飼育は不可能になつていた。ここには、母馬や仔馬も含まれており、初級社では馬の繁殖が基本的に排除され、また個人で繁殖を行う道もかなり狭められていたのである。従つて、初級社では、50年代初頭の状況とは全く異なつて、繁殖、飼育の環節を欠いた、単に既存の成馬を使役するだけの状態になりつつあつたのである。

* * *

このような状況に対応して、1955年春には、馬“過剰”問題の解決が試みられた。

まず、体力の弱った馬の“過剰”問題の解決策としては、初級社の生産項目と役畜の使役場面を増やす措置がとられた。例えば、華光初級社では、春季播種作業期に「深く耕し丁寧に管理し、多収量作物の作付を増大し、耕起を多くし、開墾を拡大し、終年積肥を行い、共同放牧を行い、集団養豚を行い、造林を行う」など一連の増産・増収措置を計画した。

初級社では作付面積が245haであったから、上記の増産技術を採用すると馬の出役作業が7896馬・日必要になる。馬1頭当り年間250日出役するなら、馬は32頭必要になり、現有は27頭だから、過剰でなく5頭不足になるとされ、社員大会で社外に放置されていた老いた馬と弱った馬を社内でも利用するよう決定した。

続いて、「馬租」の等級間の差が、馬の行う作業、作業能力、価格に応じて、等級区分を再調整された。全体として3等7級に区分し、各級の差額は0.25石とし、1級と7級の差額は1.5石で従来より0.5石大きくし、よい馬をもつ「中農」も劣った馬をもつ貧困農家も不公平感を感じないようにした（表9-6a）参照）。

ただ、表に示したように、全体での「馬租」の水準は少しづつ引き下げられており、等級間の格差が拡大修正された点は認められても、全体としての引き下げに、社員がどのような反応をしたのかは不明である。

また、仔馬の飼育コストも引き下げられ、また仔馬の年齢に応じて異なる飼育費用を設定した。表9-6b)に示した、馬草（粗飼料）、濃厚飼料（穀物）および使役労働出役の日数の水準について、客観的に判断する材料は示されていないが、所有者の負担分は調整前より大幅に削減され、また飼育労働が労働日として公認されている。また、放牧についても同様に作業人員が保証される。また、所有者が一定出役する他は、「初級社の飼育員が統一飼育するので、飼育

表9-6 克山県 紅光初級社と華光初級社の「馬租」と仔馬飼育費用の調整

a) 「馬租」の調整

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
調整前	4石					3石	
調整後	4.20石	3.95石	3.70石	3.45石	3.20石	2.95石	2.70石

資料：「仁里村農民養馬積極性は怎樣高張起来的」、黒竜江日報1955年6月4日。
註：各等の区分が不明のため、ここでは記入しなかった。

b) 仔馬飼育費用の所有者負担分の調整 (単位：斤/頭)

年齢	馬草	濃厚飼料	飼育労働出役	備考	
3歳馬	2100	300	10労働日	①放牧期以外(7ヶ月)は社内で飼育する。 ②放牧期は、共同放牧。費用は所有者負担とし、初級社が使役する時は馬租を払う。	
2歳馬	端午の節句以前に出生	1300	250	8労働日	2歳馬の年間飼育費用は、29.2-41.6元/頭。
	端午の節句以後に出生	1200	220	6労働日	
	秋に出生	810	180	4労働日	
同上調整前	200束	700斤		年間飼育費用 50元/頭	

資料：「仁里村農民養馬積極性は怎樣高張起来的」、黒竜江日報1955年6月4日。

労働力は確保される」とされている。

また、初級社で母馬が産んだ仔馬の飼育負担も調整された。

そして、1954年に産まれた仔馬は、初級社の負担で25ヶ月飼育し、その時点で価格評価し、初級社がその4割の利益を所有者は6割の利益を分けることとした。改良品種の馬は、飼育費用は初級社と所有者で折半し、利益は同じく初級社4割、所有者6割で分け合う。1955年に交配し56年に出産した仔馬は、飼育費用は初級社と所有者で折半し、25ヶ月後の利益も折半する。

つまり、最終的に仔馬の出生から25ヶ月間は、初級社と所有者で飼料もその利益（所有権）も折半する体制が確立されたのである。このような調整により、初級社の飼育費用も過大にならず、25ヶ月後の利益を目標として皆が飼育に利益を感じるようになったと言う。

以上のような調整の結果、初級社内部には、使役に供される成馬でも健康な馬、弱った馬、老いた馬など作業能力がまちまちであり、加えて繁殖用の母馬や出生した仔馬など、年齢、性別、作業能力の異なった馬が使役、飼育されることになった。また、馬の状況の差異によって、必要とされる飼料や飼育作業も所有者との上記の取り決めによって区別されねばならず、非常に複雑になったものと思われる。そこで、この新しい状況に対応するためにも飼育労働力の確保と飼育体制が整備された。

その内容を整理したのが表9-7である。馬の飼育作業は放牧と通常の飼育作業との二つに大別されている（通常の飼育作業の内容は、すべて華光初級社のもの）。放牧についてはその費用が全額所有者負担であることは表9-1a)ですでに示した。そして、特定の放牧員を決め労働日に応じて出役労働の報酬を初級社から分配することになっている。放牧員は馬に十分な餌と水をやることが決められており、それが守られなかった場合には放牧員の管理不行届きとして労働日を控除し、損失分は所有者へは初級社が弁済する。このように、馬を出資した社員が責任外のリスクを負わずに済むようにされた。

表9-7 克山県 紅光初級社と華光初級社の馬飼育・使役体制

作業内容	作業出役要員	作業評価と賞罰制度
放牧作業	放牧員 1.5人	飼育費用は所有者負担 放牧員1人年間170労働日 損失賠償：放牧員5労働日控除。 所有者には初級社が賠償。
通常飼育作業	飼育員2人	(華光初級社の例) ①2人で43頭管理 ②馬1頭当り14労働日 ③各季節毎に肉付き率検査 →合格の場合3労働日奨励 ④使役・飼育で問題あれば1労働日控除 ⑤母馬受胎率75%以上の場合に奨励。 流産したら労働日控除。
①給餌、飼料調製、出産	1人	
②小屋修理、馬草選別、 飼料・水運び	1人	
③使役期間中の、給水、運輸員 ブラシ掛け、蹄鉄整備、	1人	

資料：「仁里村農民養馬積極性は怎樣高張起来的」、黒竜江日報1955年6月4日。

また、通常の飼育体制ではやはり飼育員が固定される。華光初級社の二人の飼育員には、それぞれ作業分担があり1人は出産を含む馬を直接管理する技能を要する作業を分担し、他の1人はその周辺の作業を分担する。ただ、農作業期は馬が使役されるので、運輸員(御者)もその一部の作業を分担することになる。

飼育作業の検査は、季節作業(播種、中耕、収穫、運搬)の終了後の肉付き状態を見て行われる。また、繁殖についても母馬の受胎率などで検査される。

このような、細かい作業のチェックを様々な特徴を持つ馬に対して行うことに対応して細かい個体管理が求められることになった。

例えば、春季播種作業および夏季作業期には、従来の「草・飼料の無制限給餌」から「定量給餌」に、飼料は「大ざっぱな調製」から「細かい調製」に、さらに「粗飼料を適量給餌する」「飼料をよく粉砕する」「馬草は細かく裁断する」「草に塩水を混ぜる」ようにし、従来の「共通の飼葉桶で給餌する」のではなく「個体毎に桶を分けて給餌する」などのように変える。また、馬には番号をつけて、番号毎に餌をやり、個体毎に餌桶を決める。さらに、圃場に出るときには餌袋をつけてやり、圃場作業中でも給餌できるようにした。

このような、飼育・使役体制の整備がどの程度実効を持っていたのかは資料からは明らかにされていない。だが、総じて馬の使役場面の拡大や「馬租」水準や飼料負担水準の調整に対応して、専門の作業人員を配置して、細かい個体管理を行うようになったことで、飼料も有効に利用され、所有者が初級社に馬を預けることから生じるリスクを軽減することになったと思われる。

その場合に、従来の最も大きな問題は飼育のための飼料と労働力の保証であったから、それが新体制が効果的に実践された場合に限り馬の利用問題はどうか解決され得たと考えられる。

第5節 初級社での収益分配と農家間の利害問題

以上の諸節では、労働力、耕地および役畜の利用・評価問題を個別に考察してきた。その中でも指摘したように初級社という経営体には、労働力および生産手段の所有状況と、それに規定される生活水準において階層差を持った農家が社員として組織されている。

従って、労働力と生産手段の利用を巡る例えば富裕農家と貧困農家との間での利害対立は、最終的には初級社での収穫後の収益分配の際にも発生することになる。むしろ、この報酬分配が農家にとって初級社への態度を決する最も重要な局面であったとも考えられるのである。

さらに初級社の経営が党や政府の政策指導に拘束されるため、初級社の経営留保と社員への分配の間の調整問題が発生する。この点を最後に考察して、これまで考察した出役労働評価や生産手段利用を巡る社員間の利害調整問題の本質を明らかにする。

本節ではこの二つの方面について各々事例考察を通じて検討する。

A) 初級社のリーダーによる階層間の利害対立の調整

本項では階層性を持つ農家間で収益分配を巡って如何なる問題が発生し、それがどの様に調整されたのかを考察する。ここでは、双城県 第2区 慶豊村 梁家福堂屯の永豊初級社の事例を取り上げる(註21)。

永豊初級社は1953年の春季播種作業期に黄永徳を主任として設立された。

まず主任となった黄永徳の概況は次の通りであった。従来12人家族であったが、1952年に妻と息子(18歳)が死亡し、黄永徳本人、息子6人、娘2人、幼児1人の10人家族が残った。また同年にらば1頭が死亡したり、火事で家屋3間を焼失するなど不幸が続いていた。初級社設立当時の所有地面積は10.07haであった。

このように、度重なる不幸に遭遇しながらも補助労働力になる位の子を産し、また一定の経営面積を維持している富裕農家に分類

される世帯であった。そのような理由からか、彼は共産党員および初級社主任として「富農・地主層への対応が甘い」「欠点」があったと言う。

だが、彼は主任としての立場から、党・政府の政策と富裕農家との間に生じた利害関係を調整していった。それは、次の三点である。

第1の問題は初級社の生産計画の策定の時点で生じた。当時、「中農」の社員はゴム輪車2台で運輸業を行うこと、ジャガイモを6ha作付けて、秋にそれを利用して粉挽き場を開設することを提案した。しかし、初級社の播種作業では1労働力+馬1頭のセットで耕地6haを負担しなければならない状況であり、運輸業などを行うと農繁期の労働力と役畜が不足してしまうことになる。そこで、黄氏は社員大会を召集し、そこで状況説明を行って「農業生産を主とする」経営方針を堅持することとした。

第2の問題は、「地租」と「馬租」の水準の決定を巡り社員の間から不満が生じたことである。初級社設立当初は「地租」や「馬租」の支払いが多くいたため、中にはその収入だけでも生活が成り立つ農家があり、所有する馬や荷車の多い社員は農作業出役に熱心でなかった。他方で、初級社の収入から「地租」、「馬租」および「車租」（荷車の出資高配当）を差し引くと社員の出役報酬の分配分が圧迫されてしまい、所有地が少なく馬を持たない農家は飯米すら幾らも分配されないという状況であった。

当時、県で専門会議が開催され初級社の「非労働報酬」問題が検討されたが（*）、ここでは「非労働報酬」の比率を引き下げれば「貧農」に有利であり、「中農」にとっても「地租」などの収入よりも「労働報酬」に頼る方が増収が見込めるので有利であるという論理が強調された。

*：「非労働報酬」は、「労働報酬」つまり出役労働報酬と対になる概念で、「地租」「馬租」「車租」を総称するものである。

黄氏は県の会議の決定を初級社に持ち帰って、「地租」などの水準を調整することになった。そこでまず問題となったのは「地租」「馬租」からの収入への依存度の高い農家、なかでも家族労働力の作業能力が劣った農家の不満を解消することであった。彼らにとって「地租」、「馬租」の引き下げは生計の維持を危うくするものであった。

実際に「地租」「馬租」の引き下げにこのような農家は猛反対した。そこで黄永徳は「自分が一番土地が多い、自分は地租を引き下げても、多く労働すれば増収できる」と宣言して、「馬租」を1等5.5石から5石に引き下げ、「地租」は1等1.2石から1石に引き下げ、「車租」は3石から2.5石に引き下げた。

第3の問題は、貧困農家への経済的援助と彼らを初級社に加入させることを巡る問題であった。

初級社に加入した農家は1953年設立当初は16戸であった。だが、53年には小麦がヒヨウの被害を受けた。1953年と54年は労働力に応じて種子の提供を義務づけていたが、54年には6戸が種子を負担できなかった。そこで被害を受けなかった黄永徳と樂國伸が種子を肩代りして提供した。黄永徳は麦種子3,200斤、大豆3石、トウモロコシ3石、コウリヤン1.6石、樂國伸は麦2,000斤、トウモロコシ2石をそれぞれ立て替えてやった。

また1954年には38戸が加入してきたが、うち16戸は貧困農家で、一部は「怠け者」（原語は「二流子」）と見なされた農民であった。社員はそのような「怠け者」の加入に反対した。だが、黄氏は以前は自分と同じ地主の下で働いていた「怠け者」が不幸続きで落胆し、その結果「怠け者」になってしまった経緯を説いて加入に同意させた。

このように、初級社の設立後、次々と発生した問題の多くは黄氏自らが比較的上層の農家であり他の富裕農家の信頼を受けていたことを背景として、彼の献身的な努力によって一応の解決を見たので

ある。最終的に初級社の規模は50戸を超えるに至った。

こうした規模の大きい組織で主任の個人的威信がどれほど通用したのかは疑問だが、初級社の運営を巡る社員間の摩擦を調整するためには、党・政府の政策を単に社員に強制するだけでは駄目で、主任自らの指導力＝信頼関係を背景として社員を納得させられるリーダーの存在が不可欠であったのである。

そこで改めて発生した問題を見ると、その多くは階層差を持つ農家間の利害対立を反映したものであった。

「地租」「馬租」などの問題について言えば、従来の「地租」水準では耕地の多い農家はそれだけで生計が維持できる側面があり、特に労働力の弱い「底辺世帯」などでは「地租」収入が家計を支えていたのである。他方で耕地の少ない農家の家計は出役労働の分配に依存しているが、「地租」「馬租」の支払いが大きいことはこの「労働報酬」に依存する農家の生活を圧迫していた。

また、社員が同等に負担すべき種子の不足は、自然災害によって自家消費用の食糧が種子留保分を食いつぶしてしまった貧困農家に集中的に発生した問題であるし、「怠け者」の加入問題についても労働能力の劣った農家が加入を拒否される問題を示していた。

これらは、初級社が制度的には個々の農家を等質・平等な社員として位置づけているのに、実際には階層差を持った農家であったというズレに起因する。そのため、場合によっては豊かな農家に貧しい農家を援助させるかたちで、初級社を維持せざるを得ない状況が発生したのである。まさに黄主任が行った利害調整の努力は、富裕農家特有の利益を「地租」「馬租」などの引き下げによって一定制限し、他方で貧困農家特有の困難や低められている地位を黄個人の指導力をもって下支えしてやることであった。言い換えれば、放置しておけば貧困農家にのみ集中してしまう社員としてのリスクを、富裕農家自身に一定程度分担させたりあるいは指導者自らが負担する方向で均等配分したのである。

B) 収益分配を巡る初級社と社員の利害問題—「公積金」「公益金」控除による社員所得分配の圧迫—

次に、鞆東界 尚家区の紅光初級社、妻家区の先鋒初級社と永久初級社および栄站区の奮心初級社の事例から、秋季収穫後の収益分配を巡って発生した利害対立とその解決の過程を考察する(註22)。

ここでは、社員間の利害調整の問題はもとより、A) 項の事例では示されなかった、秋季の収益分配で浮上して来た「公積金」「公益金」の蓄積問題や国家融資資金の返済などの問題も含まれるため、新たに初級社自体の経営や党・政府の政策と社員の間での利害調整の問題が扱われる。

この4つの初級社の共通点は、設立以来毎年のように増産続きで開墾によって耕地面積を拡大してきており、増産技術も採用され、社員の増収も達成してきたという極めて模範的な組織であった。

しかし、それでも収益分配を巡って小論の考察から周知のものを含めて多くの問題が発生していた。

その第1は「地租」「馬租」の分配に関するものである。それを巡っては「中農」が水準を高く設定されることを希望するとか、あるいは生産手段を初級社に買取・共有化させて即金で償還することを希望する動きがあった。他方で「貧農」は共有化のための買取資金の負担分や「地租」「馬租」が初級社の収益から控除されて、自分達の報酬が削られるのを望まず、出役労働報酬の割当が多くなるように希望していた。

第2は、設立当時から加入していた「旧社員」と新たに加入した「新社員」との間での利害問題である。「旧社員」は、「新社員」の所有する耕地が悪く(「耕土が薄く、厩肥投入が少ない」)、加入時に初級社に対して提供する厩肥の量も少ないので「新社員」への報酬分配を少なくすることを主張していた。

第3は「公積金」の蓄積問題であった。社員の中にはすべて個人に分配するように強調するものがある。特に「旧社員」は新たに加入してきた社員がすでに蓄積された成果の分け前にただで与るのを

嫌って、「公積金」をできるだけ少なくするように主張していた。さらに、生産量の評価の際に一部の幹部は初級社の経営成果を誇示するために作柄を過大評価する傾向と、他方で国家の食糧買付けを回避するために作柄を過小評価する傾向とが並存していた。

つまり、初級社の収益分配を巡っては、第1に「中農」と「貧農」、第2に「旧社員」と「新社員」、第3に初級社、国家と社員との利害調整の問題が存在していたのである。

このような各種の利害に基づく相反する主張を調整するために、村党支部は県委員会の指導を受けて「労働報酬を主とする、生産手段には合理的報酬を保証する、社員の個人的利益を尊重する、同時に国家の利益も尊重する」などの方針を掲げて思想教育を展開し、次のような調整を行った。

まず「地租」の水準について。例えば先鋒初級社と畜心初級社では、土地報酬を引き下げたため所有地が多く労働力の少ない社員の不満が大きく、また荒れ地の「地租」を評価しないことから荒れ地を出資した社員の不満などの問題が存在していた。そこで、肥沃度、耕作条件によって「地片毎に等級区分し、等級に応じて地租を支払う」方法を採用し、但し3年間は各耕地の等級と「地租」水準を動かさないこととした。また荒れ地も「地租」を評価することとした。

次に「馬租」について。初級社では馬の購入価格水準とは無関係に同じ額「馬租」が支払われる場合があった。そのため、価格の高い馬を飼育している農家は不満があり、よい馬を悪い馬への買い換える傾向が発生していた。さらに馬の使役・管理が悪いために出資した馬が瘦せて、それに伴って「馬租」も引き下げられたため不満が発生していた。

そこで、耕地面積に対する社内の馬の多寡、放牧地の有無によって各社で「馬租」を調整した。つまり、放牧地が少なく耕地面積に対して馬が少ない場合には「馬租」は高めに設定されることになる。これは、全体としては所有者＝「中農」の利益を保護する方向での調整がなされたことを意味する。

他方で、社員の個人への分配を最大限に拡大する要求に対して、「公積金」や国家融資の返済などの問題が処理された。その内容は表9-8に示した通りであるが、表示した以外の点について説明を加えておく。

国家融資資金の返済については、4社合計で国家融資残高は12,350円であったが、分配計画を策定する際に55年は合計で7,000円（融資残高の56%）の返済を決定し、それをまず控除することとした。

また、社員の飯米（原語「口糧」）の分配については、国家の基準に沿って飯米、馬飼料、種子を留保し、残りを国家に販売し、販売代金は社員への報酬分配に当てたとされる（食糧買付けと飯米分配については次章で考察するので、ここではこれ以上の言及を避ける）。

また、家庭用燃料の分配については、薪は一旦各家庭に帰属するが、社員の家族人口に応じて多いものには返還させ、少ないものには補給して調整する方法を採用した。また、作物の茎幹は分配せず初級社で共同利用する役畜の飼料とするが馬飼育農家にも配分された。

このように、収益分配は初級社が主導して、生産物をすべて管理しており、まず国家への返済、売り渡し部分を優先的に控除し、他方で社員の飯米や燃料を分配する方法が採用された。

また、初級社の指導幹部の報酬は、公用により圃場作業を欠勤した場合には前もって補助労働日を留保しておいて公務の性格・重要性によって幹部に補給するとされた。

* * *

ここで、再び表9-8に立ち戻って初級社における収益分配の各項目間関係を考察する。付言しておけば、畜心初級社は耕地条件も悪く、単取も低い組織で、他の3社は経営範囲も拡大され増産・増収を実現している組織であるとされている。

この状況を念頭に置くと、畜心初級社、虹光初級社、先鋒初級社、永久初級社の順で、「馬租」、初級社の総収入に占める「労働報酬」

表9-8 初級社における収益分配

	紅光初級社	先鋒初級社	永久初級社	奮心初級社
「地租」 (改正前)		0.4-0.9石 0.3-0.6石	「地租」廃止	
「馬租」 (改正後)	最高3.6石 平均2.7石	最高4石 平均3石		
労働報酬比率	58.7%	56%	66%	
公積金比率	9%	8.5%	7%	6%
幹部報酬	220労働日	230労働日	未定	96労働日
1労働日 評価額	1.4元/日	1.5元/日	1.7元/日	0.9元/日
最高労働 所得額	420元/人 (300日)	450元/人 (300日)	450元/人 (265日)	
平均労働 所得額	350元/人 (250日)	370元/人 (247日)	400元/人 (235日)	250元/人 (278日)

資料：「中共肇東県委員会農村工作部 肇東県四個合作社の秋収預分工作」、
黒竜江日報1955年10月28日。

の比率、同じく「公積金」の蓄積分の比率、幹部の報酬、そして1労働日当りの評価額＝所得額などが、順次高くなっている。これは、初級社単位で、増産・増収の程度に応じて初級社の蓄積も社員への分配も増大することを一面で示しており、この限りでは妥当な傾向であると考えられる。

そして、順調に増産を達成しそれに連れて社員の増収が図られれば、「地租」「馬租」を引き下げられた農家の不満も一定は鎮めることが可能であつたと考えられる。

しかし、このような初級社の蓄積や国家への融資返済が一方では社員からの個人分配を極大化を要求する抵抗に遭遇し、それが県委員会の支持を受けた村党支部の思想教育によって修正された結果としてなされたことを考慮すれば問題はそう単純でもない。

表9-8に示された範囲で言っても、増産を達成しても、より高い比率で「公積金」が控除され、また幹部の報酬分も高くなってくるのであるが、それが社員に受け入れられるものであつたかどうかは定かではないのである。逆にその問題が端的に発現すると考えられるのは奮心初級社である。つまり、耕地条件も悪く、単収も上がらないのに「公積金」は控除されざるを得ず、また幹部の報酬＝管理労働費用も控除されなければならないのである。

無論、幹部自身にとっては一般に収量の多寡と管理労働時間の長短が直接比例する関係にあるとは考え難いから相対的に評価されない管理労働が存在するとも言えるのである。

ここに存在する問題は、第1に、初級社の農業経営の面において生産投資のための「公積金」の蓄積や国家融資の借入れ(またはその返済)、第2に初級社幹部の管理労働が保留されること、さらに第3に社員の所得(飯米や燃料)が初級社の統一基準で管理・配分されることの三つであり、これらが総体として社員にとってどの様なメリットとデメリットとして認識されていたかということである。

この問題をここでは上記の事実関係を依って検討しよう。その場合に、農家の判断基準が従来の農村における経済関係にあると仮定

する。つまり、その基準の第1は、土地改革前に屯内の大部分の生産手段を占有していた「大農」の雇用経営が挙げられるし、第2は、初級社設立以前に存在した土地改革後の家族経営である。

まず、「大農」の雇用経営では、すでに第1編 第1章で考察したように、「大農」の世帯として、生産投資や戸主の管理労働や家族の基本的な生活消費部分（女子の衣服などを除く食費など）は「二重家計償行」の下で、家の経済に不分離のまま“埋め込まれ”ていたと考えられる。従って、経営・生活上のリスクは家の経済に負担され、生産費用の面であれ（雇用労賃支出など）、生活費の面であれ（冠婚葬祭費など）、多大な損失や出費が発生した場合には、分家に至る運命にあった。また、「雇農」は自ら生産投資や管理労働を行うことなく、自らの生活を労賃所得によって維持していたのである。そして、雇用先の農業経営に発生した損失が労賃の不払いなどに反映すれば、彼らは別の雇用主に移ってゆくと言うように、農業経営のリスクを彼らが直接負うことはなかったと考えられる。

土地改革後の家族経営においては、第1編 第2章で考察したように、基本的に家族労働力の多寡によって生産と生活の水準とスケールは決定されていたと見られる。また、第2編 第4章の冬季副業の組織化で考察したように、農家の家計余剰は、消費の向上に費消されるか、生産に投下されるかは、先験的に決定されておらず、まず生活需要の充足があつて、その上で生産への投資が考慮されると考えられる。ましてや、管理労働が計算されることもなかった。

それに対して、初級社では、従来は優先的に控除されることのない、生産投資のための蓄積部分が優先控除され（無論、借金の返済分は最優先で控除されざるを得ないが）、管理労働も圃場労働力と同様に分配を受け、食糧の国家への売り渡しとリンクされて飯米が統制される。ここでは、従来とは全く異なり、まず初級社の収益分配の局面における意志決定が党・政府（国家の食糧買付政策や融資政策と県委員会の指導）に押さえられ、それに社員の消費が従属する関係が認められる。さらに、初級社の社員は労働点数に応じて出

役労働報酬を受け取るという、一見雇用された労働力としての側面を持つが、実際には初級社の経営リスクは個々の社員が分担せざるを得ないのである。

このように、収益配分の局面から捉えた初級社の経営は、農家の労働力、耕地、役畜を集中して統一的に利用しながら、その代価たる「労働報酬」や「地租」「馬租」は、また飯米や燃料も、蓄積＝生産投資の優先控除によって制限される性格を有していた。

従って、食糧増産や経営部門の拡大によって、社員の増収を果たして社員の不満が鎮まったとしても、それは、社員にリスクを負担させる本質が、表面的に緩和され顕在化していないことから来るものと解される。

従って、これまで考察した出役労働や生産手段の出資とそれに対する報酬分配の問題は、初級社の経営リスクを如何に均等に負担させるかという性質の問題であったのである。

第5節 本章のまとめ—初級社と家族経営の対抗—

本章ではまず、初級社における労働組織と生産手段の利用を巡る問題点を、一般的な事例から考察してきた。

前章から引き継がれたのは、まず出役労働の評価と作業の質を保証する問題および生産手段の利用問題であった。本章の事例考察で明らかになったのは、土地改革後に一定の階層差が生まれてきている家族経営の労働力、生産手段の利用メカニズムと初級社の集団的利用との対抗関係であった。

そして、最後の第5節では、さらに、これらの労働力と生産手段の利用を巡る問題を、階層差を持つ個々の社員間の報酬分配を巡る利害の調整問題として総括的に考察した。

そこで、本節ではこれまでの諸節の内容に沿って、初級社が如何なる性格を持つ組織であったのか、そしてそれが、各階層農家との様な傾向と対立していたのかをまとめることとする。

A) 出役労働の集団協議による事後的評価と作業意欲の減退

まず、第1節では、初級社における労働組織と出役労働評価の整備過程を考察した。

海倫県 禄生村の王永珍初級社の事例では、特に出役労働評価と社員の労働意欲の発揚の問題が検討された。

同初級社では、作業の内容と完成期限(労働日で表示)を定めたことで、作業の質の問題は解決したとされた。しかし、作業の質を事後的に検査する制度——生産組に配属された社員相互の作業後の事後的チェック——が導入されたことで、社員の労働意欲の発揚には成功していなかった。

分析の中で明らかにされた、この問題の原因は次の二つであった。

一つは、従来の農業雇用関係と異なり、個々の労働力の作業能力が統一の基準で優秀なものと劣ったものと評価=差別化されるため、作業後の社員相互間で行われる作業評価が一つの作業組の中の作業能力差による優劣関係を絶えず再確認するものになってしまっていたこと。特に作業能力の劣った労働力の不満を醸成し、労働意欲の発揚とは逆の効果を結果してしまったことであった。

二つ目は、生産組と言う作業グループの中における労務管理の問題点であり、土地改革前の雇用経営のように作業現場の外側にいる雇用主の意志によって多少の作業上の問題が許容される管理慣習と異なり、初級社では制度的に作業グループの内部で作業後のチェックをしなければならぬ。そのため、融通性のある労働評価を行う余地が少なかったためである。

このような問題は土地改革前と基本的に同じ「裸の労働力」が極めて重要な地位を占める技術段階において、個々の労働力の作業の結果を厳密に評価しようとしたことから発生したものと考えられる。

考察では、農家の家庭外就業という点から「大農」の労働力雇用及び労務管理方法と比較したが、結果的にはそれに勝る労働力編成と管理方式を初級社は確立できなかったことが示された。

B) 婦人労働力と「底辺世帯」の作業出役労働力の利用問題

初級社では制度上は、加入した農家の家族労働力すべてが社員=初級社内での作業に出役する労働力として位置づけられていた。しかし、婦人や労働能力が極度に劣った「底辺世帯」は実際には作業から排除されており、それが初級社における労働力「過剰」問題を発生させていた。

初級社でこれらの差異のある農家労働力を吸収できるような就業場面が準備されておらず、初級社の経営内容が少ないために発生していたと認識された。

党や政府の指導を受けて就業場面の増大が行われた。その第1は既存の耕地に労働力の追加投入を要求する食糧増産技術の導入であり、開墾や農業と直接は関係の無い副業部門のような外延的拡大は、二義的な地位を与えられていた。この点は、次章で考察することであるが、食糧の単収の向上に労働力を追加投入する傾向は、当時の農家の自発的な就業拡大努力の中からは見られなかったことであって、食糧増産技術の採用の所得増大効果に疑問が持たれるところである(明水県と肇州県 太吉初級社の事例より)。

まず婦人の「過剰」問題は、食糧増産技術の採用により農繁期の基幹的作業の労働投入を増大し、そこに婦人を動員することで解決されようとしていた(黒竜江省各県の状況より)。しかし、それは男子の強い反発に遭遇した。その第1の要因は、食糧増産技術への不信であり、第2は婦人の作業能力への不信であった。そして、それらが合わさって、婦人を動員しても増産には結び付かずいたずらに男子の出役報酬の取り分を侵食することになる、と言う反発を生み出していた。

その背景には、従来婦人は園場作業に出ること自体まれで、参加したとしても補助的な手作業に限られ、播種作業のような基幹的農繁期作業に従事することがなかったという歴史的・慣習的原因があった。言い換えれば、上記の反発を成功的に収拾できない限りは、制度的に婦人を社員として積極的に位置づけたとしても婦人は必然

的に「過剰」労働力になってしまうのであった。

他方で、労働能力の極度に劣った「底辺世帯」の家族の「過剰」問題は、婦人労働力の問題とは、やや性格を異にしていた（克山県の状況より）。それは、第1に「底辺世帯」は、圃場作業には出役できないものとされていた点であり、第2は農家間の階層差の問題であった点である。

この問題の解決については、いくつかの解決法が提示されたのみであるが、彼らの就業問題を、他の労働力と初級社という一つの経営内部の問題に抱え込むことは、出役報酬の分配面で影響する場合が想定され、現実味の乏しいものであったことが検討された。

* * *

総じて、初級社は従来家族経営の中で家事などに配置される婦人と、労働能力の欠如から雇用場面にも参入できなかった「底辺世帯」を圃場作業に動員しようとしたが、それは男子労働力と労働点数の取得＝出役報酬分配の局面で厳しく競合することとなった。

これは第1に旧来と変わらない技術水準が要求する労働力の質を無視した結果であり、第2に食糧生産により多くの労働力を投入しても、彼らの所得をそれだけ高めるような収益性を持たなかったことに起因すると考えられる。

C) 政治的圧力による耕地の交換分合と「地租」引き下げ

初級社は一般に屯内のすべての農家を組織するものではなかったため、初級社社員から出資される耕地は分散する可能性があった。そこで、第3節の最初には、耕地の分散を解決するために未加入農家の耕地と交換分合を強行した事例が考察された（巴彦県 業葉村 八三初級社の事例）。それは初級社が耕地の面的利用を高めるに必然的に生じた現象であった。

他方で、初級社に組織された農家の間では、耕地の出資高配当である「地租」の水準を巡る問題が存在していた。現実の過程としては政治的に「地租」水準を低く設定したり、「地租」を廃止してし

まう傾向が普遍的に存在していた（鶏西県と依蘭県の状況より）。このような状況は、従来労働力不足から所有地を小作に出して、小作料収入で生計を維持していた「底辺世帯」にとっては、生死に関わる問題として影響を及ぼしていた。また一般的な農家は、初級社に出資する耕地面積を縮小して「自留地」を拡大することで、家族経営の中で耕地を利用しようとする対応が存在していた。

こうした現象を理解するには、初級社が政治的運動の中で設立、運営されたことを考慮せねばならないが、実際の過程では初級社による耕地の共同利用は家族経営による耕地利用の抵抗に遭遇していたのである。

D) 初級社の役畜の利用問題

初級社が設立される過程で、馬などの役畜の売却現象が多発していた。その原因としては、初級社では圃場作業に利用できる強壯な雄馬以外の飼育と使役が軽視され、馬の出資高配当である「馬租」が不当に低く抑えられていたり、飼料が十分に配分されなかったり、個人での役畜飼育も初級社への作業出役によって時間的に不可能であることなど複数存在していた。

まず、馬の買収による共有化が一時期強行された綏化県 第6区 腰房村の事例では、馬を持たない貧困農家には馬の買収資金の割り当てがあり、それが生活の維持が不可能になるような負担をもたらした。また、馬を所有する富裕農家は、農家の農作業や運輸副業など経営の中核的物的基盤が馬の集団へ囲い込まれることに対して、馬の屠殺や売却という対応を行った。

また、初級社では健康な雄の馬のみが重視される傾向が存在し、そのため、飼料配分や「馬租」の支払いなどの面で、母馬や仔馬を排除する現象が派生していた（樺川県 第12区の事例）。

これらの内容を包括的に示す事例として最後に克山県 仁里村の事例が考察された。そこでまず明らかにされたのは、（1954年の「高潮」期に設立された）一般的な初級社における役畜の利用状況で

あった。そこでは、園場での畜力組作業に十分堪える雄馬の利用率（および配分される飼料）は増えたが、それとは対照的に繁殖用の母馬や仔馬、さらに老いた馬や体力の弱い馬は利用率も低く、使役場面から排除されて“過剰”状態に置かれていた。そして、これらの“過剰”な馬への飼料配分を節約するために所有者に飼料の負担が強制されることになり「馬租」も低く抑えられた。また、繁殖や使役されない馬の飼育を個人で行うにしても、初級社への出役義務がそれを許さず、初級社での役畜の利用は繁殖を欠いた状況になっていた。

これらの、状況は同初級社では是正されたが、そのポイントとなったのは、年齢、性別、作業能力（＝健康状態）のまちまちな馬の個別管理を管理できる、飼育・使役体制とその専門人員の確保であり、また、飼料負担や妥当な「馬租」支払など、所有者の不満とリスクを克服できるように、馬の飼育を初級社の経営に積極的に位置づけることであった。

ただ、資料の制約からこのような方法がどれほど多数の初級社で採用されて、実効をもたらしたのかは明らかにできなかったが、ここでも家族経営による役畜利用との対抗が見られた。

E) 社員農家の階層差と利害調整問題

初級社の労働組織と出役労働評価、生産手段の出資高配当や利用問題に現れた個々の問題の考察では、一定の階層性を持つ家族労働力や生産手段の家族経営の利用と初級社での集団の利用の間での対抗関係が明らかにされた。

それは他方で、初級社における社員間の利害調整の問題として表現されていた。

それは本質的には、第1に、初級社に対する個々の社員の権利・義務関係が制度的には社員間では同等なものとしてながらも、実際には社員間には農家としての階層差が存在していたという制度と実態との乖離を調整する問題であり、第2に、初級社の経営自体は、

制度的には初級社の年末の収益配分において、生産投資のための蓄積部分と国家への食糧売り渡しを優先的に考慮せねばならないのであり、従って初級社の経営が社員の消費に優先されると言う制度的・政策的要請と、家族の当面の消費を優先考慮する家族経営との実態的要請との乖離を調整する問題であった。

第1の問題を第2の問題と関連させて把握しようとするならば、まず初級社の経営の社員の消費に対する制度的優越が前提として存在し、その上で農家間の利害調整は、「公積金」などの控除による社員の所得＝消費圧迫のリスクを均等に配分する問題でもあったのである。つまり、第1の問題の事例に沿って説明すれば、初級社のリーダーが、富裕農家からの信頼や自らの犠牲的努力によって貧困農家を救済できるよう調整して成功したが、それは県委員会の指導と村党支部による思想教育によって、リスク負担の“調整”がなされたに過ぎなかったのである。

* * *

このように、初級社における労働力と生産手段の利用と収益配分に関わる問題は、一方では合作化に伴う農村の政治的混乱の中で発生していたのであるが、他方では家族経営や旧「大農」雇用経営と制度的にも大きなギャップを初級社が創出しようとしたために、そこで生じる問題自体が政治的な解決を招来するという二面性を持っていた。

ここで言うギャップとはすでに各所で言及してきたが、概ね以下の3点に要約できよう。

第1は16歳以上の男女全てを労働力として動員する初級社のメンバーシップと、技術水準に規定された食糧生産の要請するメンバーシップとのギャップである。これは出役労働の評価に関わる問題点に顕著にみられた。この点からみれば旧来の「大農」経営による労働力雇用や家族経営における家族間の年齢、性別による分業・協業関係は当時の技術水準によりマッチしたものであった。

第2は労働力、耕地、役畜を同質な世帯からの出役や出資として

利用し報酬を分配する制度と初級社が多様な農家から構成されている実態とのギャップである。これは収益分配を巡る社員間の利害対立、さらには「地租」「馬租」水準に関わる耕地、役畜の個別利用との対抗の中で顕著に現れていた。これは具体的には、社員間の階層差に基づく利害対立として扱われた。

これは土地改革が「大農」の所有していた生産手段を各農家に分散させたことと、その後の家族経営の展開の中で生じた階層差を直接の原因としている。

第3は初級社の経営留保（「公積金」、管理労働費など）と社員の所得との対抗である。これは、初級社のこうした留保部分の控除が、全体としての社員の所得を圧迫していたという事実の中から折出された。

これは一つは初級社の制度に原因があったと思われるが、より本質的な原因はこうした制度が当時の技術水準と食糧生産の収益性の水準にあると思われる。しかし、前章の食糧増産技術の考察も本章の収益分配の考察もそこまで明らかにするには至っていない。従って、この点は第5編の高級社の考察に譲らざるを得ない。

ただ幾分皮相的ではあるが、本編では初級社における食糧増産が社員の所得増大という点でどの様な意味を持っていたのかを考察して、3点目の問題に暫定的な解答を出しておくこととする。これは次の第10章で考察される。

第9章引用註

註1：以下は、「工作研究—海倫王永珍農業生産合作社的短期包工制介紹」、黒竜江日報1953年2月26日。による。

註2：満州国実業部臨時産業調査局資料科『雇用関係並びに慣行編—康德元年度農村実態調査報告書』1934年、pp43-44。による。

註3：同前、pp34-35。による。

註4：同前、PP36-37。による。

註5：同前、PP64-70。による。

註6：同前、p169。による。

註7：以下、明水県の事例は、「找到出路—明水県各農業生産合作社拡大経営前後」、黒竜江日報1955年3月10日。による。

註8：以下、肇州県の事例は、「肇州太吉農業生産合作社運用剩餘労働力拡大経営」、黒竜江日報1955年4月25日。による。

註9：以下は、「女社員参加生産会影響男社員の収入嗎?」、黒竜江日報1955年5月25日。による。

註10：『克山地方農家経済』、P12。による。

註11：同前、P20。による。

註12：以下は、「発展合作社時要安置好老弱農民」、黒竜江日報1955年11月20日。による。

註13：「付録—工夫帳に就いて」、前掲『雇用関係並びに慣行編』、PP95,99,101,102。による。

註14：以下は「串地風波」、黒竜江日報1955年4月19日。による。

註15：以下は、「“北大荒農民不看重土地”嗎?」、黒竜江日報1955年6月19日。による。

註16：以下は、「依蘭二百多個社土地確定了合理的租額」、黒竜江日報1955年5月25日。による。

註17：以下は、「從牲畜交易談農村的擴大生産」、黒竜江日報1955年3月5日。による。

註18：以下は、「正確地对待入社農民私有財產」、黒竜江日報1955年5月10日。による。

註19：以下は、「合理解決母畜幼畜入社の報酬問題」、黒竜江日報1955年4月23日。による。

註20：以下は、「仁里村農民養馬積極性は怎樣高漲起來的」、黒竜江日報1955年6月4日。による。

註21：以下は、「一心撲实地為了農業合作化事業—記共產黨員、模範農業社主任黃永德」、黒竜江日報1955年4月7日。による。

註22：以下は、「中共肇東縣委員會農村工作部 肇東縣四個合作社的秋收預分工作」、黒竜江日報1955年10月28日。による。

はじめに

本章では、初級社における食糧増産と国家への売り渡しが、社員の所得や自給用食糧の消費の増大にどれだけ寄与していたのかを考察することを課題とする。

その意味は、まず第1に第8章 第2節の模範事例の考察から与えられた、食糧増産の経済的現実性ないしは有利性の有無を検討することと(*)、第2に前章 第5節の初級社の収益分配に関する考察から提起された、党・政府の指導に服する初級社の経営とそれらに従属する社員の所得の問題が解決され得たのかを検討することにある。言い換えれば、土地改革後の家族経営にとって初級社に加入することが世帯所得の増大にとって有利であったか否かを評価することが課題である。

本章では、まず、初級社における食糧増産が実際にどれほど社員の所得増大に寄与するものであったのかを検討する。続いて、食糧買付けについて、1953年から1955年の初級社の設立が進んだ時期の食糧買付政策の展開に即して、農家の食糧消費と利用との関連を考察する。

第1節 食糧増産傾斜による社員の所得増大の制限

まず、本編のこれまでの考察を振り返っておく。まず克山県 楊頭亭初級社の事例では、様々な食糧増産技術の導入との関連性が具体的に示されないまま社員の生活水準の向上に結果していることが紹介された。ただ、そこでは、未加入農家が初級社に加入すること仮定して、所得変化の試算を行ったが、結局は技術改良コストの負担力とその所得増大への寄与度——つまり食糧増産の比較収益性——が問題になると指摘した(第8章 第2節)。

また、初級社における労働力“過剰”問題の解決策を検討する中で、副業や間業への経営内容の外延的拡大が上からの指導で食糧の単取引き上げの方向に制限された事例から、食糧増産へ傾斜するこ

との経済的意義に疑問を示した(第9章 第2節)。

そこで、本節ではこの問題提起に直接関わる事例から食糧増産と社員の増収との関連を考察することとする。

A) 食糧作付計画の徹底と食糧生産傾斜の比較収益性

本項では呼蘭県(註1)と阿城県の状況から、初級社や互助組における食糧作物計画の徹底過程で生じた問題から、まず食糧作物の作付けが、農家の作目選択や経営方針の中で、どの様に位置づけられていたのか、を考察する。

まず、1954年の状況について、次のように報告されている。

県内の全ての初級社と互助組では食糧増産計画を策定していたが、実際に春季播種作業期になって見ると、西瓜や香瓜(瓜の一種——普沼)などは作付け計画を4.3haも上回っていたが、多収量食糧作物であるトウモロコシの面積は大きく減少していた。

そのため、「野菜、瓜類が過剰となり、食糧が不足する」状況の発生。例えば、第7区の王柱村では、瓜を2ha植えれば自給できたが、実際には17ha作付けし、販売できず豚の餌にするしかなかった。また、白菜を作付けしても売れ残って圃場で腐るに任せていた。55年になってこれらの農家は飯米が不足して、国家から飯米を購入した。

だが、1955年春季になると、その反動として、区委員会が村に対して主観的な作付計画の下達を行うなどの弊害が多発していた。

多くの合作社・互助組が作付け計画を策定したが形式主義が深刻である。また、多くの区では可能性を考慮せず、また国家計画も無視している。そして、各種作物の作付け比率を区から村に割り当てて、村は実現可能性を検討することなくそのまま初級社、互助組および農家に下達している。

ある農家は、その輪作順序から見て2畝の所有地に大豆1畝とトウモロコシ1haが適切なのに、5種類の作物の作付けを強制された。従って、農家は自らの計画に沿って作付けし、結果的に国家計画は無に帰した。

また、一部の区や村では幹部が各互助組と初級社の作付計画を策定したが、その内容が国家計画に適合するかが問われず、結局農家が作付けしたいものを作付けた。さらに、作付計画が策定されないところも存在する。

と言う状況であった。

当時呼蘭県では農家の初級社への加入率が県平均で40.3%となり、加入率30-40%の村は全村の33%、同じく15-20%の村は15%、初級社がない村は3%と、大半の村で初級社が設立されるようになっていた。こうした背景の下で県は、1955年春季の状況について「現在では、初級社という国家作付計画を徹底する有利な条件が備わった」とかなり楽観的であった。また、上記のような問題も、初級社に対する「4条標準の教育が完成すれば、国家計画に沿って作付できるし、互助組や未組織農家の一部には自由に作付させることも可能である」としている。

しかし、第3編で考察した初級社設立の「模索期」における「4条標準」の普及徹底やその直後の「全面的合作化」期の状況を思い起こせば、問題は簡単に解決されるものではなかった。

この記事自体は「何が食糧播種計画の実現を妨げているのか?」と言う表題で書かれているのであるが、この状況を当時の農家の作付選択に即してみるならば、次のようなことが明らかになる。

まず、第1に、食糧作物の作付けは、県→区→村→初級社(または互助組、農家)と言う経路で強制的、主観的に下達される作付計画によって徹底されようとしており、それに対抗して、社員や互助組組員を含む農家は自らの作りたいものを作る傾向にあった。

第2に、農家の作目選択を見るならば、まず食糧作物については

各耕地片の輪作順序によって判断すると、作付計画ではこの点が無視されていた。さらに、農家は野菜、瓜類などの商品的性格の強い作物を拡大して、自給的なトウモロコシなどは縮小する傾向にあった。

つまり、ここで見た農家の選択は野菜、瓜類など商品的性格の強い、また場合によっては生産物の売れ残りや食糧作物の圧縮による飯米不足を結果してしまいかねない“high-risk, high-return”な作物の販売により、現金所得を増大する要求を持っていたことが伺える。

* * *

次に、阿城県 第2区 級樹村の事例から、同じく農作物の作付計画の問題と、収益分配を巡る初級社の「公積金」蓄積と個人分配の関係の処理の問題を考察しよう(註2)。

最初にこの事例を紹介し記事の性格について触れておく。これは、国家の生産計画を初級社の生産計画に一致させ、「農業を主とする経営方針」を実施させる場合の問題点を取り扱った記事である(註3)。記事では、初級社の作付けが国家の生産計画と指導を逸脱する傾向が、阿城県内ばかりか黒竜江省でも多くの地域と初級社で程度の差はあれ見られることを指摘している。なお、この阿城県の記事は、国家計画に背いた村支部副書記兼初級社主任 楊生の自己批判の文書であり、他の関連記事2つと共に掲載された。

この初級社(名称は不詳)は、1952年に村党支部と区委員会に申請して設立されたが、設立の動機としては次の2点が挙げられている。第1に、初級社になれば国家援助を得られる利点があること。つまり、他の初級社が国家融資や馬・ゴム輪車の貸与などを優先的に受けていたことから、設立を申請したと言う。第2に、初級社にすれば、何をやっても「資本主義」と批判されることはなくなると言う点が挙げられている。

そして設立後は、上級の党・政府機関は農業生産を主とする経営方針を堅持するよう指導しているにも関わらず、自分達は何を経営

すれば収入が増えるかのみを考えたという。

このように、楊生が指導した初級社は、まず国家援助が獲得でき、しかも党・政府からの批判を回避する“隠れ穀”の意味を持つものとして初級社設立を選択したのであるが、そこでの経営内容の推移は次のようなものであった。

まず、1953年作付計画では、初級社管理委員の一人が「何を植えるにしても収入はニンニクに及ばないし、白菜も植えれば一季両得だ」と言ったのを受けて、「ニンニクを1ha植えれば販売収入は数百元になる」と考え、ニンニクと白菜を作付けることに決定した。さらに大豆を2haを作付け、豆腐工場を開設し、そこに1人雇用した。しかし、1953年は水害に遭ったためニンニクが不作で一部の社員から脱退の要求が出てきた。

翌1954年の作付計画を決定する時期に、区委員会からコウリヤン、大豆、粟を中心に作付けるよう指示が出されたが、「国家計画を実践すれば国家に有利だが、社員の増収に結び付かない」と考えて、実際には販売収入が多いと思われるニンニク(1.7ha)、香瓜(1.5ha)および亜麻を作付けし、上級には3haの稗を植えたと偽って報告した。しかし、後に区長が視察に来た際に発見され批判を受けた。

農作物の選択を巡り、商品的性格の強い野菜、瓜、繊維作物(亜麻)や、豆腐加工業の創業を前提とした大豆の作付けによって、食糧作物の作付けが上級からの指導よりも少なくなった点は、前の呼蘭県の事例と共通している。

ただ、ニンニクや瓜にしても、また加工を見込んだ大豆にしてもその作付面積は2haにも満たず、常識的に考えて全ての経営地で食糧の作付けが放棄されようとした訳ではない。また、これらの作物の作付けを許可してしまった場合に、食糧がすべて自給分に回されてしまい国家への売り渡しがなくなる可能性も考えられるがこうした実態は資料からは明かでない。しかし、上級(区委員会)の統制はかなり厳しいものであったことが推測される。

ここで農家の判断として示されているのは、まず自給分(飯米、

飼料、燃料)は確保することを前提として、現金収入の増大を追求する方向で商品的性格の強い作物が選択されたことである。そしてコウリヤン、粟などの食糧の買付価格が、これらの作物と比較して低く、農家の生産意欲を刺激するほどのものではなかったことが、背景になっている。

* * *

楊生の指導するこの初級社での、社員増収のための試みは、単に作付計画の決定の局面のみに留まらなかった。

1954年の食糧買付けの時期——この時期は秋季収穫後の収益分配の時期でもある——には、食糧の分配を国家の規定に即してまず社員の飯米、役畜の飼料および来年用の種子を控除して、残りを国家に売り渡す方法を採用した。

その際に、まず出役労働力(社員)を含む農家家族への飯米分配を1人当たり500斤、飼料は馬1頭当たり500斤で計算し、収穫物から控除した。さらに出役労働力については各農家と社内にて二重計算して留保した。

また、種子を多目に留保した。1955年の作付計画は大豆16haだが種子用に4,700斤、コウリヤンは25haだが8石を留保した。

その結果、上から割り当てられた買付任務は本来11.3万斤だったが、実際には販売可能量8万斤で申告した。

また、食糧販売代金を含めた収益分配の際にも、本来は融資資金の返済部分や蓄積部分を優先的に控除することが定められていたが、この初級社ではそうはしなかった。

この初級社では1952年に国家融資を受けて新式畜力農具を1,700円で購入した。1954年になって銀行から返済の催促通知がきたが、返済に充当すべき資金で馬を購入し融資資金を返済しなかった。

また、「公積金」と「公益金」を留保せずにしてすべて分配した。亜麻の収入だけで1万元に達するため、1労働日当りの分配額は2.5元にもなり、多い農家は年収1,000-2,000元にもなったと言う。

食糧の分配方法については、次節以降で考察するが、現物、現金

を含めて極力農家の所得を増大させ、農家経済に余裕をもたせる方向で分配が行われたのである。

* * *

もちろん、この初級社がすべての社員の意志を反映してこのような選択をしたのではなく、またすべての社員の利害が一致してこのような分配方法が採用された訳でもなかった。

まず、この初級社の幹部の選出は、「富農は貧農より“真面目”で“計算ができる”」と言う判断から「富農」を含めた管理委員と二つの生産組の組長の人事を行った。

また、労働組織の面では、1954年の春季播種作業期から生産組毎の作業請負制度を採用したが、その際に農家間で自由に生産組を組織させたため、作業能力の高いもの同士組み、体力の弱い「貧農」は排斥されて貧農同士で組を作ることになった。しかも、1953年は水害のために不作になったのであったが、体力の弱い「貧農」に責任をかぶせて3戸を除籍したと言う。

1953年に、社員の資金出資によって投資を行うことになったが、投資資金の利息を区委員会は2.85%（*）を限度としていたが、社内の「富裕中農」が0.3%にすることを主張したため、3%に決定した。当時の投資資金は合計で3,000元になり、初級社が支払う利息は900元となった。この利子部分は30人いた男子労働力に、1人当たり300円で均等負担させることになった。

出資資金と利子との二重の負担は貧農に不利であり、出資資金の余裕の無い貧困農家は富裕農家に1.8%の利息で、代わりに投資して貰わざるを得なくなった。

*: この利率は単利であると考えられる。なお、中国では、現在も単利計算を行っており、この当時の利子計算も複利方式ではなく、単利方式であったと考えられる。

このように、初級社の運営の決定権は実質的に富裕農家に帰属し

ており、作業能力が低く現金余剰の無い貧困農家は絶えず不利な立場に置かれていたのである。とは言っても、蓄積や融資資金の返済を無くして、1労働日当りの評価額も一律2.5元にしたのであるから、貧困農家の不満が解消されたかともかく、全農家がその恩恵を受けたことは確かである。

* * *

総じて、国家の作付計画を無視した商品性の強い作物の作付選択や豆腐加工業などの経営選択は、富裕農家の意志決定によるものと考えられ、彼らを中心とした所得増大を目指したものであった。

逆にみれば、国家の食糧作付計画は相対的に価格の低い作物の作付けを強制し、また初級社本来の収益分配方法は、社員世帯に現物、現金の余剰が形成されるのを制限するものとして作用していたのである。つまり、農業＝食糧を主体に生産させようとすることは、社員農家の増収とは現実的に相反するものであったのである。

B) 高単収食糧作物の増産努力と社員の増収問題

前項では、初級社における作目・経営選択と社員の増収の関連を考察したが、ここでは初級社における食糧増産努力と社員の増収との関連を考察する。まず、克東県 第2区 古城村の孫秉義初級社の事例から考察する（註4）。

この初級社は、1953年に設立され同年には食糧増産と社員の増収を実現した。その状況は表10-1に示した通りである。

この二人の事例より、体力が弱く馬もなく耕地条件も悪い劉祥も、前年の互助組に参加した時期よりかなりの増収を実現している。その理由として示されているのは、

第1に作付面積を拡大したことである。当時は村内に荒地（耕作放棄地）があり村政府は互助組に耕作させようとしたが、互助組は管理しきれずまた種子が不足していたため耕作できなかった。ある互助組は共同で一部の荒地を耕作したが管理が雑で1

表10-1 古城村 孫秉義初級社における社員の増収状況

社員の概況	年間所得	増収状況
1953年		
毛起富 労働力1人 馬2頭 耕地5畝	社内純所得(農業税・ 生産投資控除後)32石	52年(互助組参加)の農業税・ 生産投資込みの収入に相当
劉祥 労働0.5人 馬無し 耕地は窪地	社内純所得14石	52年(互助組参加)は3石 (増収率+361%)
1954年		
設立時社員 23戸		53年より微増 17戸(74%) 不変または微減 6戸(26%)
王余庭 労働力2人	53年農業所得49.77石	148労働日増加(社内最多) しかし増収は5.4石のみ (増収率+10.8%)
李青林 1労働力 (社内中等労働力)	労働日取得 226日 農業所得 15.36石	約210労働日(増収率+7.6%) 14.28石 (増収率+7.6%)

資料:「向農村工作幹部提出的新課題—從孫秉義農業生産合作社生産增長的速度太慢談起」, 黑竜江日報1955年2月23日。

ha当り2石程度しか収穫できなかった。

だが、初級社設立後は16haの荒地地全てを耕作し、中耕・除草も適期に行い秋には1ha当り5石の収量を実現した。

第2に、夏季水害を克服したことである。1953年夏の第2回目の中耕・除草作業の時期に連日雨が降り、60-70haの窪地が浸水した。そこで、全社28名の男子労働力が管理委員会の指導下で、圃場に溝を掘り排水を行い、作物を保護した。その結果、全社耕地130haのうち減産したのは20ha程度に留まり、残り110ha余りの耕地は単収4.72石となった。

以上の2点である。つまり、初級社で労働力を組織したことで、肥培管理を徹底でき、不作付地も出すことなく、また自然災害も防止して収量を増やしたのである。そして「その結果、5戸が入社を希望し、新社員として受け入れた」と言う。

しかし、1954年になると社内の状況は一変した。

1954年の作柄は半年の8割であったが、1953年が5-8割であったものに比べれば良くなったし、また社員の出役日数も多くなった。

だが、54年には全社177haの耕地に、小麦、大豆、コウリヤン、トウモロコシ、粟および麻を作付けたが、これらの平均単収は4.7石と前年とほぼ同じであった。また、多収量作物である燕麥の単収も53年より15%増産しただけで作物の単収はあまり増加しなかった。

このように、作柄が半年並みに近づきしかも耕地面積も53年の130haから、177haに増えたにも関わらず、表10-1のように社員の所得もあまり大幅には増えなかった。例えば、王余庭の場合には148労働日も出役が増えたにも関わらず、所得は5.4石増加しただけで、増加分の1労働日当りの所得は0.0364石に過ぎなかった。また、社内の中等の作業能力を持つ李青林は、1953年の1労働日の評価額は0.0680石であったが54年には0.0679石になっており、出役労働を増やせば増収にはなるが、それほど顕著な所得増大にはならなかったのである。それは、社員の意識の中では「初級社の増産や増収の可能

性に限界を感じたり、55年には減収するのではないかと心配する気分が蔓延した」と言うように現れた。

その原因は、食糧の“平均単収”が増えなかったことに帰着するのであるが、そこに含まれる要因は次のように指摘されている。

その第1は、1953年の農業税に、54年になると地方附加税が付け加えられたこと。

第2は、54年は53年より大豆作付けが減少したため、つまり、収量が安定した作物で商品価値が高い大豆の作付けの削減により、販売収入が減ったことである。

第3は、労働力利用の面で計画性がなく労働力が浪費されたことである。

この記事の目的が、初級社に存在する増産の限界を強調する消極的な論調を批判することにあるため、農業税の増額や大豆の作付面積の削減を減収の原因として認める内容にはなっておらず、第3の点のみが、強調されている。

つまり、初級社の労働力の組織が不完全であったことを最大の理由として挙げている。その内容は……、

第1に、春季播種作業の小麦播種の時期に作業計画がなかったので毎日10人ほどの労働力が遊んでいた。社員は仕事がなくして所得が減るのを恐れて生産隊長に仕事の割り当てを要求したが、隊長が対応できず、やむを得ず順番に出役し順番に休息することにしたこと。

第2に雑穀の播種作業の時期に、区政府から建築作業を請け負って10数名の労働力の仕事を取られたため、作業に支障を来したこと。

夏季作業の時期には常に3・4名が欠勤していた。社内の32名の婦人労働力が夏季作業への参加を要求したが、20名の参加を許

可したのみであった。

秋の収穫作業では、仕事待ちや欠勤現象が多発し1つの脱穀場で本来10名で足りるところを、14・5名で作業を行っていたこと、

…であり、このように年間を通じて仕事待ち・欠勤が続出し、その延べ日数は1,000労働日、つまり労働力4人分の労働日数に相当していた。

また、作業の質が低いことも指摘されている。その内容としては……、

第1に、播種前の耕起および耕起後の鎮圧・保湿措置が徹底されていないこと。例えば24haのトウモロコシおよびコウリヤン作付地のうち耕起したのは16haのみで、36haの粟と麻の作付地はすべて耕起していなかった。その結果、麻の作付地では虫害が発生し単収は3.1石で53年より2石減産してしまった。

第2は、トウモロコシの新しい播種法である穴蒔き法（播種穴に厩肥を混入させる方法—菅沼）を採用した面積が53年より縮小されたこと。

第3に、小麦作付地26haのうち前年に新式畜力農具を使用して秋季耕起作業を行い、54年になって播種機による播種を行ったのは18haのみであったこと。ちなみに、播種機を利用する平蒔き単収は4石で従来の播種法は単収1.5石であると言う。

第4に、開墾が実施されなかったこと。開墾は計画されていたが、自分達でやるのでなく国営トラクターステーションのトラクターが作業してくれるのをただ待っていて、結局できなかった。

この4点が挙げられた。つまり、ここでは作業の組織化に無駄が多かったことに加えて、増産技術がまともに実践されていなかったから食糧の大幅な増産が実現できず、社員の所得も増大しなかったのだと言う経過が強調されているのである。

ここで示された、農業税増額、大豆の作付制限、労働組織の混乱そして食糧増産技術の採用の問題と、これらの相互関連を社員の所得増大効果と関わらせて検討しよう。

いま引用した部分から、農作業の労働組織の欠陥が増産技術の実践を妨げたと解釈することも可能である。つまり、初級社の労働組織には作業の質の向上や社員の労働意欲を刺激したり、婦人労働力を動員する上で多くの問題が存在していたのだから、出役日数が増大しても増産に結果しなかったと理解することも可能である。

だが、ここで問題となっているのは、1953年に比べて顕著な増産・増収が達成できなかったことであるから、1953年の労働力の組織方法を明らかにし、それと比較する必要がある。だが、同記事はこの点に全く言及していないため、両者の関係のみを強調することは早計であろう。

従って、同様に、この事例の限りでは労働組織の問題は、大豆の作付制限などの要因も同等の重みを持って考慮されなければならないのである。

* * *

大豆の作付制限による所得増大速度の低下は、恐らく食糧作物間の国家買付価格の差異に関わるものであろうが、この点を別の事例から考察してみよう(註5)。

1955年春の克山県では、初級社の中で「互助組と比較して増産程度が遅い」ことを指摘する声が出ており「初級社に対して疑問を持つ農家が增加している」状況であった。

当時、県内では「安定多収量作物であるトウモロコシの作付面積が少なく、初級社は価格が高く省力的作物を選んで作付ける」傾向があった。だが、他方で克山県委員会は、1955年は県全体で年産13万tの食糧生産を達成して54年より30%増産することを計画しており、そのためにトウモロコシを拡大し、小麦を圧縮するように指導していた。具体的には、トウモロコシの作付面積を24,300ha拡大することが県内で指示されていた。しかし、初級社は「トウモロコシ

は価格が低く、収入も少なく、労働力を多用し、種子も不足している」として、作付拡大を拒否している状況であった。

つまり、克東県の事例と併せて食糧作物の中で作目選択や、増産技術の採用の問題のみに絞って考えるならば次のことが指摘できる。

まず第1に小麦と大豆は国家買付価格が相対的に高く、トウモロコシは相対的に低いこと。従って、単収が高いが価格の低い作物の作付拡大は、耕地利用の点で所得増加にとって不利である点が指摘できる。

だが、克東県の事例で問題となったのは、各食糧作物全体の“平均単収”が増大しなかった問題であり、トウモロコシなどの高い単収で大豆との相対価格の低さをカバーできるのであれば、大豆の作付制限を単純に所得増大の圧迫要因とすることはできない。

そこで第2点であるが、小麦や大豆は、労働力を多く必要としない——つまり中耕作業が少なく済む——省力的作物であるが、トウモロコシ、コウリヤンなどは中耕・除草作業が多く必要なため、農繁期作業の労働緊張度が高まり、労働力動員と適期作業の保証の点で技術的にも不利である点が指摘できる。しかも、前の例で示された小麦の増産技術は、新式畜力農具による耕起と播種作業であり、これは役畜を多用するが、労働力については省力的である。それと対照的に、トウモロコシ、コウリヤンなどの増産技術は、婦人労働力を含む労働多投型の技術であり、農繁期の労働ピークをさらに高めるものであった。

従って大豆、小麦は技術的・経済的に“low-risk, high-return”であり、トウモロコシ、コウリヤンは“high-risk, low-return”であると見えよう。だから、後者の作付面積の拡大を一面的に強調する当時の食糧増産計画は、ともすれば増産技術を採用すればなおさら農繁期の労働ピークに初級社が対応できず、しかも増収効果があまり上がらないと言う事態を誘引する可能性があったのである。

* * *

総じて、本節の考察で掲げたいいくつかの事例を整理すると、初級社の経営内容として、(取り合えず副菜を除けば)価格と所得で有利なものから、野菜・瓜類>食糧作物(小麦、大豆>中耕作物)の順位が付けられる。事例でみる限り、野菜・瓜類は販売条件の点で“high-risk, high-return”であった。食糧作物の中では、価格と通期作業遂行の面の両方を考慮して、小麦、大豆は“low-risk, high-return”であり、トウモロコシなどは“high-risk, low-return”であった。つまり、政策的に強調された多収量の中耕作物=トウモロコシなど雑穀の作付拡大とその増産技術の採用は、通期作業の保証に難点が示されていたこともあって、社員の所得増大の前提である初級社の農業収入の増大にとって、決して現実的で有利であったとは考えられないのである。

そして、この点に大枠で規定されて、社員間の収益分配の過程で、蓄積部分の控除の問題、労働組織の問題が、実態的には社員にとっては切実な問題として発生していたのである。

以上の点から、食糧増産による所得増大の限界、特にトウモロコシの作付拡大を強調する当時の食糧増産政策の下では技術的にも限界があることが明らかにされた。そして、それは初級社の副菜拡大や商品の性格の強い作目選択と相反するものであった。

第2節 食糧買付政策と農家の食糧利用—1953年—54年—はじめに

国家による食糧買付政策は、一方では食糧増産政策の総括であり、他方では前章で考察したように農家の食糧消費をコントロールしてより多くの「余剰食糧」(*)を調達することでもあった。

※:ここで言う鈎括弧を付けた「余剰食糧」とは制度的概念であり、次節で説明するように収穫された食糧から、農業税、農家家族の翌年の収穫までの飯米、同じく家畜の飼料および翌年播種される種子を控除した残りの部分を指す。

本節と次節では、国家の食糧買付政策の性格を農家の食糧消費・利用に及ぼした影響の側面から考察する。ただし、この過程は合作化運動の進展とも絡み合っており、合作化運動同様に“上から”の農家動員の過程でもある。そこで、食糧の計画買付・計画配給制度(原語は「計画收購、計画供応」だが、「統購統銷」の通称が用いられることが多い)が開始した1953年から翌54年までを本節で考察し、次節では1954年の“食糧不足”問題の影響を受けつつ初級社設立の急速な進展が見られた1955年の時期を対象に考察することとする。

A) 食糧販売動員の実験例—食糧買付要員の育成を通じた非強制的動員—

1953年から全国的に食糧の計画買付・計画配給制度が採用されたが、黒竜江省では、その開始に当たって、特定の地域で販売動員の実験が行われた。

本項ではその実験地となった龍江県の状況を考察する。

まず、実験の総括から指摘された食糧買付工作のポイントから整理しよう(註6)。

食糧計画買付が開始された当初、黒竜江省では1953年11月中旬に省および県レベルで食糧買付の実験を実施した。

まず、食糧買付工作の成功のポイントとされたことは一言で言えば「思想動員をよくやり、農民に対して過渡期の総路線の宣伝を行って、農民に自覚を持たせること」であった。そして、宣伝すべき内容としては、次の3点が挙げられている。つまり……

第1は、(社会主義の)「過渡期の総路線」と互助合作化の方向を宣伝し、農民の「社会主義社会に対する誤解」をなくすこと。その際に、決して社会主義路線を通俗化させて宣伝しないこと、である。

第2は、「国家工業化」と農業の関係をおよび「労働同盟」に関する思想教育を行うこと。そして、工業発展と工業製品の農村への販売の利点を宣伝する。

第3は、「余剰食糧」の対国家販売の意義と関連する政策を宣伝すること。そして、「投機商人」に販売するよりも国家に販売した方が、価格が安定し食糧供給に有利であること、国家買付は口糧や飼料を買付けないこと、買付価格は、53年に引き上げるが1年間は変動しないこと、を併せて説明すること、

である。言い換えれば、食糧の買付けは農家の食糧消費を制限するものではないし、その販売条件も有利であり、販売代金をもって工業製品を購入することができ、なおかつ工業化に貢献できると言う政治的奨励と予告的に実利誘導を行うことが宣伝の内容であった。

次に、買付工作の手順とそこでの注意すべき点が示されている。それは表10-2に整理した通りであるが、その手順については極めて慎重に用意周到に行われることが強調された点が特徴である。

つまり、第1に、村単位で、村全体の状況から互助組、初級社、個別農家へと順次下って、食糧事情-農家の食糧の消費・保有状況-が調査され、またその意味は示されていないが、おそらく農家の階層性を考慮する意味で富裕農家を特別な調査対象としている点で

表10-2 食糧買付工作の手順(1953年、龍江県)

項目	方法	ポイント
①農村の食糧事情を正確に把握する	1)村の食糧事情の概況調査 (党支部組織、党員・団員による) 2)互助組、初級社の優越性と、食糧生産状況の調査 3)各農家の食糧事情の把握 (積極分子を説得して行う) 4)富裕農家の食糧事情の調査 (典型調査法を採用)	
②党組織、互助組、初級社、積極分子の思想動員	1)思想教育と説得を通じて、食糧買付の意義を理解させる 2)全村での宣伝活動を展開する (上級派遣の工作員が中心となる)	◎村幹部、党員、団員、互助組長労働模範、大衆に根を持つ積極分子が主な対象
④買付け数量の確定	1)互助組、農家の食糧事情の把握を前提に、売り渡し数量を申告させる 2)大衆への十分な思想教育が前提 3)積極分子の層を厚くしておく 4)申告は大会で申告させずに、生産組か農家単位で申告させる 5)売り渡し数量を上から下達せずに、申告期間も一定幅を持たせる 6)申告数字を細かくチェックしない	大衆の自発的申告を動員する。
⑤買付けの実施	農民は「購入するために販売する」から、生活資材や生産資材の供給を保証する	

資料:「社論-重視龍江等地買糧試点工作的經驗」, 黑龍江日報1953年12月4日。

ある。

第2は、党支部、党员、团员などの党組織上、上級機関への服従を義務づけられているものから、互助組組長や労働模範および大衆から遊離していない（つまり、大衆の信望のある）「積極分子」へと動員部隊を拡充しようとした点である。

その場合の事前の宣伝内容は上記の3点と同じだったが、宣伝実施上の判断や指導権は上級（県）から派遣された工作員にあった。

また、買付け数量の確定は実際の買付けの中で最も肝要な段階であるが、そこでは、徹底した自己申告、つまり強制を排除する立場が強調された。つまり、大衆集会や初級社単位で形ばかりの“自発的”申告をさせるのではなく、それはどうしても農家相互間および指導部分からの圧力が働くからという理由で禁止された。さらに数量の下達や申告した数量のチェックも排除して、真の自己申告を実現するため農家に心理的余裕を保證することまで配慮されたのである。

もちろんここに示されたのはあくまでも模範的な方法であるが、その範囲では、初級社の社員であっても個別農家レベルまで下って食糧事情が把握されることになる。つまり、初級社は食糧売り渡しの単位とはされていなかったのである。

* * *

そこで次に、この記事で総括された以上の点の前提となった実際の実験状況について、龍江県 第6区 同興村の事例から考察しよう（註7）。

同興村は、自然村（屯）9村を含み、全体で382戸、耕地が1,900 haあった。1953年の食糧生産量は379.05 tで、1 ha当り収量は1,995 kg（平年作の40%増し）であった。計画買付の1年目である53年の食糧販売量は120 t（販売率31.7%）であったと言う。

同村では前資料にもあった通り、県委員会工作組が村に入って食糧買付実験の指導を行った。

その手順は、表10-3に整理した通りである。

表10-3 食糧買付工作の手順（龍江県 同興村、1953年）

項目	方法	ポイント
県工作組による指導	①村党支部会議を開催し、工作計画策定と、党员への思想教育実施 ②党支部が人民代表会議を開催し、工作計画の報告と大衆動員方法を討議する ③大衆に影響のある積極分子養成	→工作組の代行主義を防止 →十分な訓練を経た党员や幹部が、積極分子候補者に思想教育を行う
村内食糧事情の把握	①村党支部会議、人民代表大会で、全村の食糧生産・消費・余剰状況を討議する。 ②村幹部による「典型調査」の実施 ③互助組の生産実績の総括 ④積極分子（78人）で各農家の食糧事情を調査（1人当り3-4戸） ⑤余剰食糧の多い農家を把握する	
政策宣伝	①大会動員：屯単位の大会を開催し工作組も参加する ②互助組を単位に宣伝・動員する ③個別動員：積極分子が親しい農家を対象に宣伝する	宣伝内容：①「過渡期の総路線」、②食糧買付政策の意義、③買付価格の合理性、④現金支払と、農家が要求する商品の供給を保證する
販売数量の自己申告	①一般には、互助組を単位に行う ②まず、座談会を開催し、思想動員を行う ③積極分子に率先して申告させる ④富裕農家への思想教育を行う ⑤申告量が事前調査と異なる場合は個別的に説得する。	→大衆大会や大規模な自己申告大会の開催を回避する
買付工作の実施	①互助組と初級社の組織改善を行う ②食糧販売収入の生産投資への動員	

資料：「中共龍江県委員会 龍江同興村動員農民売余糧の経験」、黒竜江日報1953年12月4日。

まず、工作组は村内の食糧事情（生産・消費・「余剰」状況）の把握に際して、一連の食糧買付工作の中心となる部分とその動員体制を村内に確立することから開始した。その動員対象は、党員、幹部および「積極分子」であるが、動員方法はまず党支部単位での党員の動員→人民代表会議を通じた幹部の動員→最後に「積極分子」の獲得と動員という手順で行われた。

この手順が採用されたのは、すべてを工作组が抱え込む「代行主義」を防止し、党員や幹部を自律的に行動できるようにするためであった。

ここで、「積極分子」は村内の既存の指導的部分と違って、この時に新たに動員された最も一般の農家に近い存在であるから、この「積極分子」の動員の経緯について詳しく考察しよう。

「積極分子」として獲得する対象は「大衆に影響のあるもの」とされたが、具体的には……

- 第1に、政府のスローガンに積極的に呼応して、率先して食糧を販売するもの、
- 第2に、大衆の中で威信があり、影響力のあるもの、
- 第3に、特定の互助組や農家を動員できる、進歩的な互助組長や家長、
- 第4に、威信のある老人、

などを「積極分子」として選出するとされた。彼ら「積極分子」の候補者は幹部から思想教育を受けるのであるが、それは座談形式で十分な時間を割いて、「食糧販売が荣誉であり、愛国的であり、大衆から反発を受けるものでないことを自覚するようになるまで徹底して行う」とされた。

そして、教育を経た「積極分子」には能力相応の任務と自主的な判断を任せるようにした。例えば「独立して家長になったものとまだ独立していないものでは能力が違う」ので、「積極分子に対して

は絶えず教育、奨励を行い、彼らに一定の決定権を与えて、彼らの自信や意欲が低下しないようにする」ことが注意された。

このように「積極分子」の養成と、彼らが動揺せずに自ら自覚的に行動できるように訓練することは、以下に考察する具体的プロセスの中で生じる問題点を克服する上で非常に重要な意味を持つことになる。

村内の食糧事情の調査はまず党支部や人民代表大会を通して行われたが、それは、幹部や「積極分子」が買付工作を進めることに客観的基礎を与えることであった。例えば、「ある幹部は単収3.5-4石（当地では0.1石=35kg-普沼）と考えていて、食糧買付が難しいと自信を失いかけていたが、典型調査を通じて実際の単収4.7石であることが分かった。そのため、食糧販売工作の自信ができた」という。

次に互助組の生産実績の調査を行う意義は、第1に、買付工作を進める側にとって「村全体の生産状況の調査の際の基準」を明確にする点にあり、第2に「農民の意欲を刺激して自分の食糧事情を自己申告させることができるようになる」という点にあった。

また、各農家の食糧事情の調査は「積極分子」に数戸の農家を分担させて行うこととされた。これは、「積極分子」の農家の間での“威信”に依拠して、個別的に「余剰食糧」の数量を開き出すことを意味している。

しかし、「積極分子」の農村における地位を利用した食糧事情の調査は、確かに買付工作に参加した幹部や「積極分子」に買付工作の確実な根拠を自覚させる格好の機会を与えたが、他方で彼らは、農家からの抵抗に遭遇することになった。

その第1は、富裕農家には、食糧があるのに売りたいがらず貯め込みたいと考たり、一部には貯めておいて他農家への貸し付けや投機販売に備えているという傾向があった。

第2に、「中農」の中には現金が必要になったら販売したいが、今は現金がなくてないので売らないとか、一部では今売っても後に価格が上がる可能性を考慮して売らなかつたり、さらに端境期に十分な食糧を残すために販売しないという傾向があった。

第3は、貧困農家には、今売っても翌年の秋になって不作だと飯米が不足してしまうので売りたいがらないとか、村の全農家が販売してしまうと自分が不足になった時に飯米を買いにいく農家がなくなってしまうことを心配する傾向があった。

もちろん「一年中十分な食糧のある農民は動員してもしなくても販売する」のであるが、階層差はあっても農家に共通する食糧の消費および販売に対する考慮から、国家への売り渡しを忌避する傾向が存在していたのである。

このような、農家の反応をフィードバックすることによって引き続いて政策の宣伝内容やその方法が検討された。

まず、買付価格については1953年には平均13.9%引き上げること、1年間は不変であることが宣伝された。つまり、食糧の価格は翌年の収穫まで変わらないのであるから、「値上げを待って」販売するなどということはそもそも無意味であり、直ちに売っても損にならないことを農家（特に富裕農家や「中農」）に分からせることが目指されたのである。

次に、「中農」の言質による「今は現金が必要でないので売らない」という点については、価格が不変であることを前提に、現金が欲しければ現金で、何かを購入したければそれを確実に供給することが宣伝された。

この宣伝内容は表にみるように政治的なものばかりでなく、農家の経済的利害に直接訴えかける点も盛り込まれていた。

とは言え、実際の政策宣伝の方法や販売数量の自己申告の過程では、やはり農家の抵抗に遭つたらしく「教育」や「説得」に名を借りたかなり強圧的な動員が行われたようである。それに関わる点を

指摘しよう。

まず、政策宣伝の方法としては屯を単位とする大衆大会を開催し、個々の農家を教育する方法も採用された。この大衆大会方式については、前の資料でも批判的に扱われたように、ここでも「この方法はできる限り減らさなければ、むやみと農家間の関係を悪化させかねない」と総括されており、大会の場で食糧の売り渡しを渋る農家にかなり圧力がかけられたことを想像させるのである。

また、政策宣伝や販売数量の申告については、基本的に互助組を単位に行うこととされ、ここには初級社は含まれないが、互助組が個別農家を掌握する一つの経路として重視されていたことを伺わせる。

さらに、これらの集団的動員方式を通じて各農家に圧力をかけるばかりでなく、「積極分子」による「親しい農家」に対する個別の宣伝、販売量の自己申告過程における座談会終了後の「相互啓発」の提唱、同じく「富裕農家」への「教育」、調査結果と異なる申告をした農家への個別の「教育」のように、徹底して個人を追及する方法も併用された。

総じて、県委員会工作組の指導下で行われた食糧買付の実験は、村党支部や幹部および「積極分子」の動員には効果があったものと思われるが、他方で各農家に対する宣伝や自己申告の促進は、集団的動員と個別の動員の方法を使い分けて圧力をかける以外の有効な方法を見いだすには至っていなかったのである。

前の資料で、この同興村の実験の結果は、工作組が村に入ってからの一連の段階を辿った買付工作の推進過程と「積極分子」による個別農家の動員方法についての積極的評価と、集団的動員方式や申告数量の徹底したチェックについての批判的総括として反映されている。

言い換えれば1953年の食糧買付政策の方針は、このような実験事例の一部を教訓として汲み取り、第1に、村の党員・幹部や先進的な農家を食糧買付工作に習熟させること、第2に、個別農家まで下

って食糧事情を調査すること、第3に、強制的動員を極力排除すること、の3点に特徴づけられるのである。

だが、この方針を実際の過程で貫徹させるためには、この事例で示したような農家の食糧買付に対する抵抗を、克服せねばならないのは当然である。そこで、次に農家の抵抗がどのような性格のものであったかを検討する。

B) 食糧買付政策と農家の食糧消費・利用の対抗

前項で紹介した同興村の事例では、富裕農家と貧困農家の食糧買付けに対して異なった抵抗を示したことに触れた。この点について、本項ではさらに白城県と綏化県の二つの事例を付け加えて表10-4を中心に検討する(註8)。

まず、白城県と綏化県の事例の概況を整理しておこう。

白城県 第10区 嶺下村では、土地改革直後の時点での耕地面積は447haで、単収は2.24石、村全体の食糧生産量は1,000石であった。それが、1953年には耕地面積は587haに増えており、単収も4.99石(1石=570斤)で、総生産量は2,929.13石となった。53年の最終的な食糧販売量は1,550石(販売額41,000万元=旧人民幣)で、販売率は52%であった。

綏化県の興利村の資料は、同村で販売拒否をした富裕農家13戸についてのものであるため村の状況は不明である。ただ、13戸の富裕農家は、当初合計7,500kgの食糧を売り渡し、それ以上の販売を拒否していた。調査によると、これらの農家はその時点でも合計10tの「余剰食糧」があり、最も多い農家で1,500kg、少なくとも500kgであったという。

* * *

そこで、再び表10-4に戻り、農家の販売拒否理由を考察すると、次のような特徴が指摘できよう。

農家には、収穫した食糧の消費と処分を巡って明かな階層差があり、それは、富裕中農、「中農」、貧困農家(小論で析出した「底

表10-4 食糧買付政策に対する農家の態度

地名	農家の慣習	食糧買付への不安
①白城県 嶺下村	1) 毎年7月まで前年産の食糧を少しずつ販売していた。 2) 富裕農家: 以降価格が高騰したら販売したい。	1) 秋に食糧を全部売り渡しても、現金の使い道が無い。 2) 富裕農家: 一度に沢山売ったら、豊かなことがバレル。 3) 老人世帯: 端境期の飯米がなくなってしまう。 4) 農家婦人: 小額の現金が必要な時に、販売する食糧がなくなる。
②綏化県 興利村	* 富裕農家(13戸)の販売拒否理由 1) 生活に余裕があり、食糧備蓄は貯金より確実。機会があれば貸し付けできる(6戸)。 2) 価格の高い食糧を、安い雑穀に交換したい。個人商人に販売したい(4戸)。	1) 国家の物資供給政策に不安を持つ。 2) 政策に不安を持ち、豊かさが露呈するのを心配する。
③参考: 龍江県 同興村	1) 富裕農家: 一部を残して、他の農家への貸付、市場販売用に備える 2) 「中農」: 現金が必要になったら販売を考える。端境期に十分な飯米を残したい。	1) 貧困農家: 端境期の飯米不足を心配する。富裕農家も販売したら、不足した時に食糧を借りる相手がいなくなってしまう。

註: 表中の地名の前の番号は、同表資料番号に対応する。
資料: ①「関鍵在於教育農民—白城嶺下村動員農民売糧の経験」, 黒竜江日報 1953年12月6日。
②「綏化興利村動員富裕農民売糧の経験」, 黒竜江日報 1954年1月16日。
③「中共龍江県委員会 龍江同興村動員農民売糧の経験」, 黒竜江日報 1953年12月4日。

辺世帯」を含む)に分かれる。

富裕農家は一般に、年間の必要とされる自家用飯米は十分にあり、なお余りがあり、貧困農家は、端境期の飯米確保が重要な課題となっているような農家であり、「中農」は両者の中間にあり(龍江県の事例)、飯米確保と同時に販売も多少は考慮する余裕のある農家である。

富裕農家を中心とする、食糧の余剰部分の処分方法の特徴は、第1に、収穫直後はすべて販売することなく貯蔵し、状況を見て販売、貸し付けに運用する点であり、第2に、食糧の販売は現金が必要になった時点で販売する場合と市場の価格が高騰するのを待って販売する場合とがある点である。食糧の販売の動機として、市場価格の高騰を持つのは、富裕農家に特徴的に現れ、現金支出の必要を感じて販売するのは、どちらかと言えば「中農」の特徴である。

富裕中農が販売を拒否する理由の中にある、「豊かであることが露呈することへの不安は、完全に互助合作化が本格化し始め食糧の計画買付が始まった当時の政治状況の反映であると考えられる。つまり、「豊か」であることは政治的にマイナスであり、一度その様に認知されてしまうと翌年以降の食糧買付の際にも、真っ先に動員対象になる可能性をもたらすからである。

貧困農家は、資料の限りでは販売を考慮する余裕はなく、むしろ収穫した食糧で出来る限り食いつなぎ、不足したら富裕農家などから借り入れて端境期を乗り切る生活をしていたのである。

要約すれば、農家の食糧処分の性格は、富裕農家においては市場販売型であり、貧困農家は飯米確保型であり、「中農」は飯米確保プラス商品購入のための販売と言う第3の型に分類できよう。

従って、国家による食糧買付も、以上のような三つのタイプの農家が混在している農村を対象に展開されることから特徴づけることが出来る。

つまり、食糧買付は、以降1年間で必要とされる飯米を(恐らく飼料も)留保することは認めるものの、それ以上の部分は収穫直後

に一気に全量買付けるものであった。

できるだけ多くの飯米貯蔵を必要とする貧困農家にとって収穫直後で判断される年間の必要飯米量以外を買付けられることは、生活の不確定要因を増大させることを意味していた。

富裕中農や「中農」については、彼らの販売と貸付の元手となる貯蔵食糧を一気に吐き出させ、国家による食糧販売の一元的管理を強化することを意味していた。それは、市場価格の変動(収穫直後には低下し、端境期に高騰する)を防ぐことでもあった。

しかし、いわゆる「投機的販売」や貸し付けが、市場の混乱や借り手の経済的負担を重くする弊害は持っていたとしても、資料に見るように富裕農家の食糧をすべて買付けてしまうことは、貧困農家が飯米が不足した場合に、唯一頼れるのは余剰食糧を保有する富裕農家なのであり、農村内部における物量単位での食糧の過不足調整と言う機能までも奪ってしまうことでもあったのである。

言い換えれば、国家による食糧の計画買付政策は農家の食糧消費・処分の慣行を根本から改竄しようとするものであったことは間違いないようである。

* * *

この点について、一つの事例を紹介しておこう。次に紹介するのは、千葉県第13区豊産村に30年間に住んでいた農家李永財の事例であるが、事例そのものには食糧買付の問題は直接扱われないが、これは食糧買付を推進するために農家に食糧を節約するように呼びかける目的で掲載された記事である。この記事の内容を要約すると、食糧利用の古い習慣を変えて、節約し、多く販売して、その収入を生産に投資した農家を模範として推奨するものであった(註9)。

李は1952年時点で、耕地面積5haで馬2頭を所有していた。

1952年の彼の食糧の利用状況については、収穫作業の問題点から指摘された。つまり、李は収穫作業の時に手抜きをして荷車にアンペラを敷かず穀物を搬出して、穀物をこぼしてしまったり、脱穀

場では馬に口かせをせず、飼葉の不足を補うために穀物を喰わせ、合計で4石余りを浪費してしまったことが指摘されている(表10-5参照)。

実際の収穫量30石の処分状況は同表の通りであるが、このような浪費のために、食糧は翌53年の収穫期までようやく食いつなぐ程であったと言う。

そこで、1953年の収穫作業期には落穂拾いを丁寧に、運搬にはアンベラを敷き、馬には口かせをした。また、畜産に穀物を使用せず、作物の茎幹、穀物の脱穀ガラを利用して馬、鶏、豚を飼育して食糧を節約した。そのため14石が余剰となりこれを国家に販売して、その販売収入で生産に投資を行ったのである。

ここでは、食糧の計画買付が始まった1953年になって、李の食糧の収穫と処分について二つの変化が確認できる。第1は、彼の経営の中で、食糧の浪費と消費を大幅に削減したことである。その最たるものは、穀物を家畜の飼料として利用しなかったことである。この意味を食糧販売との関係で検討しよう。

兩年の浪費分を控除した収穫量に対する食糧販売率を見ると52年は13%であったが、53年には38%へと3.5倍になっている。他方で、収穫量の増加率は23%であるから、もし飼料の節約がなければ李本人と家族の飯米消費も圧迫されることになる。その意味で、販売の急増は、農家が収穫した食糧から家畜を飼育する従来の習慣が大きく変化したことになるのである。

第2は、食糧の販売量収入の用途が衣服の購入や小遣い銭を得るためでなく、大部分が荷車、馬などの生産投資に向けられたことである。これは、1952年の状況から「中農」に相当すると思われる李の食糧処分の方法が大きく代わったことを示している(表10-4参照)。

この事例は前に考察した事例と比較すると、非常に特殊であることは一目瞭然であるし、またこのような模範事例の提唱がどこまで実際に徹底されたのかが不明である。しかし、食糧の計画買付けの

表10-5 計画買付前後の農家の食糧消費・処分の変化
(兵庫県 豊産村 李永財)

年次	収穫前の状況	収穫量	食糧処分状況	生産投資
1952年	34石収穫可能 →4石を浪費	30石	①農業税 8石 ②馬飼料 4.2石 ③養豚・養鶏飼料 4石 ④衣服購入、小遣いのため販売 4石 ⑤飯米自給分 3.8石 *飯米不足借入れ 1石	*荷車購入 計画の放棄
1953年	7石節約	37石	余剰食糧=販売 14石	*荷車、馬購入

資料：「改変旧習慣節約糧食、拡大明年生産」、黒竜江日報1953年12月2日。

実施と共に、農家の食糧利用状況を大きく変える指導が行われたことは確認しておきたい。

C) 初級社における食糧増産と買付量の増大—社員現物留保の消費・利用統制強化—

最後に、当時実験段階において設立された初級社で行われた食糧増産と食糧買付けの関係を考察し併せて本節のまとめを行う。

ここでは、中共黒竜江省委員会が食糧増産を達成して社員の増収を実現した模範事例として紹介した白城県 第16区 東昇村の範海溝初級社を事例として扱う(註10)。

範海溝初級社の食糧生産・販売状況は表10-6に示した通りである。同初級社は、1952年までの3つの通年性互助組を統合して、1953年の春季に設立された。初級社では、新式の畜力牽引農具を1セット導入し(その購入資金などの来源は不明)、また、播種前には耕起、厩肥投入、種子選別を行い、粟、コウリヤン、トウモロコシの播種作業は、間隔を空けて蒔く「寛播」などを行い、夏季作業では中耕機を利用して、中耕・除草を2-3回行った。このような増産技術の実践によって食糧の増産を達成したと言われる(表10-6参照)。

その増産と販売の増加状況および食糧販売代金の支出状況を1952年と併せて同表に示したが、そこでまず確認されるのは、収量の増加率に比較して販売量の増加率と食糧の販売率が著しく伸びていることである。つまり、収量の増加率は61%であるが販売量の増加率は232%である。そして、販売率も52年の25.7%から、53年には52.2%へと大幅に伸びている。まさに、増産部分の98%が販売されているのである。

そして、販売収入の支出内容も、これは主として社員が個人で購入したものであるが、1952年には衣料費に含まれるものだけであったのが53年にはその他に家畜の購入が進んでいる。

範海溝初級社では、食糧の他にジャガイモや工芸作物を生産して

表10-6 初級社における食糧の生産・販売および社員の所得状況
(白城県 第16区 東昇村 範海溝初級社)

a) 範海溝初級社の食糧生産・販売状況

年次	組織概況	生産状況	生産量	販売状況	販売収入と支出状況
1952年	通年性互助組: 3組		693.8石	176石 販売率25.7%	綿布1928尺 綿花182斤
1953年	初級社 戸数23戸 男子27.5人 女子26人 党員4名 團員7名	馬27頭 新式農具1套 中耕機5台 大型荷車5台 耕地面積172畝 穀作面積160畝	1,117石 単収6.96石	583.52石 販売率52.2% (12月中旬)	綿布3661尺 綿花300斤 寝具38枚 馬20頭 牛15頭 羊13頭

b) 初級社社員の所得・家計状況

農家概況	1952年の所得	1953年の所得	1953年現金支出状況
貧困農家 王永江	収量33.6石 所得—5石	所得43.68石 販売33.06石 (販売率75.1%)	馬2頭、牛1頭 綿布、衣服、 毛皮帽子
病弱独身農家 白金山		所得11石 販売8.9石 (販売率80.9%)	馬1頭(予定)
普通中等農家 史殿鳳 耕地6.3畝 馬1頭	収量19.38石 所得5.47石	所得25.08石 販売16.8石 (販売率67%)	牛2頭、綿布、 棉花、衣服
富裕農家 範海溝 (合作社主任) 16人家族 労働力3人 耕地17畝 馬3頭		所得105.44石 販売77.5石 (販売率73.5%)	馬1頭、牛3頭、 綿布、棉花、衣服、

資料:「中共黒竜江省委員会 打糧最多、社員収入最多—介紹白城県東昇村範海溝農業生産合作社」, 黒竜江日報1954年1月8日。

おり、その収入は食糧に換算すると77.3石となり他に副業収入847万円があった。そして、初級社の収益分配では、農業税、「馬租」、「地租」などと翌年の馬飼料および種子を控除した後、1労働日当たり0.1石分配され1労働力の平均出役報酬は22.4石になったと言う。

このことを前提に、不完全ではあるが資料で紹介されている4戸の農家の所得と現金支出の状況を考察する(表10-6b)参照)。

まず、初級社設立前の1952年との比較が可能なのは、貧困農家の王永江と中等の農家史殿鳳の2戸であるが、王の場合は1952年には農業税、飼料、種子、債務返済を控除した所得はマイナスになっていたが、初級社設立後は44石ほどになった。また史の場合は所得は52年より4.6倍になっている。これらの伸び率は、初級社平均より高くなっている。

次に販売状況であるがいずれも70-80%の付近にあり(*)、高い販売率を示している。販売状況と関連して農家の食糧留保状況を見ると病弱の独身者である白全山は2.1石であり、16人家族の範海濤(初級社主任)の家では、27.94石、家族1人当たり1.7石となっている。範海濤の場合には、富裕農家であって家族も役畜も多いのに販売によって貧困な農家よりも1人当たり留保量は少なくなっている。

*: この4戸の農家の食糧販売率は、12月中旬当時の初級社平均を大きく上回っているが、恐らくそれはこの4戸が「余剰食糧」の販売を終えた農家であり、初級社の平均値はまだ販売が終わっていない農家を含んだものだと思う。

なお、この事例では個人の販売は、初級社から現物分配された部分についてであるから初級社自体も当然販売を行っていると思われるが、この点について資料では言及されていない。

食糧販売所得の支出状況であるが、表10-6a)で見た初級社全体の現金支出状況を反映してどの農家も役畜を購入している。

この初級社全体と4戸の農家の状況を検討するならば、初級社に

おける食糧増産と社員の増収が達成された場合の食糧買付けの意味が浮き上がって来る。

つまり、第1に増産された食糧の大部分は、販売に充当されてしまい、農家の現物留保の増大にはあまり結び付かないことが明らかである。それを伺わせる事例は範海濤の事例であり、家族1人当りの留保量が独身世帯の白全山より低くなっている点である。

また第2に、食糧販売による現金所得の増大は農家消費の増大には直線的に結果しないことである。このことを典型的に示すのは、病弱な独身世帯である白全山の事例であり、恐らく生活水準も余裕があったとは思えないのに、馬の購入が「予定」されていることから、消費を抑制しての投資の促進が初級社として指導されていたものと思われる。従って、食糧増産による社員の増収も生活の向上とは別の意味があったのである。

* * *

総じて、1953年の食糧の計画買付政策が開始された段階では、まずその手順としては、村党支部を中心に「積極分子」が動員され、彼らを主力部隊として個別農家を対象に、「余剰食糧」の洗いだしと買付けが行われた。そこでは、農家の真に自発的な販売を促進しようとしたが、食糧買付けが、収穫直後に一気に行われることから、階層によって異なる利害を持つ農家の抵抗にあって、結局は「教育」による動員が行われたようである。

食糧買付けそれ自体としては、富裕農家の市況を見た販売、「中農」の現金支出の必要に応じた販売、貧困農家の端境期の飯米確保と言う、各階層にとって重要な食糧の利用を収縮させる意味を持ち、とりわけ食糧の貸付を通じた富裕農家から貧困農家への端境期の飯米の融通の余地をも、すべての「余剰食糧」の買付けによって吸収してしまうものとして受け止められていた。

こうした全般的状況の中で、初級社でも、この段階には、社員の「余剰食糧」を個別的に買付ける方法が採用された。だが、初級社で食糧増産に成功したとしても、飯米などの農家留保の増加は、国

家への販売量の飛躍的増大と比較して相対的に抑えられていたし、販売収入の支出面では、生産投資を促進して農家の現金消費を制限する傾向が認められた。

第3節 食糧買付政策と農家の食糧利用—1955年— はじめに

本節では「全面的合作化」の時期である1955年秋の食糧買付政策の実施状況の考察が課題となる。そこで中心となるのは、第1に1955年になって従来の計画買付政策の改良版として採用された「三定到戸」政策であり(*)、第2は初級社を単位とした買付けが行われるようになった点である。ただ後者については個別的な事例を扱った資料が欠如しているため、初級社に対する食糧買付けも全般の状況を示した資料の中から断片的に考察するに留まる。

*: 「三定到戸」とは、各農家まで下って、食糧の取量を確定し(「定産」)、取量を元に規定によって買付量を確定し(「定購」)、あるいは不足分の供給量を確定し(「定銷」)、「余剰食糧」の買付けと不足分の供給を行うことを指す。

A) 1955年の食糧計画買付・計画配給に関する規定

1955年9月になると同年の春から提唱されていた食糧買付けの「三定到戸」政策を中心とする黒竜江省の実施細則が公布され、併せて都市部住民への配給に関する実施細則も公布された。

1955年9月に公布された「黒竜江省農村糧食統購統銷実施細則」は、概要、「定産」、「定購」、「定銷」および農村に「三定」という5つの部分から構成されている(註11)。その概要を整理した図10-1を参照しながら考察を進める。

まず、食糧買付けの基本的内容は次の5点に整理できる。

第1に、「買付と販売を結合し、余剰と不足の境界を明確にし、統一的に割り当て、同時に証明書によって管理する制度を確立する」こと。

第2は、「定産」、「定購」、「定銷」は、個別経営と互助組では農家を単位に、初級社では初級社を単位に行うこと。

竜江省市鎮糧食定量供應實施細則」により、都市の朝から規定されている（黒竜江日報1955年9月30日）。食糧買付けを行わない世帯一つたり食糧配給を行う対象については、第1に、都市部の郊外農村（原語は「郊区」-普通沼）を除く、「市区」、「県城」（県人民委員会所在地）、非農業人口5,000人以上の鉱工業地区および林業区の世帯。第2は、農村部の中の「県城」、「集鎮」（農村部の町-普通沼）は、世帯毎に供給方法を決定する。第3は、食糧配給制度を実施する地域内の野菜・工芸作物生産農家は配給制度で処理する。第4は、市鎮住民（都市部の町-普通沼）が宅地・空き地で食糧生産を行っても農家（原語は「農業戸」）に入れない、と規定された。

そして、食糧配給制度を実施する地域で食糧生産も兼業する家庭は農村の買付制度で処理され、非農業人口2,000人以下の集鎮は、「農村食糧統購統銷實施細則」を適用するとされた。

この時点では、現行の戸籍制度が施行されていなかった（戸籍制度は1958年から実施）。そのため、「三定到戸」政策の対象とするか否かの基準は、まず規模が大きい都市部か農村部かで地域の特徴によって区分され、農村部の町など面的に区切れない場合には、世帯別に農家か非農家かを確定していく方法が採用されたのである。従って、文面では明確ではないが、町で食糧生産を行っている世帯が買付政策の対象になる場合と、ならない場合と、両方の場合が存在することになる。

「三定到戸」政策の各部分の中で、次に「定産」について、次の3点が示されている。

第1に、買付品目は小麦、大豆、トウモロコシ、コウリヤン、粟、水稲（いづれも初付き）と、陸稲、小豆、緑豆、「芸豆」、蕎麦、麻、大麦、燕麦とその精製品である。ジャガイモ、工芸作物は国家の必要に応じて「定産」・「定購」任務を与える場合が

ある。その他は計画買付けしない。しかし「定産」の中に含み、農家の留保する食糧の中に計上すること。

第2に、農家の生産量の確定は、当地の主要穀物の混合重量で定める。1955年春の「定産」基準を参考にして、村全体の平均単収を中等水準として各地片毎に上中下の等級区分し、後に農家毎の生産量を確定する。この量は3年間不変とする。

第3に、普通の新開地は3年間「定産」・「定購」を行わない。不足農家の開墾地は「定産」するが「定購」しない。耕作放棄地の復活は開墾とせず「定産」・「定購」する。輪作中の休耕地は「定産」・「定購」しない。

ここでは、「定産」とは、買付けの対象となる耕地の確定と、そこでの収量を確定する作業である。

買付品目には穀類と豆類全体が含まれる。これらの収量評価は村内の各地片について村単位で行われるとされ、言い換えれば、「属地的」に把握されることを意味している。そのことは、開墾地や輪作中の休耕地が、普通の耕地と一つの経営単位に混在していても、相互に分別されて収量が評価されることに反映している。

収量の評価は村平均値を基準に地片毎の等級区分を行った上で確定されるが、その理由は明示されていない。恐らく、その収量が以降3年間の買付けの基準になるわけであるし、その間に輪作の関係で作物が変わるから、その意味で耕地の等級区分が必要になるものと思われる。

「定産」はまず春（播種期）に行われ、収穫時にそれが修正されて最終的に量的にも確定されることになる。そして、これが次の「定購」の対象になる。

この「定購」は、収穫量から農家や初級社が控除して留保できる部分とその数量の確定として行われるが、実施細則ではこの点を含めて6点に渡って規定している。

第1に、種子の控除数量は各市、県、旗の人民委員会が決定する。

第2に、口糧（農家の飯米—菅沼）は成人、未成年含めて年間560斤（280kg—菅沼）とする。

第3に、飼料は食糧節約と飼育奨励の精神から、使役される馬・ラバは年間600斤、同じく牛・ロバ300斤、使役されない馬・ラバ300斤、同じく牛・ロバ150斤、豚100斤を留保する。交配用の家畜については50%増量できる。初級社では一般農家より5%多く飼料を留保できる。

第4、買付量は、総収量からこれらを控除した残余の85—95%とする。ただ、余剰の多い富農については95%を上限に個別的に買付比率を高めることができる。各区・村の買付比率は、一級上の県か区で決定し、一村内では統一させる。

第5、小麦は収穫後にその他の食糧に先んじて買付けるが、秋に統一決済する。

第6、食糧の買付地点は、各市、県、旗の人民委員会が決定するが、できるだけ農民に搬入させることのできる地点とする。

「定産」の結果確定された収穫量の中から、まず翌年の種子、農家家族の「口糧」、家畜の飼料が控除される。この「定購」の時点で収量は経営単位である農家が初級社単位で、つまり“属人的”に計算されることになる。

この各控除部分の数量は種子のみが県人民委員会によって決定され、他は省—つまりこの実施細則—が規定するところに依る。つまり、「定購」の基準の決定権は県以上に集中しており、それが与えた幅の中で村単位で一定柔軟な運用が許されているのである。

図10-1の下段の棒グラフに沿って考察すると、「定産」後に確定された収量を同じと仮定して、一般的な農家、初級社および「富農」を含む富裕農家について見ると、種子、「口糧」の留保基準は同じであるが、飼料については初級社が5%増しの留保を許されて

いることが分かる（同図では農業税部分の表示を割愛してある）。またこれらの残余が「余剰食糧」とされるが、その全てが買付けられる訳ではなく一定の比率で買付けられる。また上記3者で「余剰食糧」の買付比率が異なる。それは、初級社、一般農家、富裕農家の順で買付比率は高くなっていく。ここでも、初級社は優遇されているが、それは初級社への加入を促進するための政治的配慮によるものと考えられる。

また、買付けた食糧の代金の決済は秋に行なわれるため、8月末に収穫される小麦については、買付けは収穫直後に、代金決済は秋に全ての食糧の買付けが終了した時点まで遅れることになる。

買付ける食糧の運搬は原則として農家が初級社が行うことになっている。

次の「定銷」は、食糧不足農家に対して一旦他の地域や農家から買付けた食糧から不足分を販売することであるが、次の7点が示されている。

第1、種子は生産の必要に応じて決定する。

第2、飼料は「定購」の飼料留保基準に準ずる。

第3、食糧不足農家の口糧供給量は年480—520斤とし、1年間まるごと不足しない農家については不足する月数を計算して、その分だけ供給する。

第4、国家計画で工芸作物を生産する食糧不足農家については、年間560斤とする。

第5に、被災地の農家については、年450—500斤を供給する。

第6に、農村非農業人口（農業に従事しない世帯）は年480—500斤とする。

第7、食糧不足農家や被災地区に対しては、「農村不足食糧供給証明書」を発行する。被災地区では買付けの際に、地元の供销社に一定の食糧を留保し、不足分の供給に伴う、逆運搬の経費を節約する。

食糧不足農家は4つのタイプに分けられ、各々の「口糧」の販売・供給基準が定められているが、その水準を比較すると工芸作物生産農家>普通の食糧不足農家>農村非農業人口>被災地の農家の順になっており、それを読み変えれば、国家計画に従って食糧を生産しない農家>経常的に食糧が不足する農家>臨時的にまた面的な広がりを持って存在する食糧不足農家の優先順位になっている。だが、この4者の「口糧」の上限が、通常の「口糧」の留保基準-1人当り280kg-であるため、食糧不足農家や被災地の農家などは基準以下の供給しか受けられないことになる。

この「定額」以外に、農村内部の過不足調整などについて以下の様に定められている。

第1に、寡婦、孤児、独身者、復員軍人、軍人家族・遺族は優遇する。これらの労働力や生産条件の劣る農家については村人民委員会が区・県の批准を待って、買付比率を5-10%引き下げることができる。また、食糧作物を生産できない農家には、村人民委員会は国家計画を村内で達成することを前提に、彼らに特に瓜・野菜生産を割り当て生活維持を助ける。これらの不足農家には優先的に「口糧」調整を行う。

第2に、「定産」数量と実際の収穫量が違った場合、今年の豊作・不作量に応じて「定産」・「定購」量を調整すること。

第3に、人口や家畜の減少が発生したらそれに応じて「定産」・「定購」量を変動させる。初級社の場合に、その変動幅が小さいときには調整しない。

第4に、農家間の耕地貸借が村間に跨っている場合(原語は「插花地」)については、「定産」は土地の所在村の基準で行い、「定購」は経営農家の所在村の基準で行う。相対での借地の地代は一般に現金であるが、所有者が食糧不足農家の場合には現物地代でよい。

ここでは「定額」に引続き、生産条件の劣った農村の貧困農家の「定産」「定購」および「定額」について述べられている。

前の「定額」の項目で触れた普通の食糧不足農家は、例えば扶養人口が多いことによって「口糧」が不足する農家が含まれることになる。労働力などの劣った農家については、耕地があって「定産」の対象になっても、食糧を生産できない-つまり圃場作業を行えない-場合があるので、「口糧」の留保基準は1人当り280kgとされているし、「余剰食糧」の買付比率も初級社より低く抑えられている。また、労働力不足などで耕作できない場合には村の他の農家などが買付任務を肩代りすることが規定されている。

その他、村を跨った耕地の貸借がある場合には「定産」は耕地の所在地の基準で、「定購」は農家の所在地の基準で行われることになる。そのため、農家所在地の村の基準で計れば中等地になる耕地も、耕地の所在地の村の平均収量如何によって上等地にも、下等地にもなりえる。しかし、もし等級が異なっても、等級間に「定産」の量的な違いしか生じない場合には、下等地を貸し付けられて、借入れ農家の在住地でその借入れ地が中等地に格上げされて評価されても、そもそも平均収量が低いだから特に不利になるわけではない(*)。

*: 第1編 第1章 第2節 C)項では、海倫県の場合にのみ、「大農」が屯外の農家に下等地を貸し付ける傾向が確認された。

* * *

ここで、「三定到戸」政策を国家による農村の食糧流通の統制、タイプの異なる農家に対する「定購」「定額」の差別的な適用、農家間の「口糧」の過不足調整の3点についてまとめよう。「三定到戸」を農家の側から見た場合に重要なのは、それによって農家及び

農村の食糧消費・流通がどの様になるかという点である。ここでは、この側面から制度を検討する。

まず食糧買付けの制度的手順は、まず生産量が確定され（着に「定産」→秋に修正する）、そこから基準に基づく買付部分と不足量の確定される（以上が「三定到戸」政策である）。その後、買付けの実施（県指定地点への農民による運搬）、県による買付終了宣言→市場開放、農家間の過不足調整、最後に自由販売と国家による不足分供給と言う順番で、県の指導下で村単位で行われる。

「定購」「定産」の過程では、食糧買付けの対象となる農家などについては、労働力不足農家>初級社>一般の農家>富裕農家の順で飼料や「余剰食糧」からの留保部分の控除が優遇され、買付比率は逆に高くなっていく。また、工芸作物生産農家や被災地の農家などは「不足食糧供給証明書」の発行をもって買付けの対象から外されている。

これらの不足部分の調整は、この実施細則の原則に依って基本的に区あるいは村単位で行われ、国家からの供給は補完的なものとされる。つまり「不足食糧供給証明書」の発行による食糧不足農家としての公認は極力抑制されることになる。

ここで問題になるのは、この不足部分の農村内部からの調達、食糧「余剰食糧」の中の非買付部分から行われることになる点である。つまり、不足分の供給を国家が買付けた部分からではなく（それは都市部への配給に優先的に回される）、国家が買付けた農村の残余の中から融通させるのである。

本来「余剰食糧」は、富裕農家であれば市況を見てそれを販売するし、一般的な農家の場合も端境期の飯米確保や現金支出の必要に応じて小出しに販売される部分であった。それが、国家の買付けにより5-15%まで切り縮められており（初級社を含めれば最高20%まで）、なおかつそれが労働力不足農家の買付任務の肩代りや不足農家への食糧融通の対象とされるならば、自由販売の余地も殆どなくなるし、一般農家にとっては、端境期の飯米確保の心配が増大す

ることになる。しかも、富裕農家からの過不足調整用食糧の調達は、一般農家が端境期に飯米が不足した場合に借り入れる食糧も村の中には無くなることになる。

この場合に、種子、飼料、「口糧」の留保基準の妥当性と、県レベルで決定された「余剰食糧」からの買付比率がどの様に運用されるかも当然に問題となる。

しかし、農家に食糧を多く残すことが投機的自由販売を誘発するとしても、他面ではその在庫部分が農家にとって家計上のリスクを緩和する言わば“自己保険”的意味を持つ以上、それを過度に縮小することは、農家が今後一年間のリスクに対して無防備になることを意味している。

また、初級社の場合には食糧の留保基準の面で優遇されているものの、種子や飼料は収益分配の際に優先的に控除されるわけであるから、社員に配分される部分は「口糧」に限られ、個別農家の場合と違って種子や飼料を飯米の不足分に充当することもできなくなり、より厳しい状況に置かれることになる。

B) 「三定到戸」の実施過程の問題点

前項では「三定到戸」政策の問題点を制度的側面から検討したが、ここでは1955年下半年の実施過程で実際に生じた問題を考察する。

まず、1953年以来の食糧買付政策の問題点と「三定到戸」政策の実施のポイントを、当時の黒竜江日報の社説から整理する（註12）。

1955年までの食糧買付政策の欠点として指摘されたのは、第1に、「買付任務の割り当てが不合理で、余剰食糧のある農家が販売せず、一部の農家の販売量が極端に多かった」こと、「取量算定水準が高すぎ、買付量も多すぎ、食糧留保が少なすぎた」こと、「買付量が事前に予測できず、増産努力しても利益がない」ことなどで、いずれも食糧の買付任務の割当に関する問題であった。

第2は食糧の配給について、都市では配給量の管理がルーズで食糧の浪費が多すぎ、農村でも配給すべきでない農家に配給された

りすることが指摘された。

農村における食糧の買付・供給の問題点の原因として言われたのは「小農経済が優勢な状況下で、農民の生産量・販売量および過不足状況が把握できず、食糧の計画買付・計画配給の制度化が困難であった」とこととされている。

実際に、1955年春になって「三定到戸」政策が提起されて以降も「三定到戸」の開始が農繁期に重なったため、定産、定購および定前各数量を、適切に各農家について確定することができず、農家の理解が得られないでいる」状況であった。

そこで「三定到戸」政策の実施上で注意すべき点として、「定産」「定購」および「定前」の各数量の決定と、その実施過程での注意点が次のように指摘された。

第1に、「定産」の水準が実際の収量より乖離しないようにすること。

第2に、「定購」では、飼料、口糧、種子などを十分に留保させ、余剰分も全てを買付けてはならず「買付け過ぎ」を防止する。

第3に、「定前」では、耕地面積が大きいと言う我が省の特性を強調し過ぎないでこの工作を軽視しない。

ここに反映されている問題は、買付けの基礎となる収量の確定、買付量の確定、さらに不足分の農村内での調整など、すべての面に渡っており、特に「口糧」、飼料、種子の留保部分が不当に圧縮され、実際の買付比率も高すぎる。さらに先の実施細則でも示された、黒竜江省の耕地が広いと言う特性を口実に国家による不足部分の売り戻しを縮小しようとする傾向が批判されている。

つまり、前項では実施細則のすべてが完全に遵守されたとした上で、「三定到戸」政策の問題点を考察したのであるが、実際には、その前提となる部分についても、買付けを極大化する偏向が存在していたのである。

問題点の是正のために注意されたのは……

第1に、党支部に依拠し、政治思想教育を重視して決して県・区工作隊の代行主義を行ってはならない。

第2に、互助組や初級社に依拠して農家に「三定」数量を周知徹底させる。

第3は、貧農に依拠し、中農と団結し、富農搾取を制限・消滅させる階級政策に準拠して地主・富農や革命分子の攻撃に打撃を加える。

第4は、幹部の訓練を十分に行うこと。

第5は、農村の実際の生産量を調査して確実に把握し、「定購」任務の分担を合理的なものにし農民の心配や疑問を除去する。

ここでは最初の2点に党支部や互助組、初級社に「依拠する」ことが主張されているが、この「依拠する」とことは、農村の現場の幹部に主体的に「三定到戸」を実施させて「三定到戸」政策を農家の承認を得られるような実のあるものにするを指している。第3点は後に論ずることとして、他の点も基本的に農村の幹部の主体性を確立して農家に受け入れられるように「三定到戸」政策を実践させることを強調している点で共通している。

つまり、前節 A) 項で考察した龍江省では食糧販売動員の際に、県委員会工作組の指導をバックに党支部や「積極分子」が動員され、その上で個別農家に対して強制的な動員が行われたことを問題にしたが、実際にも党支部や「積極分子」が食糧買付けの際の主力部隊として機能する状況になっていなかったことが暗に示されている。

このように、「三定到戸」政策の実施過程でも、農村の幹部が県委員会の統制を外れて農家の食糧を「買付け過ぎる」傾向が存在していたのである。

それは省糧食工作会議（1955年9月4日）や中共黒竜江省委員会全体拡大会議（1955年11月2日）でも繰り返して討議されていた。

以下ではその個々の問題点を具体例から検討する。

* * *

ここでは、拉林県、望奎県、寧安県 第2区 新立村の三つの事例をから考察する（註13）。

まず、拉林県の実例であるが、ここでは「三定到戸」政策の実施過程で黒竜江省の監察庁の検査によって摘発された、食糧の生産量、買付量が不当に低く設定されている状況が示されている。

同県では1955年春に全県規模で「定産」が行われたが、当時算定された県内の食糧総収量は94,500tであった。その後、9月には96,676t、10月の県、区、村三級幹部会議席上での区と村幹部の報告の結果は96,546tと、時期と共に上下に変動している。そこで、個別に調査すると、拉林県城区（県人民委員会所在地）の西門外村ではこの10月の会議報告では1ha当り収量が1,360kgであったが、実際に確定された単収は1,510kgで、会議では過小に報告されていたことが分かった。

「定購」の際に確定された「余剰食糧」も、春は19,540t、10月の三級幹部会議では23,369tと報告されたが、買付比率83.61%で行われようとしていた。しかし、黒竜江省規定の平均90%で計算すれば21,460tになるので、実際には買付比率が規定より引き下げられていたことが分かった。

このような、「定産」「定購」の際に、収量と買付量を切り下げようとする原因が初級社を対象に調査された。

初級社では、収量を確定する「定産」の際に単収と耕地の等級区分の基準として、初級社の「地租」評価基準を適用していた。しかし、初級社では「地租」水準が低めに設定される傾向にあったため、実際の収量より低い評価にならざるを得なかった（*）。

*：第8章で見た定款では「地租」は農家の加入時点で決定され、その後豊度が向上しても変わらないことが指摘された。さらに、第9章は「地租」が恣意的に引き下げられる傾向が普遍的で

あったことを指摘した。

また「定購」の際の、買付比率が省基準の90%に比べて低く55%とか81%とされ、さらに食糧不足農家への供給分が含まれ、初級社での留保部分が水増しされている。また、被災面積の過大評価もあった。

拉林県の実例は、「三定到戸」政策の実施過程で買付量を引き下げようとする初級社を含めた農村の抵抗があったことを露呈しているが、別の県では違う状況もあった。

* * *

望奎県では「買付任務量を基準として生産量確定と買付比率の確定を行い、その結果を農村に押し付け下達する誤った方法が流行し、実際の生産量と農家の消費・留保基準に基づいて買付量を決定していない」状況があった（註14）。

つまり、買付任務が上から確定されて降りて来るので、「村によっては買付比率が80%以下に留まり、低いところでは66.8%であった。だが別の村では買付比率が100%になる」などまちまちであった。つまり、下達された買付任務が実際の「余剰食糧」よりも多い場合には、買付比率も生産量も高めに操作されるし、逆に任務が少ないところではそれにつれて生産量も低く操作されるのである。

例えば、同県 第8区の白前頭村では、実際の耕地面積が800haなのに買付任務が多いので耕地面積が909haに操作されて報告されたという。

ここでは買付量が先験的に決定されているので、「定産」「定購」の過程は正当な手続きを踏んで行われず、ただどの農家に買付任務を割り当てるかという村内の利害調整の問題を解決するプロセスでしかなかったと思われる。

* * *

次に、寧安県 第2区の新立村の実例を取り上げるが、ここでは「三定到戸」の過程で、村内の買付任務の配分が農家間の階層差を

無視して均等に割り振られた問題を紹介している（註15）。

まず、「定産」の耕地の等級区分の際に、農業税の課税基準がその基準として援用された。同村では、耕地は5等・35級に分かれていた。同村の1,239haの耕地は、8-35級の間にあったが、1等地（32-35級）は60ha、2等地（22-31級）は179ha、3等地（18-21級）は780ha、4等地（11-17級）は200ha、5等地（8-10級）は20haという状況であった。

しかし、この区分は農業税の徴収を開始した時点のもので、それ以降土地条件は変化しているのに改定されていなかった。そのため、同じ18級でも、「新富農」の実際の単収は1,350kg、「貧農」の単収は1,150-1,200kgであった。そのため、この等級区分は実際の収量を反映できず、しかも上層農家に有利に下層農家に不利に結果していた。

また単収の評価にしても、実施細則では「当地の主要穀物の混合重量で定める」とされていたが、同村では、コウリヤン、トウモロコシ、粟、小麦、大豆の単純平均で計算していた。本来は、作物間で一定の換算比率を決めて算出すべきだったが、単純平均されたので「多収量作物（トウモロコシなどの雑穀-菅沼）の生産農家は、価格が低い作物なのに収量が高いから収量が高くなり損をする」という状況が生まれた。しかし、「貧農、下層中農や新規に転入してきた入植農家など生産条件の良くない農家にとって不利」であった。つまり、耕地条件の良くない農家ではトウモロコシなどの自給的性格の強い雑穀の作付けが多いため、小麦、大豆など商品性格が強くて価格の高い作物と区別なく物量単位でのみ評価され、価格で評価されなければ、生産量が高めに見積られ買付量も多くなりそれだけ不利になるのである。

このように、実際の「定産の結果を見ると富裕中農・富農に有利になって」いた背景には、村三定委員会9名の構成員は中農が4名を占めており、定産の時には新たに中農の互助組長なども参加させ、他方で貧農は「カヤの外」におかれる状況があった。このような状

況が県委員会の知るところになるや、県、区工作组が同村の「三定委員会」に働きかけて「定産」方法を是正させたと言う。

この階層的格差が存在する農家間の「三定到戸」に対する不公平感が是正される前後の状況を、個別事例から整理したのが表10-7である。

ここからは、「貧農」や「下層中農」の耕地の等級区分や収量の評価が下方修正され、「新富農」のそれが上方修正されたことが確認できる

* * *

以上、3つの県の事例から食糧買付けの「三定到戸」政策の実施過程で発生した異なる傾向、次元の問題を紹介したが、次にこれらの事例からいくつかの論点について検討を加える。

まず、「三定到戸」の実施過程の指導の傾向についてであるが、一方で、農村内部では、食糧の買付量を如何に少なくするかという抵抗があり、他方では実際の収量や農家の消費の必要を考慮することなく一方的に買付任務を下達する傾向が存在していた。だが、本項冒頭で紹介した黒竜江日報の社説が示す「三定到戸」政策の留意点から判断すれば、後者の傾向が一般的であった様に思われる。また、寧安県の事例を含めて、省機関や県委員会の指導が入ることによって前者のような傾向も淘汰されたとも判断できる。

次に、「定産」の際の耕地の等級区分の基準について検討する。

当時の農村では耕地条件の評価基準が複数あり、それが「定産」を“混乱”させる要因になっていた。つまり、耕地は農業税の課税対象になっており、初級社では「地租」と言う耕地の出資高配当があった。だが、拉林県の事例では「地租」は低めに設定されていた。農業税も、寧安県の事例では、徴収が開始されて以降引き上げられることはなかった。これらは、本来ならばいづれも耕地の価値評価を前提になされるものであったが、実際の運用に際しては低めに調整されていたのである。当時、農家間の相対的耕地の貸借がどれほど展開していたかは不明であるが、場合によっては政策に左右され

表10-7 「三定到戸」政策と農家の階層性の考慮
(寧安県 第2区 新立村、1955年)

階層・氏名	耕地面積	修正前	修正後
貧農 賈朝貴		2等地	3等地
下層中農 桑立端	3.8564	「定産」 6,430.5kg (単収 1,670 kg)	5,564.5kg (単収1,455.3kg)
新富農 郭繼生	9.564	「定産」 11,875 kg (単収 1,250 kg)	13,000 kg (単収1,368.5kg)
		「定購」 4,545 kg (販売率38.3%)	5,382 kg (販売率41.4%)
新富農 魏樹学		「定産」 11,311.5kg	12,089.5kg
		「定購」 5,581kg (販売率49%)	6,476.5kg (販売率53.6%)

資料：「糾正定産定購中の平均主義作法」, 黒竜江日報1955年11月23日。

註：表中の「販売率」とは、生産量に対する販売量の百分比であり、「余剰食糧」に対する買付比率とは異なる。

ない農家間の小作料も存在したかも知れない。確かに、政府による人為的な耕地の価値評価が複数存在すれば、そこで、実際の収量を基礎に「定産」を新たに行うことは、政策的理由による耕地評価の基準がさらに増えるわけであり、末端の農村でそれらが錯綜し、場合によっては各局面で都合のよい基準が勝手に適応される現象が発生するのは当然であったと言えよう。

その意味で、寧安県の事例で農業税の耕地の等級区分を援用したことは、混乱の拡大を抑えられる方法の一つであったと考えられる。しかし、労働力や役畜など生産条件に恵まれた富裕農家の方が、何年か後には経営地の等級が上がる可能性を前提にすれば、貧困農家に不利になるのは必然であり、その点では農業税の耕地等級区分の援用は、富裕農家間の合意をとりつけるためののみ便利であったのかも知れない。

また、同県の事例では、食糧作物の収量が作物間の換算の必要を考慮せずに物量単位で平均されて「定産」が行われ、多収量作物が不利になることが指摘された。これは、これまで指摘してきた食糧増産政策がトウモロコシなどの多収量作物の増産を奨励してきたことと関わるのでここで特に検討しておく。

寧安県の問題は、一方では実施細則では「農家の生産量の確定は、当地の主要穀物の混合重量で定める」とか「村全体の平均単収を」と言われるだけで、実際にこの平均値をどの様に算出すれば良いのか示されていないことから発生した混乱であった。

だが、他方で作物間の価格差を考慮した換算の問題が残されることになる。表10-8を利用して検討する(ただし、資料の制約により、1957年の黒竜江省の食糧作物の単収と全国の買付価格のデータを利用する)。

まず、単収のみを比較すると小麦100に対して、大豆、コウリヤン、粟の順で1.1~1.2倍へ高くなり、トウモロコシは1.5倍弱になる。仮に、この5つが同面積づつ作付けされるとすれば、平均単収は小麦100に対して120となる。この場合に平均を超えるのは、トウモ

表10-8 食糧作物の単収と価格に関する参考表(1957年)

	単収 kg/ha	単収比	買付価格 元/100kg	1ha当評価額 (試算)
小麦	855	100.0	8.93	76.35
大豆	990	115.8	8.20	81.18
トウモロコシ	1,275	149.1	5.58	71.15
粟	1,035	121.1	5.59	57.86
コウリヤン	1,005	117.5	5.26	52.86
単純平均	1,028	120.2	6.76	69.49

注：1. 単収比、相対価格および1ha当評価額は、小麦を100とした数値。
2. 単収は黒竜江省の数値であり、買付価格は全国の中等級穀物(100kg当り)の数値。

資料：1. 単収は黒竜江省統計局編『黒竜江統計年鑑』、1957年、中国統計出版社、p178、による。
2. 買付価格は農牧漁業部計画司『農業経済資料(1949-1983)』1983年、p482-493、による。

ロコシになる。次に、買付価格を基準に作物間の単収を換算して1ha当評価額を比較すると、大豆、小麦、トウモロコシ、粟、コウリヤンの順になる。

寧安県の事例で、作物の価格差を考慮しないで単純に平均単収が決定されたが、この場合トウモロコシのみが大幅に平均単収を超えることになるので、トウモロコシを作付けた耕地は上等地に区分される可能性もあるし、当年の買付量も多くなる。「貧農」「下層中農」は、それに対して価格差を考慮することを主張したが、そうすれば最も高いのは大豆であり、トウモロコシを作付けた農家の買付量は小麦を作付けた農家に次いで少なくなる。

この場合に、下層農家は単収の高い従来自給的性格が強かったトウモロコシを重点的に作付けていたのだが、多収量作物の生産を提唱した国家の食糧増産政策との関連で読み変えれば、トウモロコシなどの作付けを保証するには価格差を考慮した「定産」を行う必要があったのである。

ただ、この議論はこの限りであって、すでに第1節で考察したようにトウモロコシを作付けることは所得増大に結び付きにくいから、「定産」の際にこのような配慮をしたとしてもトウモロコシの作付けを刺激できることを簡単に結論することはできない。

C) 農家間の食糧調整 - “第二の食糧買付け”による農家余剰の統制強化 -

農家の食糧不足の解決についてはすでに制度的に論じたが、「三定到戸」政策の実施細則では国家による食糧の供給(「定額」)はむしろ補完的なものとして位置づけられ、主として買付任務完成後の農家間の調整によって解決することが示されていた。そして、小論での検討の中では買付任務完成後に「余剰食糧」をさらに区、村レベルで動員することは、本来「余剰食糧」部分の持っていた端境期などのリスクを和らげる機能を縮小させることを意味し、農家の生活の不安定要因を増大させかねないことを指摘した。

そこで本項では、この農家間の過不足調整の状況を呼蘭県、龍江県および綏化県の三つの事例から考察する。なお本項では、「三定到戸」政策が施行される前の1954年から1955年上半期の食糧調整の状況も含めて考察される。

まず、呼蘭県と龍江県の事例から1954年の食糧買付け以降の食糧調整の状況を考察する。

呼蘭県 第5区 井沿村では全村165戸のうち150戸が食糧買付けに応じたが、15戸は「口糧」が不足した状態にあった(註16)。

そのため、「食糧不足農家は食糧調整が行われない」と思うようになり、ある農家は馬を売却して食糧を購入し、また農村の小学校教員や校長は今後食糧を購入する機会が与えられないと考えて独自に借金をして購入した。一方で、「口糧はあるが多く食べたいと考える農家は販売しようとしなない」という状況が存在していた。

しかしこの問題は、村党支部で村幹部会議を開催して討議されたものの、幹部は農繁期作業の指導に忙しくて「不足農家に自分で解決法を探させるべき」と言う論調が支配的であった。

他方、龍江県 第5区では、1954年産の食糧買付けが終了した時に過不足調整用の食糧がなくなるという事態に陥った。当時、区幹部は買付け工作が非常に大変だったので、彼らの間では一旦買付けが終わると「過不足調整については各村に不足量を申告させ、その数量にしたがって相互の調整を組織すれば良い」と考え、煩雑な指導工作を忌避し、それでも調整はうまくいくという考えが一般的であった。しかし結果は不足量が余剰量を上回っていた(註17)。

そのため、1955年2月と3月に、県に対して区全体で1,487tの食糧が不足していることを申告したが、県はこれを批准せず農家の食糧浪費減少と困難の相互負担の原則で解決するように指導した。

このように、1954年産の食糧買付けの結果、農村で過不足調整のための食糧が払底する“不足”状況が発生していた。1954年の買付けの時期には、全国的に食糧不足、あるいは食糧の「買付け過ぎ」が問題になったが、この事例では農村から「余剰食糧」が吸い上げ

られてしまい、食糧不足農家の飯米保証問題が未解決のまま忘れられていたこと、他方で余剰の残った農家も食糧消費を充実させたいという希望があり、自発的な過不足調整も萎縮してしまったのである。そして、国家に対する食糧供給-「定額」-の要求に反映していたのである。

無論、実際には農家に留保すべき「口糧」、種子、飼料までも強制的に買付けられたと言う事実もあったとも考えられるが、この事例に見るように事態はより複雑であった。

* * *

こうして、村レベルの幹部が、農家間の過不足調整の指導を放棄している状況に対して、表10-9a)に見るような「余剰食糧」を新たに調達して不足農家に供給する方策が打ち出されることになった。同表では、呼蘭県の事例のみが1954年度の買付けの状況を扱っているが(*)、他の二つ-龍江県と綏化県-とはほぼ内容も同じなので、以下では同等に扱う(註18)。

*: 食糧の買付年度で言う、食糧年度は、7月1日から翌年の6月30日までを指す。

この三つの事例に共通するのはまさに実施細則が唱うように、食糧の過不足調整を区および村単位で行うことを基本方針として、国家(供销社)による販売・供給は二義的なものとして位置づけられたことである。

そこで村レベルで、特に綏化県の場合は区委員会の工作組の権力をバックにして各農家の不足量の調査と査定、「余剰」量の調査が行われた。

その状況を龍江県と綏化県の例から考察しよう。まず、龍江県の事例では、調査を行った結果、第5区全体の食糧不足農家の戸数と不足量は、表10-9b)に整理したように戸数で50%、不足量で120%削減された。そしてこの過程で、「本来、春季播種作業期には飯米

表10-9 食糧過不足調整の方法

a) 過不足調整の経過と方法

地名	食糧調整の問題点	県、区の対応	村レベルの対応	農家動員の状況
呼蘭県 井泊村 1954年 度買付	全村165戸中 15戸が不足		農家に自己解決させることに決定 →後に、村幹部会議を開催し、状況別に解決することに変更した	①村内で無利子貸借を組織 ②村、供銷社が食糧売買を組織 ③教員に対しては供銷社が供給
龍江県 第5区 1955年 度買付		①県は国家供給を拒否 ②区委員会会議で、区内で過不足を区内で調整・解決することを決定	村レベルで余剰食糧の洗いだしを実施	①政治教育で、初級社の食糧を無償融通 ②供銷社が食糧売買を組織 ③村間の売買を組織する
綏化県 津河区 第二村 1955年 度買付	登作だったが45戸が不足	区委員会が工作组を派遣 →村党委員などに定額工作の実施を指示	①工作组が出席し不足農家座談会を開催する ②不足量を自己申告させる	①自力で解決する ②余剰農家からの購入 ③親戚・友人からの借入れ ④供銷社が供給

b) 過不足調整量の変化と割り当て

龍江県 第5区		
県、区レベルの不足量		調整方法と数量(事例)
調査前	調査後	
合計: 1,467t (1,970戸) うち区内調整: 465t 国家供給: 1,002t	合計: 670t (1,350戸) 食糧不足村: 7村 食糧余剰村: 8村 村内解決可能: 16村 区内合計: 31村	①初級社から(2社) 無償融通: 5,850kg ②供銷社が 売買を組織: 4,300kg ③農家相対売買: 10,000kg

綏化県 津河区 第二村			
不足解決方法による分類	1戸当り家族員数	戸数	調整方法と数量
食糧不足農家	3.7人	45戸	
自己解決が可能	2.0人	2戸	
自己解決+余剰農家より購入	3.1人	26戸	自己解決: 7.60t 余剰農家から購入: 14.25t
親戚・友人から借入れ+国家供給	4.6人	17戸	友人・親戚から借入: 5.6t 国家供給(供銷社): 6.30t

資料: ①「呼蘭井泊村積極進行糧食調劑工作」, 黒竜江日報1955年3月4日。

②黒竜江日報1955.5.14「依靠農民互助互濟解決農村欠糧食—龍江県五区調劑糧食的經驗」, 黒竜江日報1955年5月14日。

③「津河区二村重新安排了定額工作」, 黒竜江日報1955年12月3日。

がなくなると申告した農家も、実際には夏季作業期までの食糧があることが分かった」り、「村幹部は不足分はすべて国家供給に依存するしかないと考えていたが、実際には買付けによっても農村に余剰食糧が残っていることが分かった」とされ、当初報告された食糧不足は「虚偽の不足」と呼ばれ、それは「農家は余剰食糧があっても、それを個人販売すると目を付けられるため、売ろうとしないか、他人に委託して隠れて販売していた」からであったと総括された。

また同時に、全31か村を、食糧が不足し村外からの供給が必要な村、「余剰」があつて他村を援助できる村および村内で調整し解決できる村に分類されていった。このような不足量の徹底した削減は、区内（村間）、村内での相互調整を組織し、国家からの供給を軽減する方向で進んで行ったのである。

綏化県 津河区 第二村では、1955年10月30日に「三定到戸」工作が終了し、不足農家については超過買付けした部分から各農家に560斤づつ販売すれば解決すると考えて過不足調整を始めなかった。そこで、中共津河区委員会の工作組の指導が入り「余剰食糧」の動員が開始された。

当時の認識は、同村は豊作であり「定産」も半年作で計算したので、豊かな農家は規定の買付比率による残余の部分10%と増産分を留保しているし、自給をようやく達成できる程度の農家にも増産分は存在する。従つて、「まず節約を通して自分で持っている食糧を消費」させ、「それを食べ尽くしてから国家の食糧を購入するように指導することが可能であるとされた。

認識としては楽観的であるが、実際には自給を達成できるすべての農家の食糧消費を抑制することで、不足農家への供給分を捻出させることがもくろまれたのである（*）。

*：なお、瀋陽の瀋西区 福合村など三つの村の事例では、農家が買付けを忌避する理由として、第1に個人販売を行いたい、第2に人間・役畜に多く食べさせたい、第3に客の接待など交際

費を確保したいなどが挙げられている。前二つは前節ですでに触れたが、ここに「交際費」が新たに入っており農家の食糧消費の一つに、単に生命維持のため以外の部分があることに注意したい（龍江日報「福合等村的糧食『三定』宣伝工作」、1955年11月5日、による）。

ちなみに、土地改革前の農村では「冠婚葬祭費」の出費により農家が貧困に陥る例が存在したが、資料では明示的でないが農家の消費を考える際にこの点も無視できない（第1編 第1章第5節 B）項参照）。

* * *

実際の農家間の食糧の過不足調整は、食糧不足農家の状況に応じて、不足分の調達方法を決定すると言う「需要者」の不足量と“供給者”の余剰量を直接対応させる方法で行われた。

まず、呼蘭県の井沿村では無利子の貸借を組織する方法が、各農家に少しづつ食糧を節約させて「食糧も現金もない世帯」に対しては不足分を供給する際に採用された。村政府と供销社による食糧売買の組織と言う方法は、国家に引続き食糧を売る農家を動員して、現金収入のある工芸作物生産農家に飯米などを供給する場合に採用された。

次に、龍江県 第5区では、初級社に対して政治教育によって無償で融通させ、その他に供销社による食糧売買の組織化、そして残りは農家間の相対の売買に任せられる方法が採用された。

綏化県 津河区 第二村では、「自力で解決する」つまり消費を抑制させる、余剰農家からの購入の組織化、さらに親戚・友人からの借入れなどを行わせ、それで解決できない部分については国家から供給する方法が認められた。

それぞれの調整方法の量的な関係を示したのが表10-9bにある龍江県と綏化県の例であるが、龍江県 第5区の場合には、村内で解決する村が16か村と一番多いことと関わって農家間の相対の売買が

半分を占めている。そして、緩化県の場合には豊作を背景にして余剰農家からの購入を組織する方法が、村内の調整量の約4割を占めており、国家からの供給は全体の20%弱に留まっている(*)。

*: ちなみに、食糧不足農家の状況を表から見ると、上から「自己解決が可能」な農家と自己解決が一部可能な農家、国家からの供給を必要とする農家の順番で、1戸当り平均家族員数が増えている。ここから、食糧不足農家とは家族の多い農家、恐らく家族労働力に対して扶養家族人口の多い農家であることが確認できる。

* * *

以上のように、食糧の過不足調整は、主として村あるいは区の幹部の指導の下で村内および区内の村間の調整として行われたが、そこで行われた「余剰食糧」の動員は、本質的には国家の買付任務が完成されて後の、制度上の「余剰食糧」の10%の残余を対象に行われたものであった。

その意味で、食糧調整は国家の買付けに続く村レベルでの“第二の食糧買付”であり、これらの調整が農家の抵抗なく順調に進んだとしても「定購」に定められた以上の消費増大を抑制した農村内流通を根絶する作用をもたらすものであった。

第4節 本章のまとめ—食糧増産・買付政策と社員の増収問題—
本章では第8章と前章 第5節の問題提起を受けて、食糧増産と買付政策が初級社社員の所得増大や食糧消費の増大にどれほどの意義を持っていたのかを事例考察を通じて検討してきた。

本節ではこの二つの政策とその意味に関する分析の結果を、食糧買付政策については出来る限り初級社を中心にそれぞれ総括する。

A) 食糧増産傾斜による社員の所得増大の制限

第1節では食糧増産の問題点を作目選択と増産技術の採用の二つの側面から考察した。

まず、初級社で食糧作付計画が実践されない状況があった。それは、初級社の経営の野菜、瓜類などの商品的性格の強い作物や豆腐製造などの農産物加工業への傾斜を背景とした。その原因は、それらは売れ残りなどの市場リスクを伴うが販売できれば高い現金収入を得ることができるため、相対価格が低い食糧作物の作付拡大が制限されざるを得ないからであった(第1節 A)項)。

次に見たのは、初級社において食糧の増産速度が緩慢で社員の増収速度も遅かった状況である。その事例では、初級社における労働組織の混乱が主要な原因として挙げられていた。しかし、その背景には食糧作物の中でも単収は高いが価格が低いトウモロコシなどの作付拡大と、価格の高い商品的性格の強い大豆などの作付制限と言う実態が存在していた。

だが、問題は大豆とトウモロコシの国家買付価格の差だけではなかった。むしろ、トウモロコシの価格の低さを収量がカヴァリしようとして増産技術を採用しようとしても、中耕・除草作業の回数を増やすことによって、農繁期の労働力動員や通期作業の保証の問題が発生するため省力的な作物である大豆などが選択される増産技術の普及の問題も存在していた(第1節 B)項)。

総じて、価格面では野菜、瓜類>大豆>トウモロコシと言う順で不利になってゆき、トウモロコシについては技術的なリスクも伴うという増産への限界もあったのである。

このように、国家の生産計画に沿ったトウモロコシなどの多収量中耕作物の選択は、初級社社員の所得増大を制約していた。具体的にはそれは初級社の農業収入の増大をまず圧迫し、前章 第5節で見た初級社の「公積金」などの控除がより強められた形で社員の所得増大を圧迫するのである。

だが、作目及び経営選択を巡る国家の生産計画と社員の対抗は、別に二つの論点を新たに提起している。

一つは初級社にとって国家の生産計画はその食糧買付政策とセットで一種の作付強制となつて作用していた点である。それは土地改革前の外国市場と結合した大豆の商品生産とは異なつて、国家による価格の低いトウモロコシの作付けを強制していた。1930年代には世界恐慌などの影響を受けて大豆作を要とした「北滿」農業が不調に陥っていたが、1950年段階のトウモロコシの作付強制は、国家が都市へ供給する食糧を量的に増大させるために初級社における食糧生産と社員に経済的・技術的リスクを負わせるという矛盾をはらんだものであった。

いま一つは生産計画に対抗する社員の希望する経営選択の性格に関する論点である。考察した事例が都市に近いのかどうかは不明であるが、副業、複数の品目に渡る野菜生産は食糧生産に特化した「北滿の大農経営」とはかなり異質なものであったことが指摘できる。第1章の考察によれば、こうした経営の複合化は「零細農」など下層経営の特徴であった。推論が正しいとすれば、政策指導を外れた自然発生的な初級社の経営選択は、経営規模が量的に大きくなっていくとしても、質的には旧来の「零細農」=家族経営レベル（ここでは急迫販売が見られた）という低水準のものであったことが考えられる。従つて、国家による食糧生産への特化の強制は、自給生産と急迫販売的作目選択に特徴付けられる「零細農」レベルの初級社とは異次元のものであった。このことは、初級社が土地改革によって創設された家族経営の単純な寄せ集めに過ぎず、決して旧来の「大農」経営水準の経営を実現したものではなかったことの一表現であると思われる。

B) 食糧買付政策による農家の食糧消費・利用の改変、制限

食糧増産政策と結びついた食糧買付政策の展開はまた独自の問題点を内包していた。

初級社設立の実験期には、初級社の社員であれ農家毎に食糧売り渡しを動員する方法が採用され、あくまでも農家の自発性を尊重し

て買付けることが強調された。しかし、実際には、県・区委員会→村党支部→「積極分子」と言う動員の手順を踏みながらも、個々の農家に「説得」や「教育」を通じて予め調査して量的に把握した食糧を強制的に吐き出させるものとして存在した。

1955年になつて「三定到戸」政策が採用されたが、それは初級社を単位とする買付けを承認したこと、農家の飯米、種子、飼料などの留保量を県政府から示してそれらを予め評価した収穫量から控除した後の「余剰食糧」を9割がた買付けること、また食糧不足農家の消費部分は買付けが終了した後に村・区を単位として農家間の過不足調整によって補充されること、の3点を特徴としていた（第3節 A）項）。

実際の「三定到戸」の実施過程では、計画買付量が県から下達され、それを前提に収量を主観的に決定し買付任務を農家に割り当ててゆく傾向が存在した。さらに、収量を決定する「定産」の過程では、すでに農業税の課税基準となる平年生産量、初級社における「土地報酬」の土地評価など複数の基準が存在しており、またそれらは低く抑えられていたため実収量に基づく耕地の等級区分や平年収量の確定を改めて導入することで混乱も発生していた。

このように、1955年前後で食糧買付けの方法は変化したが、そこに見られた農村におけるの食糧消費・利用の側面から見た食糧買付けの問題点は極めて共通していた。

まず農家の状況からみると、農家は食糧を自家消費（飯米、種子、飼料）、商品購入のための貯蓄分（交際費を含む）、あるいは市場価格の季節差を利用した販売や利子取得のための貸し付け、などの消費と利用の慣習を持っていた。そして、少なくとも前2者は増大する傾向にあった。

この3つの消費・利用方法は決してすべての農家が共通して行っているものではなく農家の階層差と関連していた。まず、貧困農家にとっては端境期の飯米確保が最大の課題であり、「中農」はこの点と余裕があれば商品購入のために貯蔵しておく傾向を持っていた。

富裕農家は、食糧が十分にあるので市況を見て販売したり、また他農家への貸付を通じて運用を図る点に特徴があった。そして、彼らの食糧販売や貸付は、貧困農家にとっては端境期の不足した飯米の重要な調達源であった。

それに対して、食糧買付政策——特に「三定到戸」政策——は、自家消費部分と農業税（現物税）を控除した後の「余剰食糧」を収穫後の一時期に買付け、さらに残った食糧も自家消費部分が不足する農家に融通させるものであった。つまり、国家による買付けと、区、村単位での過不足調整のための食糧動員と言う、二段階の“買付け”が行われたのである。

従って、農家にとっては自家消費分の増大も、商品購入のために小出しに食糧を販売することも、当然、市況を見た販売や貸し付けもすべて不可能になるのである。さらに重要な問題は、過不足調整の後に貧困農家が端境期にさらに飯米が不足した場合に、食糧を借りたくても富裕農家に食糧が残っていない場合も生じ得るのであった。そのために、実際には「余剰食糧」の販売の忌避や収量のごまかしが農家や村単位で行われる状況も発生したのである。

また、初級社においては種子や飼料は初級社に留保されるため、農家の食糧消費と利用の余地はさらに狭められることになる。また、食糧の増産に成功した事例では、その増産分のかなりが販売に動員されたり、販売収入も消費ではなく「底辺世帯」の社員も含めて生産投資に動員されることが考察された。

* * *

総じて、食糧増産は社員の所得増大にとって、必ずしも有利ではなく、むしろ増産を達成できない技術的リスクを伴うものでさえあったし、食糧の買付けは農家間の過不足調整とセットになって農家が自らの裁量で行える食糧消費（増大）や利用の余地を奪うものであり、特に下層農家にとっては翌年の収穫までの農家経済の不安定要因を増大させるものであった。

第10章引用註

註1：呼蘭県の状況は、「是什麼阻礙實現糧食播種計畫」黒竜江日報1955年3月22日。による。

註2：以下は、「党的生活—我以資本主義思想領導農業生產合作社的錯誤」、黒竜江日報1955年3月27日。による。

註3：「社論—加強党對農業生產合作社的思想領導」、黒竜江日報1955年3月27日。及び「中共阿城县委決定加強對農業生產合作社的指導領導」、同日。による。

註4：以下は、「向農村工作幹部提出的新課題—從孫秉義農業生產合作社生產增長的速度大慢談起」、黒竜江日報1955年2月23日。による。

註5：以下の克東縣に隣接する克山縣の状況は、「中共克山縣委員會 克山縣委召開先進農業生產合作社代表會議的經驗」、黒竜江日報1955年3月26日。による。

註6：以下は、「社論—重視龍江等地買糧試點工作的經驗」、黒竜江日報1953年12月4日。による。

註7：以下は、「中共龍江縣委員會 龍江阿興村動員農民充糧的經驗」、黒竜江日報1953年12月4日。による。

註8：以下、龍江縣の事例は註7に同じで、白城縣の事例は「關鍵在於教育農民—白城嶺下村動員農民充糧的經驗」、黒竜江日報1953年12月6日。により、綏化縣の事例は「綏化興利村動員富裕農民充糧的經驗」、黒竜江日報1954年1月16日。による。

註9：以下は、「改變旧習慣節約糧食、擴大明年生產」、黒竜江日報1953年12月2日。による。

註10：以下は、「中共黒竜江省委員會 打糧最多、社員收入最多—介紹白城縣東昇村範海濤農業生產合作社」、黒竜江日報1954年1月8日。による。

註11：同細則は、黒竜江日報1955年9月30日による。

註12：以下は、「社論—切實做好農村糧食『三定』到戸工作」、黒竜江日報1955年9月20日。による。

註13: 以下は、拉林県の事例は「黒竜江省監察庁 從拉林県糧食『三定』工作中看到的問題」, 黒竜江日報1955年11月18日. による。

註14: 以下は、「不使用任務套産量と購率」, 黒竜江日報1955年11月5日. による。

註15: 以下は、「糾正定産定購中の平均主義作法」, 黒竜江日報1955年11月23日. による。

註16: 以下は、呼蘭県の事例は、「呼蘭井沿村積極進行糧食調劑工作」, 黒竜江日報1955年3月4日. による

註17: 以下、龍江県については、「依靠農民互助互濟解決農村欠糧食—龍江県五区調劑糧食的經驗」, 黒竜江日報1955年5月14日. による。

註18: 以下、綏化県については、「津河区二村重新安排了定前工作」, 黒竜江日報1955年12月3日. による)

第11章 初級社設立期の富裕農家と貧困農家の動向

これまで本編では、初級社内部における合作化と家族経営の対抗関係を分析してきた。

本章では、初級社の設立を農家の階層変動との関連で考察することが課題である。主な論点は、この時期に家族経営の経営展開はどの様に進んでいたか、それが合作化によってどのような影響を受けていたのかである。後者については個別経営を行っていた農家がどのような経緯で初級社に加入してきたのかが考察される。

第1節 農家の地域間移動の制限と「移民」政策

ここでは初級社設立期の農村人口の地域間移動と、それに対して採られた政策的措置を考察する。それが、農村の側の如何なる原因から発生したのかを直ちにつまびらかにすることは出来ないし、土地改革前と比較できるデータも示し得ない。

そこで、断片的情報からではあるが、農村から都市への人口流入—「盲流」—、関内(山海関以南)からの移住者の流入と、都市の人口を農村に定着させる移民政策との関連を明らかにしてゆく。

まず、農村から都市部への人口移動について1954年の状況から考察する(註1)。

当時は、省内全体として「都市や林業地区に近い各県農民の都市・林業部門への流入が深刻で、この現象はこれ以外の地域でも多かれ少なかれ存在する」と言う状況があった。

すでに前年の1953年4月に中央人民政府政務院は全国に向けて「農民の盲目的な都市への流入を阻止することに関する指示」を通達していたが、この事態は省当局によって「各林業部門と各県党委員会・人民政府が政務院の指示を真剣に貫徹していないことを反映している」として、また「現在の春季播種準備作業及び播種作業の進行に影響する。同時に、都市の社会秩序の混乱を誘発し、都市工作に困難をもたらす」ものとして、深刻に受け止められていた。

同資料では、併せて4地域の状況が紹介されているが、それは農

村の労働力が半ば非合法なルートを通じて、都市や林業部門へ入ってきた事例である。その方法を前もって整理しておくならば、農村の労働力が都市や林業部門など国営部門に就業するためには、制度的には居住地域の県、区、村政府の紹介状、就業先の地方労働行政部門の承認、就業先の招聘状などを取得することが必要であり、特に都市部の労働力の配置を監督する労働行政部門承認が必要であった。しかし、実際には、このチェックを経ずに紹介状や招聘状を携えて都市に潜り込むものが後を断たなかったのである。

まず、綾稜県では3月初めの3日間に合計300名が流入してきたが、県、区、村行政機関の紹介状を持つもの73件のうち44件が省内からのものであると言う。表11-1によると県内農村からの流入件数が最も多いが、次いで隣接する県からは19件、それ以外の県で100km以内の地域からは17件、100km以上の地域からは5件であった（距離はいづれも県政府所在地間の距離）。最も遠い地域は152kmである（*）。また、29件が省外から来たものであった。

*: ちなみに、現在の黒竜江省の東西の幅員が西端の龍江県から東端の撫遠県の間で820km、北部森林地帯である大興安地域を除く、南北の距離—北端の黒河市と南端の東寧県の間—が660kmである。そして綾稜県を中心としたこの4つの県・市までの距離は、東の撫遠県までが540km、西の龍江県が300km、北の黒河市が308km、南の東寧県までが468kmであった。

この様に、3月初めのごく短期間において数10kmから100km以上離れた地域から大量に労働力が移動してきたのであるが、それは越冬期の移動であり土地改革前の農村の人口移動が大量に発生する時期と重なっている。

そのほかの3つの地域を紹介しよう。

まず、秦来県 第8区では「チチハル鉄道分局が各地の区、村政府の承認を得ないで勝手に鉄道修理工を招聘したため」、「農民は

表11-1 都市部門への農村労働力の流入状況（綾稜県、1954年3月5日—8日）

出身県	流入件数	紹介状および招聘状交付機関	同件数
綾稜県	28件	綾稜県森林工業局招聘	28件
海倫県	13件(26km*)	第2区 東發村 第2区 第2村 第5区政府 第6区 河業村 第9区 豊盛村	1件 2件 1件 1件 1件
綏化県	3件(60km*)	第10区政府 第10区 同村政府	2件 1件
望奎県	3件(68km*)	第7区政府 第10区政府	2件 1件
通北県	8件(60km)	県政府民政科 第1区政府 第2区政府 第3区政府 第4区政府 第4区建築工程隊	1件 1件 3件 1件 1件 1件
明水県	8件(92km)	第1区政府 第5区政府	6件 2件
青岡県	1件(100km)	楊官店村	1件
克東県	1件(104km)	県政府人事科	1件
克山県	2件(128km)	第11区政府 第12区 同業村	1件 1件
徳都県	1件(148km)	第3区政府	1件
依安県	1件(152km)	県政府民政科	1件
合計	44件		
省外	29件		

資料: ①「短評—必須糾正農民盲目流入城市現象」, 黒竜江日報1954年4月2日。

②「認真貫徹政府關於『勸止農民盲目流入城市』指示」, 同4月2日。

註: 各県流入件数の欄の数値(km)は、綾稜県と各県との県政府所在地間の距離(『中華人民共和國分省地圖集』, 中国地圖出版社, 1987年による)。「*」は綾稜県と隣接していることを示す。

動揺して農業に安心して従事できないでいた」。そして、「春季播種準備作業期に青年農民が区政府に紹介状の発行を求めに殺到している」状況であった。

同じく、秦来県 第3区の代克吐村では「高等小学校を卒業した青年は中国鉄道労働組合（原語は「鉄路工会」—管道）の党委員会の招請を受けたが、結局区人民政府の紹介状を貰えなかったため招請に応じられず、また農業生産に専念する気もなくなつていた。

また、隴州県 第3区の新華村では「ある青年（団員）は中学を卒業したが、農外に仕事を探したくて農業生産もおろそかになっていた」。そこで「村長である叔父を頼って团支部委員会の紹介状発行を要求したが、委員会は批准しなかった」。今度は、「叔父が私的に村政府の紹介状を発行して、青年は国营農場に就職した」と言う。

この様な状況が発生した原因として、同資料は「農民の都市への流入を禁止する宣伝が不十分である」ことと、「各県、区、村の幹部が中央政府の指示を実行するための具体的措置を採用していないばかりか、農民に無責任に紹介状を発行している」ためだとしている。だが実際には、第1編 第1章で考察したような農村内部の移動ではなく、都市部や国营部門への労働力需要の発生が、農村の労働力、特に青年を刺激し、彼らの農村への農業的定着を動揺させていたのである。

* * *

他方で、都市部には、半失業状態に置かれている住民も存在していた。そのような住民の出自や境遇は様々であるが、現地政府は彼らを農業に配置するような措置をこうじていた。

例えば、杜爾伯特旗 泰康鎮の状況は、表11-2a)に示したようなものであった（註2）（*）。

*なお「旗」とは県に相当するが、当地は蒙古族の多い少数民族地域であったため「旗」となっている。ちなみに、現在では、

表11-2 地方の町における住民の状況と政策的対応 603
(杜爾伯特旗 泰康鎮, 1955年)

a) 鎮住民の職業と人口構成

職業	人口	構成比	戸数	1戸当り平均人数	耕地面積
商業戸 手工業戸 賃金生活者	1,378人	36%			
副業自営業者	689人	18%			
農家	1,034人	27%	943戸	1.1人	1,697畝 1戸平均1.7畝
省外移入者	727人	19%			
合計	3,828人				

b) 鎮不安定就業者の就業対策

就業斡旋内容	戸数	人口	構成比	1戸当り平均	開墾耕地面積
互助組、初級社を組織して農村地域で農業を行わせる	423戸	943人	42%	2.2人	
既存の互助組、初級社に加入させる	505戸	1,155人	52%	2.3人	
農家の開墾					開墾356畝
親戚・友人を頼って農村に入らせる	22戸	104人	5%	4.7人	
帰省して農業生産に復帰させる		36人	1%		
合計（開墾農家を除く）		2,238人	100%		

資料：「組織城鎮無職業居民參加農業生産」, 黒竜江日報1955年6月18日。

の中で、生活状態が特に不安定であったのが、鎮人口の46%を占める農家および省外からの移入者（移民）であった。農家は、耕地面積が1戸当り1.7haと少なく、農業だけでは生活が成り立たず、移民は到着後しばらくは一時的失業状況に置かれるものが多かった。特に現地での「農業生産には前途が無いので町で遊び暮らしている」状況があった。現地の鎮政府にとって、彼らの存在は「国家食糧配給の負担が増加する」要因として注目され、対策をこころじる必要に迫られた。

その不安定就業者を定着させる措置の実施状況を示したのが表11-2b)であるが、その多くが農村部に転出させ、農業的定着を促進することであった。不安定就業者の人数は、当時の鎮人口の58.5%にも及んでいた。その内訳を見ると、転出者のみで互助組や初級社を設立させるものと、既存の組織に加入させるものとで9割を超えていた。その他に、ごく一部だが親類縁者を頼ったり自分の出身地へ自力で帰って農業で自活させるよう指導された。

ここでは、まず農村部の中の町の住民の約半数が不安定就業者であり、その中に関内からの移入者も含まれていることが明らかになった。そして、それらの不安定就業者と移住者に対しては、農村の互助組や初級社に加入させて農業的定着を図らせる移民政策が採られていたことが示された。

* * *

このような状況は、この資料に挙げられた地域に限ったことではなく黒竜江省で広範に見られた現象であり、これらの都市部に堆積した不安定就業者に対しては単に都市への流入を禁止するだけでなかった。政府は彼らを計画的な移民政策を通じて農村に移住させようとした。

1955年当時の黒竜江日報の報道によると、「黒竜江省の都市ではすべての無職者を吸収できず、同時に農村には広大な未墾地が存在

している」状況が指摘されている（註3）。

そして、黒竜江省移民開墾会議（原語は「省移民墾荒会議」）では「組織的・計画的に都市の無職者を農村の開墾に動員する必要がある」ことが提起され、第1次五年計画期（1953年-57年）には移民開墾10万頃（10万ha）、移民入植4万戸を実現することが計画された（註4）。

また、各県レベルでも移民の受け入れと開墾の実施が計画されたが、嫩江県の1955年の開墾計画は、現存の農家によるもの1,710ha、移民開墾2,750ha（移民1,000戸）、合計4,460haとされた。これを開墾の実施主体から見ると、1,500haは国营農場に、1,250haは一般の互助組と初級社に割り当てられ、同時に県→区→村→屯の系統を通じて移民受け入れを行わせることとした。

しかし、現実には、移民開墾は順調に進むものではなかった。

例えば、地元の農家では「移民を受け入れると住居が狭くなる」、「移民はお荷物になる」、「移民は農作業をやたがらない」という現地農家の移民受け入れ忌避の風潮がしばしば存在した。

そのため、国家命令として下部・農家に強制するのではなく、農村側・移民双方の農村生活上、農業生産上の不自信や摩擦を解決するための思想教育を行う必要があった。

さらに、移民が開墾し生産効果を挙げて定住が可能になるまでの間、農具、畜力、生活面で援助することも必要とされた（註5）。

なかには、鶴西県 第7区の五排村のように、すでに1951年から山東省から36戸の移民を受け入れており、現在では生活も向上しているという成果を上げた先駆的事例もあった（註6）。

* * *

次に、以上で考察した人口の地域間移動と「移民政策」の内容を整理しよう。

まず人口移動の方向には二つあり、一つは関内（山海関以南の山東省など）から東北地方へ向かう移民の流れであり、いま一つは、省内の農村から都市部への流れであった。この他に、土地改革前

見られたような、農村内部の移動や関内からの移住者が都市部に滞留せず直ちに農村に入植するような動きがあったかどうかについては不明である。

と言うのも、ここで扱った資料が都市部人口の増大や、都市部での不安定就業者の滞留が都市の食糧配給を圧迫するとい問題を扱ったものであったからに他ならない。

また、土地改革前であれば、関内からの移入者を都市と農村に「苦力」や「雇農」として送り込む機能は、都市部の「工夫市」（労働力市場）が担っていたが、それが1955年段階で消滅していたのかどうか不明である。しかし、都市部での就業がすでに地元の労働行政部門によって管理されていたことを考慮すれば、「工夫市」が従来通りのまま残存している可能性は低いと見るべきであろう。

従って、一旦都市部に滞留した人口を農村部へ送り込むプロモーターとしては、「移民」政策が最たるものであったと考えられる。少なくとも、政策的に労働力を農村に送り込み、それらを互助組、初級社および国営農場の中に配置して、開墾などを通じて定着させるという人口移動の統制が立ち現れてきたことは確かであろう。

言い換えれば、一方では農村から都市へ、関内から黒竜江省の都市への人口移動の流れが存在し、逆に政府の手によって都市部に滞留した人口を、掃蕩させるかあるいは開墾に向かわせる新たな人口移動のルートが形成されつつあったのである。

第2節 富裕農家と初級社

本節では、初級社設立期の農村で富裕農家がすでにどのような経営展開をしており、そして初級社の設立が面的に拡大される中でどのような対応を選択し、また強いられたのかを考察する。

すでに第1編 第2章 第5節 E)項では、1951年から1953年までの時期の、富裕農家の経営展開について考察を加えたが、ここでは資料の性格も関係して、初級社との関わりでのみ富裕農家の動向が示されている。これは、資料上の限界とも言えるが、他方で初

級社の設立と富裕農家の経営展開の接点を考察することで、初級社設立期の彼らの変貌を明らかにすることが出来ると言うメリットもあり、本節ではこのメリットを活かして富裕農家の動向を分析する。

A) 雇用経営の復活と旧「大農」の初級社指導能力

本項では巴彥県と克山県の事例から、復活した雇用経営と初級社の運営方法の関係を考察する。

まず、巴彥県 第11区 大有村 城山屯の事例では、すでに復活した雇用経営の状況を中心に考察する（註7）。

城山屯では、1953年8月に於海坤互助組（参加農家数20戸）と趙成章互助組（同4戸）との合併、初級社への昇格の結果〇八初級社が設立された。

当時、区委員会副書記（大有村の指導担当者）と大有村党支部は、於海坤互助組に対して、「模範的である」、「生産成績がよく、趙成章互助組と合併しても一緒に作業を行い、耕地毎に作業を割り当て、作業成績に応じて分配を行っている」、「於海坤組長の管理がしっかりしているし、彼は富裕農家であり、馬・荷車を十分に保有し、村内で威信があるので初級社もうまく運営できる」と非常に高い評価を与えていた。

この於海坤互助組には20戸の農家が参加していたが、組長である於海坤は、経営面積12ha（うち1haはテンサイ作付地）、家族労働力2人であり、城山屯の代表でもあった。彼は「新富農」で互助組の中には親戚筋である馮姓の「地主」と「富農」が合わせて6戸いた。彼の12haの経営地における労働力の利用状況は、表11-3の通りであった。

於海坤の世帯の耕種農業以外の経営内容は不明であるが、家族労働力は年間の農業労働日数の半分を占めるのみで、他は家族以外の労働力に依存していた。その内訳は、農繁期の日雇い、親戚筋の互助組組員に対する畜力提供の見返りとしての季節的な労働力導入（*）および年雇である。

表11-3 「新富農」の雇用経営の状況
(巴彦縣 第11区 大有村 城山屯)

内訳	日数 (人・日)	備考
経営地年間延べ労働力	355	
家族労働日数	150	
うち 於海坤	30	
於海德(弟)	150	主として農繁期作業
残り	175	
日雇い	30-40	中耕・除草、1951-53年の間継続
挿植契約	80-90	①互助組組員 馮希賢(3.5畝、馬無し)に、挿植を行い畜力提供。 ②馮は於に、收穫物1畝分支払う。 ③さらに80-90人・日を於海坤の耕地で作業する(馮の農繁期労働150人・日)
年雇(住込み)	不明	①親戚=馮希順(貧農、独身農家、半拉子)を雇用する。 ②糞尿、水汲み、薪集め、オンドル灰掃除、農繁期の圃場への食事運びに従事 ③報酬は食事+現金(若干)

資料：「記着這種教訓—『〇八』農業生産合作社為何被新富農掌握了領導權？」、
黑龍江日報1955年2月25日。

*：馮希賢との関係は、あくまでも「挿植」契約関係であり、
畜力作業の提供と労働力提供はすべて無償で行われた。

ここに、耕地面積12haという、土地改革前の「小農」規模の年雇
経営の展開が確認できる。ただ、これは、以前の「大農」及び「中
農」の雇用経営とは経営面積と言う量的側面だけでなく、質的にも
異なるものである。その相違は、年雇労働力の性格に象徴される。
於海坤の雇用した年雇は、「半拉子」と呼ばれる作業能力が半人前
の労働力であり、しかも彼が従事していたのは圃場作業を除く、補
助的な作業及び家仕事であった。これは、従来の「大農」の雇用し
た複数の年雇が、農夫頭(「打頭的」)や御者(「老板子」)など、
圃場作業の基幹的労働力であったのとは異なっている。言い換えれ
ば、恐らく雇用主である於海坤本人かあるいは弟の於海徳が、雇用
労働力の陣頭指揮や役畜の使役を担当したか、互助組の共同作業を
通じて、他の「富農」層によってそれらが担われていたのである。

このように、雇用経営が復活しながらも、それは土地改革前のよ
うな屯内の大部分の生産手段を占有するようなものにはなっていな
かったのであるが、それでもこの雇用経営が屯内で有数の優秀な農
業生産の担い手として社会的にも公認されていたのである。

1953年に、すでに趙成章互助組を吸収・合併していた於海坤互助
組が初級社に昇格する時に、新たに17戸の農家が加入を申請してき
た。

ここでは、旧互助組組員による新入社員員の加入審査が行われたが、
於海坤は自らその主導権を握る立場にあった。

その際に、まず加入を許可されたのが、御者(「老板子」)の經
験のある2戸の農家と1戸の「富農」であった。

それ以外の14戸の「貧農」や「雇農」、「中農」は加入を拒否さ
れた。ここで、加入拒否の理由から、初級社の設立に際して雇用經
営を行ってきた於海坤の対応の性格を考察しよう。

資料では4つの拒否事例が紹介されているが、それを列挙すると「於海坤が屯代表として地方行政費用を徴収したときに、老丁頭が多く納入した50元の返還を要求したため、於海坤に利己的だと評価された」（老丁頭の場合）、「入社以前に耕地を売却して労働力のみで入社しようとしたため」（張祿の場合）、「互助組で軍人家族のために小学生を動員して中耕と除草作業をやらせたことがあったが、作業の質が悪く、王有がそれに意見を述べた」（王有の場合）、「互助組内の不公平に意見を出したことがあるから」（郭永河の場合）、などであった。

この4つの例では、彼らが於海坤に意見した“前科”が拒否理由になっていたが、言い換えれば、於海坤は彼自身の雇用経営と屯内での地位を脅かすような要因を初級社からも排除し、従来の関係を初級社設立後も保存しようとしたことになる。

さらに、耕地面積が多く、またテンサイ収穫面積の多い於海坤は「初級社設立後の、小麦の刈り取り、小麦跡地の耕起およびテンサイの収穫作業の際に、労働点数で収益分配を計算すると自分の耕地の収穫分の多くが、作業を行う他農家の所得になってしまう」ので労働点数の記帳に反対した。

雇用賃銀に対して、労働点数による圃場労働への報酬は作柄の豊凶などによって可変的であるので、雇用労働力に圃場作業の半分以上を依存してきた於海坤の場合には、取量が増えるとその分が出役労働報酬に吸収されてしまい、自分の所得の増加が抑えられると言う不利益が存在すると考えられる。言い換えれば、この点でも従来の雇用経営を維持しようと抵抗したのである。

* * *

続いて、克山県護路村の前進初級社の事例から、土地改革前に雇用経営を行ってきた農家が初級社の労働組織を担った事例を考察する（註8）。

この、前進初級社は1952年に克山県委員会が主体となって実験的に設立したもので、当初の加入戸数は16戸であったが1955年には61

戸に拡大していた。

同初級社の第1生産隊の隊長は賈玉とあって、「満州国」時代の1941年—45年に40haの耕地を経営し、年雇を3人雇用していたと言う経歴を持つ。これは、小論の定義で言えば「大農」の雇用経営に相当する。その後、土地改革の時に彼は耕地を親戚に一時的に貸し出して没収を逃れたという。

土地改革以後は、家族労働力として賈玉本人と臨時雇用で12—15haの耕地を経営していた。

1954年には、前進初級社に加入し第1生産隊長に就任していた。資料では、彼の加入後の動向が批判的に取り扱われているが、そこには賈玉が従来の慣行に沿って生産隊の作業を指導していたことが示されている。

表11—4に整理したのがその内容であるが、それを第1編 第1章や、そこで使用した資料を引きつつ検討しよう。

まず作付決定についてであるが、第1生産隊が行った農作物の販売は、土地改革前であれば春先まで行われていたことが図1—15で確認されている。しかし、ジャガイモはデンブンの原料でもあり、その加工業を兼営できれば、ジャガイモの作付けは現金収入の増大にとって非常に有利な作物であると言える。もし、国家にそのまま売り渡すのであれば、個々の農家の「余剰食糧」の処分として販売することが選択されることは理解可能である。ただ、この事例ではこの点が不明である。

また、商品的性格の強い大豆や小麦が上層ほど多くなることは土地改革前においても確認されていた（図1—6a）b参照）。ただ、コウリヤンは飼料として重要であるのでその必要を満たさずれば、それ以外の部分で大豆、小麦の作付けが選択されるのは、現金所得の増大のために有利であるから当然の選択であろう。

春季播種作業中の薪販売も現金収入を得るための選択であるし、自家消費のための粉挽きも生活にとって不可欠な家事労働である。ただ圃地での自家用野菜の栽培については、春には通期播種を保証

表11-4 旧雇用経営主による生産隊の指導
(克山県 護路村 前進初級社 第1生産隊隊長・賈玉、1955年)

時期・作業内容	初級社の指示および全体の動向	第1生産隊(賈玉)の動向
作付決定 ①ジャガイモ	1) 1労働力当り種薯300kgを出資しジャガイモの作付けを決定 2) 300kgを出資できない農家の分は余裕のある農家が肩代りし、秋に利息を給付する	1) 賈玉は、2,500kgのジャガイモ市場で販売した。 2) 他の上層中農も、販売した。 3) 作付けが、計画より7畝減少した
②トウモロコシ	*トウモロコシの種子が不足し、第1生産隊では、コウリヤンを7畝播種するよう指示した	*賈玉は、大豆と麻を播種するよう指示した
播種作業	*初級社主任は県の会議に出席し、不在のため、監督無し。	1) 賈玉は、各隊員に、薪販売や自家用の粉挽きを許可した 2) 適期播種ができなかった。
夏季作業 ①コウリヤン間引	第3生産隊では婦人を動員して間引き作業を適期完成	1) 賈玉は、臨時雇用を主張した 2) 雇用が確保できずなかった
②中耕・除草作業	雑草の繁茂した耕地を優先するように指導した。	賈玉雑草の少ない耕地の作業を優先させた。
③家庭副業	社内の仕事を優先させるため、欠勤を許可しなかった。	賈玉は自ら圃地の中耕・除草やり、他の隊員も欠勤した。
秋収穫作業	トウモロコシのもぎ取り作業に、婦人を動員して、出役労働日も記載するよう指導した。	賈玉は婦人を動員し、手間賃を払って出役するよう主張。

資料:「富農賈玉破壊『前進』社的教訓」, 黒竜江日報1955年12月3日。

できないという圃場作業と家事労働の調整問題が存在していることが示されている。

夏季の間引き作業については、第1生産隊では婦人の体力では不可能なので、代わりに雇用を行うことを選択した。また、秋季のトウモロコシの収穫作業については、婦人労働力の動員形態の問題が存在していた。第1生産隊では、婦人を手間賃仕事として動員しようとしたが、それも旧来の婦人労働力の利用慣行に沿ったものであった。だが、実際には雇用労働力が集まらなかったのであるが、それは55年になって初級社に加入する農家が増大したことで、雇用労働力の調達に困難になったからではないかと考えられる。

また、中耕・除草作業の作業順序であるが、最終的にどちらが収量の確保に有利であったかは不明である。ただ、初級社が指導したのは、雑草を繁茂した耕地を優先し、平均的に肥培管理を行うことを目指したものであったが、第1生産隊では最も作業効果の高い雑草の少ない耕地に労働力を集中し、雑草の多い耕地は後回しにするという発想で行ったのである。

このように、初級社の指導と第1生産隊の個々の選択の合理性を比較する材料は与えられていないものの、初級社はあくまでも食糧生産を最優先した点に特徴があり、第1生産隊は雇用経営のノウハウを適用して、季節的に継起する家事や副業を農作業と同等に位置づけ、臨機応変に労働力の出役を割り振るなど、社員の所得増大と円滑な作業進行を図ろうとしていたのである。

B) 富裕農家の経営展開

本項では、富裕農家が初級社の運営で主導権を握った、樺川県第7区 山首村の新設初級社の事例を考察する(註9)。

新設初級社は1954年春に設立され、加入した農家は18戸、社員=労働力数は27人、出資された馬は24頭であった。また、当時の党支部書記、村長そして党員5名も加入した。

だが、区委員会の幹部の指導に従って、初級社主任には党員以外

のものを運出した。その結果、富裕農家の張克明が主任となり、彼の父親が初級社の生産委員に、また富裕農家 張殿才が副主任、「旧中農」の董洪樹と張振和が管理委員にそれぞれ就任した。このように、富裕農家が初級社の管理委員会の中心メンバーになった。

設立当初、主任に就任した張克明は自ら生産計画を提起しそれが実行に移された。それは、屯の居住区から50km離れたジャムス市東方にある寶實屯に水田20haを開墾し、「旧中農」の董洪樹と張殿才を移住させて初級社分社を設立し、そこで稲作に専従させることと、ゴム輪車3台でジャムス市内で運輸業を行うことを特徴としていた。

このように、開墾による水稲作と運輸業の開墾という、外延的でなお商品的性格の強い作物や副業部門に特化してゆく生産計画が制定されたのである。

だが、実際には水田開発に失敗し、「中農」2戸の移住のための費用と水田購入費が無駄になった（失敗の原因は不明）。

また、初級社には当時27労働力に対して耕地面積が81haしかなく（1人当たり3ha）、さらに30haは無いと労働力が過剰になる状態であった。そこで、屯近くにある200ha余りの開墾可能地に大豆を作付けする予定であったが、水田開発に人手を取られたため、結局は作付けできなかった。

さらに、夏季中耕・除草期と秋収穫期には、毎日平均1/3の労働力が欠勤したため、かわりに200人・日の臨時雇用を入れることとなった。

このように、生産投資が無駄になり、雇用労賃などの生産費用がかさんだため、1954年の秋の食糧作物の収穫量は9万斤（12,000元相当）であったが、水田開発費用を含む生産コストは8,000元になったため、残りは4,000元のみになり、結局、翌年用の大豆や小麦の種子も含めて社員に分配されざるを得なくなった。同年は27人の労働力が1人平均203日出役したので、全体で5,481労働日となり、これで4,000元を割ると、1労働日当り評価額0.73元になり、1労働力当り分配は148.15元にしかならなかった。

そこで、「貧農」層の社員は農業生産の欠損を穴埋めするために、初級社全体で冬季副業に取り組みようように要求した。

だが、富裕農家は独自に副業を行った。主任の張克明、副主任の張殿才そして「旧中農」の董洪樹は3戸で共同して、初級社のゴム輪車2台を利用してジャムス市内で運輸業を行い、700-800元を稼いだ。他方で、7戸の貧農農家は副業に参加できなかった。

その後、張克明と張殿才父子は、副業で貯めた金をもって依蘭県の東興屯に7haの耕地と家屋を購入して転出していった。

この初級社の特徴は、開墾、水稲生産および運輸業という新規部門は富裕農家によって担われ、それと対極にある「貧農」は従来の稲作の食糧作物に従事するという分業が行われたことにある。ただ、この分業は、能力の差によるものではなく、富裕農家が自らの利益のために意図したものであった。

開墾、水稲、運輸業と言う経営展開は、本編でこれまで考察した増産技術の導入による単収向上、多収量作物への傾斜生産と言う政策指導とは相反するものであった。このことは、富裕農家自らがコストを負担するものではなかったが、未墾地の存在する黒竜江省農村において耕地面積を拡大し、さらに現金所得の増大に結び付くような農業投資を行う内発的力を備えていたことを明示している。

しかし、このような富裕農家の経営展開も、土地改革前の「大農」のように屯内の大部分の耕地を、従来の技術に沿って役畜や雇用労働力を配置して利用するまでには及んでおらず、開墾も既存耕地の耕作との関連で労働力の動員問題という欠陥をはらんでいたのである。これは、初級社の欠陥とも言えるが、他方で当時の富裕農家の農業経営の不安定性にも原因が求められよう。

そして、開墾に失敗した富裕農家の一部（主任の家族）は他地に耕地と住居を求めて移住して行ったのである。

C) 農家の階層変動と初級社との相互関係

これまで、A) B) 項では、上層農家の初級社の内部における動

向が考察されたが、本項では、初級社が設立された村で一時は加入せず、に家族経営を追求しようとした農家の状況を考察する。ここでは、拉林県 背蔭河区 計家村の全体的状況とさらに3戸の農家の状況を対象とする(註10)。

計家村は、その名の通り計姓が農家の91%を占める200年の歴史を持つ同族村であり、また「その同族の間で土地売買、雇用があり、それ以外の貧困農家は配慮されることはなかった」という。

計家村では、1952年に最初の初級社が設立され、1955年春には全村163戸のうち87%にあたる141戸が初級社に加入していた。

1952年当時の農村の状況については、「すでに、一部の農家は土地の売買、雇用(年雇、臨時雇用)、高利貸しを始めていた」し、他方で、「土地改革によって得た土地を貸しさのために売却する現象も発生していた」と言う。

当初、初級社に加入したのは、全村農家の10数%の23戸の農家で、「中農」と「貧農」が合わせて8戸、団員と党員が合わせて15戸であった。耕地面積は80haであった。

設立1年目の農業生産の状況は、夏季作業期に連日の降雨に見舞われ25haが浸水したが、その排水作業と中耕・除草作業を同時並行で完成し単収1,300kgを達成した。当時の村内で最も高い単収はある互助組の1,200kgであったから、初級社は村内で最高の単収を達成したことになる。また、播種作業期に動揺して早々と脱退してしまった「貧農」は、初級社の浸水地に隣接した耕地を経営していたが、彼の年収は160円で、初級社に加入していた「貧農」の年収360円より200円少なかった。以上のように、初級社は、農業生産面での優越性を示していたのだが、初級社の農家組織率に見るように階層を問わず多くの農家が初級社の外にいたのである。

まず、耕地2haを経営していた計振國の場合には、当初耕地購入を通じて農業的な経営展開＝雇用経営を一旦は計画したが、第1初級社が設立された当時の政治状況の下で、雇用＝「搾取」と言うマイナス・イメージを持つ経営選択を躊躇した。そこで、耕地と家屋

を売却して町に移住して同族の農家と組んで運輸業を始めた。ここには、農村内での農業的発展が政治的に制限され、それから逃避するために非農業的な経営展開が選択されたことが示されている。だが、彼は事業に失敗して帰村したが運輸業失敗の損失は農業によって補填できず、結局翌年には初級社に加入する道を選択した(以上、表11-5a)参照)。

次に、「旧下層中農」の計守義の場合は、馬1頭を持つが本人が病弱であったため初級社に加入した。しかし、やはり同族の上層中農が「搾取」を通じて家族経営を継続するように誘いかけてきたので初級社を脱退した(表11-5b)参照)。

その際に、党支部書記の計長壽が初級社に加入した方が所得が高いことを根拠に、彼が脱退するのを引き留めた。

* * *

そこで、計長壽の計算と「搾取」に誘った計成祥の計算と比較して計守義が初級社を脱退した経済的理由を検討しよう。

両者が共通して計算の前提としているのは、計守義の生産条件では単収は30石であること、彼自身の初級社での出役可能日数は200労働日であること、そして初級社では1労働日当たり所得は2元になるという3点であった。

計成祥が計算した、計守義の所得は次のようなものであった。

「搾取」を通じて家族経営を行った場合は、

食糧作物30石＋副産物収入＝年収1,000元(現金換算評価額)、

になるとした。それに対して初級社に入ると年200日出役して400元にしかならないとした。

他方、党支部書記 計長壽の計算では、個別経営だと、年収穫30石で、1石＝225kg、雑穀1kg＝0.1元であるから675元になり……

食糧作物675元＋副産物収入125元＝800元、

表11-5 初級社加入以前の農家の動向

a) 計振國の場合

年次	概況	経営内容	所得
1952年	耕地2垧	経営に限界を感じる →耕地購入と雇用経営を計画 →人目を恐れてやれなかった	
1953年	耕地2垧、 家屋2間を売却	計占雲と町で運輸業を開業	事業に失敗し 投資も無駄になる
1954年	耕地2垧借地	村に帰り、農業を再開 →前年の欠損補填を目指す	飯米確保しか達成 できなかった。
1955年		初級社に加入	年所得400円

b) 旧下層中農 計守義の場合

年次	概況	経営内容	所得
	労働力病弱 馬1頭 耕地6小垧		単収5石、計30石
1954年		秋に初級社に加入	
1955年		冬季の厩肥搬入作業に欠勤し、翌日脱退を申請した →上層中農 計成祥の誘いで「挿旗」を行う	(本文参照)

c) 新上層中農 黄瑞清の場合

(同村在住30年、労働力夫婦2人、耕地5垧、馬2頭、荷車1台)

年次	黄瑞清の経営内容	村内の状況
1952年	1)役畜、荷車で通年の運輸業(1日6-7元) 2)農業は計雲起互助組に参加(単収4.8石)	*52年単収 第1初級社 6石
1953年	1)2戸では互助組の結成が不可能になった 2)だが、加入すると早朝出役が辛い。 個人の運輸業ができなくなる。 3)初級社に加入しないで、甥の計文学等 11戸と互助組を結成した。	1)初級社の高単収を見て、 計雲起互助組17戸のうち 15戸が第2合作社の設立 を要求した。 2)馬、荷車の無い貧困農家 も加入後は、中等水準 に生活が向上した。
1954年 秋	1)一旦、初級社に加入して、互助組の 相手を探すことにした。 2)中農 計長英と計長吉の2戸を探し 当てて、脱退した。 (3戸の互助組概況:労働力4人、 馬3頭、耕地14垧) 3)黄瑞清の母親が病気になる、馬1頭 を売って治療費に充てた。 4)計長英の馬が死亡した。 5)連続降雨で中耕・除草が十分にできない 6)黄の母親の死亡、黄自身の病気により、 出費がかさんだ。	1)第3初級社の設立要求が 発生した。 2)11戸の互助組組員のうち 9戸が入社したので、互 助組も解散してしまっ
1955年	*初級社への再加入を決定。(本文参照)	

資料:「計家村家家戸戸称讚入社好」, 1955年11月1日、および「黄瑞清の帰路」,
同11月4日。

にしかならないと言う。さらに、そこから雇用労賃、飼料、糞子、農業税を差し引くと……、

農業所得800元 - 農業税、生産コスト400元 = 400元、

の純所得になる。初級社では……、

200労働日で400元 + 「馬租」60元 + 「地租」40元 + 「車租」20元 = 520元、

の純所得になり、初級社の方が有利であるとした。

計成祥の計算では個別経営の場合の年収から農業税や生産コストが控除されておらず、初級社における「馬租」「地租」などの所得が計上されていないことが、党支部書記によって指摘されたのである。

だが、収穫物の評価額が計成祥の計算では1,000元と1.25倍に高く評価されていることに注目する必要がある。

つまり、その違いは主・副産物の価格評価の差によると考えられるが、これが例えば市況を見て環境期などに自由販売することを仮定した価格と国家買付価格の差を意味しているとするれば、農業税や生産コストを差し引いても、純所得は400元 × 1.25 = 500元となり、国家に販売せねばならない初級社の520元と比べて20元の差に留まる。より厳密に考えて、この価格差は主・副産物を販売した場合にのみ農家経済に意味を持つとすれば、同量販売すれば個別経営で食糧の自由販売を追求した方が、常に1.25倍の販売所得が獲られることになる。そうすれば家族経営の方が有利になることになる(*)。

*: 計守義が収穫物をすべて自家消費してしまえば、価格差は意味がなくなる。この点を検討しよう。計長壽の計算では、30

石 = 6,750kgであり、仮りに、生産コスト400元が飼料を含めてすべて主産物で支出されるとすれば、400元 ÷ 0.1元 = 4,000kgとなり、生産コストを控除した残りの食糧は2,750kgになる。ここで、「三定到戸」政策の食糧消費基準、家族1人当たり280kgを基準に計算すると、計守義の家族が9.8人に達しない限り、販売部分が発生することになる。また、自由販売の場合の価格は0.125元/kgで、初級社の価格より0.025元高いから、初級社との所得差20元を埋めるには、20元 ÷ 0.025元 = 800kg販売すればよいことになる。本文の分析は、計守義が800kg以上販売する余裕があることを前提としている。

また、「新上層中農」黄瑞清の事例は、初級社に加入する農家が増える中で、家族経営を追求する農家が置かれた状況を明示している(表11-5c)参照)。

彼は、馬と荷車を利用して、農業プラス通年の副業(運輸業)と言う経営を行っていた。農業生産は互助組に参加し、副業は個人で行っており、単収は初級社より低かったが、運輸業で「1日に現金が6-7元稼げるので小遣い銭にも困らないし」「加入すると個人の運輸業ができなくなるとして、加入しなかった」。

しかし、互助組の他の構成員が次々と初級社に加入したので、1953年と54年と連続して新しい互助組結成のパートナーを探して、農業生産を維持していた。

ここで、黄瑞清の経営面積5haが家族の飯米と役畜の飼料を確保するのに十分であったと仮定すれば、彼は食糧生産で少なくとも家族と役畜の食糧を確保し、運輸業で現金所得を得て所得増大を図っていたことになる。

しかし、母親の病氣と死亡、さらに黄本人の病氣により、予想外の出費と馬の売却を余儀なくされ、互助組の構成員の馬が死亡して、家計的にもまた当面の農作業も困難に直面し、最終的に初級社に加入することになった。

そこで、同資料では黄瑞清の初級社加入前後の所得が比較されている。彼が初級社に加入した場合には……

「馬租」(2頭) + 「地租」(5ha) + 「車租」(1台) = 250元

であり、さらに、

夫婦年出役日数250日 × 2元 = 500元

であり、合計で年所得は750元になる。他方で、彼の加入前の所得は、

5ha総収穫量20石 - 農業税5石 = 15石 = 300元

にしかならないと計算されている。しかし、この計算には1日6-7元の現金所得のある運輸業が考慮されていない。もし、初級社との計算上の差450元を埋めるには、450元 ÷ 7元 = 64.3日の運輸業を行えば良いのであり、本来、彼は「通年の運輸業」を行っていたのであるから、初級社より高い所得を得ることは可能であったと言える。ここでも、家族経営を選択した方が有利なのであり、加入した経済的原因は家族の死亡と本人の病気さらにそれによる出費が契機となっていたのである。また、互助組での生産が不可能になったため、またそれ以上は互助組を結成する新たなパートナーが村内で枯渇してしまったことも、加入の動機になっていたと考えられる。しかも、この状態で彼が初級社に加入しても馬1頭分の「馬租」が減少し、病気になった彼の出役日数の減少するから、所得が750元に達するはずの無いことは明白である。

* * *

以上、考察した三つの個別事例から、まず農家の階層変動の状況とそれへの初級社設立の影響を整理しよう。

まず、この三つに共通しているのは、いづれも馬を所有していることである。無論、その頭数は畜力組作業を編成するには少ないものであったが、「挿慎」などを通じて、組作業は可能になっていたし、また馬1・2頭でも運輸業を行うには十分であった。この役畜保有とそれを元にした農業生産の遂行あるいは運輸業所得がこの3戸の農家の経営を支えていたのである。

しかし、家族経営にも困難が発生する場合があります。それは経営上の損失が生じたり、家族の病気・死亡による家計の圧迫、労働力の病気などにより、これまでの経営の維持が不可能になった場合である。もちろん、当座は耕地や役畜の売却によって家計負担を軽減できるが、それは経営の資金的・物的基盤の切り崩しによって賄われるのであり原状に復帰できるわけではない。

初級社は、このように家族経営の基盤を喪失した農家にとって、最終的に身を寄せるところとなったが、それは事態の側面に過ぎず、他方では「挿慎」を行えるようなパートナーが、村内に残っていないため、農業生産を続行するには初級社に加入する以外の選択肢が残されていなかったことも指摘されねばならない。この側面では、初級社の設立はまず家族経営の発展を抑制する作用を及ぼしたのである。

このように、初級社の設立が土地改革後の家族経営が残存する環境を徐々に狭めていく背景には、もちろん同資料が示すように端境期の飯米確保にも喘ぐような危機的状況に置かれた貧困農家が、高い単収を実現している初級社に殺到したことが存在する。しかし、前編と本編のこれまでの考察では、初級社の設立過程や設立後の運営には多くの問題点があったことも留意する必要がある、初級社が貧困農家を救済する“実力”を備えていたことを手放して評価する訳にもいかない。

ただ、少なくとも家族経営を維持できる物的経営基盤を備えた農家にとって、初級社は不要なものであったことが確認できよう。

第3節 貧困農家と初級社

本節では、「底辺世帯」を含む貧困農家が置かれていた状況と、彼らを初級社へ組織することがどの様な意味あるいは問題を持っていたのかを、勃利県、依安県、訥河県および呼蘭県の4つの事例から考察する。

土地改革前の農村の貧困農家とは「雇農」と「底辺世帯」を指していたが、前者は、よりよい雇用、生活条件を求め、また災害を回避して各地の農村を渡り歩きながら生活を維持していた。後者は、乞食などとして農村に滞留していた（第1編 第1章 第6節 B）項）。

土地改革後になると、彼らを雇用する「大農」「中農」の雇用経営は、土地改革でその物的生産基盤を失い消滅していた。そのため、自らの家族労働力に依拠し、また互助組への参加を通じて家族経営を維持することを余儀なくされたが、地域間の移動を含んだ「貧困停滞」の状況にあった（第1編 第2章 第5節）。

また、本編ではすでに初級社における労働力組織、耕地・役畜の利用および収益分配の各面で、貧困農家が極めて不利な立場に置かれたことを指摘したが、本節では最終的にこれらの考察結果を農家の階層変動の中に位置づけることを目的とする。

A) 貧困農家の初級社からの排斥と「雇農」への回帰

本項では、勃利県と依安県の事例から初級社に加入できない貧困農家の状況を考察する。

まず、初級社に加入していない貧困農家の状況を考察する。最初の事例は、勃利県 第3区 吉興河村のもので、1955年初頭の農家概況は表11-6 a)の通りであった（註11）。

吉興河村では、すでに71%の農家が初級社に加入していたが、未組織農家の6割強、全農家の5%に相当する18戸が貧困農家であった。

この未組織の貧困農家の状況は、表11-6 b)に見るように戸主つ

表11-6 初級社設立期の貧困農家の状況（その1）
（勃利県 第3区 吉興河村、1955年）

a) 農家概況

	村全体	初級社加入	互助組参加	未組織農家	うち貧困農家
戸数	342戸	243戸	71戸	28戸	18戸
比重	100%	71.0%	20.8%	8.2%	(5.2%)

註：「貧困農家」欄の百分比も村全体に対する比重。

b) 貧困農家の概況

	貧困農家戸主年齢			家族労働力状況			役畜保有状況		
	30歳以下	31-50歳	51歳以上	無し	半人前 1人	一人前 1人	仔牛 1頭	仔ラバ 1頭	役畜 無し
戸数	1戸	5戸	12戸	1戸	13戸	4戸	1戸	1戸	16戸
比重 (%)	5.6	27.8	66.7	5.5	72.2	22.3	5.5	5.5	66.0

資料：「吉興河村委善安置老弱残疾戸生産」，黒竜江日報1955年3月17日。

まり基幹的な労働力が51歳以上で、従って半人前の労働力である農家が過半を占めており、また大部分が役畜を所有していなかった（これらの農家は犁などの農具も所有していないと言う）。また、所有しているも作業能力の劣った牛、ラバなどであった。

このような貧困農家が未組織状態にあるのは、初級社から加入を拒否されているからであった。県委員会と村党支部が初級社に対して貧困農家の受け入れを要請したときに、それを拒否した理由は、「初級社の運営が軌道に乗ったばかりなのに、彼らをただで養う必要はない」、「労働能力の無い農家が加入して来ると、増産に影響する」、また「貧困農家にも均等に投資させないと不公平である」というものであった。これらの理由は表に示したごとく、貧困農家が労働力、役畜および社内生産投資等の面で、力量に乏しいことを反映しており、一人前の社員としての義務を果たせないことを理由に加入を拒否されたのである。

他方で、初級社に加入していない富裕農家は、社外に排斥された貧困農家を「挿餌の相手とするか、または年雇・臨時雇用として雇用することを計画していた」という。

* * *

次に、依安県 第11区の民楽村でも、表11-7a)のように71%の農家がすでに初級社に組織されていたが未組織農家の40%弱が貧困農家であった（註12）。

回表b)によれば、その23戸の貧困農家は、老人世帯、病人・障害者世帯など労働能力の劣った農家か多くの扶養家族や病人を抱えた農家であった。

彼らは初級社から排除され、互助組も生産条件の完備した農家同士の組織であったためそこから排斥されていると言う。

特に、労働力は健康だが扶養家族が多かったり、病人を抱えて貧しい6戸の農家のうち、4戸は初級社に加入することを要求していたが「初級社では均等割りりで投資が要求されるので貧困農家は投資できずに排斥されている」。

表11-7 初級社設立期の貧困農家の状況（その2）
（依安県 第11区 民楽村、1955年）

a) 農家概況

	村全体	初級社加入	未組織農家	うち貧困農家
戸数	214戸	152戸	62戸	23戸
比重	100%	71.0%	29.0%	(10.7%)

b) 貧困農家の家族労働力の概況

労働力の状況	老人	病弱・障害者	寡婦	男子独身者	労働力は健康だが家族が多い、病人あり
戸数	9戸	4戸	2戸	2戸	6戸
比重	39.1%	17.4%	8.7%	8.7%	26.1%

c) 未組織農家の概況

	未組織農家	初級社設立屯			初級社未設立屯	
		未組織農家	うち富裕農家	同貧困農家	未組織農家	うち貧困農家
戸数	62戸	28戸	13戸	15戸	34戸	8戸
比重	100%	45.2%	(21.0%)	(24.2%)	54.8%	(12.9%)

註：括弧内の百分比も未組織農家総数に対するもの。
資料：「積極安置社外老弱残疾農民生産」、黒竜江日報1955年3月31日。

貧困農家排斥の状況を示したのが表11-7c)である。ここでは、初級社の設立された屯の未組織農家の中での貧困農家の比重の方が、初級社の無い屯(南合屯)の未組織農家(当然であるが)の中の貧困農家の比重よりも高くなっていることである。つまり、初級社の設立された屯では貧困農家が排斥され、未組織=家族経営農家中の比重も高くなるのである。

* * *

このように、貧困農家は初級社の設立が進む中でそこから排斥される傾向にあった。その原因は、初級社への作業出役、役畜出資、生産投資資金の出資など農家の生産基盤と資金負担力の欠如にあったのである。そして、社外に残った富裕農家を中心として、貧困農家の一部を農業労働力として雇用する旧来の関係が存在し、排斥された貧困農家にとっては旧来の関係の中に身を置くことのみが唯一残された道であったのである。

B) 貧困農家の初級社加入の意味 - 貧困状況の継続 -

本項では、貧困農家が初級社に加入する以前の状況、加入までの経緯および加入後の状況を考察する。

まず、呼蘭県 双井区 水師村の五二五初級社の事例を取り上げる(註13)。

五二五合作社は1955年春に設立されたが、1年間の生産が終了した55年秋時点での状況は次の通りであった。社員戸数は26戸、男子労働力31名、女子労働力27名、耕地面積78.4haで、1戸当り労働力数は2.2人(男子のみは平均1.2人)と、平均値で見ると農家の労働力状況はそれほど悪くなく、実際にも「一部に労働力の弱い農家もいる」という程度であった。

また、表11-8a)によると社員全体の9割が「貧農」で、馬を所有しない農家と負債を抱えた農家がそれぞれ6割弱、7割を占めるような状態であった。

だが、1955年の初級社の食糧生産は平均単収が1,580kgで、前年ま

表11-8 初級社設立期の貧困農家の状況(その3)
(呼蘭県 双井区 水師村 五二五初級社、1955年)

a) 初級社社員の概況

	総戸数	うち貧農	下層中農	馬無所有農家	負債農家
戸数	26戸	24戸	2戸	15戸	18戸
比重	100%	92.3%	7.7%	57.7%	69.2%

b) 貧困農家の初級社加入前の状況

階層・氏名	農家概況	経営状況
貧農 李仁生	本人は体力が弱い 所有地1.5畝、役畜無し	①「挿根」で牛を導入(支出 40-50元支出) ②互助組加入、年収量7-8石 飯米自給達成、しかし被服費 が不足し、年100余元の負債。
下層中農 郭海山	9人家族、労働力1人、 耕地2.3畝。	年収穫量10数石、飯米自給達成 種子は毎年2石借入

資料:「一個由貧農和下中農辦好的合作社」, 黑龍江日報1955年11月16日。

での互助組の時期より400-500kg増産したし、「下層中農」の社員許費は、労働力1人、馬1頭、耕地6haという状況で、600元の所得を得て、前年の480元より25.3%の増収になったと言う。ただ、増産後の社員全体の一般的状況は不明である。

表11-8b)では、「貧農」「下層中農」各1戸の状況が示されている。

「貧農」の李仁生の場合は、本人自身の労働能力が低く、「挿根」や互助組に参加しても飯米自給がやっとで、被服費など現金支出分まで確保できず負債が累積していた。

「下層中農」の郭海山は扶養家族が多く、そのために飯米確保がやっとで種子用の穀物が不足していた。

次に訥河県 興隆村の新民初級社の場合であるが、同初級社は1952年に設立された(註14)。

設立当時の8戸の「貧農」の54年時点の状況は、表11-9a)の通りであるが、8戸のうち2戸は家族の死亡、労働力の病氣、扶養家族が多いことなどの原因が重なりまだ貧困状態にあった。その他は「中農」水準に生活が向上したと言う。2戸の「貧農」と「中農」に上昇した農家のうち1戸の状況を具体的に示したのが、表11-9b)の最初の3例である。ただ、「中農」になった董源が生産手段を取得し負債を返済した経緯については不明である。

同表b)の4つ目の事例である、曲恒春は土地改革で馬を分配されたがそれを売却してしまい、その後様々な援助を受けるものの、生活の貧困、負債返済問題は解決できず、自ら町へ移住して臨時工になり借金の返済をしようと計画したり、逆に互助組からも除名されたりし、最後にようやく初級社に転がり込んで来たのである。また、貧農の姜海林は一旦は初級社に加入したが、翌年に町に出て商売を始めたが失敗して初級社に復帰してきた。

* * *

ここで考察されたのは、第1に初級社に加入して来るような貧困

表11-9 初級社設立期の貧困農家の状況(その4)

(訥河県 興隆村 新民初級社、1955年)

a)初級社設立後の社員の生活状況

	1952年 設立時	1954年 春季	備考
社員戸数	25戸	46戸	
加入時に 貧農だった 農家の現状	8戸	貧農 2戸	貧困の原因: ①家族死亡 ②労働力の病氣 ③扶養家族が多い
		中農 6戸	

b) 貧困農家の変化

入社前の階層 及び氏名	55年現在に至るまでの経緯	
	年次	状況
貧農 王国祥	1952年 1955年現在	初級社に加入。 家族死亡と娘病弱により貧困。
貧農 王国棟	1952年 1955年現在	初級社に加入。 扶養家族が多く、本人病弱により貧困。
貧農 董源	1952年概況 ? 1952年 1955年現在	家族構成 本人+妻+子供2人の4人家族 劣った馬1頭(評価額80万円)を所有 種子・飼料は欠如 初級社に加入。 所有生産手段評価額 390万円 借金を返済して、貯金70万円を残す(中農)。
貧農 曲恒春	1947年 1949年 ?年 1952年 1953年 1954年	土地改革で優良な馬2頭を分配される。 馬2頭を売却し、老馬1頭が残る。 →生産能力が低下し、借財も増加した。 農業税免除。国家の融資、飯米貸付けを受ける →生活の貧困は解決できない。 借財返済期限の到来。 →家屋・耕地売却と、町で臨時就業を計画。 →党員から種子・馬を借入し、互助組に参加。 借財返済期限の再度到来。 →種子用穀物を売却、互助組から除名される。 初級社に加入。
貧農 姜海林	1952年 1953年	初級社に加入。 一定の現金を元手に依安県で商店開業。 →ほどなく商売に失敗して初級社に戻る。

資料：「一個認真貫徹階級政策的合作社」, 黒竜江日報1955年3月19日。

農家は、町に出て生活を維持し、貧困状態を脱しようとしても必ずしもそれに成功せず、物的生産基盤を喪失し、負債を負い、最終的に初級社に加入してきていること、第2に初級社に加入しても、すぐさま貧困を脱せるわけではなく、依然として家族経営の時期と同じ原因のために貧困状態に留まること、の2点である。

第1の貧困に喘ぐ貧困農家が初級社に加入した事実は、前項の考察と矛盾するがこの点は次項で考察する。ここで指摘したいのは、初級社に加入しても、加入しなくても、家族労働力が少なかったり、扶養家族が多い、病人を抱えているなどの状況があれば貧困であることに変わり無いということ、言い換えれば、初級社に加入してもこうした家族のライフ・サイクルやその過程で生じる病気などの要因は解決されず、引続き貧困の原因として作用し続ける点である。

それは、恐らく初級社における収益分配が出役報酬と「地租」「馬租」などから構成されていることと関連する。つまり出役報酬は、第1に出役できる家族労働力の作業能力に左右されること、第2に所得を得るのはあくまでも出役したものに限られ、彼の家族の生活は彼自身にかかっているからである。従って、労働力が病気になったり扶養人口が多い農家は貧困を脱却することはできないのである。また「地租」「馬租」についても、貧困農家は加入以前にそれらを売却処分して家計を維持してきたのであるから、加入した時点で「地租」「馬租」で生計を維持する道は閉ざされていると考えてよい。こうした、初級社の制度的前提の下では、貧困農家は加入後も貧困農家あるいは「底辺世帯」として堆積することになるのである。

C) 初級社における貧困農家への優遇政策の意味

これまで、貧困農家が初級社から排斥されたことが、初級社における労働出役、役畜出資、生産投資資金の出資などの面で彼らが非力であることに起因し、また初級社に加入できたとしても家族(労働力)の状況から貧困状態を脱し得ないことを考察してきた。

また、本編の第9章や第10章でも同様の傾向が指摘された。

本項では、初級社を設立し貧困農家をそこに組織する例が、これら問題をどの様に解決しようとしたのかを考察し、そこから貧困農家が初級社から排斥されること、あるいは逆にそこに加入させることの本質的問題点を析出する。

ここでは、前2項と同じ資料を利用するが、まず勃利県 第3区の吉興河村で、貧困農家を初級社に加入させるために採られた措置を考察する(註15)。

当初、中共勃利県委員会とその指導下にあった吉興河村党支部が提案したのは……、

第1に、貧困農家については「政府援助でしか救済できず、村内では救済能力が無い」、第2に、しかし、貧困農家を初級社に加入させて「地租を多めに支払うようにするか、もしくは互助組に参加させて馬保有農家への馬作業料を引き下げる方法で優遇する」、また第3に、「互助合作組織に加入させて、経営部門を増やしてそこに就業場面を与える」などの方法で救済できる、という3点であった。

これに対しては、すでに社員となっていた農家から反発が生じたため、「党員が互助組・初級社を分担して思想工作を行う」と同時に、未組織の貧困農家18戸について、表11-10上半分に示したような対策を採用した。

18戸の農家の対応と状況によって含めて4通りの措置が採られた。初級社に加入させた農家については、生産投資のための出資資金の割り当てを半免または期限延長とし、労働力については補助的あるいは副業的作業を割り当てた。その他の農家については、初級社や互助組に作業面での援助を行った。

当初の、「地租」分配の優遇や互助組での役畜作業料の優遇などは見送られたようであるが、半人前であれ労働力のある農家については作業の割り当て面で配慮し、出資資金は無理に徴収せず、労働力が無かったり組織への加入を拒否した農家については主として作業面での援助を行い、所得を直接補助する方式は採用されなかった。

* * *

表11-10 初級社における貧困農家への優遇措置

農家類型	戸数	貧困農家への対応・優遇措置	
		生産面	生活面
①勃利県 第3区 吉興河村			
生産手段・労働力が一定ある	5戸	*初級社に吸収する ①生産投資：出資金半免 2戸 出資期限延長 3戸 ②作業割当て：負担可能な、積肥 糞豚、ゴザ編み、野菜作り	
労働能力欠如	1戸	*初級社が代理耕作を行う	
加入拒否	5戸	*初級社が低価格で畜力作業と農繁期適期作業を代行。	*生活の面倒は親戚・友人に任せる
労働力あり	7戸	*成績優秀な互助組に参加させる。	
②依安県 第11区 民楽村			
初級社への加入を要求	4戸	生産投資の免除 (社員の同意を前提として)	
労働力がある	9戸	富裕農家のいる互助組に参加させ労働力・役畜不足を補う。	
老人・病弱社	7戸	初級社が各農作業を代行する。	
障害者・寡婦	3戸		村全体で生活保護を行う

資料：①表11-8に同じ。②表11-7に同じ。

また依安県 第11区 民楽村では、1955年に村党支部は県および区委員会の指導を受けて、表11-10下半分に示したような貧困農家対策をこうじた(註16)。

ここでも、初級社に加入する農家については生産投資を免除し(ここでは全免)、その他については作業の援助を行い、ただ障害者と寡婦についてのみ生活保護を行った。

納河県 興隆村の新民初級社では、生産投資出資資金の出資の減免と同時に、「地租」「馬租」などの引き下げも以下のような手順で行った(註17)。

まず、生産投資資金については、1952年の初級社設立の時点で、1労働力当り生産手段投資資金として218万円、種子・飼料資金として164元徴収することにした(*)。その際、出資が困難な農家については徴収を延期し、富裕農家に肩代り出資させ彼らには0.027%の利息を支払うことにした。

しかし1954年秋になると、従来の方では「投資を延期された、つまり借金をしている貧農は所得に影響するので、困難なものも全額免除することにした」という。

*: 生産手段投資資金とは、役畜、農具などの購入基金、種子・飼料資金とは、当年の種子、飼料調達基金をそれぞれ指している。

また、収益分配については、1952年には生産手段出資に対する収益分配比率を20%とし、出役労働報酬は80%としたが、「それは0.04%の利息を支払うのに等しいので、1953年には15%に引き下げた」という(**)。

しかし、定率報酬は生産の増大に伴い生産手段の出資に対する報酬が増大することになるので、1954年には生産手段の価値に対して0.02%の利息を支払うことにした。その際に、「中農社員の不満については討論会やその他の方法で教育し」不満を抑え込んだ。

これは、生産手段を持たない貧困農家に関係の無い生産手段の出資高配当を引き下げ、出役労働報酬の分配部分を増大し、貧困農家も含めて出役労働による所得を増やすことが目的であった。

**：これまで考察してきた、「地租」「馬租」は、その出資額＝評価額に応じた定額あるいは定率の報酬分配であったが、その総額は他面に出役労働報酬との比率で規制されている。この点は「馬租」「地租」の性格に関わる問題であるが、小論では資料の制約から注記するにとどめざるを得ない。

* * *

以上の三つの事例は、いずれも初級社加入時点で社員に均等配分される資金出資の減免を含んでおり、最後の呼蘭県の事例では「地租」「馬租」も引き下げられた。このように、貧困農家の初級社加入について言えば“下駄を履かせる”ことは何を意味しているのだろうか? その意味をここでは検討する。

A) B) 項で考察したように、貧困農家とは、静態的に把握すれば、家族労働力が不完全であったり、例え健康で一人前の労働力があっても扶養家族が多かったり、病人を抱えたり生計費の圧迫が強い農家である。その経歴を見ても、事業に失敗したり、生計費が過大であったりして、役畜や耕地など家計のストック部分を売却して食いつなぎ、それでも負債を負っているような農家であった。

その様な農家に対して、初級社社員として一人前に役畜を出資させ、生産投資資金を負担させることも、また出役労働報酬によって生計を立てることは不可能である。そこで、“下駄を履かせる”なり、作業面での援助などの優遇措置が必要になったのである。

この時に、土地改革前の農家が「雇農」から小作、自作農に成り上がり、また土地改革後の農家が農業あるいは副業を通じて次第に雇用経営へと発展してきたことを想起すれば、貧困農家への優遇措置はこの様な期間あるいはプロセスを経過することなく、貧困農家

を一人前の農家に仕立て上げることを意味していたと理解できるのである。さらに、土地改革前であれ後であれ、そのような上昇は「雇農」や土地改革後の農家すべてに可能であった訳でなく、多くの貧困農家は絶えず農村間を移住し、また農村に「貧困停滞」していたのである。従って、初級社へ加入する貧困農家への優遇措置は、非常に高い確率で、つまり加入を望むすべての貧困農家の上昇を保証する意味を持っていたのである。

そして、この優遇措置は思想工作を通じて、「地租」引き下げや、生産投資の肩代りについて、富裕農家から譲歩を引き出すことによって可能になったのである。

もちろん、B)項で検討したように、初級社に加入してもすべての農家が貧困状態から脱出できるわけではない。なぜなら、社員となった貧困農家は、「下駄を履かされた」が故に、実際には家族（労働力）などの内実を伴っていないから、依然として出役労働報酬は不足し、病人や多くの扶養家族が家計を圧迫し続けることには変わりはないからである。

* * *

そこで最後に、呼蘭県 双井区 水師村の五二五初級社の事例を考察する。この事例は、すでに考察したように「貧農」、負債農家が多く（表11-8参照）、また生産投資資金の減免などの「貧農」の優遇措置も採られなかった組織である（註18）。

水師村では、「隣村で合作社が設立されたのを聞いて、黨員 李福生と互助組長 張才が指導して1955年春に初級社を設立」した（当時、党支部は無かった）。

しかし、春季播種準備作業期から様々な生産上の問題が発生した。その解決方法を整理したのが表11-11である。

播種準備作業と播種作業の時期には、生産資金の不足が発生した。それは、薪集めの副業、各農家の持ち出し、および社外からの援助によって解決された。特に、呼蘭県の監獄から耕地貸出と交換に借入した馬6頭については、馬を酷使しないように気を付け「トウモ

表11-11 初級社における投資資金不足の解決策
（呼蘭県 双井区 水師村 五二五初級社、1955年）

作業期	問題点	解決方法	
		自力解決	社外援助
播種準備期	厩肥搬入作業の馬具	薪集めを行い、販売代金で馬具購入	
	倉庫建設	薪販売代金で木材購入	
	農具不足	農具の部品を持ち寄り価格評価した後に、大工に犁と磙耙を修理させた	
播種作業期	馬不足 初級社は痩せ馬14頭のみしかない		呼蘭県監獄が同村に借地を要請それと交換に馬6頭を借りた
	小麦作付け用農具不足		第2初級社より播種機借用
夏季作業期	馬租飼料不足	日中の給餌は1回に抑え日暮れ後に川辺に放牧。	
	飯米不足	社員間の相互調整を行う	不足分は政府から2,500kg給付

資料：表11-8と同じ。

ロコシ11haは人手で穴蒔きを行い、大豆16haは大犁2台で播種し、粟・コウリヤンは環肥で作付けした。

夏季作業期には、端境期の飯米および馬飼料の不足に直面したが、放牧による飼料の節約、飯米の農家間調整、政府援助によって解決した。このように困難を解決しながらも、「男女労働力すべてが中耕・除草に参加し、トウモロコシ・大豆は中耕・除草2回づつ、粟・コウリヤンは3回づつ行った。続いて、屋根ワラの刈り取りを」行って夏季農繁期を乗り切った。

この事例では、過半の農家が「貧農」「下層中農」であり、役畜を所有せず、負債を負っていたことから、生産資金、役畜、飼料および食糧の不足を肩代りして負担できる農家の層が薄かったと思われる。それゆえに飯米、飼料と、本来なら農家消費の余剰部分（余裕資金や食糧）より補填される生産投資に必要な資金の少なからぬ部分は、場合によっては初級社の外部に依存することで調達せねばならなかった。

言い換えれば、貧困農家は従来ならば翌年の収穫まで、最低限の生産手段や飯米、飼料を備えて農作業を行うような状態に達していないのに、一旦初級社の中に置かれると、生活安定と資金蓄積の時間を省略して実際の農作業を進めながらそのような水準まで自らを引き上げることが要請されたのである。ただ、この事例からはこの様な努力の成果は不明ではあったが。

第4節 本章並びに本編のまとめ

A) 本章のまとめ

本章では、初級社設立期の農家の地域間移動の特徴と、初級社の設立と農村（屯）内の農家の階層変動について考察してきた。これらの全体を総観するならば、土地改革前後に共通するような地域間の移動や農家の階層変動の実態やその傾向は、この時期に置いても基本的に同様に存続していたが、初級社の設立や食糧買付政策などの展開によって少なからぬ影響を受けていた。

1) 農家の地域間移動経路の「移民」政策による修正

まず、農家の地域間移動については、関内からの流入人口を含めて、農村から都市への「盲流」が政府当局から危機感を持って注目されていた。それは、食糧買付政策との関連で、都市部の食糧配給の負担が必要以上に増大することに対する危機感であった。

それに対して、フロンティアである黒竜江省特有の対策として都市部に滞留した不安定就業者を「移民」として積極的に定着させることが推進された。

これは、土地改革前のように荒地の払い下げ→入植＝開拓村の創設→農業労働力の雇用需要の発生→高労賃を求めての「雇農」の流動という自然発生的な人口移動ではなく、都市部への人口滞留→政策的な農業開墾への人口の押し出しという新たな流れであった。

初級社設立期にこの「移民」がどれほどの実績を持って展開したのかは不明であるが、農村部の農家の階層変動を規定する大枠の変化としては無視できない。

2) 富裕農家の経営展開と初級社の対抗

ところで、この時期の農村には、すでに10haを超える雇用経営（年雇経営もある）が出現するようになってきたが、その様な農村で初級社が設立されることによって、これらの富裕農家と初級社との初級社内部におけるあるいは外的な対抗が現象した。

その一つは、富裕農家が農村での社会的な威信を背景に初級社あるいは生産隊の運営の主導権を握った場合であり、そこでは富裕農家は労働力の組織の面で個別農家の家仕事や既存の雇用関係に沿って臨機応変に社員の出役を配置する手腕を発揮していたし（克山県護路村の事例）、あるいは経営内容の選択面では、副業、開墾、商品的性格の強い作物の選択など、より所得増大に結び付き易い経営展開を主導的に図っていった（樺川県山音村 新開初級社の事例）。

これに対して、初級社は出役労働の割り当てや、経営選択の面では食糧生産—適期作業の保証、多収量作物の選択、増産技術の採用による単収向上—を一面的に優先する傾向にあり、労働力利用の面では相対的に硬直的で、経営内容としては社員の（現金）所得増大よりも食糧買付政策を優先していた。

無論、富裕農家が主導する初級社の経営が貧困農家の利害をも考慮して行われたとか、初級社に増して着実に所得増大を実現していたわけでもない。つまり、副業生産では貧困農家を害害して行われたり、開墾に失敗して結局は初級社の指導を放棄して他地へ転出してしまふこともあった。

他方で、初級社が設立される中であくまで家族経営を目指す富裕農家もあった（拉林県 計家村の事例）。そこでは、富裕農家は馬を、場合によっては荷車も所有し、食糧生産+運輸業—これは自給部分生産部門+現金所得部門と読み変えられる—という経営内容であった。言い換えれば、彼らの経営で食糧生産は生活安定を保障する部門であったが、それは「挿帳」など他の馬所有農家との作業共同を必要としていた。だが、初級社の設立は家族経営を目指す農家の「挿帳」のパートナーを追い込んでしまい、富裕農家の食糧生産環境を狭隘化していた。

3) 貧困農家の経済水準と初級社内での貧困滞留

「底辺世帯」を含む貧困農家は、家族労働力の欠乏、扶養家族の多さ、そして病人による家計の圧迫など、家族のライフ・サイクルに関わる要因が基底となつて、家計の困難=債務累積→生産手段売却による生計維持→貧困状態の継続と言う悪循環の中にあつた。

初級社が設立された農村での貧困農家の状況はこのことを前提に二様であつた。

一つは、初級社から排斥される傾向である（勃利県 吉興河村および依安県 民業村の事例）。その理由は、初級社に加入される際に必要とされまた義務づけられる、役畜の出資や生産投資資金の出

資分担を貧困農家は負担できないからであつた。

いま一つは、初級社に加入できたとしても、家族構成の弱点と初級社からの出役労働報酬に依存して生計を建てねばならない制度的要因から、依然として貧困状態から脱出できない状況であつた（訥河県 新民初級社の事例）。

前者の点については、例えば、富裕農家の不満を思想工作で押し込めつつ実施される、生産投資資金の負担の減免や出資期限の延期あるいは「地租」報酬の引き下げによる出役労働報酬部分の拡大が貧困農家への救済措置として採用された。

この様な、貧困農家の優遇措置の本質は、従来あくまで可能性として存在していた、家族労働力が最も充実している時期を活かして、「雇農」として資金蓄積を行い、小作→自作→雇農経営（自作あるいは自小作）へ成り上がる時間を、富裕農家の負担によって省略して貧困農家を役畜、飯米、資金ともに十全な農家と同様の水準に引き上げることにあつた。

この点は、初級社が家族労働力や生産手段所有の面で劣った貧困農家を救済する側面を持っていたことを集中的に表現していた。

しかし、このような優遇政策によって初級社から排斥される状況を脱したとしても、家族労働力の弱点は補完できないわけであるから貧困状態からの脱却は依然として困難であることになる。

* * *

土地改革後の農家の階層移動は、第1編 第2章 第6節でまどめたように富裕農家の農業的・非農業的な上向発展と、貧困農家の「貧困停滞」、地域間流動、そしてそれに対して「生産小組」（=互助組）の組織化による、上向発展の政治的牽制と貧困農家の農業的定着の促進が端的に見られた。

それは、初級社設立期になると、農家の地域間移動が都市から農村へ、または既墾地から未墾地開拓へ向かう「移民」政策によって具体的施策をもって制限された。また、農村内部においては初級社と家族経営との対抗がもたらされた。つまり、富裕農家については、

一方で初級社の設立により家族経営の存立基盤が狭められ、他方では初級社の中に浸透して富裕農家が生き残りを固めるといふ、これまた重められた展開を余儀なくされたのである。貧困農家については、以前にも増して村外へのまた都市への移住は難しくなり、家族経営の下での貧困から初級社の中での貧困へと身の置き場を変えることを余儀なくされたのである。

総じて人口移動の制限と合作化によって、一旦は復活しかけた雇用経営も含めた全階層の農家が独自に上昇の機会を伺う道はより厳しく制限されることになったのである。

以上が、初級社設立期の農家の階層変動の特徴であるが、このことは初級社自体の考察の整理に立ち戻って、統合されねばならない。

B) 本編のまとめ

本編の第8章から第10章までは初級社の生産組織と経営問題を考察してきた。

まず初級社の試行定款、模範事例および食糧増産技術の普及政策を考察して、その具体的論点を析出することから始め、続いて農業生産過程の考察として初級社における労働組織と生産手段の利用状況を考察し、さらに、初級社の収益分配を分析した。そして、最後に食糧増産と農家(社員)の所得増大との関連を考察した。

1) 初級社の経営と家族経営の対抗

第9章ではすでに同章の末尾でまとめたように次の事が明らかにされた。

初級社では家族経営内部の多様な労働力と農家毎に分散所有されている生産手段を、社員というメンバーシップで統一的に組織したため、一方では農作業が技術的に要請する労働力とのギャップが発生して出役労働の評価問題が発生していた。他方では、収益分配を巡る階層間の利害対立が発生していた。

しかし、初級社における食糧増産と社員の所得増産の関係は、取

益分配において翌年以降の生産のための「公積金」などの蓄積の制度的要請と、国家からの食糧買付任務達成の要請によって大枠で規定されていた。従って、農家間の階層差に起因する利害調整問題も、あくまでもこの大枠の中で発生した負担の分担問題に過ぎないという構図が明確にされた。

2) 社員の所得増大の限界——食糧増産と国家買付け——

初級社に生じた問題は単に組織の問題に留まらず、国家の食糧増産、買付政策の下に組み込まれたことと深く関わっていた。

食糧増産に関する事例考察によると、多収量作物(トウモロコシ)の作付強制は、副業、野菜作、小麦・大豆など現金収入に結び付く経営部門、作物を取り込んだ複合経営を運好する当時の家族経営とギャップを持っており、そればかりか技術あるいは労働力の利用において労働多投的な多収量作物=中耕作物の作付けと増産措置の採用が限界付けられ、この二つが合わさって食糧増産を通じた所得増大が抑えられていることが明らかになった。

また、食糧買付けは、農家が消費する飯米、飼料、種子以上の「余剰食糧」を収穫直後に全量国家が吸収し、また買付任務の完成後に農家間の過不足調整のために、再度「余剰食糧」が徴発されるものであった。この「二重の買付け」のため、農家及び農村の生活や所得増大の必要に応じた食糧の運用の余地は奪われ、同時に季節的にも多様な自由販売、貸付を通じた富裕農家から貧困農家への食糧融通のルートもなくなるという農家の生活の不安定要因を増大させるものであった。

* * *

総じて、食糧増産・買付政策の展開の下で初級社は、土地改革後の家族経営と技術的にも経営内容においてもこうしたギャップを背景として、家族経営を国家(都市部門)が必要とする食糧を供給する組織に動員する機構として機能していたのである。

さらに、初級社設立期の農家の階層移動は、まず従来地域間移

動が都市から農村への「移民」政策によって規制され、また農村内部においては富裕農家の経営展開（複合経営による所得増大と農業雇用を特徴とする）と貧困農家の地域間流動を伴った生計の維持と上昇機会の待機という再生産メカニズムが、初級社内部の食糧傾斜生産に向けて押し込まれつつあったのである。

本編で仮説も含めて言えるのは以上であり、それは土地改革後の家族経営の展開に対して初級社が如何なる再生産メカニズムで規制を強しようとしていたのか、という問題への解答であった。

しかし、初級社段階の食糧増産技術の普及と経営との関連が十分に分析することができなかったのも、より本質的な問題——合作化と家族経営の対抗の基底にある農業生産力の問題——は次編に譲らざるを得ない。

第11章引用註

註1：以下は、「短評—必須糾正農民盲目流入城市現象」、黒竜江日報1954年4月2日。および「認真貫徹政府關於『勸止農民盲目流入城市』指示」、同4月2日。による。

註2：以下は、「組織城鎮無職業居民參加農業生產」、黒竜江日報1955年6月18日。による。

註3：「動員城市剩餘勞働力參加農業生產」、黒竜江日報1955年8月31日。による。

註4：「為移民完成十萬畝開荒任務而奮闘」、黒竜江日報1955年9月3日。による。

註5：「中共嫩江省委員會 嫩江縣怎樣進行開荒移民工作的」、黒竜江日報1955年9月2日。による。

註6：資料は註4に同じ。

註7：以下は、「記着這種教訓—『〇八』農業生產合作社為何被新富農掌握了領導權?」、黒竜江日報1955年2月25日。による。

註8：以下は、「富農買玉破壞『前進』社的教訓」、黒竜江日報1955年12月3日。による。

註9：以下は、「一個社辦壞了的教訓」、黒竜江日報1955年3月8日。による。

註10：以下は、「計家村家家戶戶稱讚入社好」、1955年11月1日。および「黃瑞清的路」、同11月4日。による。

註11：以下は、「吉興河村妥善安置老弱殘疾戶生產」、黒竜江日報1955年3月17日。による。

註12：以下は、「積極安置社外老弱殘疾農民生產」、黒竜江日報1955年3月31日。による。

註13：以下は、「一個由貧農和下中農辦好的合作社」、黒竜江日報1955年11月16日。による。

註14：以下は、「一個認真貫徹階級政策的合作社」、黒竜江日報1955年3月19日。による。

註15：以下の資料は、註11に同じ。

註16：資料は註12に同じ。

註17：以下の資料は、註14に同じ。

註18：以下の資料は、註11に同じ。

第5編 高級農業生産合作社と社員世帯

はじめに

1955年の「全面的合作化」に続いて、1956年上半年には高級社が省内ほぼ全域で設立された。そして、互助組から始まる一連の合作化は高級社の設立の完了をもって一応の帰着点に到達したのである。

高級社はこの様に流動的なプロセスを通じて、初級社、互助組あるいは未組織農家を統合して設立されたため、初級社の考察で確認されたような種々の問題点は、一面ではそのまま高級社内部の問題に凝縮されてゆくことになる。

また高級社はそれが行政村を単位として設立され、自然村(屯)あるいは従来の初級社が生産隊と言う作業、経営管理を高級社管理委員会から請け負うものとしてそこに組み込まれること、また耕地をはじめとするすべての生産手段が共有化されることを特徴としており、農業構造全体に質的な転換をもたらしたこともまた事実であった。

加えて、高級社を取り巻く政策環境も以前にも増して食糧増産、買付政策の一層の体系化と強化として変化してきている。

こうした発生経緯および組織的特質から、実際に高級社で発生する諸問題は総体として大変な社会的混乱を構成していた。

本編では特に生産手段の私的所有を廃絶した点に注目して、社員世帯と捉えられるようになった従来の家族経営の再生産メカニズムが高級社の中にどの様に内包されていたのかを考察する。そして、黒竜江省の農業構造と関連付けて高級社の経済的再生産メカニズムの根本問題を解明することが課題となる。

ただ、資料としては水害の発生した1956年の資料を中心に扱わねばならないことから、高級社自体が社員の所得増大にどの様な影響を与えたのかを量的に析出することが困難であり、むしろ高級社というシステムが社員世帯の所得増大にどの様な影響を与える性質のものであったかを押さえることにとどめねばならない。

本編の分析の主要な論点は以下の5点に整理できる。

第1に高級社の生産、経営管理について。そのポイントは高級社が行政村単位で設立されたことにより、各種生産ノルマと統一の労働評価基準を、生産条件の面で地域間格差を持つ複数の生産隊に如何に適用していくか、また旧初級社あるいは自然村規模の生産隊で大規模に利用される耕地や役畜をどの様に管理するかなどの問題が扱われる。

第2は食糧増産政策の実現のためにはじめて体系化された改良技術の普及についてである。ここでのポイントは黒竜江省の厳しい自然条件による作業適期の制約の下で手作業や生物動力に依存する作業強化を通じて如何にして集約化と食糧増産を図るかが問題になる。

第3は手作業、畜耕の技術段階を前提に高級社の収益分配の際に現れる生産費用の外部化、利潤蓄積の優先と社員の出役報酬の分配の対抗をどの様に調整するかが問題となる。

第4は国家による食糧の買付単位が各農家から高級社単位になったことで、高級社内部にどの様な現物分配のメカニズムが現れ、それが買付工作にどの様な影響を与えていたかが問題となる。

最後に高級社に組織された家族経営が生計単位としての社員世帯に変質することで、彼らの就業形態、所得構造が家族経営段階と如何なる共通点と相違点を持ち、また彼らの経済状況を規定する要因がどの様に变化したのかが扱われる。

第12章 高級社の基本的制度と全面的な高級合作化

本章では、高級社の設立過程と高級社の基本的制度及び方針を省全体の状況から考察する。

ここで示されることは極めて多方面に渡るが、主要な論点は次の二つである。第1は、高級社の設立過程は、初級社同様、極めて政治的かつ短期で完成したが、そのため幹部の教育、動員問題が解決されなかったこと、第2に高級社の設立は生産手段の共有化を前提としたが、役畜の有償共有化は買取資金の分担を巡る社員間の利害調整問題を派生したことである。

第1節 高級社の設立と組織の制度的概要

初級社設立期の最後の段階である1955年下半年に「全面的合作化」の時期に突入して以降、同年末になると初級社の次の段階である高級社の設立が日程に上ってきた。中共黒竜江省委員会は55年末に「高級農業生産合作社の実験に関する初歩的総括」と言う文章を黒竜江日報に公表し、翌1956年2月末には「高級社設立過程における経済問題の処理」を3日間に渡って同紙に発表した(*)。

*: 同年1月には「黒竜江省高級農業生産合作社模範定章草案(初稿)」が制定されたというが、原文が入手不可能なのでここでは上記二つの文献を資料に検討を進めることとする(『黒竜江農業合作史』, p250.参照)。

この二つの文献は、1955年12月に提起された初級社の「全面企画」の見直しとその“出直し”が、同月のうちに翻され高級社の設立が提起されるという急激な方針転換があったことを示している。

だが、本節で扱うこの二つの政策文献の内容は高級社の基本的制度を示したものであったが、後に共産党中央の新たな指示によって若干の修正を余儀なくされた。ここからも、高級社の急速な組織化に伴う政策当局の混乱をかいま見るのである。

A) 中共黒竜江省委員会による高級社実験の総括

この時点で提起された高級社の制度の内容は、それまでの高級社の設立、運営に関する実験の総括を基礎としている。そこで、本項では実験の結果がどの様に総括され、1956年の高級社の設立と運営についてどの様な方法が考慮されていたのかを考察する。

まず、表12-1に見るように、高級社は1951年にはじめて設立され1955年には29社に増加していた。だが、それらはいづれも省や県の直接の指導下で実験的に設立されたものであった。また、当初は

表12-1 黒竜江省における高級社の実驗状況（1951-55年）

年次	高級社数	内訳	備考
1951年	1社	樺川県星火集団農莊	国营農場の集団耕作組が分離、独立して、設立された。
1952年	4社		新設の3社は省・県の指導下で、互助組を基礎に組織された。
1953年	5社		
1954年	13社		
1955年	29社	水田経営 10社 畑作中心 19社	1) 省内18県及びハルビン市に分布 2) 加入農家数3,474戸、 1社平均120戸。 3) 55年に新設した15社は初級社 2-3年間)を基礎に設立した。

資料：「中共黒竜江省委員会 關於試辦高級農業生産合作社の初歩總結」、黒竜江日報1955年12月29日。

高級社、国营農場の作業組織や互助組を基礎に組織されたが、1955年には15社すべてが設立後2-3年経過した初級社を基礎に設立された（註1）。

同資料では、この初級社を基礎とした高級社の設立過程が総括されている。

1954年と55年に設立された24社は、初級社の段階ですでに新式畜力農具25セットを備え、また役畜を123頭追加購入しており、また430haを開墾し、単収を平均30%引き上げていた。

そのことから、第1に、生産手段の私有制による不便の増大したことが指摘されている。まず、耕地の私有制については、水害防止のための排水路工事、防砂・防風林の植樹が、耕地が私有であるために思うように出来ず、また大型の新式農具による耕作が不便になったことが指摘されている。役畜の私有制については、新式畜力農具の利用や大面積の開墾のための役畜統一利用に不便で、母馬についても「私有・公用では、社員は繁殖に関心を払うことがない」点が指摘された。

第2に、社員の高級社への移行の気運が「生産の発展に伴う社員増収により」高まったことが指摘されている。

第3に、「初級社の共有財産の増大によって、個人所有の生産手段の比重が減少してきた」こと、また「個人所得が増大する中で、所得中の生産手段報酬の比率が減少したため、耕地・役畜への所有観念が希薄化してきた」ことが指摘されている。

このように、初級社における技術改良と増産、社員所得増大などの成功が生産手段の私有制と衝突し、あるいは所有者にとつては経済的意味を持たなくなってきたことが、生産手段の共有化、つまり高級社に移行する前提になっていたと云うのである。翻って、高級社の設立は初級社を基礎として設立することが、基本的経路として提起されるのである。

この論理には、小論のこれまでの考察からにわかには承伏し難い箇所が多々存在する。例えば、役畜の利用や繁殖を共同で行うこと

によって、所有者（富裕農家）が関心を払わなくなったのは、所有者の所有権が犯されたからであり、所有者が個人で役畜を利用するより不利になるからであり、そのために役畜の売却現象が続出したのである。これは、共有化によって解決されるような問題ではなかった（第4編 第9章 第4節参照）。また、生産手段の出資に対する報酬分配の比率が減少すること、つまり「地租」「馬租」が相対的に少なくなることも、それは「所有観念の希薄化」をもたらすとは考え難いのである。

しかし、高級社の実験例からは生産手段の共有化により次のようなメリットが生じたと説明されている。

第1に指摘されたのは、生産手段の利用が合理化された点である。例えば、「耕地利用と基本建設（前出の水路建設や植樹など一帯沼）が順調に進行する」、また「畦畔が撤去され耕地面積が増加する」という耕地利用上のメリットであり、さらに「役畜利用も適切に調整できるようになり、繁殖や飼育管理も全員が関心を持つようになった」という役畜利用面でのメリットである。

第2に、高級社では「経営規模の拡大と、生産手段の共有化により、耕地、役畜および労働力が集中的に利用でき、農業生産の発展や経営部門の多角化に有利になった」ことも指摘されている。

第3に、「貧困がなくなり、社員所得も平均で30%増大した」こと、第4に「高級社は国家生産計画をよりよく実践でき」、「食糧の販売率は平均70%で、当地の初級社が50%であったから、それより20%高くなった」など、社員の所得増加と、国家の食糧増産、買付政策の実践面での貢献度の高さが強調されている。

* * *

このような、共有化の必要性、可能性の指摘と共有化のメリットの強調とを前提に、生産手段の共有化の方法について検討されている。それは、実験の総括を踏まえてどの生産手段から共有化するか？という共有化の順序と、耕地、役畜それぞれの共有化の方法の二つに分けて論じられている。

まず、共有化の順序であるが、それについては……

互助組を基礎として設立した高級社では、耕地、役畜、農具の共有化を一挙に行う。

初級社を基礎としたところでは、耕地は地租を下げながら小農具から大農具へ、母馬・仔馬から成馬へと共有化を進める。

とされ、初級社についてはさらに……

耕地面積の狭い初級社は、役畜、農具の共有化を先に行う。

耕地面積の広い初級社は、耕地、農具を先に共有化する。

とされた。

ここで、注目されるのは、さきに「所有観念の希薄化」を前提に高級社の設立が唱われていたのとは逆に、「所有観念」が強いと思われる互助組では一挙に共有化してしまい、初級社については生産手段の希少性の地域差を考慮しながら漸進的に共有化を進めることが推奨されている点である。

しかし、個別に共有化の方法が論じられている箇所ではまた違ったことが推奨されている。まず、耕地の共有化については無償共有化と有償共有化の二つの例があるが、「現在では有償共有化は貧農に不利なので最初の無償共有化を採用すべき」だと結論されている。

その理由は、実験例の次のような実態に起源があるとされた。

双城県の幸福初級社では高級社に移行する際に、当初は耕地を当時の売買価格（1ha当り平均60元）で有償共有化することとした。しかし、全社500haの耕地を買取るには30,000元が必要であり、これを設立後の高級社の「公積金」で返済するとなると、以降3年間生産投資が不可能になる。また、社員に均等割りすると121戸中の耕地の少ない貧農32戸に100元以上の負債が発生しすることになり、今

度は「貧農」が3-4年間は借金に苦しむことになるという問題が存在していた。そこで、土地評価額を1ha18元に引き下げたら、今度は「中農」から不満が続出し、よって「思想教育」を通じて無償共有化することに決定し、共有化の問題が「解決」できたと言う（*）。

*：耕地の有償共有化のために、買取資金を戸別に均等割りする場合には、各社員の負担額と耕地の売り渡し評価額の差額を現金で支払うことになる。従って、所有耕地面積の広い社員（例えば「中農」）は、売り渡し額が負担額より多くなる場合があり、その差額の現金を支払われることになる。耕地面積の狭い社員（例えば「貧農」）は、その逆に差額分を高級社経由で「中農」に支払うことになる。この事例では、121戸の社員が負担する金額は1戸当り248元であり、「貧農」は売却する耕地の評価額と即金払いで負担できる部分を合わせても負担額の半分しか支払えないことが示されている。

つまり、初級社であっても、耕地の買取資金の調達限界によって「貧農」も「中農」も社員の不満を完全に調整することはなんとしても不可能であり、従って「思想教育」と言う政治的圧力で一気に無償共有化するしかないという結論が出されたのである。

役畜については「通常価格で買取して共有化する」することが提唱されている。

役畜の買取資金の調達方法としては、実験過程で、①全額を社員に頭割りで負担させる方法、②高級社の「公積金」で買取する方法、③大部分は社員に均等負担させるが一部は高級社の「公積金」から支出する方法の三つが試された。

だが、第1の方法は「貧農社員に不利で、社員間格差が小さく私有の役畜頭数が少ない場合のみ採用可能」であるとされ、第2の方法は「高級社の蓄積資金がすべて無くなってしまし、巨額の現

金を入手した農家が浪費・高利貸しをしかねない」とされた。そこで、第3の方法が「貧農・中農双方の不満が出ない」として提唱された。

第3の方法は、「全社員が許容できる範囲で大部分は均等割りで負担させ、それ以上は高級社が公積金から支出して買取する」。そして「買取額は通常市場価格で決め、返済期限は3年とする」という内容であった。

そして、第3の方法に基づく実際の共有化の過程で注意すべき点として次の3つが指摘された。

まず、共有化資金の分担は「一般的には男子労働力で頭割りとし」、「労働力の劣った社員（原語は「老弱残疾」社員）は他の社員の同意を得て減免すること。

次に「共有化は、まず各自の役畜・農具を評価し、均等負担額より多い部分は高級社が返済すること（銀行利子率で利息も払う）」。そして、「不足部分は所有者への期限を決めて、その期限までに返済すること」とされた。

このように役畜については有償共有化の方法が採用されたが、それは耕地と違ってその所有層が限られており、また農作業にとって不可欠であるなど希少性が高かったためであると考えられる。だが、同資料は、役畜の共有化の場合にも「共有化資金を、多く持つものに多く出させ、少ないものに少なく出させ、残りは公積金から支払うという方法も各方面から不満が出る」ことがあり、「高級社の公積金からの支出を多くすると、出役労働報酬の分配部分を圧迫し、貧農が不満に思う」という問題点を指摘している。

* * *

以上が、私有の生産手段の共有化の方法であるが、次に、初級社で形成された共有財産や社員が出資した生産資金の処理の方法を紹介する。

まず、「高級社は既存の初級社のすべてと互助組、個別経営を吸収・合併することが要求されているので、既存の共有財産の処理問

題が発生するのは不可避である」として、「初級社の共有財産、出資された生産資金、公積金、公益金および国家から給付された奨励物資など、すべてを一律無償共有化し」、「既存の共有財産・資金の価格差も調整しない」とされた。

その理由としては、第1に「高級社になれば生産発展と社員の増収が保証されるので問題は大きくない」こと、第2に「有償共有化をしようとするれば、いちいち計算する必要があり、計算することのできない部分も存在して問題は取捨できなくなる」として、無償共有化の合理性を強調している。

以上の、私有の生産手段および初級社の共有財産と資金の共有化の方法は、次項でより詳細に考察されるので詳しい評価は避ける。ただ、この論調の特徴は、まず「所有観念の希薄化」を前提とした共有化の“必然性”が疑問なくまず先験的に据えられていることである。

* * *

続いて、高級社の組織の概要について整理しておこう。

まず、高級社の生産・労働管理の体制については、次のように整理されている。

高級社の生産単位は生産隊とする。生産隊は隊員、役畜、農具および耕地（「耕作区」）を固定し、農業生産計画の達成を3年単位で（1回の輪作周期に相当する）請け負わせる。その他、畜産・漁業・園芸など専門の生産隊も設立する。

高級社と生産隊二つのレベルで生産計画を策定する。

出来高払い制度や通年の作業、生産ノルマ請負制（原語は「包工包産制度」一音訳）を採用し、労働計算の平均主義をなくして、労働に応じた分配を実現する。

農業や畜産などの技術スタッフを養成する。

この点は初級社と基本的に変わらないが、後に見るように高級社

の生産隊は屯（自然村）や旧初級社を単位に設立され、従来の初級社より規模が大きくなっていることが異なる。

次に、収益分配制度だが高級社では生産手段の出資に対する報酬がなくなる。

収益分配は、まず農業税、国家融資資金の返済分を控除し、次に公積金（純収入の10%）、公益金（同2%）、翌年の生産費（種子・粗飼料・肥料）を控除し、残った現物・現金を社員の出役労働日に応じて分配する。

この点は、初級社とほぼ同じである。ただ、1953年に交付された初級社の「試行定款」では、「公積金」と「公益金」の留保比率が「総収入」を基準として、各々4%および1%とされていたので、高級社では蓄積部分の控除が強化されることは注目しておく必要がある（第4編 第8章 第1節 E）項参照）。

また、社員の個人副業については、

自留地は初級社の時期と変動させずそのまま維持する。集団生産に影響しない範囲で、個人の養豚・養鶏など副業生産を許可する。個人副業を完全に廃止し、集団化してはならない。

として、初級社の時期と同様の配慮をするように示されている。

このように、高級社では、生産手段が共有化されるため、生産手段の利用や、収益分配に変化が生じるであろうし、またその組織規模が行政村単位に拡大されるので、実態的に異質なものとなってくるのだが、ここで制度的に見る限りでは、その他は初級社の組織体制がそのまま継承されるのである。

* * *

高級社の実験例から、以上のような高級社設立、生産手段共有化のメリットと、共有化の方法、高級社の組織体制が提起されたので

あるが、同資料は、高級社の設立条件にも言及している。

それは、「実験例から見ると、初級社を2-3年間やれば、指導を強めるれば高級化が可能である」、そして「初級社での生産発展の速度が遅ければ、私有制との矛盾が早晩現れて来る」から、初級社の運営が一定期間順調にければ、生産手段共有化つまり高級社への移行が可能になることを第1の内容とした。

だが、他方で「合作化運動の高潮の中で、貧農・下層中農ばかりか上層中農の社会主義的自覚が高まっている」、従って、「一つの村あるいは一つの屯の中で全ての初級社にこの条件がなくても、1社がこの条件を満たしていれば村・屯全体の高級合作化は相当急速に進めることができる」ともされている。

つまり、前者は、本項の冒頭で触れたように、これまでの実験の総括から、高級社は初級社を基礎として設立することを指し示している。それに対して、後者は1955年下半年期の「全面的合作化」期の「新高潮」が初級社に組織されていない大多数の農家の気運を盛り上げており、成績のよい初級社1社を核とすれば、「高級合作化」が可能になること——言い換えれば初級社段階を経過することは必ずしも必要ではない——という方向も積極的に推奨しているのである。

1955年末の時点の文献でこのように共有化のメリットと可能性を先験的に唱道し、かつ家族経営からでも一気に高級社を設立できることが強調されたことは、1956年上半年期に高級社の設立が全面的に展開される転機がこの時点にあったことを思わせるのである。

B) 高級社における生産手段の共有化

高級社の設立に際して行われる、生産手段の共有化については、その概要が前項で考察されたが、ここでは前項で利用した文献より2ヶ月遅れて公表された「高級社の設立過程における経済問題の処理」によって、想定される農村の実態を考慮した共有化の範囲と、その資金調達に関する公式の規定を整理し検討を加える。

このことは、後に高級社における生産手段の利用や、共有化資金の問題を扱う際に前提となるので重要である。やや先取りして言えば、高級社における生産手段の共有化は、前編 第9章で考察した初級社における生産手段の利用問題を共有化後の高級社の経営問題として形を変えながら内在化するのである。

そこで、本項では先の初級社の「試行定款」などと比較しつつ考察を進める。

まず、耕地を含む土地の共有化についてであるが、その内容は表12-2に示した通りである(註2)。

まず、土地については耕地、園地、宅地、墓地に分けられるが、耕地については、無償共有化が唱われている。高級社の場合でも一旦加入した社員の脱退が認められており、脱退する場合には返還される。ただ、初級社の場合と異なるのは、脱退した社員が非農業に転業する場合には、返還しないと規定している点である。これは、後で見ると、所有者が耕地を他人に貸し出す可能性を未然に防止することを配慮したためと考えられる。

園地、宅地、墓地については私有が認められる。ただ、園地つまり「自留地」は、全耕地面積の5%と、総面積で制限されている。

以下は、高級社設立前に発生した耕地の貸借関係や初級社を含む開墾地の処理の問題が扱われている。これは、高級社が単に初級社を基礎としてのみ設立されるのではなく、未組織農家を含めて組織化の対象としていることの反映でもある。

まず、高級社に加入する前の耕地の売買、「典入」「典出」関係の処理についてであるが(*)、それもそのまま無償共有化され、さらに共有化直前になって耕地を売却、「典出」することが禁止されている。

*: 「典入」とは、借金の担保として債権者に預けた耕地を、債務者が借り受けて耕作すること、「典出」とは、これを債権者

表12-2 高級社における土地共有化

土地の種類・性格	基本的処理方法	例外規定及びその他
共有化の範囲	社員の全耕地の無償共有化。	脱退の場合は、既所有地と同質・同量の耕地を所有できる。脱退後、非農業に転業する場合には返還しない。
園地(自留地)	高級社の全耕地面積の5%以内で、既存の園地を所有。園地の農業税は所有者負担。	
社員住宅地・墓地と附加物(樹木)	1)住宅地と住居は共有化せず 家屋は個人で建築させる。 2)墓地等は共有化しない。	高級社設立以降の宅地や墓地は高級社で統一的に割り当てる。
加入前の購入・「典入地」	1)1年以上経営した耕地は、無償共有化。共有化以前の売却、「典出」を禁止する。 2)経営期間1年未満の耕地も無償共有化する。	購入・「典入」者が貧困で、販売・「典出」者が富裕な場合は、販売・「典出」者は地価の一部、全部を返却させる。 郷(村)人民委員会が調停する。
都市労働者が貸出し、経営委託した耕地	1)所有者の家族が在村の時は家族を加入させ、無償共有化する。 2)家族も不在だが、無職の時は、帰村させて加入させる	(1)の場合)家族も帰村出来ない場合には、別途解決する。
集団開墾地と土地の附加物 個人の開墾地と附加物	集団労働の成果と見なし、一律無償共有化する。 1)1年以上の経営地または1年未満だが、高級社に開墾地や共有財産が多ければ、無償共有化する。 2)経営期間1年未満で、高級社の共有財産が少ない場合は、高級社への貢献度が高いので代価を払うか、労働日に換算して分配する。	
高級社設立直前に行われた秋季耕起作業の評価	1)初級社間で大差ない場合は無視する。 2)格差が多い場合には、労働日に換算し、高級社の報酬分配に盛り込む。	

の側から見たものである。

ここで、経営期間1年を基準に区分されているが(結果はいづれも無償共有化であるが)、その理由は「我が省は土地が豊富で、地価が一般に低いので、1年以上経営すれば元利が稼げる」からであった。つまりここでは、1年以上経営した場合には購入代金とその利子分を回収しており、それ以上は無償共有化しても購入者の「所有権」を侵害することにはならないと主張していることになる。

この点は、二つの重要な意味を持っている。第1は、黒竜江省では耕地が豊富で地価が低いため、無償共有化することに問題は大きくないと言う主張である。このことは、前項で初級社では「地租」の比率が低くなり、また社員の所得が増えているので「所有観念が希薄化」しているという主張とは異なっている。それは、高級社の設立が、単に初級社を対象として行われるのではなく、未組織農家まで広げてその対象とすることを正当化する論理である。だが、第4編 第9章 第3節 B)項で扱った鶴西県の(1955年6月19日の黒竜江日報に掲載された)資料では、村の幹部が「北大荒では耕地が多いので、農民はどうなっても気に留めない」として「地租」の切下げと廃止に同意していたことが批判の対象となっていた。このことを想起すれば、高級社の設立が日程に上ったためわずか8ヶ月で党・政府の認識は180度転換したのである。

第2は、耕地所有の経済的意味が購入時点の価格にのみ切り詰められ、その後の評価額の変化(所有者による投資や当地での土地売買価格の変動による)は一切無視されたことである。この点は、初級社の「試行定款」にも共通する点であり、脱退する時に返還される耕地の「所有権」は、出資時点の評価額に応じて評価されることになっていた(第4編 第8章 第1節 C)項)。

次に、都市労働者が貸し出したり、経営委託した耕地の処理については、原則的には「高級社はいかなる場合にも耕地を買収したり、小作経営もしない。しかし、現実には土地貸出や他人への経営委託は

多く、状況に応じて適切に処理する」とされている。そこで、不在地主の家族の誰かを社員として戻らせ、その上で無償共有化することが示されている。

高級社設立前の初級社（または個人）による開墾地の処理と秋季耕起作業の評価については特別に扱われており、そのような耕地が高級社にとって持つ意味の大きさによって、労働日計算などで評価する方法が示されている。

以上が土地の共有化に関する規定であるが、全体を通じて耕地は無償共有化を追求する点と、耕地の賃借や農家の地域間移動、その産物としての不在地主の出現と言う所有と経営が分離する現実に対して、高級社は無償共有化を極力追求しつつ、所有（高級社社員の共有）と利用（高級社による集団利用）を一致させる方向で制限することが貴かれている。

* * *

次に土地以外の生産手段であるがそれは有償共有化の対象となる（表12-3参照）。

ここでは、高級社の集団生産に必要なものとそうでないものに分けて、前者を共有化することとされている。

ただ、ここでは作業能力の劣った役畜も排除せずに、同等に買取の対象とするように、初級社の場合と違った特別の配慮がなされている。そのため、高級社ではこのような劣った役畜が組織から排除されることが、実際に利用されるかどうかは別として、少なくとも所有の面では解決されることになる。

買取の方法は、前項でみたように労働力当りの均等割り負担させる「共有化出資基金」と高級社の「公積金」が原資とされる。

初級社ですでに買取共有化された生産手段と、個人が購入した役畜の価格評価は土地と同じように買取あるいは購入時点の購入資金負担のみを補償し、買取以降に変化した評価額の増減部分については無償共有化する原則が貴かれている。

表12-3 高級社における役畜、農具などの共有化

生産手段の種類・性格	基本的処理方法	例外規定及びその他
共有化の対象	7) 役畜、大型農具、大車、水車 1) 共有化しないと、高級社の発展を阻害するもの。	7) 共有化しないもの：社員所有の家屋、家畜、家畜、樹木、小型農具、家庭副業用の用具。 1) 高級社の生産発展と矛盾せず、個人の増収に有利なもの。
共有化の方法	7) 当地の平年の市場価格で評価し、高級社が買取。 1) 買取原資は共有化出資資金（労働力に応じて分担）と高級社の公積金。 3) 支払期限は一般に3年。	
初級社で買取共有化したが代金未済済の生産手段	7) 共有化後に、買い換え、死亡、生長で変化がある時は再度評価しない。 1) 量が少なく、変化も少なく買取価格が不合理な場合は再度評価し、差額を高級社が支払う。	
社員が購入して時間の浅い家畜と、国家融資で購入した家畜は	社内統一価格で買取する。	7) 所有者が貧しく、統一価格では損失を与える場合は、共有化出資基金の分担を軽減する。 1) 国家融資で購入し、未返済のものは、高級社が残額を返済
老弱役畜、幼少役畜	社員の所有する役畜は、一律共有化する。	集団飼育に適さない場合は、飼育経験のある社員に飼育委託する。

生産手段の有償共有化の場合に問題となるのは、前項でも触れたように共有化資金の調達である。

表12-4によると、共有化する生産手段の評価総額に対して、社員の7割から8割が均等割りで負担できる部分は「生産手段共有化出資基金」（以下「基金」と略称する）として徴収し、残りを高級社の「公積金」から補填することが定められている。各社員の「基金」の支出は方法は、すでに述べたように共有化の対象となる社員の生産手段評価額との差額が支出される。

さて、この「基金」の分担方法であるが、それは社員の性別、年齢あるいは階層差によって7つの場合に区分されている。

基本は、男子労働力であり、婦人は分担の対象外とされている。それは、圃場作業に日常的に出役しているか否かと言う黒竜江省あるいは省内の各地域の慣習に基づいて判断されている。

また、16歳未満の少年の場合にも、農作業に従事した期間が2年以上か未満かで負担が配慮されている。ただ、この2年間が何を意味しているかが不明である。

このように、高級社の場合にも16歳以上の男女には、初級社同様社員となる資格が発生するが、婦人については免除し他方で社員の資格に満たない少年（当然、男子と思われる）については、農作業に従事していれば、年齢資格を問わず「基金」を負担させるように規定されている。これは、社員世帯にとって婦人よりも一人前にならない少年の方が「稼ぎ手」として有力であることを反映していると考えられる。

次に、「基金」を負担できない世帯、復員軍人、転入者など、就業および家計の面で不安定な階層についてであるが、これらも状況に応じて減免措置が採られる。

このように家族の性別、年齢あるいは社員世帯の状況に応じて「基金」の分担を調整ことが規定されている。しかし、こうした方法は前項で指摘したように「共有化資金を、多く持つものに多く出させ、少ないものに少なく出させ、残りは公積金から支払うという方

表12-4 生産手段の「共有化出資基金」の調達方法

社員の性格	基本的処理方法	例外規定及びその他
「基金」の分担額の決定	7) 共有化する生産手段の評価総額に見合うように決定。 付他方で社員の70-80%が負担できる額に抑える。 付不足分は高級社の公積金から支出してゆく。	
決済方法	7) 社員の共有化する生産手段の評価額と「基金」負担額の差額を納入させる。 付高級社は、公積金から3年以内で差額を返済する。	
分担割当対象	黒竜江省では一般に男子社員に分担し、半人前の労働力は1人前の労働力の半額。	
脱退する社員	社員の出資した基金は、社員名義で記載し、脱退の際には返還する。	兵役に志願したり、学業のため離村する場合は、将来戻るのでその都度返還しない。
婦人労働力	婦人が出役する習慣のない地域は、婦人の出役を刺激するために、負担させない。	(補作地域では、婦人も日常的に作業出役するので、婦人にも負担させる)
「基金」の負担できない世帯	老人、障害者、病人、寡婦、独身者は、事情を考慮して、出資期限の延期や減免を許可	
高等小学校、初級中学校の卒業生	16歳未満の場合は、扶養家族として負担させない。	16歳以上で社員資格のあるもの：7) 2年以上、生産に従事したものは、1人分を負担させる。付2年未満の場合は減免する。
復員軍人	7) 帰郷後2年以上生産に従事したものは1人分を負担。 付2年未満のものは、家庭事情を考慮して減免する。	
村外から転入した移民	転入後、時間の浅いものは、経済状況に応じて、減免する	

法も各方面から不満が出る」とか、「高級社の公積金からの支出を多くすると、出役労働報酬の分配部分を圧迫し、貧農が不満に思う」とかいう問題を発生する可能性を依然としてはらんでいる。言い換えれば、共有化を強行したとしても、農家間の家族労働力や役畜所有の格差による社員間の利害対立がそのまま残存し、それが今度は高級社の運営を巡る内紛の元凶に転化することを予測させるのである。

* * *

最後に、前項では示されなかった「生産費出資基金」負担方法についてである。これは、高級社の流動資金（種子、飼料などの購入資金）を指すが、これも「生産手段共有化出資基金」の場合と同じ様な負担方法が採用されている（表12-5参照）。

ここでは、初級社から高級社に加入する場合と互助組や個別経営から加入して来る場合とに分けられて規定されている。

その原則は、加入して来る多数の社員の負担能力を超えないこと、超える場合には副業や出資を数度に分けて行い補充することとされている。

高級社に加入する社員は、初級社の社員であったものと、互助組のメンバーであったもの、および個別経営農家の3通りであるが、いずれも高級社で統一の出資額を基準に過不足を調整する方法で行われる。ただ、負担能力の無い貧困農家については国家融資（「貧農合作基金融資」）を与えることが規定されている。この国家融資については後述するが、いづれにしても貧困農家や生産費用の蓄積の乏しい初級社の社員は、高級社に加入するに当たって債務をしまひ込むか、一時期に家計の負担が増大することになる。

* * *

以上、本節で見た点について次の3点が指摘できる。第1に高級社設立が先験的に必要なこととされており、その認識は「全面的合作化」の政治的趨勢の中で提起されたものであったこと。第2に生産手段の共有化では、耕地が無償共有化されそれは農家の地域間移

表12-5 「生産費出資基金」の負担方法

高級社設立母体の性格	基本的処理方法	補足規定
基本原則	一方で、高級社の生産の必要を考慮し他方で多数の社員が負担できる額にするよう配慮する。	初級社の基金が、高級社の生産の必要に不足する場合は、冬季副業、社員社員の自発的出資、均等分担により調達する。
負担方法		
設立後1年以上の初級社	翌年の生産費用を十分備えた初級社の社員からは改めて出資を募らない。	
設立後1年未満の初級社	高級社で統一の出資基準を設定し、多い分を返還、不足分を追加出資出資させる。	7) 初級社間の出資額の格差が小さい場合は、過不足調整しない。 8) 初級社間の格差が大きい場合は、社員が同意すれば、不足分を、追加出資させる。
基金のない初級社	高級社の統一基準を設定して、社員に負担させる。	
互助組と個別経営	初級社の統一基準で出資させる。	
貧困農家	政府の「貧農合作基金融資」を利用する。	

動あるいは耕地利用権の流動化を制限する性格のものであったこと。第3に、有償共有化される役畜と生産費用については、一面では貧困農家に対して減免措置を採用したとしても加入する社員の家計負担を増大することには変わりなく、また同時に高級社の経営をあるいは社員の所得増大を最初から圧迫するものとして作用することになること。以上である。

ただ、1956年3月には中共中央は高級社設立過程で発現した生産手段の共有化の問題点を踏みて新たな規定を出した(註3)。

その概要は、第1に社員が加入する場合には土地改革後に発行された「土地所有証」を回収せず、脱退する場合にそれに応じて耕地を返還すること、第2に個人所有の林木、果樹は基本的に私有のままとし、高級社との協議においてのみ共有化を決定すること、第3に社員の私有の役畜や大型農具も、共有化した際には3年以内に買取金を完済し、また場合によっては私有制を残して高級社に出資させる方法を採用することなどで、この主旨は「一部の貧農や幹部は共有化の範囲を無闇と拡大したり、……買取価格を引き下げようと考えている。この傾向について各地で注意深く教育して防止すること」にあった。この3点は先の黒竜江省の文献と矛盾するため、実際に黒竜江省では共有化を進める中で幹部と社員に対して詳細な説明をして、誤解や動揺を防ぐことが迫られることになった(註4)。

このような制度的手直しを図ったものの、実際の高級社の設立過程及び設立後には様々な問題が噴出し、また生産手段の共有化に伴う問題は次節および次章以降で見るとおりであった。

第2節 高級社設立過程の問題点—急速な大規模組織の設立と経営管理の混乱—

本節では、1956年上半年期における高級社設立のプロセスと、そこで生じた問題を概観する。

前節では、1955年末および56年2月に、黒竜江日報に掲載された、高級社の設立および生産手段共有化の指針を考察したが、ほぼ同時

に高級社設立の実際の動きがすでに始まっていた。

例えば、1956年1月24日の中共黒竜江省委員会の農村工作会議では、高級社設立に関する積極的な方針が打ち出されていた(註5)。

まず、同会議報告では、黒竜江省では1955年末までに初級社の組織化が完成されたことが示されている。つまり、第3編の最後に考察したような「全面的合作化」の“出直し”案は実際には反古とされていたのである。そして「省内大部分の地域で1956年の春季播種作業期前までに、高級社組織率を90%以上にする計画が立てられている」ことが紹介され、これを受けて「56年春季播種作業期前に全省で高級合作化を完成する」ことが指示されたのである。

この省内全域での高級社の設立計画は、次のような認識に基づいていた。

まず、農家の状況については「これまで、合作化は互助組→初級社→高級社と言う順序で進めてきたが、合作化の“高潮”のただなかにある現在では、高級合作化は農民の切実な要求となっており、これを引き留める必要性はない」とされた。それまでの初級社の「全面企画」の過程で最も重要かつ難しい問題であった、村レベルの指導体制の確立については「高級社は村・屯単位で組織されるから、地域内の指導幹部は集中され、初級社より指導能力が強くなる」とされた。

さらに「新設の初級社があり、また設立後数年経った初級社にも新入社員が多いが、既存の初級社を中核として村・屯全体で高級社にすることが可能である」ともされた。

これらの実態的根拠は明らかにされていないが、いずれも小論の第3編で考察されたこととは全く正反対の状況認識に立脚していることは明白である。

ただ、指導的幹部の動員問題については、村や初級社レベルで党・政府の政策を理解し、実行能力を持つ幹部の層が形成されていなかったという実態認識がベースになっているようである。それ故に、各初級社に分散した幹部を、高級社では一つ上のレベルである行政

村単位に寄せ集めて、指導体制の体裁を整えようとの方向が模索されているのである。

しかし、このような幹部動員の構想を打ち出したにも関わらず、当時は高級社設立に対する幹部の理解はまだ浅かったようである。例えば、「高級合作化の速度、農業増産の可能性について幹部の右傾・保守思想は克服されて」おらず、そのような風潮は「省委員会の幹部にも存在する」ことが指摘されている。

高級合作化の速度については、幹部の中には「初級社設立後、一定の時間をおいてはじめて高級社に移行できる」と言う考え方が存在しており、それは「社会主義改造の加速化に対する自信が欠如しているため」と批判された。

このように1956年の1月時点では高級社の設立の指針が提起されたばかりで、また省レベルを含めた幹部全体の意志統一がなされていないかった。

* * *

次に、高級社の設立が実際に開始された2月時点の状況を見てみよう。

黒竜江日報に掲載された評論文は勃利県の状況を踏まえつつ、当時の高級社設立の問題点を紹介している(註6)。

まず、勃利県では高級社設立計画が以下のように決定された。同県では、1955年末までに初級社が500社設立されていたが、1956年には県下で174社の高級社の設立を計画した。1月時点ではそのうち40社が設立され、残り134社は播種準備作業と並行して設立することが予定されていた。

だが、高級社設立の時点で「思想教育が不十分で、階層毎の異なる思想状況に対応した教育が実践されていない」とか、また「幹部の中には、“大運動の中では多少の問題は付きものであるし、たいしたことはない”として指導を放棄したり、為すがままに任せている」ものがあることが指摘された。

特に勃利県では「高級社設立の具体的内容についての宣伝が不十

分」なため、「区幹部は、村で高級社設立が決定されたらすべて完成したと考え、祝賀会、報告会、全県祝賀大会の準備に奔走している」ことが指摘された。

ここに、幹部の「大運動」に対する認識の程度が如実に表現されているが、高級社の設立に実際に着手されてからも幹部の実際上の指導放棄があり、農家に高級社の設立意図が理解されていないことが露呈されているのである。

そして、末端の現場では「生産手段の共有化の範囲が不明確で、役畜の買取価格が高すぎたり低すぎたりする、また老弱役畜を排斥したりしている」とか、「高級社設立と生産活動(播種準備作業)が結合されず、最小限の経営管理組織も確立されていない」と言う問題点が指摘された。

また、勃利県では「役畜の共有化の際に、馬1頭に3元と言う低い価格をつけたり、無償共有化したりしている場合もあり、農民の心理が不安定になっている。また、共有化資金の徴収についても、貧農を含めて均等に重い出資負担を課している」状況があった。

前節 B) 項で整理したように、生産手段の共有化の範囲や方法が、一見詳細に規定されているが、実際にはその実態への適用の際には問題が多かったのである。例えば、作業能力の劣った役畜の排斥問題は初級社の場合と変わっていないし、買取価格自体も表12-13では「平年の市場価格」で買取するとされているが、人為的に重められていた。また、すでに指摘したように「貧農」の資金負担問題も発生していたのである。

さらに、この時期の高級社設立はおおざりな生産手段の共有化ですべて終わってしまい、そこでの生産管理体制の確立は進展しておらず、また幹部の指導放棄状態が発生していたのである。

このことを受けて、同資料は次のような提起をしている。

高級社設立とは、農民が高級社加入を申請しただけで終わるものではなく、

- ①社員を確定し、幹部を選出し、機構を確立すること、
 - ②耕地、役畜、農具の共有化が合理的に解決されること、
 - ③生産組織を確立し、初歩的な生産計画と経営管理制度を確立して、秩序正しく生産活動を進めること、
- が必要であることを幹部に徹底させる必要がある。

* * *

最後に、高級社設立後の問題点を概観するが、それらは初級社の考察で確認された問題点とほぼ一致していた（註7）。

つまり……、

高級社の社員は、労働日を多く稼ぐことだけ追求して作業の質を無視している。

幹部も社員の出勤率やうわべの作業進度だけを達成することに没頭している。また、幹部自身が圃場に出て作業に従事したり直接調査することがない。

というものであった。それに対して……、

思想教育を強化するばかりでなく、各作業の実施について厳格な生産検査制度を確立すること。

高級社に監察委員会を設置して、各社員が労働規律や管理制度、さらに管理委員会の指導や社員大会の決定を忠実に遵守・実行しているかをチェックする。

生産に従事しない幹部は、労働時間の80%以上を圃場に出て、自ら作業過程を調査し、毎日の各生産隊、各生産組、各社員の労働状況を検査する。こうして、生産隊間の労働日計算が不均等でないかチェックする。

各社員の毎日の作業について生産隊長と生産組長が検査し、彼らの許可を得てはじめて、労働日を記帳する。

生産隊は作業開始前に、作業の内容と質的要求を明確に割り当てて、生産組では空き時間を利用して圃場会議を開催して、生産の質を検査する。

これらの労働管理の実行体制の確立の問題は、初級社でも存在していたものであった。ただ、高級社は組織の規模が初級社よりも大きく、行政村を単位として設立され、その下に生産隊とさらに作業組が組織されるので、管理のレベルは初級社よりも一段階増えている。この具体的状況は次章以降で考察されるが、高級社設立に対する55年末あるいは1月時点の極めて楽観的な展望とは裏腹に、設立後の高級社は初級社同様の幾多の問題を抱え込むことになったのである。

第3節 本章のまとめ

本章では、高級社の制度的問題と、設立過程の問題点を、1956年当時の黒竜江省の政策文献を中心に検討した。ここでは各節および項目の要点を整理するが、それはあくまでも高級社設立動向に関する一般的叙述から、とりあえず推論したに過ぎず、従って、より具体的な検討は次章以降に譲ることになる。

A) 初級社の「全面的合作化」の放棄から全面的高級合作化への転換

高級社の設立は早くは1951年から実験が開始されていたが、1955年末になると、この実験を基礎とするよりも、初級社の「全面的合作化」の“出直し”を放棄し、急速、高級社の全面的設立に転換する形で提起、方針化された。

ここでは、生産手段の共有化——耕地の無償共有化と役畜などの有償共有化——の方法を巡って、実験過程での試行錯誤を総括しつつ提起している。そして、1956年の春季に全面的な高級社の設立＝高級合作化を基本的に完成する方針が提起された。

高級合作化の推進方法については、実験の総括からは初級社の設立と数年の経営の経験を前提にすることが望ましいとされたが、実際には、互助組、個別農家を問わず、高級社に組織することに問題はないとされた。これが、高級合作化が政治的に強行されたことを最も集中的に表現している。

B) 耕地の無償共有化と役畜有償共有化

生産手段の共有化については、1955年末と56年2月に省レベルで提起された。実験の総括からは、初級社を前提とした場合に、生産の発展と社員の所得増加が生産手段の「所有観念の希薄化」を促し、共有化に伴う障害は無くなるとされた。しかし、実際には互助組、個別農家を含めた共有化が提起されたため、それを正当化する別の論理が提起された。

耕地の共有化については、第1に、実験の総括から有償共有化をすると、買取資金を社員に均等に負担させる場合に貧困農家の負担が過大になることが理由とされ、第2に、黒竜江省では耕地が広く、耕地の価値が低いことから無償共有化しても大した問題ではないことも理由とされた。

耕地の共有化は、その所有権と利用を高級社に統一的に帰属させることを原則に処理され、耕地の賃借、所有者の他出＝不在地主化を廃絶することが目指された。このことは、耕地所有の面から農家の地域間移動を制限する、言い換えれば耕地所有者を在村させることを前提に共有化しそのまま高級社の労働力として取り込むことが意図されたのである。このことは従来の農村の人口移動にとって大きな変化を意味するものであった。

その他の生産手段、特に役畜については有償共有化することが提起された。

そこで問題となるのは買取資金の調達方法であるが、それは基本的に高級社に加入する社員＝男子労働力に均等負担させること、不足分を高級社の「公積金」から支出することとされた。

しかし、そこでは役畜の所有評価額が低く、また負担能力の無い貧困農家が加入後も負債に苦しむ可能性が指摘された。制度的には、そのような世帯の資金負担に減免措置が設けられていたが、実験の総括からは減免措置の採用は高級社の「公積金」からの支出を増大し、究極的には社員への出役報酬分配を圧迫するというジレンマの存在が指摘された。

ここでは、実験例と制度からの考察に限られたが、初級社における加入時点の生産投資資金の出資負担の場合と同じ性格の問題が、高級社の設立時点でも存在していたのである（第4編 第11章 第3節 B) C) 項参照）。

C) 高級社設立後の経営管理の混乱

すでに整理したように、政治的理由で急遽開始された高級合作化は、その設立過程でも初級社の設立過程と同様の問題—農村の幹部及び農家の動員問題—を抱えることになった。

そこでは、高級社の設立が実際には全農家をそこに加入させることと生産手段の共有化を強行することで終わってしまい、その後の生産体制が確立されず作業の混乱が発生していることが指摘された。幹部の問題は省、県、区にまで及び高級社の生産体制作りを事実的に放棄する傾向が存在していた。

また、生産手段の共有化、特に役畜の有償共有化の過程では、買取価格の主観的決定や買取資金の負担による貧困農家の家計圧迫の問題が生じていた。

* * *

このように、高級社の設立前後の問題点は、初級社の問題点や第1節の制度的考察で指摘された問題とほぼ同じであったが、実際には高級社は生産手段の共有化、行政村単位での組織化、これまで触れることの無かった特徴があり、以下ではこの点をさらに立ち入って考察することとする。

第12章引用註

註1：以下も、「中共黒竜江省委員会 關於試辦高級農業生產合作社的初步總結」，黒竜江日報1955年12月29日。による

註2：以下は、「高級社建社中經濟問題的處理（上）（中）（下）」，黒竜江日報1956年2月28日，29日，3月1日。による。表12-2から表12-5も同じ。

註3：「中央關於在農業生產合作社擴大合併和昇級中有關生產資料的若干問題的處理辦法的規定 1956年3月5日」，國家農業委員會辦公庁編『農業集體化重要文件彙編（上冊）』，中共中央党校出版社，1981年，pp539-541。）

註4：『黒竜江農業合作史』p252。

註5：以下は、「歐陽欽 站在社會主義高潮前面，為在黒竜江省建設繁榮幸福的新農村而奮鬥—1956年1月24日在中共黒竜江省委員会第二次農村工作會議上的報告—」，黒竜江日報1956年2月23日。による。

註6：以下は、「評論—必須保證高級社的建社質量」「克服自滿情緒保證高級社質量 中共勃利縣委員會副書記 周景仁」，黒竜江日報1956年2月10日。による。

註7：以下は、「社論—必須重視農業生產合作社的生產質量」黒竜江日報1956年5月7日。による。

第13章 高級社の作業、經營管理制度と生産隊

前章で高級社設立過程で生じた問題点の概要に触れた。本章と次章第14章では、高級社の農作業、經營組織を主に模範事例から考察する。

高級社は行政村単位で設立され、村内全体の年間を生産、經營の管理を行い、またその下に生産隊が旧初級社や自然村（屯）単位に設置されて、高級社管理委員會の指導の下で作業、經營管理を請け負っている（*）。

*：1956年に黒竜江省では高級社設立と同時に、「区改郷」あるいは「併村兩郷」という行政組織の変更が行われた。その際、従来の行政村の幹部の多くは高級社や郷に異動し、残された村長は行政事務のみに従事し、食糧買付けなど大規模な行政事務は高級社に移管処理されることになった。本章で高級社が行政村単位で設立されたというのはこうした行政機構の変更を背景としたものであることをここで断わっておく（『黒竜江農業合作史』，pp 257-258.参照）。

初級社でも管理委員會→生産隊と言う体制になっているが、高級社では組織規模が複数の自然村に跨り、規模が大きいため、農業生産を廻り社員=生産隊員、生産隊、高級社管理委員會の三者の間の利害調整は複雑にならざるを得ない。

そこで、本章ではまず生産隊の管理制度と実際に注目し、より具体的な労働組織、生産手段の利用問題などは次章に譲る。

本章の構成を概観するならば、双城堡 幸福郷の慶城高級社の事例から、第1節では、高級社における生産隊の農作業、經營管理の基本的な方法、第2節では、作業の割り当ておよび質の評価の制度状況を、それぞれ独立した節に分けて考察する。同節の最後に制度の普及が実際にどの様に行われたのかをも併せて考察する。また、第3節では、高級社の作業、經營管理を巡る問題点、特に生産隊間の

利害対立問題を考察する。

* * *

本章の考察に先だって、双城堡の慶城高級社の事例から、高級社の全体的な組織状況を概観しておこう(註1)。ただ、ここで紹介する組織状況は、1956年に設立された当該高級社が、翌1957年に組織整備を行った際のものである(*)。

*: 黒竜江省では1956年に大量に設立された高級社の大部分が混乱し不安定であったため、1957年春には省全体で高級社組織の「整頓」=経営管理制度の整備とその徹底が行われた。この慶城高級社は特に経営管理制度整備の模範的事例として宣伝に供されたものである(『黒竜江農業合作史』pp273-277.参照)。

まず、高級社には高級社管理委員会が設置される。その内部機構は図13-1の通りである。

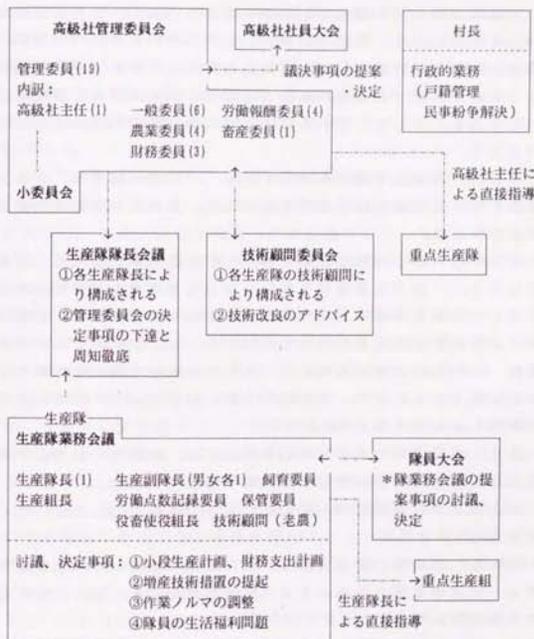
管理委員会には、高級社主任を頭に19名の管理委員がおり、生産隊長などからなる一般の委員と、図示したような特別の業務責任を負う専門委員とがある。

その他、管理委員会内部には、高級社主任が統括する各種小委員会が置かれ、それは各々の領域の「集団的な指導と業務分担を行い、各種の問題は高級社主任が関係する管理委員とともに小委員会の中で検討する」とされた。

また、「重要な問題はその性格を考慮して管理委員会全体が社員大会で決定する」。そして、それらの決定事項は各生産隊に下達、徹底される。

各委員の日常的な活動は、それぞれの業務分担にしたがって、「社内でも意識的に婦人・青年・役畜飼育・物品保管など各方面にわたる優秀な典型事例を育成する」。また、「幹部は自ら重点の育成、経験の総括、生産隊長会議の利用、実地見聞、専門家会議などの機会を作ってこれらを普及してゆく」ことが義務づけられている。

図13-1 高級社の組織体制
(双城堡、慶城高級社、1957年)



註: 括弧内の数字は、各スタッフの定員数。

資料: 「中共黒竜江省委員会農村工作部、双城堡委員会農村工作部、幸福鄉地支部委員会 連合工作组 発動全体田間生産人員対耕作質量負責、双城堡農業社建立責任田制度」、黒竜江日報1957年3月25日。

次に生産隊の組織状況であるが、生産隊には生産隊業務会議が設立され、図示したように生産隊長とその下の作業組をはじめとして、専門的業務を分担するスタッフがその構成員となっている。

生産隊業務会議の機能は、高級社管理委員会から生産隊長会議を通じて下達された、各種の計画やノルマの枠内で個別作業計画（原語は「小段生産計画」）や必要な生産費用支出計画（財務支出計画）などの作業組織である生産組の作業編成に関わる企画と調整を行うことである。そして、それらは生産隊の隊員大会の議決を持って執行される。

その他、高級社管理委員会の下には、“老農＝馬農家”によって担われる各生産組の技術顧問を組織した、高級社の技術顧問委員会が設立される。

また、社内には重点生産隊を設立し、各生産隊には重点生産組を設立する。「重点生産隊は合作社主任と党支部書記が責任をもって育成し、重点生産組は生産隊長が責任をもって育成する。積極分子は生産隊長と生産組長が共同で育成する」とされたが、この重点組織は、一つの模範例を育成して、それらの経験を他の生産隊や生産組に普及させると言う、初級社設立期に設立された「互助合作網」に類似したものと思われる。

また、戸籍管理や民事紛争の処理などは、高級社とは別に従来からある行政村の村長が継続して分担するようにされた。

以上のような組織体制が設立される中で強調されたのは、次の2点である。

第1は、高級社の管理委員を、出来る限り通常の生産活動に参加させ、生産指導能力を高める自己訓練の時間を多く割くように提唱された点である。

特に、「高級社主任や党支部書記は80%の時間を使って生産隊・生産組あるいは圃場に入って、生産に参加しつつ生産を指導することを」が提唱された。

第2点は、生産隊で業務会議を設立して、集団指導体制を確立し

ようとした点である。

その利点としては、「上下間の意志疎通を促進し、隊員の意見や要求を反映させて生産隊長がそれを認識し、随時解決できる」ようにすること。「生産隊内部の重要な問題の処理について、事前に十分な検討ができ、いきなり隊員大会に提起することで生じる紛糾や隊長が一喝して通してしまうことを回避できる」こと。「集団の英知を發揮でき、各方面に目が届き、正確な処理ができる。また、生産隊長による代行主義や主観的決定を回避できる」ことなどが挙げられている。

このように、高級社では、高級社管理委員会（行政村レベルに設置）が経営単位となり、生産隊（自然村レベルに設置）は生産請負単位となり、その下には生産組（作業組織単位）、さらに第2節で見るように作業小組（組作業単位）などが設置される、4段階の組織体制が作られていた。

高級社管理委員会と生産隊業務会議では、それぞれ専門分化したスタッフが、構成員の中から抜擢されており、内部の意志決定過程では、管理委員会では各小委員会による専門家による指導が、生産隊では業務会議構成員による集団指導が中心におかれた。両者の関係は、全般的な管理面では、生産隊長会議が、技術面では技術顧問委員会が、管理委員会と生産隊の間をつなぐパイプとなっていた。

このように、専門スタッフ間の分業と最終的決定過程での協力、相互チェック機能を發揮させるための組織体制も、管理委員が日常的に生産現場に赴いて自己研修を積むことと、業務会議によって生産隊長の独断先行を制御することによって、はじめてこの機構が十全に機能することが示されている。

ただ、これらはあくまでも組織体制の概況を示したに過ぎないから、以下では、順を追って管理委員会、生産隊および生産組、作業小組の間に定められた、生産計画やノルマの決定、下達、執行状況の検査制度を順次考察することとする。

第1節 ノルマ管理・労働評価を巡る高級社と生産隊の基本的関係

本節では引き続き慶城高級社の1956年の状況から、高級社のノルマ管理および労働評価の基本的制度—「四包」制度—を考察する(註2)。この点は、高級社管理委員会と生産隊との制度上の基本的関係で核心をなしている。

慶城高級社では1956年には「包工」「包産」制度—作業、生産高ノルマ請負制度—が採用されたが、「生産隊の生産に対する関心度や責任感が強化されたものの、生産体内部の社員は自分のやった圃場作業の質については関心が薄い」と言う問題が発生した。そこで、以下で説明する「四包」が1957年に実施されて、「生産任務、労働投入量、役畜の飼育・利用、農具の保管・利用の全てについて、生産隊あるいは個人が責任をもつようになった」と言う(註3)。この作業の質の管理制度については、次節で考察するが、「四包」制度は、生産隊あるいは生産隊員のノルマ達成意欲を刺激する効果をもたらし得るものとして採用されたのである。

このことを押さえた上で、以下にこの「四包」制度の内容を考察しよう。

この「四包」(4つの請け負い)とは、「包工」(作業進行ノルマ請け負い)、「包産」(増産量ノルマ請け負い)、「包財務」(費用支出計画請け負い)。そして「包耕畜」(役畜使役、飼育ノルマ請け負い)の4つを指している(以下では、いづれも原語を用いる)。そして、各々にはノルマとその達成状況に応じた労働点数の配分方法がセットになっている。

A) 「包工」制度—作業進行ノルマの請け負い

まず、「包工」制度であるが、この作業ノルマ請け負いを採用する作業は、「全ての主要な農作業と作業請負に有利な副業生産労働が含まれる」とされ、「通年の作業請け負いを適応できない臨時的副業労働や農作業については、通年の作業請け負い範囲に含めず、

各作業季節毎に季節的及び臨時的作業請負制度を行う」と言う。さらに、「社員の個人的労働や高級社の義務労働については作業請け負いに含まない」。

つまり、請け負う作業の内容は、主要な農作業および副業作業の通年請負と臨時的作業の季節請け負いの2種類あるが、ここでは通常の農作業を巡る制度状況を考察する。

各生産隊への作業の割当は、「高級社の作業進行計画にそって、作業の種類とその必要総労働量の審査を行った上で」行われるが、その手順は以下の通りである。まず、「全ての農作業を5等級に分類し、労働報酬基準(単価)を決定し、農作業の性格に応じて作業請負の範囲を決定する」。次に、「作業請け負いの範囲に含まれる各種農作業の必要総労働量と等級別の報酬基準に照らして、各生産隊の作業請負量を算出」し、これが「必要労働の点数総額」として生産隊に下達される。これを、整理すると……

$$\begin{aligned} \text{必要労働の点数総額} &= \text{作業等級別必要労働量} (= \text{労働報酬単価}) \\ &\quad \times \text{生産隊の作業量} \end{aligned}$$

と言う式になる。左辺の「必要労働の点数総額」は、生産隊が行うべき作業ノルマと、ノルマを達成した場合に生産隊の隊員が取得できる労働点数の総額とを総合的に表現している。

右辺には、「包工」制度の実際問題が内包されている。つまり、第1項の労働報酬の単価の適用問題としては、次節で扱う作業の質の評価問題が存在する。同じく第2項は完成期限内に実行すべき作業量(作業面積など)を示しており、その適用に際しては、第3節で扱う各生産隊の生産条件の格差が問題になる。

だが、本節では、引き続きこの「包工」制度の紹介を行い、制度自身の問題点を考察することとする。

ともあれ、上式のように、作業ノルマと労働点数がセットで生産隊に割り当てられるのであるが、「生産隊は社員の労働報酬の計算

の便利を考えて、標準的ノルマと農作業の状況を考慮してより詳しく具体的なノルマを設定できる」と言う。「例えば、既肥の耕地への運搬作業については、高級社が下達した標準的ノルマは一般的状況に対応できるものでしかないため、生産隊は耕地の遠近や道路の整備状況に応じて具体的な作業ノルマを決定できる。また、(高級社から割り当てられた一管沼)労働点数を超過しない範囲で、生産隊は臨機応変に高級社が規定した標準的ノルマを調整できる」とされた。

ここでは、ノルマが基本的に生産隊によって請け負われ、生産隊の状況に応じて多少のノルマの変更が認められてはいるものの、生産隊の隊員が取得できる「労働点数総額」は、大枠では高級社から割り当てられたものに限界付けられていることが示されている。従って、一つの生産隊を単位として見れば、隊内でのノルマの変更は単なる内部調整でしかない(このシステムについては第2節 D)項で詳述する)。

そして、作業意欲を刺激するために、生産隊の作業ノルマ達成状況に応じて、隊員の取得点数を調整する賞罰制度が採用されている。

その内容を整理したのが表13-1であるが、生産隊のノルマ執行状況による生産隊隊員の取得する労働点数の調整には、大別して3通りある(なお、表中の右端の図は、高級社管理委員会から下達された「必要労働の点数総額」=ノルマと、実際の労働量×労働報酬単価、そして最終的に隊員が取得できる点数の三者の関係を示した概念図である)。

つまり、労働の量としては超過しても、その内容が浪費である場合、作業効率を上げることで早期にノルマを完成した場合、そして、技術革新や天候条件の悪化により作業を完成するために超過した場合、である。

この決定は生産隊独自で行うことはできず、すべて管理委員会の監督や審査・批准を通じて行われるが、ここからこの「包工」制度の問題を検討しよう。

表13-1 高級社の「包工」制度における賞罰方法
(双城堡 慶城高級社、1957年)

作業遂行状況	処理方法	生産隊隊員の取得労働点数	
		基準点数	
作業待ちなどによる労働力の浪費	生産隊が責任をとる。	実労働量 ↓ 取得点数	○○○○○ ◇◇◇
労働力の合理的利用による労働力の節約	当初の点数を変えず、その基準で計算する	実労働量 ↓ 取得点数	◇◇◇ ●●●●●
ノルマ未完成	生産隊の点数を控除	実労働量 ↓ 取得点数	◇◇◇ ●●●
生産隊独自の技術改革や生産内容の追加による労働投入の増加	作業前に、計画を提出し、管理委員会の批准を待って実施する。その増加分の点数は、追加加算される。	実労働量 ↓ 取得点数	◇◇◇◇◇ ◇◇◇ ●●●●● ●●●●●
労働投入の臨時的増加部分	作業終了後に、管理委員会の批准を受ける。点数を追加配分する。	実労働量 ↓ 取得点数	◇◇◇◇◇ ◇◇◇ ●●●●● ●●●●●
天候条件による労働力の多投	状況に応じてノルマを修正する。修正後のノルマで点数を追加配分する。	実労働量 ↓ 修正後基準 ↓ 取得点数	◇◇◇◇◇ ◇◇◇ ◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎ ●●●●● ●●●●●

資料:「中共黒竜江省委員会農村工作部、双城堡委員会農村工作部、幸福郷總支部委員会 連合作業組 “四包”怎樣做?—双城堡慶城農業社做出了樣子」、黒竜江日報1957年3月20日、による。

第1の問題は、管理委員会によって調整されるのは、「労働点数」と言う高級社全体の年末の収益分配からの取り分であることに発する。従って、技術革新などによって労働投入を増やしたとしても、技術革新を行った生産隊自体で、あるいは他の生産隊を含む高級社全体で、天候その他の原因で最終的に収量増加に結び付かなかつた場合には、「点数」は増えても、所得が減少する場合もあるのである。

第2に、作業待ちによる労働力の浪費と、作業効率の向上による労働点数の節約の場合は、その実態は全く異なるのに、結果は当初下達された点数がそのまま配分されることには変わらない。そのため、この賞罰制度では作業効率の向上のインセンティブを引き出せない可能性があることになる。

B) 「包産」制度—増産量ノルマの請け負い

生産隊隊員の取得する「労働点数」は、「包産」制度によっても変化する。そこで、次に「包産」制度について考察する。この「包産」制度とは、単収増加ノルマの請け負い制度であり、最初に問題となるのは、単収ノルマがどのような水準で決定されるかである。

1957年の単収ノルマは、当年の高級社の目標よりも低く、56年の単収などよりも高く設定されており、「社員にとっては、努力せねば完成できないが、努力すれば超過達成できる水準」だとされた。つまり、以前の単収よりは高いものの、高級社の目標単収を達成すれば、ノルマの超過達成となり、奨励されると言うのである(表13-2参照)。もちろん、ノルマに達しなければ、罰則を受けることになる。

そこで、賞罰方法について考察するが、賞罰方法には、生産隊全体の単収実績によるものと、生産隊内部の指導的部分のみに与えられるものがある。

まず、前者は表13-3に整理したような内容である。同表に見るように、生産隊全体の平均単収がノルマより、高いか低いかで、超

表13-2 高級社の「包産」制度における単収ノルマの水準
(双城県 慶城高級社、1957年)

単収水準	高級社 計画単収	57年「包産」 ノルマ	56年単収	参考:「定産」基準 (1955年)
格差	111	100	95	92
単収	8.31	7.55	7.17	6.91
評価	超過 達成	ノルマ達成	未達成	未達成
賞罰 措置	奨励	賞罰無し	罰則適応	罰則適応

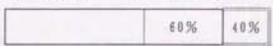
註:①「格差」欄の数値は、57年の「包産」ノルマを100とした場合の比率である。

②単収は、1畝(≒1ha)当り収量(単位:石)。

③参考の「定産」とは、55年に食糧買付けの「三定到戸」政策を行った時に、決定された平年収量である。

資料:表13-1に同じ。

表13-3 高級社の「包産」制度における賞罰方法
(双城市 慶城高級社、1957年)

単取ノルマ達成状況	処理方法	備考
基本原則	<p>取 ← 実際の単取 → 量 ← ノルマ → ← ノルマ超過分 →</p>  <p>点 ← 生産隊 → 数 ← 高級社 →</p>	<p>*高級社が取得する分は、全社員への出役報酬に充当する。</p> <p>**生産隊には、超過分の60%に相当する労働点数を与える。</p>
適期作業の未遂行、手抜き作業、などによる減産	<p>取 ← 単取 → 量 ← ノルマ → ← 減産分 →</p>  <p>点 ← 生産隊から控除</p>	<p>*生産隊からは、減産分の5%に相当する労働点数を控除する。</p>
自然災害が発生した時の超過達成	<p>取 ← 従来のノルマ → ← 修正後のノルマ → ← 実際の単取 → ← 超過分 →</p>  <p>点 ← 生産隊へ</p>	<p>*災害時には、ノルマを下方修正し、新しいノルマを基準に評価する。</p>

資料：表13-1に同じ。

過分はその一部が、高級社から割り当てられた「必要労働の点数総額」に点数が上乘せされ、減産分もその一部がそこから差し引かれる。なお、自然災害による減産の場合には、ノルマそのものが下方修正されることになる。ただし、増産（減産）量の留保（控除）部分が、どの様にして労働点数に換算されるのかは不明である。

この賞罰制度の問題点は、奨励、控除各部分の労働点数への換算方法も問題であるが、その点は不明であるため、別の2点を指摘しておくにとどめる。

第1は、単取ノルマは高級社全体で統一されるが、実際の取量は生産隊の耕地条件や、作付構成によって変化するのであるから、各生産隊の不満を引き起こす可能性があることである。

第2は、ノルマ超過分の奨励は、現物でなく、労働点数の増額によって行われるため、他の生産隊で減産して高級社全体で増産できなければ、点数1点当りの評価額が増えるとは限らず、労働点数による奨励は、増産を達成した生産隊の隊員の増収に結び付かない可能性がある。

以上の制度は、生産隊の隊員全体に適用されるものであるが、その他に、生産隊長やその下の作業グループである生産組組長および増産に貢献した個人への奨励方法が別途定められている。つまり…

生産隊長と生産組組長の指導意欲を発揚させるために、生産隊長への個人奨励金は一般社員より10-20%高くし、生産組長への個人奨励金は一般社員より5-10%高くする。

また特定の個人が増産に対して大きく貢献した場合には、一部の労働日点数を奨励金に替えて分配する、

とされた。この場合にも、同様の問題が考えられる。

C) 「包財務」制度-費用支出計画の請け負い-

高級社では、生産隊に対して上記のように作業、単収ノルマの達成を請け負わせたが、その他に、日常の作業で必要とされる、生産費用支出や農具の管理の大部分を生産隊や生産組に請け負わせた。これは「包財務」（財務請け負い）と呼ばれた。

それは高級社統一の「財務支出計算指標を請け負い基準として」行われたが、手順と方法は……

まず個別の備品や農具毎に、その価格や耐用年数を評価する。続いて、各生産隊、生産組、個人毎の責任範囲に応じて、財務請負を行う。

高級社全体には支出項目が 99項目、農具は 128件あったが、そのうち国営トラクター・ステーションによる機械作業受託費や買付け食糧などの 18項目は請け負いの対象になじまないとされた。そして、残りの20項目の支出と 44件の農具は個人請負が適当で、すべて個人に請け負わせ、また、60項目の支出と84件の農具については生産隊請負が適当で、生産隊に請け負わせることとした。

生産隊が請け負った部分については、各作業季節毎に、生産組に請け負わせるのが妥当なものは、通常は生産隊が管理し、その作業季節になって生産組に請け負わせる。例えば、作付の時期には、全ての犁を播種作業作業組に請け負わせることにした。

個人で請け負うことになった支出項目と農具については、全貌が明かでないが、その中に含まれるものは、次項で扱う役畜の飼育、使役作業がある。本項では、生産隊に請け負われた部分を中心に考察する。

この財務支出請け負いの管理に方法については、次のように定められた。

財務支出の請負限度の範囲で、支出は生産隊長の批准と生産隊の会計員の確認を経て、支出できる。

財務支出ノルマの請け負いは、生産隊で管理するが、支出の都度高級社主任の批准を必要とする。その場合、10元以上の支出は管理委員会の、50元以上の支出は社員（代表）大会の批准を必要とする。

現金は管理委員会が直接管理するが、生産隊は必要に応じて季節及び月毎に高級社管理委員会に対して現金利用計画を提出し、管理委員会が適宜現金を支出し、生産隊が責任をもって自分で購入する。そして、購入商品の領収書でもって高級社が精算をする。

物品の保管は、財務請負の範囲に応じて、個人が請け負う農具や物品は個人が責任をもって保管し、生産組が請け負うものは生産組が集団で保管し、生産隊が請け負うものは生産隊の保管委員が責任をもって保管する。

生産内容の増加や生産条件の変化によって必要な臨時的支出の増加があった場合は、予算を立てて管理委員会に報告し、その批准を受け、その部分については季節的な請け負いを実行する。

このように、生産隊には高級社管理委員会から割り当てられた、農具管理と支出項目およびその支出限度額の管理ノルマを達成することが義務づけられるのであるが、生産隊の内部では、適宜生産組さらには個人に管理が任される場合があった。

だが、実際の現金支出は、その金額や内容は、高級社管理委員会によって逐一チェックされ、実際の現金管理も管理委員会によって行われるのである。

このノルマの達成状況も、賞罰制度を通して生産隊隊員の所得に結び付けられている。その規定は表13-4の通りであるが、この賞罰は、労働点数ではなく直接現金が使われるので、罰金を課せられた場合には、その生産隊あるいは個人などの請負単位にとって、かなり手痛いものであったと考えられる。

つまり、この賞罰制度の特徴は、支出超過や農具の損失があった場合でも、高級社の生産コストは増えることなく、全てが請負単位

表13-4 高級社の「包財務」制度における負担方法
(双城市 慶城高級社、1957年)

ノルマ達成状況	処理方法	備考			
①支出計画					
支出額の節約	<p>← 支出計画 →</p> <p>← 支出額 → ← 節約分 →</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; text-align: center;">40%</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">60%</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">← →</p> <p style="text-align: center;">請負単位へ*</p>		40%	60%	*節約分の40%に相当する報奨金(現金)を与える。
	40%	60%			
浪費による 超過支出	<p>← 支出計画 →</p> <p>← 支出額 →</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 100px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">← →</p> <p style="text-align: center;">請負単位が弁済*</p>			*超過分は、請負単位が、現金で弁済する。	
②農具管理、償却					
償却費節約	<p>← 償却計画 →</p> <p>← 実際の →</p> <p style="text-align: center;">償却費</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; text-align: center;">60%</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">40%</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">← →</p> <p style="text-align: center;">請負単位へ*</p>		60%	40%	*償却費節約分は、60%に相当する報奨金を、請負単位に与える。
	60%	40%			
過失による 紛失、破損		*請負単位が損失額を弁済する。			

資料：表13-1に同じ。

の負担になるのである。

ただ、問題は、生産費用や償却費を節約した部分が、高級社レベルで他の請負単位のコストと相殺されることなく、そのまま、その管理の請負単位の所得になる点である(*)。このことは、奨励が労働点数でなく、現金で行われたことを含めて、コスト削減の徹底がそれだけ難しい問題であったことの反映であると考えられる。

*：償却費の節約とは、農具の期初の評価額に比べて、期末の農具の評価額があまり減らないようにする、つまり農具の物理的摩滅を出来る限り防いで長持ちさせることを意味する。

さらに、支出計画と農具の償却は、A)項で検討した「包工」制度が確実に実践されていることを不可欠の要件としており、つまり作業を手抜きして所定の作業を行わなくても“節約”できるから、作業ノルマが完全に完成されているか否かがまず評価されねばならないことになる。

以上の三つの項で、耕種農業を行う生産隊における「包工」「包産」及び「包財務」の各制度を考察してきたが、次に農作業で重要な役割を果たす役畜の飼育、管理制度について考察しよう。

D)「包耕畜」制度—役畜飼育、使役ノルマの請け負い—
高級社では、役畜は特定された専門労働力—生産隊にいる飼育管理要員と使役要員そして管理委員会にいる畜産専門要員に請け負わせることとされた。

そして、生産隊の圃場作業での役畜の利用との関係では、三者の分担関係は次のようになっている。

常に利用される役畜はその役畜の使役を請け負う使役要員が管理する。また、役畜はそれを管理する使役要員の批准・同意を得

なければ、如何なる場合にも勝手に利用したり所属単位を変更したりできない。

また、母馬の交配期には、その役畜は畜産専門要員が管理し、期間中は畜産専門要員の指導に基づいて飼育と利用を行う。

雑役に利用する役畜は飼育要員が責任をもって管理し、社員が個人的に利用する場合には飼育要員の批准を受けなければならない。

つまり、年間を通じた馬の生育、利用状況に応じて、交配・繁殖期はその担当者の、畜力組作業は使役要員（厩場での馬操縦を兼務）の、飼育中の雑役はその担当者の責任をもって使役が許可される。

そして、彼らは、「役畜の肉付き状態の維持、繁殖率と生存率の維持・向上を」高級社から請け負っている。

それぞれの、請負ノルマと賞罰方法を整理したのが、表13-5である。各々のノルマの決定方法を含めて考察しよう。

まず、馬の「肉付き率」であるが、言い換えれば季節によって気候や使役状況による体力の消耗度合に規定される肉付き状態の維持を請け負うことである。そのためには、「まず、すべての役畜について登録をした後、各馬の現在の肉付き状態と年齢に基づいてそれぞれが各季節毎に達成すべき肉付き率を確定」される。

「繁殖率」のノルマの決定は、「まず高級社が統一的に、母馬に対して優良品種かどうか、そして交配可能状態を登録し、各生産隊の母馬の種付け頭数を確定する」。その際、「高齢のまたは病弱の母馬については計上されない」。そして次に、母馬の現在の使役・飼育条件や種付け状況を考慮して、馬の繁殖率ノルマを70%—つまり70%の母馬が小馬を産むこととした。

仔馬の「生存率」は、「まず現在の飼育条件と技術条件に照らして、60日間生存する仔馬の頭数比率を80%とした」。

そして、表示したように、ノルマとその達成状況に応じた、労働点数の奨励と控除の方法も同時に定められた。

表13-5 高級社の「包耕畜」制度と賞罰方法
(双城縣 慶城高級社、1957年)

請負項目	ノルマ	賞罰方法
「肉付き率」	15歳以上の老馬：春期 60% 夏期 50% 秋季 70% 15歳未満の馬 と小馬：春期 70% 夏期 60% 秋季 80%	7) 各季節前に1回検査する。 ① ノルマを10%超過する毎に0.5日分を奨励する。 ② ノルマを10%下回る毎に0.25日分を控除する。
「繁殖率」	母馬の繁殖率：70% *70%の母馬が小馬を産む	7) ノルマを仔馬1頭超過する毎に2日分を奨励する。 ① ノルマを1頭下回る毎に1日分を差し引く。
「生存率」	仔馬の生存率：80% *生存期限ノルマは60日間	7) ノルマより1頭多く生存する毎に3日分を奨励する。 ① ノルマより1頭減る毎に、1.5日分の点数を差し引く ② 人為的な過失による場合は、過失者に賠償させる。

資料：表13-1に同じ。

このノルマと賞罰制度は主として飼育要員と畜産専門要員に適用されたと思われる、また使役要員は畜力作業に参加すれば、相応の点数を配分されたと思われるが、不明である。

しかし、馬の飼育と繁殖がノルマでもって管理されることは、担当者の意に反して、圃場作業を行う生産隊隊員や使役要員が作業ノルマ（「包工」のノルマ）を達成するために役畜を酷使した場合、飼育、繁殖担当者のノルマの達成度が左右されることになる。ここに調整されるべき利害問題が発生する可能性がある。

E) 高級社の計画外費用抑制システムとしての「四包」制度

総じて、高級社における生産活動は、基本的に生産隊で行われ、それがノルマによって管理されている様子が考察されてきたが、ここで、この4つのノルマの請負制度と賞罰制度が、高級社の経営にどのような経済的影響を及ぼすものであったか整理しておこう。ただし、ここでは、高級社の収益分配を含めた実態問題については、本章の課題から外れるし、また資料の制約もあって言及を差し控えることとする。

「四包」の個々の制度は、生産隊と高級社の間での「点数」や現金の双方のやり取りを伴うものであった。そこで、「四包」制度におけるノルマ達成状況を基準とした賞罰制度が、総体として高級社の経営にどのような影響を与えるのかを検討しよう。

表13-6は、生産隊で行われた作業が、技術革新を作った場合、作業効率がノルマよりも悪化した場合、同じく効率化を図った場合、そして、所定の作業を完成しなかった場合、の4つに大きく区分してある。そして、各々の場合に、ノルマの達成状況（「包工」「包産」および「包財務」の）、それに応じた賞罰制度の適用の結果による隊員の所得増大効果、そして各々の場合の高級社の収入と生産隊に対する支出の増減状況が検討される。

3つの指標の高級社に対する影響は、現金支出について言えば、生産費支出と減価償却費の支出が当初計画より増大することを、管

表13-6 「四包」制度の賞罰制度と高級社の経営

生産隊作業 の実施状況	技術革新		効率悪化		効率化		作業未完成
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	
生産、作業実績 (対ノルマ比)							
労働点数の消化	+	+	+	+	-	-	-
単位面積当り収量	+	+	-	±0	±0	+	-
生産費・減価償却	+	±0	+	+	-	-	-
隊員所得増大効果 (点数又は現金)							
「包工」賞罰	+	+	±0	±0	±0	±0	-
「包産」賞罰	+	+	-	±0	±0	+	-
「包財務」賞罰	±0	±0	-	-	+	+	-
総合評価	+	+	-	-	+	+	-
高級社への影響							
高級社現金支出	+	±0	±0	±0	±0	±0	-
高級社点数配分	+	+	-	±0	±0	+	-
高級社収入	+	+	-	±0	±0	+	-

註：①±0は変動無し、-は罰則控除あり、+は奨励加算のあることをそれぞれ示す。

②本来、単収ノルマは56年の単収より5%高く設定されているため、ノルマを超えなくても増産になる場合がある。従って、この表で示したノルマ達成=増産、未達成=減産とは、5%以上の増産の達成如何を意味している。

理委員会が認可した場合に増加する。また、「労働点数」配分は、「包工」「包産」の中で、生産隊に奨励を行った場合に増加し、罰則として控除した場合に減少する。高級社の収入は増産があった場合に増加する。従って、減産が発生して高級社の収入が減っても、生産隊に対して現金と「労働点数」の奨励を行わざるを得ない場合のみ、高級社は生産隊に対して計画以上に支払うことになる。

本表では、これらの生産、作業実績や賞罰制度の適用が、これまで考察した規定に沿って行われることを仮定する。また、検討を過度に複雑にしないため、他の生産隊の生産状況の高級社の経営や収益分配に対する影響を抽象している。従って、ここではある一つの生産隊と高級社の関係のみが示されることになる。

まず、「技術革新」があった場合には、現金の生産費支出や減価償却のノルマ以上の増進を伴う場合と（a）、現金支出などを伴わず、従って生産隊内部での労働の多投や現物の投入の増大のみで行われる場合が（b）、想定される。

両者に共通するのは、ノルマを超えた労働投入については、単取も増大するため、労働点数が上乘せされる（+になる）。

生産費支出など「包財務」に関しては、（a）の場合には支出額が増大する。だが、この部分については、現金支出の浪費ではないから、計画以上の支出がそのまま承認され、隊員に対しては罰金が課されることも、また報奨金が支払われる場合が無いと思われる。

従って、（a）では生産隊隊員の所得は増大するが、高級社が当初計画以上に支出する現金も「労働点数」も増大することになる。

（b）の場合は、高級社の現金支出は当初計画より増えず、「労働点数」の配分のみが増加する。いづれも、単取が増大するから、例えば、現金支出の増加が単取の増大を超えなければ、高級社は生産隊に対して支払超過になることはない。

「作業効率悪化」の場合には、結果として減産する場合が通常であろうが（c）、減産しない場合（d）も想定できる。

いづれの場合でも、単取以外の指標はノルマを超過するが、「包

工」制度では、超過分は評価されないし、「包財務」に関する二つの指標では、超過が損失として評価されるため、罰金が徴取される。

減産した場合には、減産分の一部（5%）が差し引かれ、減産しない場合には変化しない。この二つの場合には、隊員の所得は共に減少する。

高級社の「点数」配分は、減産の場合にはその95%を肩代りするため増大し、減産しない場合には変わらない。現金支出は不変である。

「作業効率化」の場合には、単取が増大する場合と不変の場合とがある。両者に共通するのは、下達された労働点数が節約される。生産費支出なども節約されることも想定する。

その結果、「包工」制度の奨励は無く、ただ「包財務」の報奨金と、増産した場合には「包産」の奨励も増加することになる。総じて、隊員の所得は増大する。

だが、この場合でも、高級社の計画以上の現金支出はなく、増産して高級社の収入が増えた場合にのみ、点数配分が増加する。

手抜きなどで所定の「作業未完了」になった場合には、隊員の所得は全てにおいてマイナスになる。高級社は減産するが、当初配分した「労働点数」や現金支出枠を生産隊から回収することになる。

ここで見られる特徴は、「技術革新」や作業の「効率化」が行われ、それが収量増加に結び付いた場合にのみ現金支出や労働点数の配分が増えるが、「効率化」の場合でも増産しない場合には、当初の計画の範囲内で奨励が行われる。さらに、作業の「効率悪化」や「作業未完了」の場合には、増産しないので、高級社は場合によっては当初の計画で配分した現金支出枠や点数を削減することさえある。

このように、「四包」制度で採用された賞罰制度は、単に生産隊の生産を管理するばかりでなく、単取増加に結び付かない計画外のつまりノルマの超過分を浪費と規定してリスクを隊員に負担させ、特に現金支出の増大をノルマ＝計画以上に増やさない、システムと

して機能する。言い換えれば、「四包」制度は、高級社では隊員の所得増大を計画の範囲内にとどめて、高級社レベルでの経営の安定性を確保しようとするベクトルを持った制度であった。

第2節 生産隊における「四包」制度の実行体制の整備

以上では、高級社管理委員会が生産隊の生産を作業、単収、財務支出および役畜利用の4つの方面からノルマを設定して管理する方法を、制度的側面から考察した。

本節では、議論のレベルは引き続き管理委員会と生産隊の関係を中心とするが、ここでは新たに生産隊内部の生産組、作業小組との関連にも言及することになる。

言い換えれば、前節の「四包」制度は、以下考察する各々の実行体制の中で、運用されるのである。なお、本節で扱うのは、「四包」制度の中の「包産」を除く、「包工」「包財務」「包耕畜」の三つに関わるものである。

A) 「四包」制度実施上の問題点概観—生産条件・就業条件を巡る生産隊間、社員間の対立—

第1節では、双城堡 慶城高級社における「四包」と言う生産隊を単位に隊員の労働評価と結合した各種ノルマの達成を管理する制度を考察してきた。

そこでは、制度自体の問題点を高級社と生産隊の関係のみについて検討したが、実際の生産は、生産隊の中で隊員によって行われるわけであり、そこでの作業組織、それぞれのノルマ執行状況や労働評価の体制が確立されなければならない。しかも、1957年に開始された「四包」制度は、その当初から、それを実際に機能させるには、それに対応した組織体制を整備する必要があることが指摘されるようになっていた。

本節では、同じ慶城高級社の事例から、1957年になって整備された「四包」制度の実行体制とその問題点を考察することとする。

ここで検討される問題は、高級社、生産隊各レベルでのノルマ決定、それに応じた労働力配置、隊員の作業の質の保証の問題などに渡る。これらの問題は、隊員の労働意欲の発揚と、ノルマの量的・質的完成を同時に保証できるような労働評価制度の確立の問題に関連する点で共通する。その意味で、初級社の労働組織を考察した際と同じ問題が扱われることになる。

* * *

本節の考察に先立って、「四包」制度の実施過程でどのような問題が発生したのかを概観しておこう。

まず、生産計画—つまり各諸員ノルマの配分の際には、生産隊間の紛争が頻発した。すなわち……

生産隊同士で農作業を奪い合い、農具を奪い合い、老人や労働能力の劣った者を排斥する現象が発生し、“先に来たものが割の良い仕事を取り、後に来たものが割の悪い仕事をやり、最後に来たものは諦めて引き返す”という状態になった。

また、ノルマの決定と、下達されたノルマの生産隊レベルでの修正を巡っては……

生産隊で新しく増えた種類の作業について、高級社管理委員会は適宜ノルマを決めることができないでいる。

そこで、生産隊では全てを自己流で決め、ある生産隊では機械的にノルマを実行し、労働点数を調整しないため、隊員間あるいは生産隊間で報酬計算が不合理で、同じ作業でもそれぞれ報酬が異なる事態が発生し、隊員の不満を買った。

さらに、ノルマが決定、下達された後にも、

「包財務」はあるものの、個別作業計画（原語は「小段計画」

を指導し、生産隊ではその下で、自らの季節生産計画—例えば播種準備作業計画—も踏まえて、その季節に行う個別作業を決定し、それぞれの実施計画を立てた。

そのポイントは図示したように、3つあった。

第1は、ある季節を通じて時間的、労働力別の繁閑差をなくし、何時でも誰でも作業があるように、作業内容を定めた点である。

例えば、播種準備作業期は、本来仕事の数が相対的に少なかったが、播種作業期にやっていた作業を時期を繰り上げて、播種準備作業期の作業に組み込んだ。

第2は、隊員に出役希望日数を申告させ、その日数に応じて、個別作業を各人に割り当てること。こうして、隊員に確実に出役させ、また労働点数の有利な仕事を横取りするような事態も防止した。

この方法では、作業内容に比べて隊員の出役希望日数がオーバーすることがあったため、余った部分は、個人副業時間として割り振り、生産隊の作業への出役と家庭労働時間とを同時に割り当てることが出来た。例えば……

第一生産隊で個別作業計画を制定する時に、合計32種類の作業を割り当て、それは1,240人・日を必要とする作業であった。

隊員が自己申告した出役日数は、1,460人・日であったが、生産隊では差し引いて残った220人・日を社員の家事労働時間として留保させた。

第3は、小型農具の不足に対応して、隊員を動員して自分の小型農具を、高級社による借入れという形で、利用することにした。全体で合計27件の鉄鍬、21件の鋤、20余りの手綱や耨(くつわ)を合作社に貸したため、農具不足の問題は基本的に解決された。

こうして、個別作業の内容と実施計画が、労働力と農具の裏付けを持って制定された。

次に、実際の作業実施体制の編成であるが、生産隊の下には、生産組が組織されていたが、それは年間を通じて固定した作業グループであった。しかし、作業の内容は季節によって異なるので、生産組の下に、さらに臨時的な作業小組を組織し、当該季節作業の間は固定した組織とした(図中では単に「小組」と表示している)。

これらの、生産組や作業小組では、「農作業の種類と隊員各自の技術的特長、体力の強弱などの状況に応じて」、労働力が編成された。図中、下段に示したのは、第一生産隊の例であるが、労役組など三つの生産組は通年のもので、播種準備作業期には作業の内容に応じてその下に小組が組織された。

こうして予め各人の所属単位、作業内容、作業場所を決定したことで、隊員が個人の労働点数取得のみを追求して、作業進行の秩序を乱すようなことを防止することができたとする。作業ノルマの決定や出役労働評価の問題は次項で考察する。

最後に、作業進行に伴って必要となる、生産費用現金支出の管理問題であるが、すでに見たように、生産隊では年間の「包財務」計画で割り当てられた現金を退蔵したり、また「隊長は一銭も出したがらず、社員は無関と欲しがら」問題が発生していた。

この点については、「個別作業計画」の策定とその実施体制の確立を前提に、「個別作業財務計画」が策定された。

その過程は、図中、右側の①-④の手順で決定、実施に移された。生産隊では、高級社の財務支出計画と生産隊の「個別作業計画」を元にして、「個別作業財務計画」を策定する。それは、高級社管理委員会の批准を受けて発効する。

この「個別作業財務計画」の策定は、生産隊の現金支出・管理の権限を増大させるのではなく、管理委員会の管理権限を強化するものであった。つまり、この利点として示されたのは……

高級社が作業ごとに資金を配分するので、生産隊による現金の

退職を防ぎ、生産隊も多くの手間が省ける。

同時に、季節ごとに大量に現金を支出することが避けられ、高級社の資金不足の困難が軽減できる。

また「個別作業財務計画」を通じて、より良く年間の財務支出計画を達成できる。

隊長や社員も財務支出の目度が立つし、さらに支出すべきを支出せず、支出すべきでないのを支出してしまう弊害を回避できる。

計画が民主的に制定されるため、各作業単位や各社員が請負の必要性を知って合理的に物品を配分するので、「隊長は一銭も出したがらず、社員は無関と欲しがらる」問題を回避できる。

などである。「個別作業計画」と「個別作業財務計画」に共通するのは、いづれも、生産隊に財務支出の権限が委任されていた従来 の状況で発生した、現金管理の混乱が、高級社管理委員会の統制を強化することで、解消する方法がとられたことにある。

このように、各生産隊、各労働力に緊関差も間断もなく割り当てる作業毎の実施計画とそれに必要な役畜、農具配分や費用支出計画を決定したことが、実際にも妥当なものであるとすれば、あとは、計画＝ノルマが実際に達成されるような、つまり作業従事者に作業意欲を十分に発揮させられるような、作業評価がなされる必要がある。

C) 労務管理、出役労働評価制度－「責任田」制度－

前B)項では、労働力の配置や作業進行に伴う生産費用支出の配分が、個別作業毎に詳細に計画され、その実施が計画と高級社管理委員会によって統制される体制の概要を示した。

そこで、問題となるのは、本節の冒頭で概観したように、作業ノルマの決定と作業の質の保証であり、その上で出役労働の評価が問題となる。そこでは、隊員間の利害対立ばかりでなく、作業ノルマが各生産隊で勝手に調整されることから、隊員の不満の発生が問題となった。

本項では、前項と同じ資料によって、まず、作業ノルマの決定と作業進行過程での管理方法から考察を始める(註7)。

図13-3①に整理したように、ノルマの決定方法は、すでに存在していた通常の作業については、その作業ノルマや費用支出ノルマは、「生産隊長と適正な中の上の労働力で構成」される「作業試験小組」を生産隊に設置し、そこでノルマとそれに応じた労働点数の配分基準を決定することとした。そして、特に新しい作業-技術革新を含むについては、高級社の直接の指導下で、各生産隊の「作業試験小組」の実験を経て決定することとされた。

続いて、実際の作業過程におけるノルマ遂行の管理方法について、同図13-3②に沿って考察する。

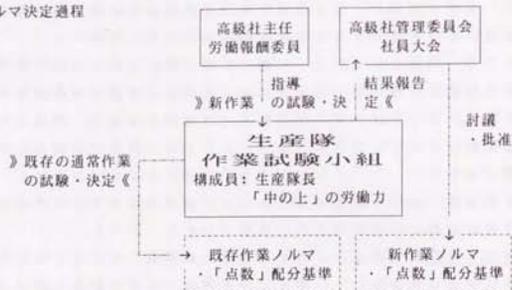
年間の作業の開始前に、既存の作業や技術革新を含む新しい作業の実施が計画されている生産隊では、両方を合わせて年間の作業ノルマとそれに見合った「必要労働の点数総額」が割り当てられる。その場合に、「高級社がすでに決定したノルマ基準は変更せず、各生産隊が実際の施行過程で臨機応変に調整する」こととされた。

その調整方法は次のような二段構えになっている。

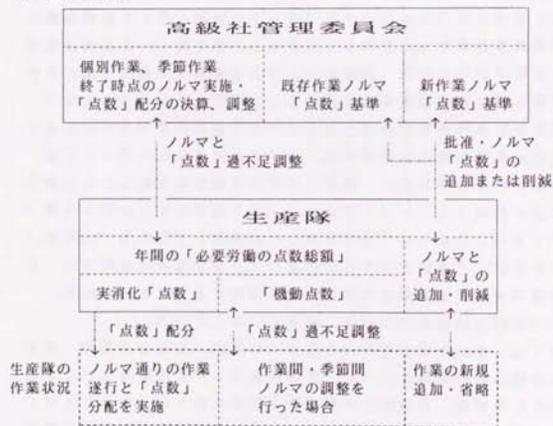
第1は、年間を通じて「同じ種類の作業間、異なる作業間、季節間の労働点数の融通を行って、労働報酬をより合理的なものにする」、つまり作業間、季節間の労働点数の調整を行うことができる点である。その際、「調整によって余った労働点数は当該生産隊の機動

図13-3 高級社におけるノルマ決定、管理体制
(双城市 慶城高級社、1957年)

①ノルマ決定過程



②ノルマ管理過程



資料：表13-1に同じ。

的労働点数とすることができるとされ、大枠では生産隊に配分された「点数総額」の中でやりくりすることになる。

第2は、生産隊の作業実施状況は、高級社管理委員会の監督を受け、特に「各生産隊の作業請負の完成状況は季節毎に検査される」。そこでは作業量と「労働点数」の消化状況が検査される。そして、「もしも、当初請け負われた作業量が不正確な場合には、調整を行う」とされた。

このように、生産隊内部には、高級社の統一のノルマ通りに実施された作業については、そのまま点数が配分されるが、途中で点数の調整を行った場合には、「機動点数」を元手に過不足を調整する。そして、定期的に高級社によってその状況が検査され、「点数総額」自体が調整されるのである。

また、技術革新などで、臨時的に新たに作業を増やした場合には、事前の管理委員会の批准を経て、新作業ノルマとその「労働点数」配分基準に従って、高級社は「労働点数」を追加してやる。逆に生産隊で作業の種類を臨時的に減らした場合には、高級社が「点数総額」からその分を控除する。

このように、生産隊におけるノルマと作業毎の労働点数の不平等に対する隊員の不満は、個別作業について高級社統一の基準を適用したこと、これを変更するは、特別な場合—技術革新、作業の省略、定期的な調整—以外は、当初割り当てられた「点数総額」の枠内で生産隊の責任で調整すること、によって、生産隊間の基準の格差と不平等を是正した。

第1節で考察した「四包」制度との関連に言及しておくならば、この「機動点数」による生産隊内部での作業間のノルマ・「点数」配分の調整や、季節毎の検査制度は、「四包」制度そのものの変更を示すものではない。むしろ、ある季節作業の間に、生産隊の「点数総額」の持ち分は変更されることが無い点で、生産隊の「労働点数」配分と高級社の経営との間に一定の緩衝を差し挟むことになる。また、技術革新や作業効率の悪化などによるノルマ・「労働点数」

配分の変更は、季節毎に区切って高級社管理委員会によってチェックされるよう、制度が補強されたことを意味している。

* * *

こうして、個々の隊員への作業の割り当てと、その作業ノルマと労働点数配分基準の適用方法については整備が進められた。

そこで、残された問題は、個々の隊員の作業状況の格差評価、言い換えれば作業の質の保証と評価の問題である。

出役労働の点数評価の方法については、一般的に次の3つの方法が採用された。

第1は、個人の作業量が計算できるもので、それには個人出来高制を採用した。

第2に、共同作業のため個人の作業量が計測できないものは、作業小組による生産隊内部の作業請負制を実施する。そして、各小組は各人の作業量の多少・質の善し悪しに基づいて、各人が得るべき報酬を評価する。

第3に、個人の作業量が計測できずあるいは個人が周年請け負う農作業については、生産隊の設定した基準から毎日の労働報酬を算出する。

つまり、個人の作業量が確定できる場合と、共同作業の場合には、作業の質の評価を含めて点数計算がなされ、個人で終年請け負う場合には、ただ労働日数に応じて計算するのである。その作業の具体的中身が不明であるが、作業の質の評価問題が生じるのは、前二者に限られることになる。

* * *

圃場作業の質をチェックするための制度として、1957年には「責任田制度」が作られた。

生産隊の農作業は通常、生産組（さらにその下の生産小組）によって行われるが、その作業を管理する組織として「責任田小組」が設置された。

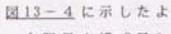
その主要な機能は……

第1に、生産隊の指導に協力して各作物の耕作作業時間を適宜提起すること。

第2に、高級社の労働ノルマや作業の質に対する要求に照らし、生産隊長や生産組長が作業の質を検査するのを助け、ある作物の種子の処理・作付・中耕除草・収穫・集荷脱穀・倉庫搬入後の保管など各作業の質の検査を実施すること。

第3は、毎日生産組が作業を終了する時に、責任田小組の構成員は生産組長や生産隊長を助けて、作業の評価を行うこと。

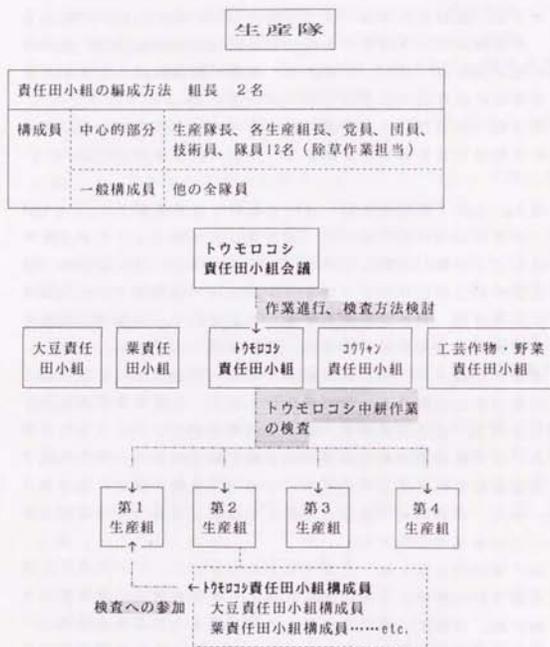
である。この「責任田小組」は各生産隊で複数組織される。「例えば、トウモロコシ責任田小組、大豆責任田小組・コウリヤン責任田小組など」作物毎に設置される。つまり、「責任田小組」は、自らが責任分担された作物について、作業進行、各作業ノルマ完成時点での作業評価、日々の作業の評価、などの面で、それぞれの持ち場から生産隊長や生産組長に提言、援助を行うのである。

「責任田小組」は、生産隊を範囲として、に示したように、活動の中心的部分と一般的構成員とから、全隊員を構成員として編成される。図示したのは、第二生産隊を例としたものであるが、大豆責任田小組など作物毎に5つの小組が編成された。同生産隊では、生産組は年間固定しているが、その下に生産小組が設置されていないので、作物別に「責任田小組」が設置される（工芸作物と野菜は一つの小組が担当する）。

この「責任田小組」は、作業単位ではないので、その構成員は通常は生産小組に所属して農作業に従事し、作業の管理、労働評価を行う際には、改めて「責任田小組」の構成員として活動を行う。一般に、一つの生産小組には複数の「責任田小組」の構成員が混在することになるが、自分の生産小組のある作物の作業の評価については、関与せず、所属外の生産小組の作業の評価にのみ関与する。

例えば、ある生産組には3名の組員がいるが、それぞれが大豆責

図13-4 生産隊における「責任田」制度
(双城市 慶城高級社 第二生産隊、1957年)



資料：表13-1に同じ。

責任田小組・粟責任田小組・トウモロコシ責任田小組に別々に配置されている可能性がある。この責任田小組で大豆の中耕作業を行う場合には、大豆責任田小組に所属する社員は別の生産組の大豆中耕作業の質を検査し、それらの組が大豆の中耕作業の質を維持するように援助する。また、コウリヤンの中耕を行う場合には、コウリヤン責任田小組の構成員は、別の生産組の作業の質を検査する。このようにして常に相互に作業の質の検査を受け持っている。

言い換えれば、「責任田小組」は、生産組が作業の質的達成に無責任になるのをカバーするための社員相互で第三者の立場から作業の質を検査する制度であり、そこから自分の所属する生産小組の評価を暗黙の内に甘くする可能性を排除している。

また、「責任田小組」内部の管理については、その構成員が任務を達成するように、「生産隊内部で規定して各責任田小組が定期的に会議を開催し、その生産組の作業の検査や作業配分について検討する」。そして、「各責任田小組の活動は毎月及び各季節毎に表彰と批判が行われる。被検査者は検査者の検査と指導を尊重することが必要になる」、とされた。

さて、前編第9章では、初級社における作業の質の評価問題を、土地改革前の雇用関係との比較を行ったが、この慶城高級社における「責任田小組」の制度は、初級社の生産隊毎の事後的評価の方法とどの様な変化をもたらすものであったのか？

初級社の生産隊での隊員間の作業の質の事後的評価が、評価を巡る人間関係の悪化→労働意欲の減退と言う悪循環を結果する恐れのあることが指摘してきた。

それと対比すると、「責任田小組」は、作業単位と評価単位を厳しく切り離すことによって、作業評価を巡る“紛争”が生産組内部に発生しない、外部者が作業評価を行う機構を創出したことになる。しかも、被検査者(生産組)の検査者(「責任田小組」)に対する服従が規定されており、検査者の出した結論が実際に尊重されるならば、言わば雇用主→作業グループと言う雇用関係に類似した状況

が創出されたことになり、作業の質の評価に伴う“紛争”の発生は抑制されることが期待される。

だが、全く逆の、つまり初級社と同じ結果に帰結する可能性も存在する。もしも、「責任田小組」の“権威”が尊重されない場合には、作業評価を巡る不満や不信感が、生産隊全体に蔓延すると言う悪循環に陥ることになる。

ただ、どちらの可能性が大きいかは一概には言えない。例えば、後者の可能性をより高めると思われるのは、作業間の「点数」配分は生産隊独自に行われる点である。なぜなら、作業内容、作物毎の「点数」の差は、生産隊に割り当てられた「点数総額」の範囲内で調整されるため、個々の生産組間で「点数」の奪い合いが、作業評価の局面で噴出する恐れもあるからである。

しかし、生産組と「責任田小組」の構成員は、完全に重なることなく、錯綜しているわけであるから、個々人の異なるベクトルでの思惑が打ち消しあって、結果的には、「責任田小組」の決定に対する不満を押さえ込むことが可能になるかも知れない。もちろん、この場合にも、不満は押さえられても、構成員の労働意欲がより低位に安定してしまう可能性が付きまとうことになる。

D) 生産手段利用・管理制度－農具と役畜の管理－

続いて、農具と役畜の管理制度の整備状況を考察する。

まず、農具の管理であるが、慶城高級社では「各生産隊は財務請負（「包財務」－菅沼）を前提に、物品の利用と保管の形態を確定する」とされ、また「それに関する賞罰制度を確立する」とされた。

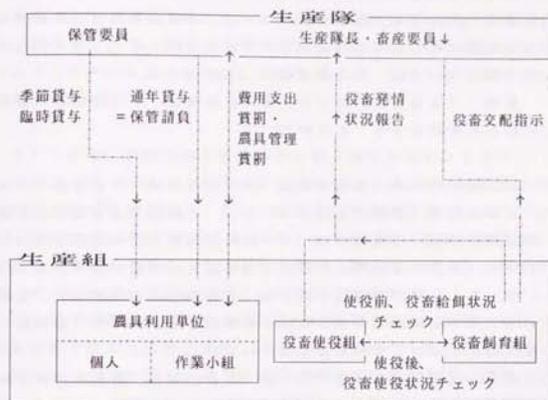
農具の利用・管理方法は、図13-5の左半分に示した通りである。

それは、農具の種類と利用の必要から、個人利用と生産小組利用、さらに通年利用、季節利用、臨時利用に分けられる。

通年利用の場合は、農具を生産隊から貸与され、その利用を請け負い、利用者が年間を通じて利用と保管を分担する。

季節利用、臨時利用の場合には、その都度生産隊の保管要員から

図13-5 高級社における農具、役畜利用管理体制
(双城鎮、慶城高級社、1957年)



資料：表13-1に同じ。

借り受けて、利用期間中は利用者が管理し、返却後は保管要員が管理する。

農具利用に関する賞罰方法についても具体的規定がなされ、生産小組単位で節約した支出部分については、「高級社管理委員会が規定した奨励比率で各々の構成員に労働日を分配する」。個人が利用したもののについては、その個人に対して奨励する。

また、「人為的原因で生じた農具の損傷は、その当事者に損害額に応じて弁償させる」とされた。

* * *

次に役畜の利用、管理体制は、同図の右半分に示した通りである。

役畜の利用、管理の全般については、生産隊長と生産隊の畜産要員が担当する。生産隊では、「一般的な飼育方法や使役方法の規定以外に、各農作業時期の粗飼料と穀物飼料の定量が規定されている」。そして、日常的な使役や飼育は、その規定にしたがって、生産組の一つである使役組の使役要員と畜舎の管理を受け持つ飼育組の飼育要員とによってそれぞれ分担されている。

まず、役畜作業を行う期間には、役畜の利用・管理は飼育要員と使役要員との連携・引継制度に従って遂行される。

つまり、作業を行う日に役畜を畜舎から出す際に、使役要員は役畜が十分に食べているか、病気がないかをチェックし、一日の作業終了後に畜舎に返却する際には、飼育要員は役畜が簡便され過ぎているか、負傷していないかをチェックする。

また、役畜の繁殖については、母馬が発情したら、使役要員と飼育要員両方が生産隊長に報告する。そして、報告を受けた隊長と畜産要員は、母馬を使役から外して、交配するように指示する。もし、母馬の発情の報告を怠ったり、適期に交配を指示しなければ、それぞれの報告および指示責任者が、その損失を引き受けることになる。

このように、生産隊は、「包財務」と「包耕畜」の二つの制度の下で、高級社から役畜と農具の利用管理を請け負っているが、生産体内部では、各々の管理者と利用者との責任分担が割り当てられ

ている。

だが、詳細が明確ではないものの、農具の保管要員や役畜の使役要員などの管理責任者は農具の破損や役畜の簡便を忌避し、利用者は作業ノルマを消化するために、農具や役畜を結果的に簡便してしまう恐れがある。従って、この体制の問題点は、各々の責任分担から生じる利害対立を如何にして調整するか、と言う点に存在すると考えられる。

E) 「四包」制度実施の実際問題—県・郷工作組による介入—

これまで、「四包」制度、責任田制度および小段計画制度を制度問題として考察した。そこで、本項では本節の最後として、「四包」制度の徹底そのものが、一つの上からの運動（動員）過程として展開せざるを得なかったことを確認し、続いて、生産隊の利害に対して一定の譲歩を余儀なくされた事例を考察する。

これまで事例として取り上げた慶城高級社でも、「四包」制度の実施過程で様々な問題が発生し、その改善過程で「個別作業計画」（原語は「小段計画」）や「責任田」制度が作られたことに言及した。そこで、本項では、1956年春に高級社が普遍的に設立された後の、「四包」制度の普及、整備状況について、黒竜江省の全般的状況を考察する（註8）。

黒竜江省全体の状況は以下のように述べられている。

まず、「四包」制度は、1957年春になって、各高級社で普遍的に採用されるようになった。

そのため、第1に「生産隊が社員の日常生活と生産活動を直接組織する責任が増大した。従って、生産隊の工作が合作社の日常的管理の善し悪しや四包制度の成否を決定する」ようになったことが指摘されている。

しかし、他方で「高級社幹部の中には四包制度の実施以降、指導する手間が軽くなった、あるいは高級社の管理問題から永久的に解放された、と考えるものがある」とか「生産隊長が四包制度の下で

指導する経験が大変不足している」と認識される状況が存在し、「四包制度の形骸化が進行」していたと言ふ。

ここで把握されていた高級社運営の問題は、生産隊の指導体制の確立とその強化として整理できよう。

そのために、次のような対策がこうじられた。

まず、県および郷の幹部については、「高級社管理委員会を通じて、生産隊や生産過程の問題点を検討・解決し、経験を汲み取る」ことが提唱された。

次に、高級社管理委員会のレベルでは、高級社の幹部（管理委員会の構成員）は、「生産隊を助けて、四包制度実施以降の状況を踏まえ、生産隊の生産指導状況を改善する。大部分の時間を使って、生産隊と生産過程に直接入り込んで具体的指導を行う」ように指示された。

本章の冒頭でも触れたように、管理委員会の構成員が単に委員会内部の業務分担をこなすだけではなく、自ら作業現場に入って指導経験を積むべく自己訓練することが、省内全般においても強調されたのである。

その目的は、最終的には生産隊長の指導能力の向上にあり、「高級社の管理水準の向上と四包制度の実施上の重要な条件」であるとされた。

まず、さきに触れた県、郷および高級社の幹部は、「参謀」の役を務めて、生産隊長が生産隊の管理工作に熟達するように具体的に援助する」とこととされた。

特に、高級社の幹部は「生産隊長を助けて責任をもって具体的に援助する以外に、高級社の中に重点生産隊を設立し、経験を汲み取り、定期的に生産隊長会議を開催して、生産隊指導に関する経験交流を行う」ものとされた。

本章冒頭でも指摘したように、これは、初級社設立過程で採用された「互助合作網」と同じ考え方である。

また、「共産党の郷総支部は必要に応じて、郷、高級社、生産隊

三級の幹部会議を開催して、経験交流を行い、当面の問題点を解決し、高級社幹部と生産隊幹部の管理能力を向上させる」とされた。

こうして、高級社の生産隊長と言うスタッフの育成は、県、郷および高級社管理委員会の3者が上から生産隊に直接介入して指導する方式で進められるように指導されたのである。

次に、これらの上からの指導の受け皿となる生産隊の指導体制は、以下のように整備することが唱われた。

全体的には「生産隊の指導責任が重くなったと言う新しい状況に対応して、生産隊の民主的管理制度を確立・整備する」ことが強調された。

そのために、「生産隊における共産党小組の中核的作用を強化し、また生産隊業務会議を整備して、これを生産隊の日常的生産活動の基本的指導形態とする」こと、また生産隊全体の生産計画やその遂行については、「隊員大会で討議して大衆の知恵を集め、正しい決定を下し、隊員に生産隊全体の活動目的について理解させ、主体的に生産隊の管理に参加させ、生産隊の生産任務を完成する」ことが提唱された。

つまり、すでに触れた生産隊の業務会議と新たに示された共産党小組とが、生産隊の指導部、すなわち上からの指導の受け皿となり、隊員大会で個々の構成員を動員すると言う体制の整備が提起されたのである。

これらが、「生産隊に対する管理工作を強化して、高級社の管理水準を高め、生産計画と四包制度を社員の日常的生産活動の中に貫徹させる」ための体制であった。

* * *

本項で使用した資料は、黒竜江省全体の状況と方針を示したに過ぎないが、当時の状況として整理すれば、第1に、高級社の管理体制の機軸をなす「四包」制度の、事実上の執行主体であった生産隊が実際に機能していないことが指摘されていることである。

そして、第2にそれに対して、県→郷→高級社→生産隊と言う指

導体制を確立して、高級社幹部と生産隊（隊長）に「四包」制度を実施させるように県・郷の側に動員する対策が選択されたことである。

このことは、言い換えれば、1955年末から1956年春にかけて高級社が一気に設立されても、“合作化運動”が完了したわけでないことを示している。むしろ、56年春時点では高級社という建前が作られただけで、その内実を備えるには、高級社管理制度の普及・徹底という上からの動員を引続き強化することが必要であったのである。

本章の冒頭でみたように高級社には社員大会、隊員大会による大衆的意志決定機構が設置され、また管理委員会や生産隊業務会議での集団指導体制の確立が提唱されたが、「四包」制度の普及過程で上からの直接介入方式による指導が入った後に、これらが実際に機能できるような、郷と高級社管理委員会との関係、また管理委員会と生産隊の関係が保持されたのかも問題であろう。

F) 高級社から生産隊への指導・服従関係—第1節と第2節のまとめ—

本第2節では、「四包」制度の実行体制を考察したが、本項では、第1節の考察結果とも併せて、生産隊と管理委員会の関係を中心に制度面から整理することとする。

まず、第1節で指摘した「四包」制度の問題点を見るならば、そこで指摘されたのは、「労働点数」分配を巡る、高級社管理委員会と生産隊の間の、そして生産隊間の利害問題である。

「四包」制度の個々の部分についての考察では、第1に、「包工」制度については、管理委員会から下達された「労働点数総額」の枠内では、「点数」そのものの取極物に換算した価値が、高級社全体の作柄に規定されてしまうと言う問題や、作業の効率化と労働力の浪費が分別されない問題が発生する可能性を指摘した。

第2に、「包産」制度でも単収ノルマの超過達成が「労働点数」の追加給付と言う、全体の作柄如何では目減りする可能性のある単

位で評価されることに発して、生産隊の利害問題が生じ得ることを指摘した。

第3に、「包耕畜」制度では、役畜の飼育、繁殖と作業ノルマ（「包工」）に規定される使役という、生産隊内部の利害問題が指摘された。

第4に、「四包」制度全体について見ると、生産隊の構成員である隊員の所得は、一つは「労働点数総額」や「包財務」制度の現金支出限度枠の大枠に限界付られており、二つ目にノルマの超過達成、特に増産を達成した場合にも、その多くは管理委員会に所属し生産隊の隊員の所得に直接反映する部分は限られていること、三つ目に、減産した場合には「点数総額」の削減などで罰せられること、などに規定される。つまり、生産隊員の所得増大を低めに抑え、管理委員会の計画外の「点数」配分や費用支出の増大が抑制されることが「四包」制度の特徴であり、それが管理委員会と生産隊の基本的な利害関係を構成していることが指摘された。

第2節で考察された「四包」制度の実行体制の本質は、基本的にこのような生産隊と管理委員会の関係あるいは生産隊間の関係を、順調に保持するための体制の整備であった。

まず、「個別作業計画」と「個別作業財務計画」の策定は、生産隊に現金を直接扱わず、その支出方法が管理委員会の審査と批准をその都度受けるようにされる一方で、個々の労働力は、末端の作業小組に至る、細部に渡る人員配置と作業進行計画によって統制されると言う、労働力と現金の計画通りの利用を補強するものとして行われた。

また、「四包」制度の各種ノルマの決定は、管理委員会が直接指導する「作業試験小組」での実験を通じて行われる。

生産隊には、各自の状況に応じた作業間、季節間の「点数」配分の調整が認められたものの、その大枠は季節毎にチェックすることで「労働点数総額」の増大を制限する制度が整備されていた。

「四包」制度とその実行体制は、計画やノルマが作業を適期に行

い、隊員の増産意欲を引き出し、高級社全体として食糧増産を達成することを本来の主旨としていた。しかし、いま整理したように、この体制は、高級社管理委員会の生産隊、それを通じた生産組、生産小組への統制を強化し、特定の生産隊が、「労働点数」配分においても現金支出においても突出せず、当初計画の変更をもたらさないようにするものであった。

なお、圃場作業と役畜利用・管理作業の質の保証と労働評価の問題は、「責任田小組」制度と役畜の使役組と飼育組との間の相互チェック制度によって解決されようとしていたが、それ自体も実際にどの様に機能し得るかは、疑問のあるものであった。

このような性格の制度が、実際にどの様に普及されて行ったのかを見るならば、それは県、郷、高級社管理委員会が上からの動員体制を組んで進められて行ったのである。

そこで、高級社管理委員会と生産隊の実際の関係がどの様なものであったのか、生産隊の性格に注目しつつ次節で考察することとする。

第3節 生産隊の作業・経営管理問題

前2節では生産隊の作業、経営管理の制度を考察したが、そこからは、「四包」制度自体が特定の生産隊の隊員の所得が突出して増大することに対して抑制的であり、各種ノルマの決定方法や「個別作業計画」および「個別作業財務計画」が、「四包」制度のノルマ、「労働点数」配分を生産隊に上から徹底させるものであったことを指摘してきた。

本節では、これらの考察結果を踏まえて、高級社管理委員会と生産隊の関係を、個別事例から具体的に考察することを目的としている。

その場合に、注意すべきことは、高級社が行政村単位に設立された点である。言い換えれば、一つの高級社には初級社より広範囲の地域が統合されており、そこには自然村を越えた格差＝地域間隔差が生産隊間の格差として高級社内部に包含されており、それが管理委員会と生産隊の実際的な関係に反映することを意味する。

もちろん、このことは生産隊の内部に農家間の地縁的な結合が歴史的に存在してきたことを証明するものではない。

むしろ、一つの自然村内の農家が生産隊長をリーダーとする一つの生産隊に組織され、それが高級社と言う一つの経営体に統合されることで、管理委員会との関係の中で言わば地縁的利害集団として機能するようになったと考えるのが自然であろう。

この仮説を念頭において、本節では生産隊の作業・経営管理の諸問題を個別事例から検証する。

A) 生産隊の管理スタッフ層の脆弱化

まず、本項では行政村を単位に高級社が設立されたことによる、行政村レベルと自然村レベルとの変化を概観し、そして生産隊の指導体制の形成状況を中心に考察する。

ここで取り上げる事例は、呼蘭県 双井区 腰堡村の燎原高級社、特にその第1生産隊の状況である(註9)。

原原高級社は、1956年に初級社を基礎として、腰塚村という行政村を単位に設立された。

全社員戸数は、200戸を超えており、4つの生産隊が置かれ、各生産隊の規模50-60戸であった。この規模は「従来の初級社と比べて同じか大きい」ものであったと言う。

この生産隊の戸数あるいは既存の初級社は、小論で見てきた土地改革前の状況を比較すると、自然村(屯)の規模に相当する。

1956年になると、行政村単位で高級社が設立され、そこに高級社管理委員会が設置されることになった。

その人事は、「旧初級社の正副主任11名中、9名が高級社管理委員、2名が生産隊長になる。その他の10数名の高級社生産隊長は初級社の生産隊長と積極分子が担当した」と言うものであった。

つまり、自然村範囲で設立されていた初級社の幹部(主任)は、今度は行政村レベルの指導者に「昇格」することになり、自然村レベルの指導者がいなくなったため、今度は初級社で生産隊長を、高級社の生産隊、つまり自然村レベルの指導者に「格上げ」することが必要になったのである(*)。

*: この他に、本章冒頭で述べたような「併村画郷」という行政機構改変による、農村末端部の幹部の人事異動も当然影響したと思われる。

このような、高級社管理委員会の人事により、まず幹部の指導能力の問題が発生した。

つまり、高級社管理委員会の構成員である指導的幹部が、「初級社と比較して指導能力が減退した」と言う問題が発生したのである。

さらに「生産隊長の指導能力・経験が不足し、管理委員会の決定が徹底できない」こと、また「高級社の管理委員になった元初級社主任は管理委員の職務に制約されて生産隊の具体的な管理工作中に習熟する暇がない」と言う事態が発生した。

その他、「管理委員会が生産計画、土地利用計画、包産制度、作業ノルマなどをせっかく決めても、生産隊はそれを実行できず、しかも、生産隊毎の受持ち範囲の耕地の境も明確でなかった」と言う生産条件の差異も問題化した。

そこで、当初の指導的幹部の人事の修正と生産条件の調整が行われた。

第1は人事の調整であり、「高級社管理委員になった9名の元初級社主任から8名を解任して、高級社生産隊長に戻した」というものであった。

例えば、第2生産隊は、組織が弱体であったため、管理委員2名をその生産隊長にした。また、第4生産隊は、行政村中心の屯から150kmも離れており、有能な幹部が選出できず、また生産隊の規模も大きいので、高級社副主任を生産隊長として派遣した。

第2には耕地の調整であり、「生産隊長を改選して確定してから、管理委員会はまず初歩的に耕作区分を行い、次いで、各生産隊長、同労働点数記帳員、老農を召集して、実地で各耕作区毎に地境を決定し、地片毎の単取任務や作業任務を策定した」。さらに「生産隊毎にこの任務を地片毎に再検討させた」と言う。

第3は、耕地以外の生産手段の調整である。当初は「第1、第2、第3生産隊は耕地面積に比べて馬が不足しているが、第4生産隊には5頭の馬が余っていた」。しかし「この状況は、生産隊間のノルマ達成、増産競争を組織するのに不利である」と認識されたため、「管理委員会は耕作区的面積や作物に応じて労働力、役畜、技術員を再編成した」と言う。そして、各生産隊当り男子労働力80名、女子労働力40名、耕地面積180ha(20地片)、馬35頭に調整された。

ここまでで明らかになったのは、まず、従来自然村の中の初級社で生産を管理していた初級社の主任が、高級社設立後は複数の自然村を含んだ高級社の生産の管理業務に携わらねばなくなり、また、自然村レベルでは生産を指導できる人材が払底してしまったこ

とである。小論では特に第9章で初級社における作業及び経営管理の問題を考察したが、そこでは多くの問題が存在していた。従って、高級社が設立されることで、このような人材が（むしろ小論では指導者の問題よりも初級社の経営管理制度自体を問題にしたのであるが）自然村レベルからいなくなってしまう自体が発生したのである。

さらに、「増産競争」の必要から生産隊＝自然村間の生産条件の均一化が行われた点である。この点については、次項で別の事例から考察してゆく。

ここで、同高級社の第1生産隊を例に、生産隊の変化を考察しよう。

第1生産隊の前身は第1初級社であり、生産条件の調整を経て、耕地面積210ha、馬35頭、男子労働力65名、女子労働力53名と言う構成になった。

生産隊の内部は4つの生産小組に分けられ、各組に正副組長計2名が選出された。また生産隊には、飼育員、農具保管員、農業技術員、運輸員、労働点数記帳員、厩肥要員各1名、計6名の業務別責任者が選出された。

このように、一定専門分化した生産隊の管理体制が形成されたが、それは直ちには機能しなかった。

第1の問題は、「青年団員である宋万発は組長になったが、指導に困難を感じるようになり、また記帳員になった辛景春は通時記帳を行えていない。その他の専門職員も各々の受持ち分担が明確でないため、やる気が失せてしまった」ことであった。そして、その原因は「高級社の生産隊は初級社の生産隊と組織の規模も違おうし、労働力や役畜や作業組織も全く異なっているため」であるとされた。

この事態に対して、「生産隊業務会議を開催して、専門職員の作業内容を明確にし、出勤・作業検査制度と生産組間の生産競争を組織した」と言う。

第2の問題は、「生産隊長の作業指導方法が明確になっておらず、隊長は毎晩自宅翌日の作業分配を決定し、朝になって現場で各組に作業を割り当てていた」ことであった。

これに対しては「作業計画表を作成し、生産隊業務会議で10日間の作業内容と必要労働量を策定し、各生産組にそれを割り当てる」ようにした。

同時に、高級社管理委員会からは、すでに考察したところの「四包」制度の各ノルマと「個別作業計画」が下達され、生産隊の管理スタッフの生産隊管理の指針とされた。

* * *

この様に見て来ると、生産隊つまり旧初級社、自然村レベルの作業・経営管理体制は、既存のスタッフの高級社管理委員会への吸収＝自然村レベルでの人材の払底を前提として、指導経験の不足した“にわか仕立て”の指導者によって編成されることになったのである。

しかも、それは生産隊の作業管理機能を各専門スタッフの独自の業務に細分化し、総合的管理を行うべき生産隊長も、管理委員会から下達された各種ノルマの執行者として位置づけると言う、きわめてシステムティックなものになった。これは、あたかも“にわか仕立て”のスタッフの能力・経験不足から発生するリスクを回避するかのよう、管理委員会からの上からの指導の下に生産隊の管理スタッフを単なるノルマの代理執行者として組織したもののように見える。

だが、毎日の農作業の配分問題が、単により緻密な作業計画の策定によって克服しきれぬ問題なのかは、検討を要するであろう。

ここでは、二つの点について疑問を提起する。

第1は、農作業の特性の問題と、生産隊が各世帯を構成員として編成されていることからくる問題である。前者については、農作業自身が、天候の変化など規定されて不測の事態が発生する可能性の高いものであると考えられる点であり、後者については生産隊の作

業に出役する各世帯の家事労働の必要などの出役確保の攪乱要因の存在を指している。これは、後段で殺物生産の技術改良問題を考察する中でも散見される事実であるが、この燎原高級社のように、4つの生産隊が、それぞれ男子労働力80名、女子労働力40名、耕地面積180ha……にも及ぶ場合に、農作業の計画化がどこまで実質的に意味を持つかが問題である。

第2は、1点目を前提として、生産隊の管理スタッフが、管理委員会の下達する「個別作業計画」の単なる執行者になってしまい、しかもそれぞれの責任分担を厳しく明確化した場合に、生産隊レベル特に生産隊業務会議が、状況の変化に応じた対応策をこうじられるのかどうか問題となる。また、生産隊長が専門分化してしまった各スタッフの業務上の利害を協調させることも必要になって来る。

これらの点は、ここでは一般論としてしか指摘できないが、農作業の管理を、責任分担を徹底的に分割し、極度にシステムティックにした燎原高級社で、総合的管理者＝リーダーの育成がどれほど注意されていたのか、疑問を禁じ得ない。

B) 「四包」制度の統一的ノルマ決定と生産隊間の生産条件の格差

前項では、生産隊の管理スタッフの問題を検討したが、本項では、富錦県の福安高級社と民主高級社などの事例から、「四包」制度の実施開始時点で発生した、生産隊間の利害対立の実際を考察する(註10)。ここでの主題は、「四包」制度が、生産隊間の生産条件の格差の考慮の上に行われたことを明らかにすることである。

富錦県では1956年には「三包・四固定」制度を採用した。

この「三包」は、すなわち「包工」(作業ノルマ請負)、「包産」(単収ノルマ請負)、「包財務」(生産費用支出ノルマ請負)であり、前節で取り上げた慶城高級社のように「包耕畜」(役畜利用管理ノルマ請負)を含まないものであった。「四固定」とは、生産隊の構成員、「耕作区」(作業地点)、利用管理する役畜、そして農

具をそれぞれ年間を通じて各生産隊に固定することである。

しかし、1956年1年間の実践を通じて発見された問題点は、次のようなものであった。

第1は、「定工」(作業ノルマ)の基準が不正確であること、第2は、「包産」(単収ノルマ)が高すぎる点、第3は、費用支出ノルマが大ざっぱであること、第4に、自然条件の変化に応じた各種基準の修正が適宜行われないこと、であった。

これらの問題は、すべてが直接的には「三包」制度の欠陥を指摘するものであったが、この問題の解決に際して、1957年にはまず「四固定」制度の改善が考慮された。

まず、生産隊の構成員を固定する措置をこうじた。

1956年には、「社員の転出入により、56年当初に編成した生産隊の労働力や役畜の構成が不均衡になり、また生産隊の基幹的幹部の人数もまちまちで、構成員の住居も分散しており、規模が大きすぎる生産隊もあった」と言う問題が発生した。

そこで、1957年には、「社員の体力の強弱、技術水準の高低、居住地、基幹的幹部などを考慮して生産隊間で調整を」行った。例えば、福安高級社では、6名の基幹的幹部と労働力に付いて調整し、各生産隊の指導力や生産任務のバランスをとり、1生産隊当りの戸数を40戸に調整した。

また、生産隊の中に、生産組を設立した。生産組の生産隊との関係は一律ではないが、ある高級社では、「生産組は年間を通じて構成員・役畜・耕地・農具を固定して、作業ノルマ請負を実施」していた。またある高級社では、「季節毎に生産組の構成員・耕地を固定し(つまり季節毎に作業組は再編成される一管沼)、役畜は生産隊が統一的に管理・利用配分すると言ふ、季節性作業ノルマ請負」を実施した。さらに、「生産組の構成員のみを固定して、季節毎に生産隊が作業を統一配分する、臨時的作業ノルマ請負」の方法が採用された高級社もある。

第2に、「耕作区」が各生産隊に配分、固定された。

1956年にも、耕地を各生産隊に配分、固定したが、その際に、「地形、耕地の遠近、地味及び各生産隊の状況を考慮せず、耕作地の団地化のみを強調したため、各生産隊間に耕地面積や耕地条件の格差が生じた」と言う。

たとえば民主高級社の第一生産隊は、社員1人当たり平均 8.4haの耕地を配分されたが、第四生産隊では 6.6haであった。その結果、生産隊間の負担が不均衡であるため、「包産」制度も流産してしまつた。

また、福安高級社では、生産隊間で耕地の遠近や地味が不平等で、例えば、第三生産隊は第四・第五生産隊と比較して遠隔地や痩せ地が20ha以上もあり、作業上の負担が重かった。

そこで1957年には、経営の便を考え、生産に有利に、各地の状況に合わせて、調整や換地を行った。

その他、役畜を固定して、役畜は基本的に動かさないが、生産隊によっては役畜が死亡したり弱くなったり、また耕地の負担量が異なる場合には、調整と補充を行ない、また農具も固定して、各生産隊の必要に応じて農具の調整と補充を行った。

冒頭に示した4つの問題点の内、第1から第3の問題点は、「三包」制度の問題に関わるものであったが、富錦県では、1957年から「包耕畜」制度を含めた「四包」制度が施行された。その制度整備の内容は、先に見た慶城高級社のもとのほぼ同じであるため、ここでは詳しく言及しない。

概括的に言えば、1957年には、「包工」制度については、作物別に必要労働量を確定し、それに基づいて必要労働総量を確定し、「労働点数」を生産隊に配分するようにした。「包産」制度については、生産量ノルマを平年生産量よりやや高めに、増産計画量よりも低く定めた。「包財務」制度については、財務支出計画を各生産隊毎に割り当て、さらに現金管理を高級社管理委員会に集中した。「包耕畜」制度は、役畜の利用・管理を生産隊に請け負わせ、また役畜の飼育状態に関する評価基準を定めるなどが行われた。

この「三包・四固定」制度の改善のプロセスは、高級社管理委員会が、生産隊にノルマを割り当てて、その生産活動を管理する上で各生産隊の耕地、労働力などの生産諸条件が異なることが障害となっており、耕地、労働力、指導能力のある幹部、役畜、農具の質と量の両面で相互調整を行い、「四包」制度の執行の妨げになるような生産条件の格差を均等化する必要があったことを示している。

その内容をやや詳しくみれば、労働力の質としては、体力差、技術差があり、耕地条件としては、居住地からの距離や耕地の分散度、つまり作業時間配分や移動時間の問題があり、豊度差、そして面積差—これはノルマ達成から見ると広いと不利になる—などがあった。

これらの状況を考慮して行われたはずの57年の制度改善の結果も、この点で決して完璧なものではなかった。

「包工」制度の改善についても、「1956年の実績を考慮して各種作物の必要労働量を検討し、各種作物の1ha当りの年間必要労働量基準を確定した」。続いて、「生産隊毎に総耕地面積と作物毎の作付面積から生産隊の総必要労働量を算出し」、「これを各生産隊に請け負わせ」ることとした。しかし、同記事の編者が「場所によって地味が違い、単収も異なるので、(作物毎の一管沼)基準を一律に確定するべきでない」と指摘したように、多少の耕地整理を行ったとしても、生産隊間の耕地条件は完全に均一にすることはできないし、ましてや作物毎の作業条件も同一に見えずことはできなかったのである。

C) 生産条件格差と報酬分配を巡る生産隊間の利害対立

本項では、生産隊間の生産条件の格差を前提として発生した、高級社単位での統一分配の問題点を資稟 西川郷 西川高級社と、同県 富源高級社の天興屯生産隊の二つの事例から考察する(註11)。

まず、資稟 西川郷の西川高級社は、社員戸数 183戸、生産隊数 3で、各生産隊とも決められた耕地を請け負っていた。

耕地面積は 474.9haであったが、窪地が多く、1956年には水害の

被害も大きかった。

しかし、生産隊によって窪地の比率が違い、水害の被害も違っていた。

例えば、第1生産隊は窪地が最も多く、収穫は最も悪かった。第2生産隊は岡地と平川地がそれぞれ半々で、収穫は普通。第3生産隊は岡地が多く、収穫が最も良かった(*)。

*：文中の「岡地」とは、高台にあり水はけの良い耕地を指し、「平川地」とは平坦地を指す。

この様に、生産隊毎に耕地条件が異なり、収量も違ったため、「第3生産隊から、統一分配を行うと損をする」と言う意見が出てきた。

その後、高級社管理委員会の調整により、所得分配をやはり統一で行うことになったが、その理由として挙げられたのは次の4点であった。

第1に、「生産隊毎に耕地、役畜、農具を固定しているのは、労働生産性の向上を図るためである」こと。

第2に、利益・リスクを各生産隊で共同で負担することの必要性とメリットが強調された。つまり、「水害であれば、水はけの良い岡地が有利で、窪地は不利になる。つまり、第3生産隊が有利になる」。しかし「干害の場合には、岡地が不利で、水分の多い窪地が有利になり、第1生産隊が有利になる」。従って、「高級社で統一分配を行うことによって年度毎の利益・リスクを高級社全体で共同に負担することができる」と言う理屈が主張された。

第3は、「収穫の良かった第3生産隊の成果は、高級社の統一指導と他の生産隊の協力の結果である」ことが強調された。

具体的に挙げられたのは、「前年は第1・第3生産隊の収穫が良好であったため、1956年の春期に第2生産隊が種子購入資金の困難に直面した時に、資金に余裕のあった第1生産隊が資金上の援助を

した」ことであり、また「第3生産隊は畜力が不足していたが、春期に第1・第2生産隊は6頭の役牛を融通した」ことであった。

第4は、「第1生産隊には5台のゴム輪荷車があり、運輸業収入が年間で9,000元あった」。そのため、「この収入で高級社全体で年2回の(穀物収穫前の一普沼)報酬前払いが可能になった」ことであり、また「第2・第3生産隊では小麦を作付しておらず、第1生産隊のみで作付した。この小麦のおかげで高級社の社員全員が小麦粉を食べることが出来る」ことであった。

以上4点のうち、最初の三つは、高級社として統一経営を行うことの利点を主張したものであり、最後の4点目が統一分配の利点を主張したものであった。

第3生産隊から出された不満と、高級社管理委員会の提起した見解に共通するのは、個々の生産隊が単独で経営した場合には、耕地条件、役畜、荷車などの生産手段の賦存状況、副業条件の格差が大きいことである。

それに対して、両者の相違点は次の点にある。高級社管理委員会の主張は、4つの生産隊全体を考慮した、生産手段と労働力の結合を前提としており、各生産隊に分けられているのは「労働生産性の向上」のため、つまり、作業意欲や作業効率を高めるための、言わば便宜上のものに過ぎないと言う意味である。ところが、生産隊の不満は、生産隊こそが自らの生産活動の場であり、そこからの生産の成果は当然自分達が享受すべきだと言う主張になっており、4つの生産隊を一つの経営体に統合する観点は存在していなかったのである。

このことは、寶泉 富源合作社の天興屯生産隊の事例にも現れている。

同高級社では1956年に、「高級社の4つの生産隊の中で自分達の生産隊だけが、水害による耕地の水没が大変少なかった」ことを背景として、「生産隊の隊員全員が単独分配を要求して」いた。そして、「もし、統一分配をしたら自分達の労働の成果は他の生産隊に

採取される。これは社会主義の原則に違反しないのか?」として、高級社に対して「高級社は統一分配をせずに、生産隊ごとに単独に分配を行うことができないか?」と主張した。

これについては、この記事(黒竜江日報社説)の筆者は、「全社で団結すれば、水害の損失を補うことが出来る」、「中国人民には“隣人を愛おしんで災害救済を行う”美德」があり、「高級社設立以降にも災害復旧のために高級社の間、また高級社の内部でも“同舟共済”の精神が発揮されている」、「高級合作化以降は生産手段は集団のものであり、生産隊は一種の生産活動の単位であり、所有の単位ではない」と反駁している。

このように、高級社が「四包」制度に沿って統一経営と社員の出役報酬の統一分配を行うことが、自然災害が発生したときに生産隊間の生産条件の差異が顕著な収量格差として顕在化したことによつて、各生産隊が独自の利害を主張する状況があったのである。本章の第1節でも、一般的にはあるが、「四包」制度の考察の中で、生産隊間の収量格差があった場合の「労働点数」配分の問題点を指摘したが、現実には複数の生産隊を統括して統一経営を行うこと自体への反発にまで発展したのである。

* * *

ここで問題になるのは、高級社の中で生産隊と言うものがどの様な性格の集団であったのか、であろう。本項でみた限りでは、生産条件の異なる生産隊が、高級社としては「四包」制度の下でノルマ達成状況に応じた「労働点数」分配の単位となるが故に、個々独自の利害を持つに至つたのである。

そこで、項を改めて別の事例から再度検証してみよう。

D) 生産隊の合併問題—利害集団としての生産隊の性格—

本項では、生産隊と言う集団の性格を、海倫県 新建郷 富興合作社の馬家屯における生産隊の合併問題から考察する(註12)。

1956年の夏季農閑期になって、馬家屯の4つの生産隊を2つに合

併した(*)。

*: これまでは、生産隊が一つの自然村(屯)に相当することを仮定して展開してきた。だが、馬家屯では従来は4つの生産隊が存在したことから、必ずしも生産隊が屯単位で設立されたわけではないことが分かる。

この生産隊合併の理由とされたのは、次の二つの事件を契機としていた。

第1の契機は、夏期の中耕・除草の時期に、生産隊間で摩擦が発生し、それが作業進行に影響したことであった。

高級社全体で中耕・除草作業をそれぞれ2回ずつ行うことになった。その作業中に、「第1生産隊では馬そりの枠組みが壊れたが、第1生産隊の大工が病気であったため、第1生産隊長の王守志が第4生産隊の大工・楊永富に修理させようと依頼した。しかし、昼になって第4生産隊長の劉鳳林がそれを聞きつけてから、大工の楊永富に第1生産隊のための修理をやめさせて中耕・除草作業を行わせた。晩になって双方の生産隊長が喧嘩を始めた」。そして、「このような事件は中耕・除草期間中に頻発した」と言う。

例えば、「第3生産隊では除草・中耕作業の際に、自分の隊の馬では足りなかったが、第4生産隊では余って休んでいる馬がいるのに貸さなかった」などの事件があった。

第2の契機は、「夏期の中耕・除草が終わった後に、馬家屯の4つの生産隊が併せて60余名の労働力を出してダム修理を行うことになった」。しかし、本来ならば労働力の一部は高級社の作業に従事し、残りは家事をやるはずだったのに、半分をダム工事に動員されてしまったため、「残った60余名は圃地の世話やオンドル掃除・壁塗りに精を出し、高級社の作業に参加したがるものは少なかった」と言う。

この二つの事件が発生してから「この状況を打開するために、高

級社主任の王文富と各生産隊長は協議して、高級社管理委員会や党支部に計らずに、4つの生産隊を2つに合併させてしまった」。

だが、生産隊間の摩擦は取束せず、それは合併後の生産隊内部に持ち込まれた。

まず、「第3生産隊の隊長 郭洪昌と第4生産隊の隊長 劉鳳林は合併した後でも、お互いに不満があり、作業上の問題点も協議せず、問題を発見しても黙っている」状況であった。

加えて、合併によって生産隊の規模は従来の30余戸から60余戸に拡大したため、「隊長が農作業の割り当てや作業の進行度合を把握、管理できなくなった」と言う。

例えば、「春季播種作業期には、4つの生産隊は早期完成競争を行った。なかでも第4生産隊は、作付の質も高く、作業進度も速く、厩肥の投入面積も大きかった。

しかし、合併後の秋に収穫期になると、以前の生産隊間の競争を組織するだけでは、作業を進めることがなくなった」と言う。そして、「秋になってテンサイが早霜のために畑で凍り付いたのに、2つの生産隊の隊員は、まだトウモロコシ取りや豆の刈り取りをやっていた」り、収穫作業が終わっていないために「収穫して家庭に運んだジャガイモを穴に埋めることが出来ず、1,000余kgが凍ってしまった」りした。

このように、生産隊間の利害対立は合併後も後を引いて解決をみなかった。

* * *

この事例で考察されたところでは、まず第1に、生産隊間の摩擦がこれまでも考察したように、生産条件の相違に基づくものであることが分かった。それは、生産隊が農繁期労働力を他の生産隊の馬具修理に取られるとか、役畜が他の生産隊に使われることを忌避した点に現れている。これも、恐らく「包工」制度や「包耕畜」制度があるため作業進度ノルマや役畜の飼育ノルマの達成に支障を来さ

ないようにするための対応であったと考えられる。

だが、第2に、ダム工事など高級社の外部の作業出役に出ても、残った労働力が家事労働に従事してしまったことや、合併後も拡大した生産隊の下で改めて意志一致を図って作業に従事することがなかったことは、生産隊が一つの利害集団として行動することが、決して内部的に強固な人間関係を持ったものではなかったことを示している。

言い換えれば、生産隊が一つの集団として行動するのは独自の経営が許されれば、つまり組織の規模として自然村とか初級社程度であればうまくいくことを意味せず、ただ単に高級社の下に生産隊として動員されたと言う「事情の産物」に他ならないのである。

第4節 本章のまとめ

本章では、高級社における作業、経営管理の制度と実態を考察してきたが、それは主として高級社管理委員会と生産隊の関係として考察された。

高級社の考察で生産隊の問題がクローズアップされるのは、生産隊が初級社の生産隊とは違って自然村やそれよりはやや小さい初級社規模という、より大きな規模で設立されたからである。そして、それ故に、高級社の農作業や経営管理が、旧来の「大農」の雇用経営とは比較し得ない自然村を越えた新たな問題を誘発したのである。

A) 「四包」制度とその実行体制

本章 第1節と第2節の内容は、すでに第2節 G) 項で整理した。それは、高級社の作業、経営管理体制が、県と郷を含んだ「四包」制度の「上からの」普及と徹底として行われ、その諸制度自体も、高級社管理委員会の生産隊に対するノルマ管理としての統制の強化を意味するものであったこと、しかも、ノルマ達成度合に応じて主に「労働点数」の増減として行われる賞罰制度は、生産隊の隊員の出役労働所得の増大を抑制する性格を持っていたこと、であつ

た。

ただ、ここで論じたのはあくまでも制度論であり、生産隊の制度中の位置づけを論じたものに留まり、従って実態の問題としては、次章で考察される高級社における労働評価問題、耕地利用、役畜利用の実態と問題点などの分析によってはじめて完結するものである。

B) 生産隊の性格と作業、経営管理問題

第3節で考察したのは、生産隊の管理スタッフの問題、「四包」制度実施上の問題としての生産隊間の生産条件の差異の影響、そして報酬分配への影響の三つであった。さらにこの様な生産隊間の利害対立が生じた原因と併せて生産隊の性格についても検討した。

第3節の検討では、生産隊はそれ自身が独立して機能し得るものではなく、その集団的利害も高級社の下に統括され、しかもそこで生産活動が「四包」制度によって直接的には高級社管理委員会に統制され、最終的には複数の生産隊が相互に結び付けられていることに規定されていたからで、それ以上のものではなかったと言う結論が得られた。

従って、第3節で検討された上記の三つの問題は、本節の冒頭に述べたように高級社の設立レベルと生産隊の組織規模の特殊性を反映して発生した新しい問題であったと言える。

まず、生産隊の管理スタッフの問題について、高級社が設立されると、管理委員会という行政村レベルの経営指導・管理集団を形成する必要から、旧初級社の指導的部分が根こそぎ持っていかれてしまった。そこで、「四包」制度の実施によって、多い場合には60戸余りの世帯を含む生産隊の農作業は、単に業務分担に応じてノルマ管理に従事する専門家集団によって指導されることになった。ただ、その場合に、農作業や各専門管理者に対して総合的な管理能力を発揮できるリーダーの形成はあまり重視されなかったようであった。

また、高級社が相対的に広範囲の地域を包括して組織されたことから、必然的に内部に地域間格差とも言うべき生産条件の格差を包

含することになった。そこで、農作業を統一のノルマで管理した統一で所得分配を行うことは、生産隊間の利害対立を派生せざるを得なかったことに反映している。

* * *

総じて、本章では高級社の作業、経営管理問題が、その組織規模が従来以上に広域的に拡大したため、まず生産隊に対する管理制度の確立とその実施の問題として現象したことが考察された。

従って、次章以降で考察される労働力や生産手段の利用問題や、高級社の収益分配の問題は、このことを前提に考察されることになる。

第13章註

註1: 「中共黒竜江省委員会農村工作部、双城堡委員会農村工作部、幸福郷総支部委員会 連合工作組 発動全体田間生産人員対耕作質量負責、双城慶城農業社建立責任田制度」、黒竜江日報1957年3月25日、による。

註2: 以下は、「中共黒竜江省委員会農村工作部、双城堡委員会農村工作部、幸福郷総支部委員会 連合工作組 “四包”怎樣做?—双城慶城農業社做出了樣子」、黒竜江日報1957年3月20日、による。

註3: 資料は註1に同じ。

註4: 以上は、「中共黒竜江省委員会農村工作部、双城堡委員会農村工作部、幸福郷総支部委員会 連合工作組 進行“四包”以後怎樣領導社内生産?—慶城農業社整頓後領導生産方法介紹」、黒竜江日報1957年4月6日、による。

註5: 以上の資料は、註2に同じ。

註6: 以下の資料は、註2に同じ。

註7: 以下の資料は、註2に同じ。

註8: 以下は、「社論—加強生産隊的領導」、黒竜江日報1957年4月5日、による。

註9: 以下は、「燎原社怎樣發揮了生產隊的作用」および「生產步入正規的燎原社第一生產隊」、いずれも黒竜江日報1956年3月23日による。

註10: 以下は、「富錦県六個農業社實行四包四固定方法介紹」黒竜江日報、1957年3月1日、による。

註11: 以下、西川高級社についての資料は「単独分配理不通」、黒竜江日報1956年11月1日、により、富源高級社についての資料は、「社論—需要発揚同舟共済的精神—回答災區富源社天興屯生產隊社員提出的問題」、黒竜江日報1956年10月5日、による。

註12: 以下は、「不要盲目併隊」、黒竜江日報1956年11月29日、による。

第14章 出役労働評価と生産手段利用の諸問題

前章では高級社の生産隊を単位として行われる農作業、経営管理制度を考察し、それがノルマ請負制度ときわめて専門分化したスタッフによって担われるが、生産隊毎の生産条件の格差などによって高級社管理委員会と生産隊の間の、あるいは生産隊間の利害対立が発生していたことを考察した。

本章では、こうした全体的枠組みの中で生産隊内部における出役労働評価の問題、共有化された耕地や役畜の使役・飼育問題に分けてやや立ち入って考察する。初級社においても同様の問題を第9章で検討したが、ここでは高級社設立後の段階で新たに発生したものについて限って考察していく。

第1節 生産隊における出役労働評価問題

初級社では、社員がノルマの量的達成だけでなくその作業の質にも注意を払うように仕向けるために出役労働の評価方法が工夫された。特に男子労働力の出役労働評価については、事後的な作業評価という方法が採用されたことを考察してきた。

高級社の生産隊については前章では双城県 慶城高級社の事例から「責任田小組」制度を考察したが、同じ作業ノルマ請負制（「包工」制）の下でも事後的評価とは質的に異なる評価方法も考察されるようになってきた。

本節では、まずこの点に関して高級社設立後に提起された能力別の労働点数体系を導入した事例を考察する。そして次に、作業ノルマ請負の前提となる生産隊の作業条件のうち前章で触れなかった作付計画の生産隊への配分の問題点を考察する。なお、本節で扱う資料はすべて中共黒竜江省委員会が行った高級社の労働評価問題調査に関する報告文である（註1）。

A) 労働評価基準の等級区分問題

寧安県 幸福高級社の第一生産隊では、全体で一人前の労働力が